

JILPT 調査シリーズ

No.122

2014年5月

改正労働契約法に企業はどうか対応しようとしているのか —「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」結果—

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



改正労働契約法に企業はどう対応しようとしているのか
—「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」結果—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

「労働契約法の一部を改正する法律」が2012年8月に成立し、有期契約労働者の「雇止め法理」が法定化される（第19条）（2012年8月施行）とともに、有期労働契約を反復更新して通算5年を超えた場合の無期契約への転換（第18条）や、有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の相違の禁止（第20条）が新設された（2013年4月施行）。

この調査は、改正労働契約法に企業がどのように対応しようとしているのか、また、有期契約労働者の雇用管理にどういった影響が及び得るのかを把握するため、企業に対するアンケート及びインタビューを行ったものである。

今回の調査は、改正労働契約法の施行から3ヵ月を経過した時点の状況を把握したものであり、引き続き動向を注視していくことが重要となるが、本報告書が今後の政策論議の活性化に資すれば幸いである。調査の実施に当たり、ご協力いただいた多くの企業の方々に厚く御礼申し上げたい。

2014年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野和夫

担 当 者

荒川 創太 調査・解析部 主任調査員補佐 ※

渡辺 木綿子 調査・解析部 主任調査員補佐（執筆）

※改正高年齢者雇用安定法への対応状況に係る調査結果は、調査シリーズ No.121 を参照。

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の趣旨	1
第2節 調査の方法	1
1. アンケート調査	1
2. インタビュー調査	2
第2章 調査結果の概要	3
第1節 アンケート調査結果	3
1. 有効回答企業の主な属性	3
2. 有期契約労働者の活用状況	4
3. 改正労働契約法の認知度	4
4. 必要な労働者を有期契約で雇用している理由	4
5. 有期契約労働者の活用形態	5
6. フルタイム・パートタイム契約労働者を活用している職種	6
7. 改正労働契約法をめぐる対応方針	6
(1) 無期転換ルールにどう対応するか	6
(2) 無期契約への転換方法	7
(3) 正社員あるいは無期契約に転換させても良いと考える割合	8
(4) 法定を上回る形で正社員や無期契約に転換する意向	8
(5) 無期契約に転換するメリットと課題	9
(6) 転換先となる無期契約区分の処遇・労働条件の設定方法	10
(7) 通算5年未満への抑制方法	13
(8) 有期・無期間の不合理な労働条件の相違禁止ルールにどう対応するか	13
8. 改正労働契約法は有期契約労働者の雇用管理にどのような影響を及ぼすか	14
(1) 検証① 契約更新の上限設定に対する影響	14
(2) 検証② 正社員への転換制度・慣行に対する影響	16
(3) 検証③ 有期契約労働者の今後の採用・活用に対する影響	18
第2節 インタビュー調査結果	19
1. なぜ、無期転換に前向きなのか	19
2. どのような無期化形態を考えているか	21
3. 無期転換の希望者はどの程度いるとみるか 現状で5年を超えて働いている有期契約労働者にはどう対応するか	25

4. 無期化区分の雇用契約をどのような形で締結するか	26
5. 無期化区分の職務や処遇・労働条件をどう設定するか	28
6. 無期転換ルールは正社員転換にどういった影響を及ぼすか	30
7. 通算5年未満での雇止め方針を採る企業の考え方	32
(1) なぜ、無期転換は難しいのか	32
(2) 代替機会をどう確保するか	34
8. 有期・無期間の不合理な労働条件の相違禁止ルールをどう捉えるか	35
第3章 考察	37
第1節 無期転換ルールへの対応方針を左右する規定要因は何か	37
1. 基礎的な属性要因	37
2. 雇用管理上の特性要因	41
第2節 なぜ、無期転換に前向きな企業が多いのか	46
1. そもそも多いのか	46
2. なぜ、無期転換方針を採るのか	48
(1) 理由① 従前からの雇用管理手法との親和性	48
(2) 理由② 試行的雇用期間としての活用	49
(3) 理由③ 期間の定めを設ける合理性に関する見直し	49
(4) 理由④ 通算5年超という期間の長さ	49
(5) 理由⑤ 人件費増に直結しないこと	50
(6) 理由⑥ 雇用調整できなくなるわけではないと考えられていること	50
(7) 理由⑦ 雇用ポートフォリオの見直し	50
第3節 総括	51
1. 政策的インプリケーション	51
2. まとめに代えて	52
付属資料	53
① 調査票	55
② 付属統計表	64

第1章 調査の概要

第1節 調査の趣旨

改正労働契約法（参考）への企業の対応状況・意向を把握するとともに、同法が有期契約労働者の雇用管理に及ぼす影響を検証するため、企業を対象とするアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。

本調査は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課からの緊急要請に基づき、実施したものである。

参考：労働契約法の改正ポイント

3つのルール

I 無期労働契約への転換
有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化
最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

II：平成24年8月10日（公布日） IとIII：平成25年4月1日

資料出所：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

第2節 調査の方法

1. アンケート調査

調査対象（標本）は、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）の15産業分類で、常用労働者を50人以上雇用している全国の企業20,000社である。民間信用調査機関が所有する企業データベースを母集団とし、経済センサスの構成比に基づき、産業分類と常用労働者の規模（1,000人以上、300～999人、100～299人、50～99人の4区分）別に層化無作為抽出した。

調査項目は、調査票（58頁（付属資料）・設問II）の通り、12問である。①改正労働契約法の認知度、②有期契約労働者の活用状況、③契約・更新の設定状況と④改正労働契約法に伴う変更内容、⑤無期転換ルールへの対応方針、⑥無期契約区分の処遇・労働条件の設定方法、⑦無期転換のメリットと課題、⑧無期への法定を上回る転換意向、⑨正社員への転換制

度・慣行の現状と⑩改正労働契約法に伴う見直し方針、⑪有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の相違禁止ルールへの対応方針、⑫有期契約労働者の今後の採用・活用方針、といった一連の事項である。

調査期間は2013年7月26日～8月31日であり、2013年7月1日時点の状況を尋ねた。調査方法は郵送配布・郵送回収方式で、有効回収数は7,179社（有効回収率35.9%）だった。

2. インタビュー調査

アンケート調査結果を掘り下げることが目的として、インタビュー調査を実施した。調査対象は、1,000人以上規模の企業8社である。改正労働契約法・第18条への対応として、無期転換する方針の企業（6社）と、通算5年未満で雇止めする方針の企業（2社）がいずれも含まれるようにした。また、業種間だけでなく、同一業種でも規模や有期契約労働者比率等による違いを比較できるように選定した。2013年10月末～2014年1月中旬にかけて、対象企業における人事総務部門の部課長クラスを訪問し、聴き取りを行った（図表1）。

インタビュー調査事項は、①有期契約労働者の活用状況、②有期契約労働者の活用理由と活用量の調整方法、③改正労働契約法の認知度合い、④改正労働契約法・第18条への対応方針と、同方針を採用する場合のメリットや課題、⑤無期転換を考えている場合は無期化区分の雇用契約のあり方、職務や処遇・労働条件の設定方法、無期転換希望者の見通し、現状で5年を超えて働いている有期契約労働者への対応方針、⑥通算5年未満での雇止めを考えている場合は無期転換が難しい理由、具体的な抑制方法、有期契約労働者の活躍を促進するための方法（無期転換に代替するような支援方策等）、⑦改正労働契約法が正社員転換に及ぼす影響、⑧改正労働契約法・第20条への対応方針、⑨他の労働力による代替の可能性、⑩有期・無期契約労働者を含めた雇用ポートフォリオの将来予測などである。

図表1 インタビュー調査の実施状況

主な業種	調査日時	調査対象
建設業	2013年10月30日 10:00～11:25	人事総務部人事課長及び採用課長
飲食サービス業	2013年10月31日 15:00～16:35	人事セクション課長
宿泊業	2013年11月11日 13:30～15:00	人事部長及び担当課長 人事担当チーフマネージャー
飲食サービス業	2013年11月15日 15:30～17:00	コーポレート本部人事総務部長
建設業	2013年11月28日 15:00～16:30	人事部副部長
教育,学習支援業	2013年11月29日 13:30～14:45	総務部人事課長及び課長補佐
卸売業,小売業	2013年12月12日 10:00～11:20	SC管理部人事・教育グループ統括マネージャー
製造業	2014年 1月17日 10:30～11:55	人事部労務室国内労務課長 人員計画・採用室人員計画課長

第2章 調査結果の概要

第1節 アンケート調査結果

1. 有効回答企業の主な属性

有効回答企業（n=7,179）の主な属性は、以下の通りである。

（1）業種

業種構成は、上位から製造業が27.8%、サービス業計¹が23.6%、卸売業、小売業が19.4%、運輸業、郵便業が9.6%、建設業が7.0%などとなった（図表2）。

（2）雇用者規模

雇用者の規模構成は、1,000人以上が8.0%、500～999人が5.8%、300～499人が6.9%、100～299人が34.9%、50～99人が36.9%、49人以下²が6.4%で、300人未満の中小企業が合わせて約8割（78.2%）を占めた。

（3）労使関係

労使関係に関しては、過半数代表の労働組合ありが18.1%、過半数代表ではないが、労働組合ありが5.7%、労働組合はないが、労使協議機関ありが27.5%、労働組合も労使協議機関もないが47.3%となった。なお、労働組合があり、定年再雇用者以外の有期契約労働者が組合員に含まれている割合は3.8%だった。

図表2 有効回答企業の主な属性

		（％）		
主たる業種	建設業	7.0		
	製造業	27.8	→	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.5		
	情報通信業	3.5		
	運輸業、郵便業	9.6		
	卸売業、小売業	19.4		
	金融業、保険業	1.0		
	不動産業、物品賃貸業	1.3		
	学術研究、専門・技術サービス業	2.2		
	宿泊業、飲食サービス業	5.6		
	生活関連サービス業、娯楽業	3.4		
	教育、学習支援業	1.8		
	医療、福祉	3.3		
	複合サービス業（郵便局、協同組合等）	0.2		
	その他サービス業（他に分類されないもの）	12.2	→	
	その他	0.2		
	無回答	0.8		
	労組等の有無	過半数代表の労働組合がある	18.1	→
		過半数代表ではないが、労働組合がある	5.7	→
労働組合はないが、労使協議機関がある		27.5	→	
労働組合も労使協議機関もない		47.3	→	
無回答	1.5			
		（内訳）		
		一般機械器具製造業	3.6	
		輸送用機械器具製造業	2.8	
		精密機械器具製造業	1.4	
		電気・情報通信機械器具、電子部品製造業	2.9	
		鉄鋼業、金属・非鉄金属製品製造業	3.5	
		繊維製品、木材・パルプ製造業	2.7	
		化学、石油・プラスチック、ゴム製品製造業	4.5	
		食料品製造業	3.8	
		その他	2.2	
		無回答	0.3	
		うち「労働者派遣会社」に該当	3.6	
		うち「業務請負会社」に該当	4.4	
		（組合員範囲）		
		うち「定年再雇用者」が組合員に含まれている	6.4	
		うち「定年再雇用者以外の有期契約労働者」が組合員に含まれている	3.8	
		49人以下	6.4	
		50～99人	36.9	
		100～299人	34.9	
		300～499人	6.9	
		500～999人	5.8	
		1,000人以上	8.0	
		無回答	1.1	
		1979年以前	63.6	
		1980年代	12.2	
		1990年代	8.9	
		2000年代	8.9	
		2010年以降	1.4	
		無回答	4.9	

¹ 「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス事業（郵便局、協同組合等）」「その他サービス業（他に分類されないもの）」の合計。

² 民間信用調査機関のデータベースに、常用労働者50人以上で登録のあった企業を母集団として無作為抽出・配付を行ったが、登録時点以降に実施したダウンサイジングが反映されていなかった場合等で、結果として50人未満の企業も含まれてきている。

2. 有期契約労働者の活用状況

全有効回答企業（ $n=7,179$ ）のうち現在、有期契約労働者を雇用している割合は77.8%だった。なお、労働契約法の改正以降、雇止めを行い、有期契約労働者を雇用しなくなった企業は、全有効回答企業のうち0.5%と僅少だった。

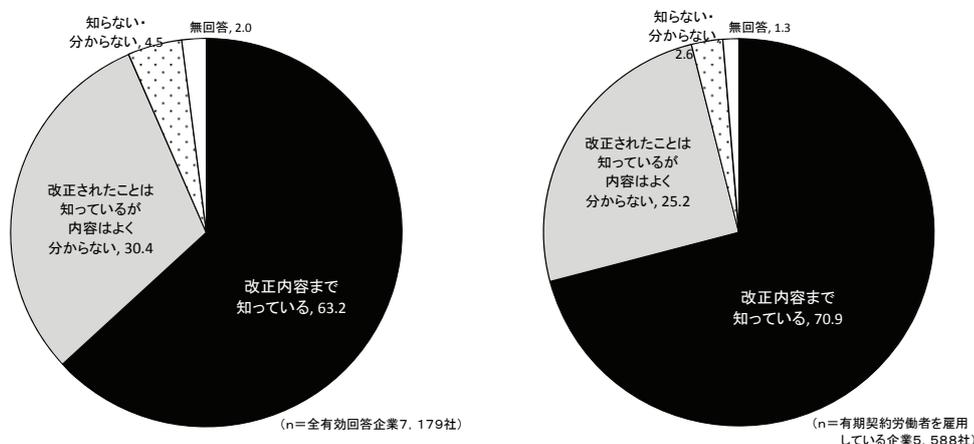
有期契約労働者を雇用している場合（ $n=5,588$ ）に、雇用者全体に占める有期契約労働者の割合は、「10%未満」が38.0%でもっとも多く、次いで「10%以上30%未満」が30.7%、「30%以上50%未満」が12.9%、「50%以上70%未満」が8.8%、「70%以上90%未満」が6.0%、「90%以上」が2.2%などとなった。

3. 改正労働契約法の認知度

全有効回答企業（ $n=7,179$ ）を対象に、2013年4月に全面施行された改正労働契約法の認知度を尋ねると、「改正内容まで知っている」が63.2%で6割を超え、「改正されたことは知っているが、内容はよく分からない」が30.4%などとなった（図表3）。

また、有期契約労働者を雇用している企業（ $n=5,588$ ）ベースで集計すると、改正労働契約法について「改正内容まで知っている」は70.9%で7割を超え、「改正されたことは知っているが、内容はよく分からない」が25.2%などとなった。

図表3 労働契約法が改正されたことを知っているか

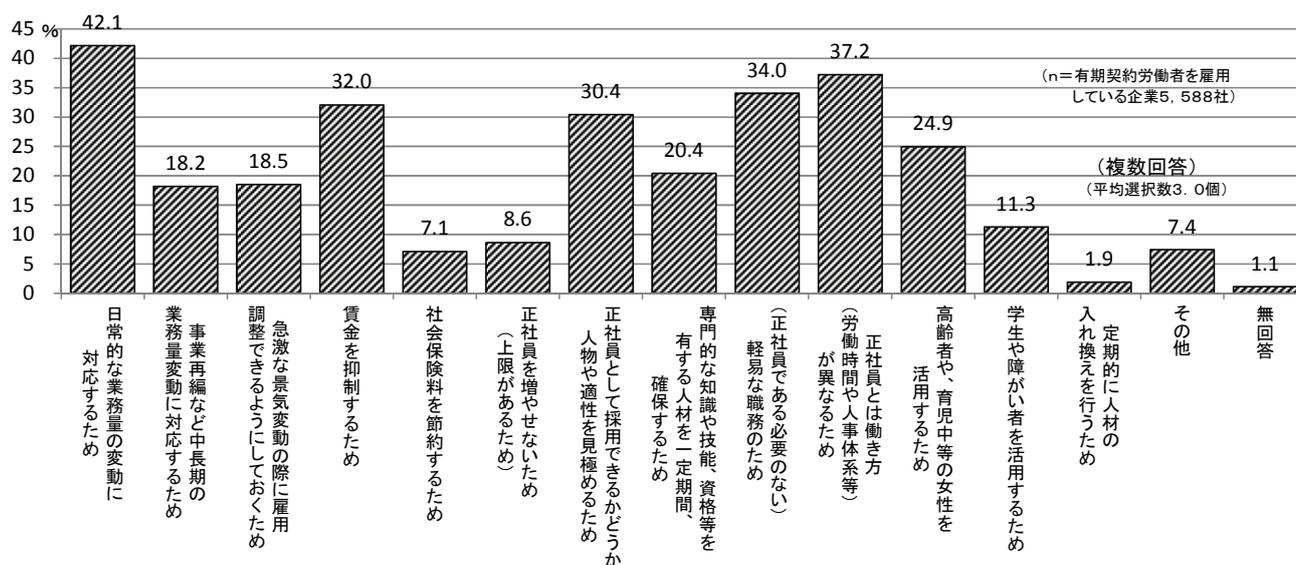


4. 必要な労働者を有期契約で雇用している理由

有期契約労働者を雇用している企業（ $n=5,588$ ）に対して、必要な労働力を有期契約で雇用している理由を尋ねると（複数回答）、「日常的な業務量の変動に対応するため」がもっとも多く（42.1%）、これに「正社員とは働き方（労働時間や人事体系等）が異なるため」（37.2%）、「（正社員である必要のない）軽易な職務のため」（34.0%）、「賃金を抑制するため」（32.0%）、「正社員として採用できるかどうか人物や適性を見極めるため」（30.4%）——などが3割超で続いた（図表4）。

このほか、多い順に「高齢者や、育児中等の女性を活用するため」(24.9%)、「専門的な知識や技能、資格等を有する人材を一定期間、確保するため」(20.4%)、「急激な景気変動の際に雇用調整できるようにしておくため」(18.5%)、「事業再編など中長期の業務量変動に対応するため」(18.2%)、「学生や障がい者を活用するため」(11.3%)、「正社員を増やせないため(上限があるため)」(8.6%)、「社会保険料を節約するため」(7.1%)、「定期的に人材の入れ換えを行うため」(1.9%) などとなった(平均選択数 3.0 個)。

図表 4 必要な労働力を有期契約で雇用している理由



5. 有期契約労働者の活用形態

改正労働契約法が対象とする有期労働契約は、パート・アルバイト、派遣、契約・嘱託等の呼称にかかわらず、期間の定めのある労働契約全般である³。そのため、正社員を定年退職後、有期労働契約で再雇用される場合や、契約期間が1ヵ月に満たない場合なども対象に含まれてくる。こうした中であっては、こういったタイプの有期契約労働者を想定して回答してもらうかを明確にする必要がある。

そこでまず、有期契約労働者の活用形態を尋ねると、有期契約(契約期間は1ヵ月以上)でフルタイム(正社員と所定労働時間がほぼ同じ)の契約労働者を直接雇用している企業が

³ 無期転換ルールをめぐっては、一定の特性を持つ有期契約労働者について、特例を設ける動きがある点に留意する必要がある。①研究開発力強化法及び大学教員等任期法の一部改正法(2013年12月成立)により、大学等や研究開発法人の教員等、研究者、技術者などについては、無期転換申込権発生までの期間を5年から10年に延長する特例が創設された(2014年4月施行)。また、②国家戦略特別区域法(2013年12月成立)の附則第2条に基づき、労働政策審議会労働条件分科会有期雇用特別部会及び職業安定分科会高齢者有期雇用特別部会で検討が加えられ、(i)「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者については、無期転換申込権発生までの期間を5年から、一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限10年)に延長すること、(ii)定年後に有期契約で継続雇用される高齢者については、引き続き雇用されている期間は無期転換申込権が発生しないこととする、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案が、第186回国会(常会)に上程された(2015年4月施行予定)。

77.5%、同様にパートタイム（正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない）が75.7%、臨時労働者（契約期間が1ヵ月未満）が4.8%、定年再雇用者（自社の正社員を定年後、再雇用している労働者）が51.6%などとなった。

そこで、以降は臨時労働者や定年再雇用者のみ（いずれかのみか、両者のみ）の企業（7.2%）を除いたうえで、フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者を雇用している企業（n計=5,118）を対象に、掘り下げた調査を行った。

6. フルタイム・パートタイム契約労働者を活用している職種

フルタイムの契約労働者を雇用している企業（n=4,328）に対し、どのような職種で活用しているか尋ねると（複数回答）、最多は「事務職」で47.6%、次いで「生産労務職」が29.2%、「販売・サービス職」が27.7%、「専門・技術職（その他⁴）」が26.7%、「生産以外の労務職」が12.4%、「管理職」が10.7%などとなった（平均選択数1.9個）。一方、人数がもっとも多い職種は「生産労務職」（23.3%）、「販売・サービス職」（18.3%）、「事務職」（16.8%）、「専門・技術職（その他）」（14.6%）などの順だった。

同様に、パートタイムの契約労働者を雇用している企業（n=4,229）でも、活用している職種（複数回答）は「事務職」がもっとも多く、48.1%にのぼった。次いで「生産労務職」が26.6%、「販売・サービス職」が25.9%、「生産以外の労務職」が16.4%、「専門・技術職（その他）」が13.6%、「その他」が11.6%などとなっている（平均選択数1.7個）。人数がもっとも多い職種については「事務職」（21.7%）、「生産労務職」（20.7%）、「販売・サービス職」（20.1%）などの順だった。

7. 改正労働契約法をめぐる対応方針

（1）無期転換ルールにどう対応するか

改正労働契約法では、有期労働契約を反復更新して通算5年を超えた場合には、労働者の申込みに基づいて期間の定めのない労働契約（無期契約）に転換できるルールが新設された（第18条）。この規定をめぐるどのような対応を検討しているか、もっともあてはまる方針を挙げてもらうと、フルタイム契約労働者及びパートタイム契約労働者とも、「対応方針は未定・分からない」企業がもっとも多かった（それぞれ38.6%、35.3%）（図表5）。次いで多いのは「通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく」企業であり、フルタイム契約労働者で28.4%、パートタイム契約労働者で27.4%となった。これに、「有期契約が更新を含めて通算5年を超えないよう運用していく」が同順に14.7%、12.9%で続いた。

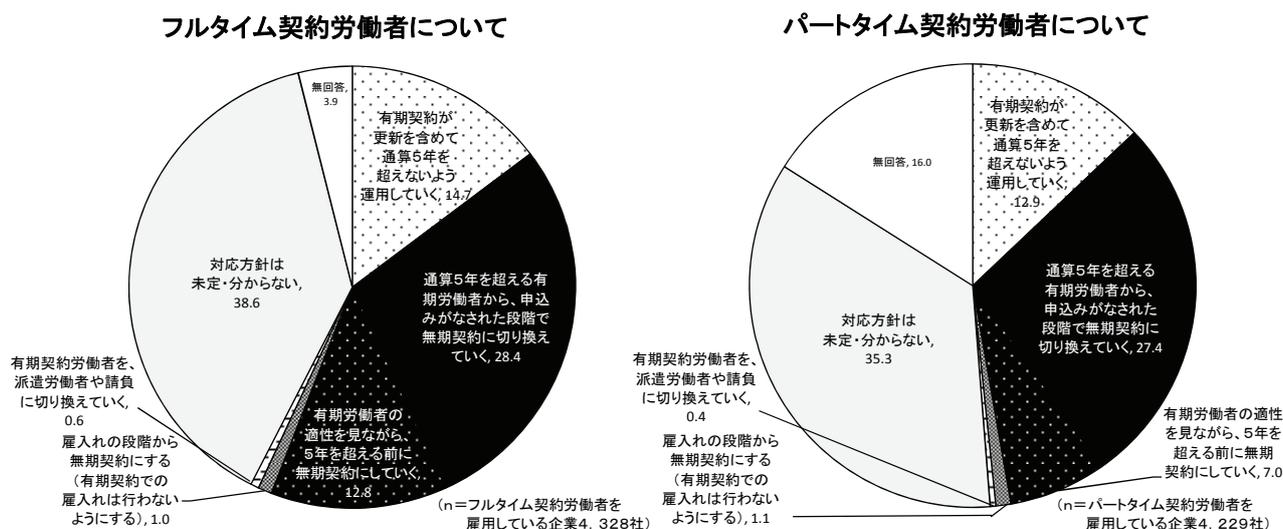
こうしたなか、「通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく」（上述）を、「有期契約労働者の適性を見ながら5年を超える前に無期

⁴ 医療・介護関係、教育関係以外。

契約にしていく」（同順に 12.8%、7.0%）や「雇入れの段階から無期契約にする（有期契約での雇入れは行わないようにする）」（同順に 1.0%、1.1%）と合わせると、何らかの形で無期契約にしていく意向のある企業が、フルタイム契約労働者で 42.2%、パートタイム契約労働者で 35.5%にのぼった⁵。

なお、「有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく」とする割合は、フルタイム契約労働者で 0.6%、パートタイム契約労働者で 0.4%と僅少だった。

図表 5 無期転換ルールにどのような対応を検討しているか

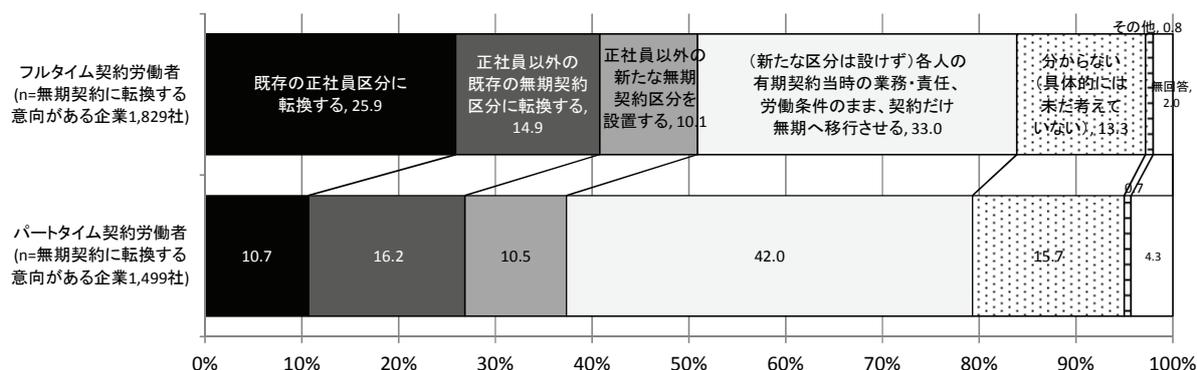


(2) 無期契約への転換方法

(1) で、何らかの形で無期契約にしていく意向があるとした企業（フルタイム契約労働者で n=1,829、パートタイム契約労働者で n=1,499、n 計=2,220）に対して、どのような形で無期契約にするか尋ねると、フルタイム契約労働者及びパートタイム契約労働者とも、「(新たな区分は設けず) 各人の有期契約当時の業務・責任、労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる」割合がもっとも多かった（それぞれ 33.0%、42.0%）（図表 6）。次いで、フルタイム契約労働者では「既存の正社員区分に転換する」（25.9%）、パートタイム契約労働者では「正社員以外の既存の無期契約区分に転換する」（16.2%）の順に多く、正社員以外の無期契約区分を活用する割合は、既存・新設を合わせてフルタイム契約労働者で 25.0%、パートタイム契約労働者では 26.7%となった。

⁵ フルタイムとパートタイムの両契約労働者を雇用している企業 (n=3,439) の集計で、ともに対応方針が定まっている割合は 45.6%だった。フルタイムのみ方針が明確になっている割合は 11.0%で、パートタイムのみは 2.1%、いずれも不明は 41.3%となった。

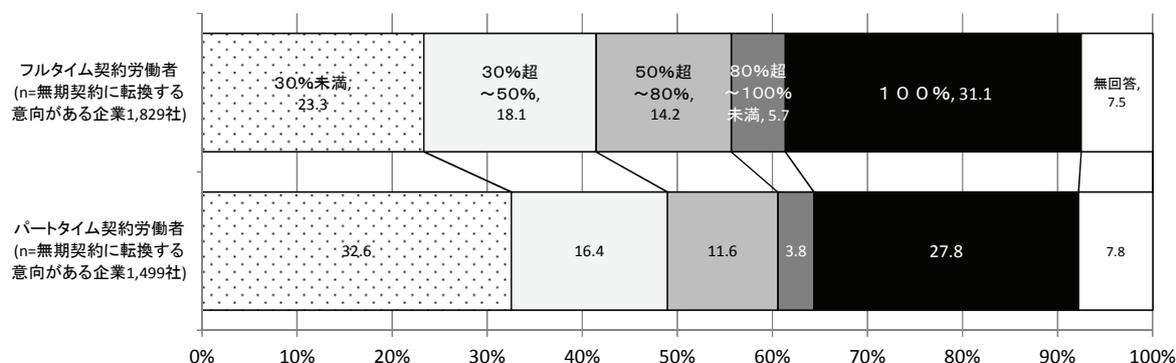
図表6 どのような形で無期契約にするか



(3) 正社員あるいは無期契約に転換させても良いと考える割合

現在、雇用しているフルタイム契約労働者、パートタイム契約労働者の各人数を100として、正社員あるいは無期契約へ転換させても良いと考える割合はどれくらいか尋ねると(具体的な数値を記入)、「100% (全員)」と「30%未満」の両極にボリュームがみられ、(企業)平均ではフルタイム契約労働者が63.9%、パートタイム契約労働者が55.6%となった⁶(図表7)。

図表7 正社員あるいは無期契約に転換させても良いと考える割合はどれくらいか

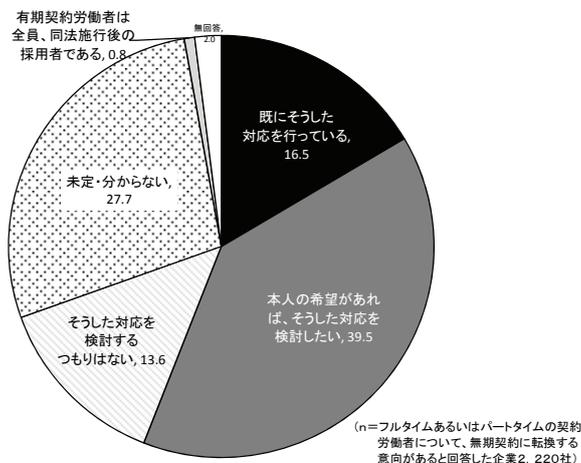


(4) 法定を上回る形で正社員や無期契約に転換する意向

改正労働契約法の施行前から雇用している有期契約労働者について、法定(2013年4月1日以降に締結した有期労働契約を反復更新し、通算して5年を超えると無期契約への転換権が発生)を上回る形で、無期契約や正社員に転換する意向があるか尋ねると、「本人の希望があればそうした対応を検討したい」が39.5%でもっとも多く、「既にそうした対応を行っている」(16.5%)と合わせて半数を超えた(図表8)。

⁶ 人数加重平均(人数、転換割合とも回答のあった企業(フルタイム契約労働者はn=1,603、パートタイム契約労働者はn=1,299)のみで集計)は、フルタイム契約労働者が61.1%、パートタイム契約労働者が60.5%だった。

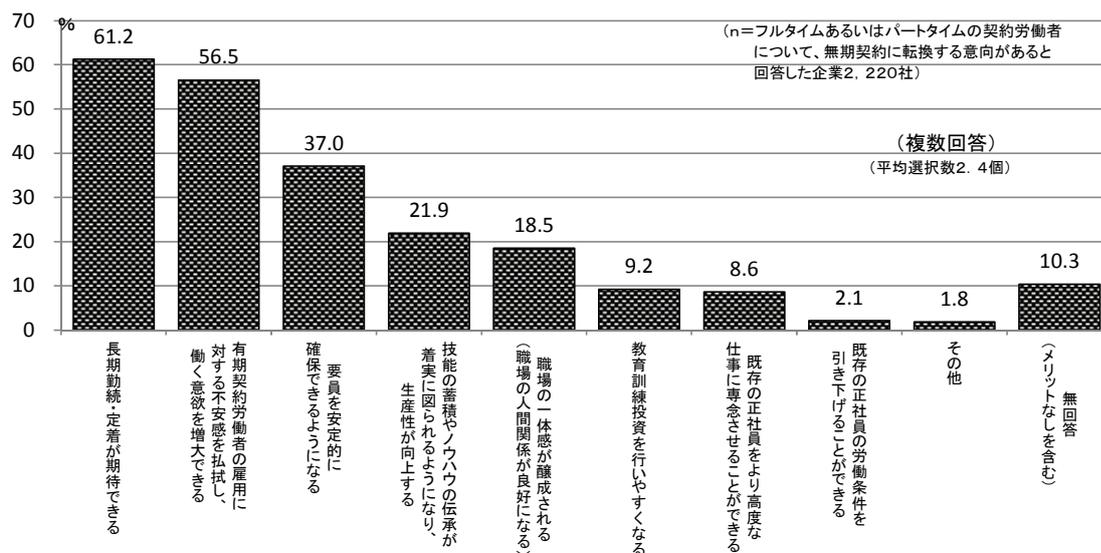
図表 8 法定を上回る形で正社員や無期契約に転換する意向はあるか



(5) 無期契約に転換するメリットと課題

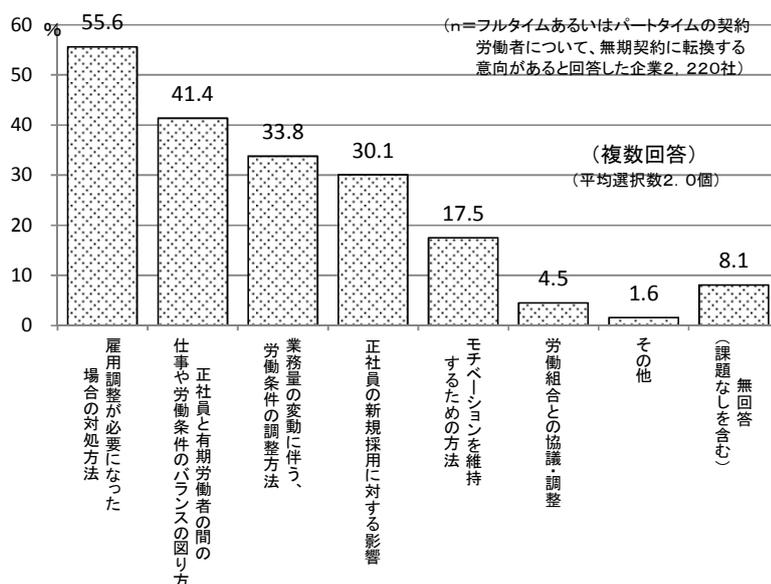
有期契約労働者を無期契約に転換するメリットを尋ねると、89.7%の企業が何らかの回答を挙げた。具体的には（複数回答）、「長期勤続・定着が期待できる」が最多で61.2%。次いで「有期契約労働者の雇用に対する不安感を払拭し、働く意欲を増大できる」（56.5%）や「要員を安定的に確保できるようになる」（37.0%）、「技能の蓄積やノウハウの伝承が着実に図られるようになり、生産性が向上する」（21.9%）、「職場の一体感が醸成される（職場の人間関係が良好になる）」（18.5%）などとなった（平均選択数 2.4 個）（図表 9）。

図表 9 無期契約に転換する上でのメリット



一方、有期契約労働者を無期契約に転換する際の雇用管理上の課題については、91.9%の企業が何らかの回答を挙げた。具体的にみると（複数回答）、多い順に「雇用調整が必要になった場合の対処方法」（55.6%）、「正社員と有期労働者間の仕事や労働条件のバランスの回り方」（41.4%）、「業務量の変動に伴う、労働条件の調整方法」（33.8%）、「正社員の新規採用に対する影響」（30.1%）、「モチベーションを維持するための方法」（17.5%）などが続いた（平均選択数 2.0 個）（図表 10）。

図表 10 無期契約に転換する際の雇用管理上の課題



(6) 転換先となる無期契約区分の処遇・労働条件の設定方法

(1) でフルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を、何らかの形で無期契約にしていく意向があると回答した企業 (n=2,220) を対象に、有期契約労働者の転換先となる無期契約区分の処遇・労働条件をどのように設定するかについても尋ねた。なお、「改正労働契約法における無期転換ルールでは、無期転換後の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一でよく、法律上、労働条件の引き上げまでを求めるものではない」旨を注釈し、あくまで「現時点の考えで構わない」とした。

転換先の処遇・労働条件については「無回答」もみられたことから、以下では比較のため、有期契約労働者の現状（もっとも人数が多いケース）と、転換先となる無期契約区分の両方に回答のあった企業で集計した結果を示す⁷（図表 11）。

⁷ 無期契約区分として「既存の正社員区分に転換する」場合から、「(新たな区分は設けず) 有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる」場合までを含めた全体像である。実際の処遇・労働条件は、転換先の無期契約形態によって異なってくる（付属統計表を参照）が、全体として眺めることで有期契約労働者の処遇・労働条件が、改正労働契約法に伴う無期転換前後で社会的にどう変化するか（どの程度、改善されるか）の概要を把握することができる。

i) 職務、配転、役職登用について

まず、職務については「限定しない」割合が、現状の 44.7%から転換先では 52.2%に拡大した。また、配置転換についても「することがある」割合が、現状の 56.3%から転換先では 63.2%に増加した。

役職については、現状「役職者がいる」企業は 19.1%だが、転換先となる無期契約区分では「役職に登用する」考えの企業が 28.7%と大きく増加している。

ii) 労働時間、残業や休日出勤について

所定労働時間の長さについては、現状では最長で「週 30 時間以上」が 80.3%、「週 20 時間以上 30 時間未満」が 16.0%などとなっている。これに対し、転換先でも「有期契約当時と同じ」にする考えの企業が約 9 割にのぼる (89.5%) 一方、「有期契約当時より長くする」が 9.5%などとなっている。変形労働時間制やシフト勤務制については、現状で「適用している」割合が 64.2%に対し、転換先で「適用する」割合も 64.7%とほぼ横ばいである。

同様に、残業や休日出勤については、現状で「行わせている」割合が 80.0%に対し、転換先で「行わせる」割合も 80.3%とほぼ横ばい。残業を行わせている・行わせる場合の長さや頻度に関しては、現状では「正社員と同じ」が 57.5%で、「正社員と比べて制限している」が 41.5%など。これに対し、転換先でも「有期契約当時と同じ」が 88.0%を占める一方、「有期契約当時より拡大する」が 11.3%などとなっている。

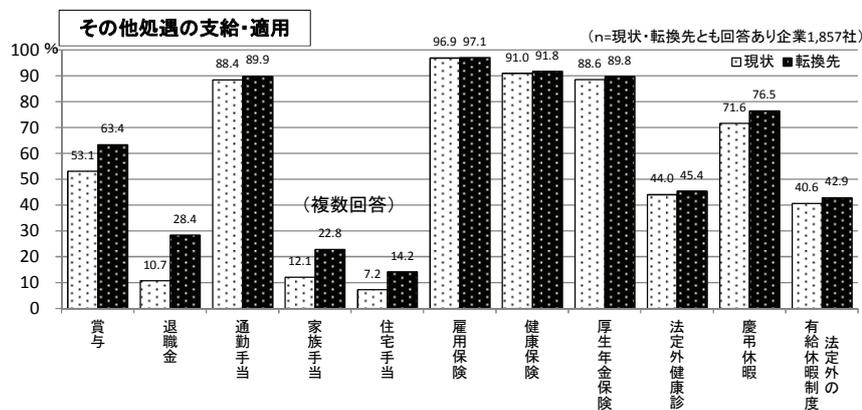
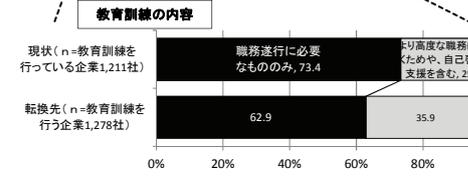
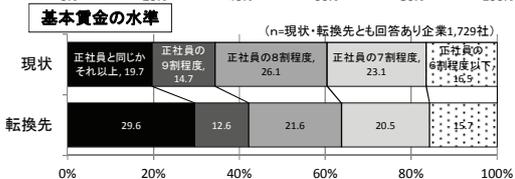
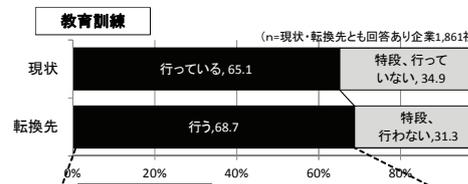
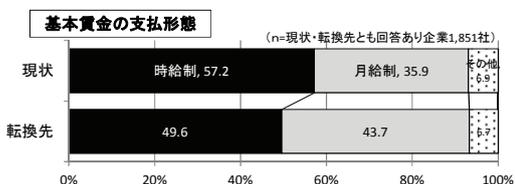
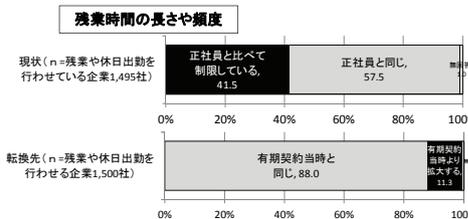
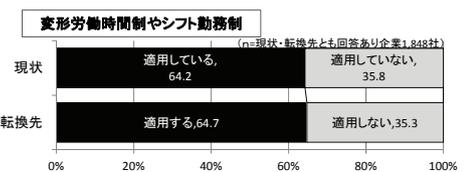
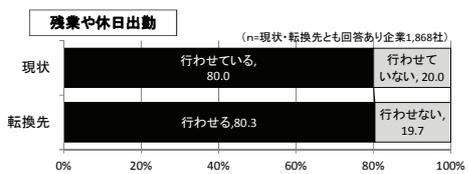
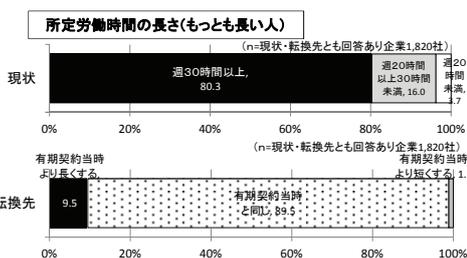
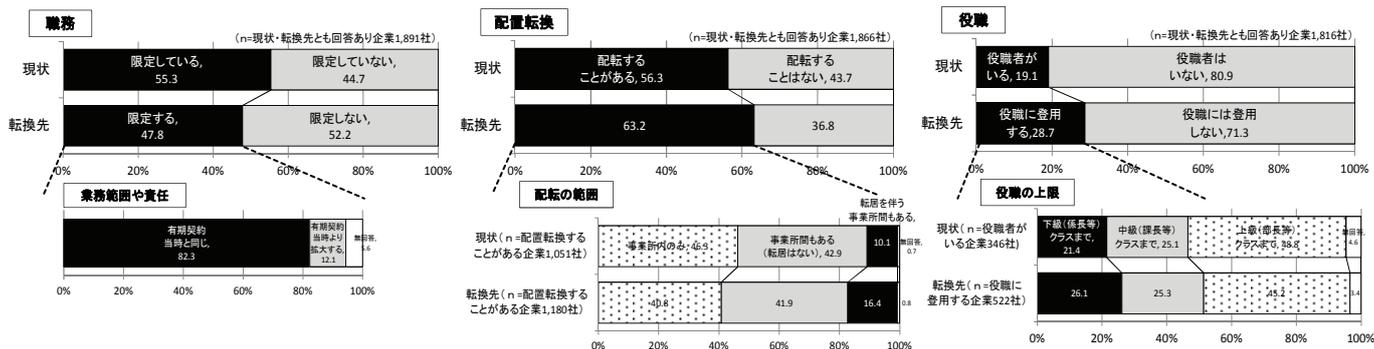
iii) 基本賃金やその他処遇、教育訓練について

基本賃金の支払形態については、「月給制」の企業が、現状の 35.9%から転換先では 43.7%に増加している。また、基本賃金水準についても、「正社員と同じかそれ以上」の割合が、現状の 19.7%から転換先では 29.6%に大幅に増大するなどしている。

その他の処遇の支給・適用状況をみると（複数回答）、「賞与」（現状 53.1%→転換先 63.4%）や、「退職金」（現状 10.7%→28.4%）のほか、「家族手当」（現状 12.1%→転換先 22.8%）や、「住宅手当」（現状 7.2%→転換先 14.2%）などの手当関係でも、支給・適用する企業が増加する見通しとなっている（平均選択数 現状 6.0 個→転換先 6.6 個）。

教育訓練に関しては、現状で「行っている」割合が 65.1%に対し、転換先で「行う」割合も 68.7%と微増している。教育訓練を行っている・行う企業に訓練内容を尋ねると、「職務遂行に必要なもののみ」とする割合が低下（73.4%→62.9%）し、代わりに「より高度な職務に就くためのものや自己啓発支援のためのものを含む」とする割合が、現状の 25.2%から、転換先では 35.9%まで大幅に増大する結果となっている。

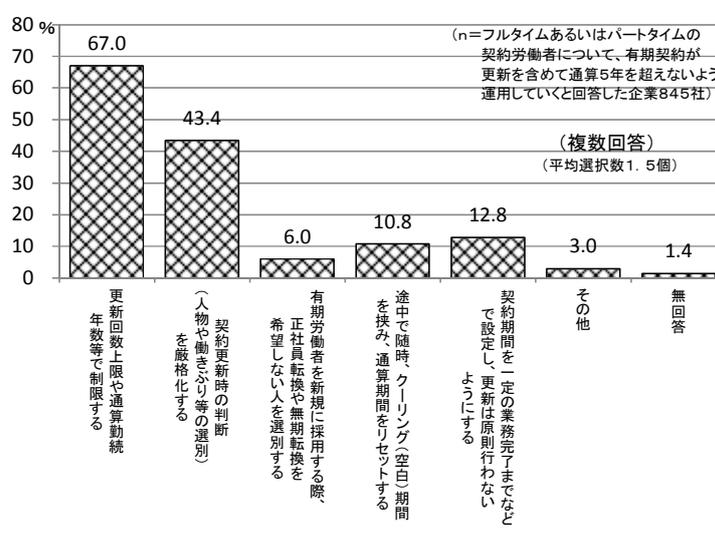
図表 1 1 転換先となる無期契約区分の処遇・労働条件をどう設定するか



(7) 通算5年未満への抑制方法

(1)で、「通算5年を超えないよう運用していく」と回答した企業（フルタイム契約労働者で14.7%、パートタイム契約労働者で12.9%のn計=845）を対象に、どのような方法で通算5年未満に抑制するか尋ねると（複数回答）、「更新回数上限や通算勤続年数等で制限する」（67.0%）がもっとも多い。これに「契約更新時の判断（人物や働きぶり等の選別）を厳格化する」（43.4%）、「契約期間を一定の業務完了までなどで設定し、更新は原則行わないようにする」（12.8%）、「途中で随時、クーリング（空白）期間を挟み、通算期間をリセットする⁸」（10.8%）などが続いている（平均選択数1.5個）（図表12）。

図表12 通算5年未満への抑制方法



(8) 有期・無期間の不合理な労働条件の相違禁止ルールにどう対応するか

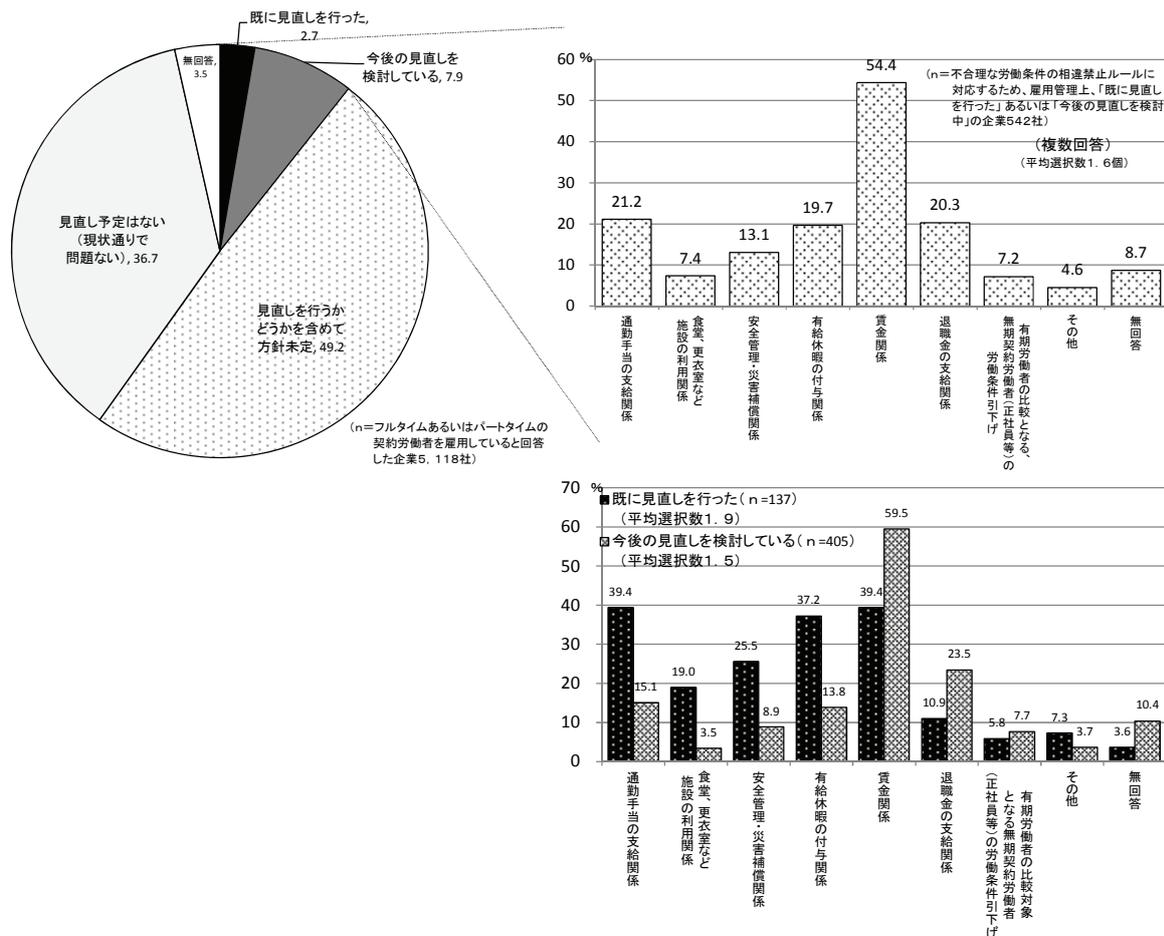
改正労働契約法では、有期契約労働者と無期契約労働者の間で、期間の定めがあることによる、労働条件の不合理な相違を禁止するルールも規定された（第20条）。これに対応するため、雇用管理上で何らかの見直しを行ったか尋ねると、フルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を雇用している企業（n=5,118）のうち、「既に見直しを行った」割合は2.7%、「今後の見直しを検討している」は7.9%にとどまり、「見直しを行うかどうかを含めて方針未定」が半数弱（49.2%）で、「見直し予定はない（現状通りで問題ない）」が3社に1社を超えた（36.7%）（図表13）。

「既に見直しを行った」あるいは「今後の見直しを検討している」企業（計10.6%）に具体的な見直し内容を尋ねると（複数回答）、最多は「賃金関係」（54.4%）で、次いで「通勤手当の支給関係」（21.2%）や「退職金の支給関係」（20.3%）、「有給休暇の付与関係」（19.7%）などが挙げられた（平均選択数1.6個）。

⁸ 「グループ内の複数企業での契約締結」や「出向・転籍の活用」「6ヵ月後に再度雇用する登録制を設置」等を含むと定義した。

なお、「既に見直しを行った」「今後の見直しを検討している」別に内容を比較すると、既に見直したものでは「通勤手当の支給関係」や「賃金関係」のほか、「有給休暇の付与関係」「安全管理・災害補償関係」「食堂、更衣室など施設の利用関係」などが多い。一方、今後の見直しを検討しているものとしては、「賃金関係」をはじめ「退職金の支給関係」などが多くなっている。

図表 1 3 有期・無期間の不合理な労働条件の相違禁止ルールにどう対応するか



8. 改正労働契約法は有期契約労働者の雇用管理にどのような影響を及ぼすか

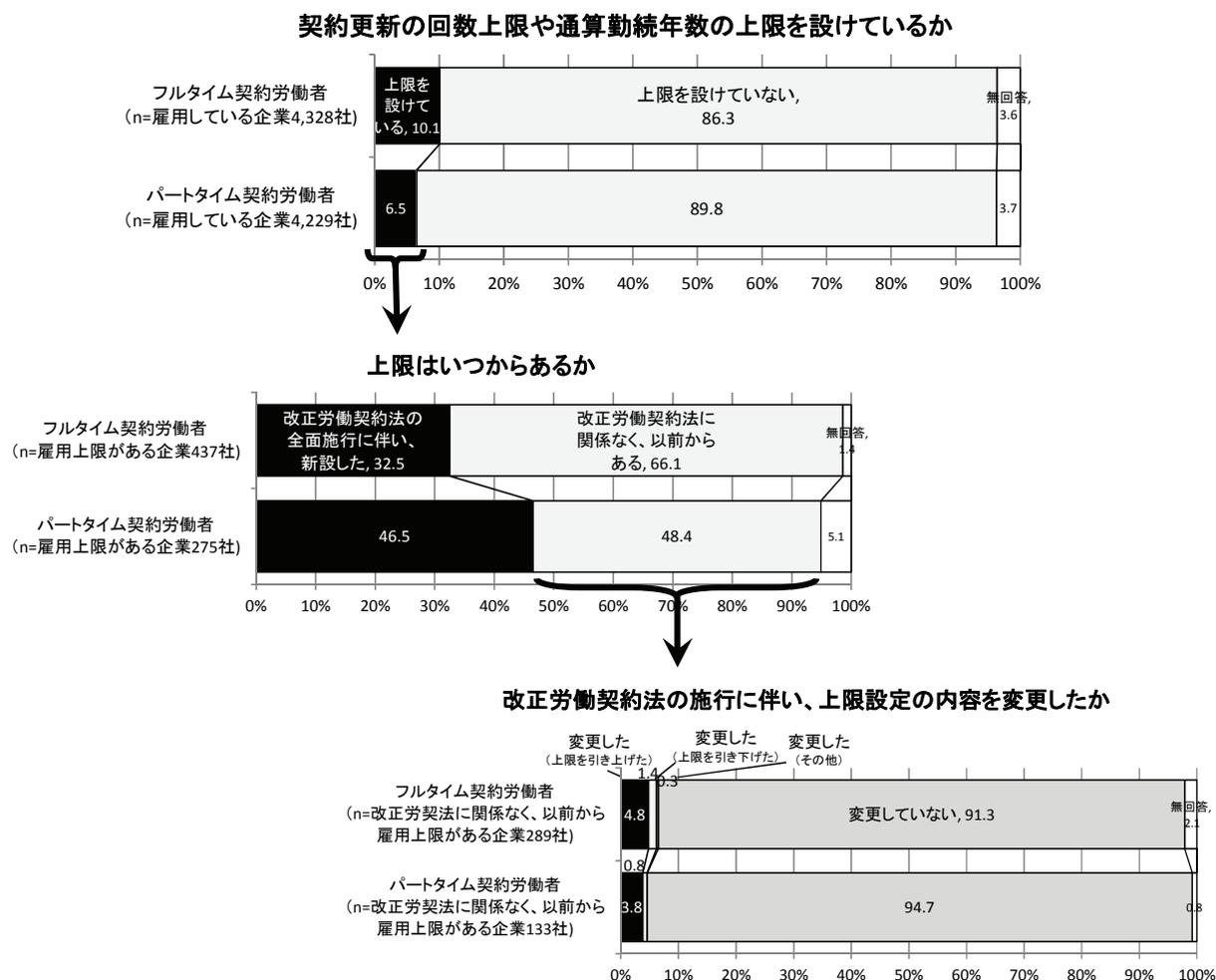
(1) 検証① 契約更新の上限設定に対する影響

フルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を雇用している企業に対し、それぞれ1回当たりの契約期間の長さを尋ねると、ともに最多は「1年」(同順に62.4%、51.1%)で、これに「6ヵ月」(13.5%、20.2%)、「3ヵ月」(6.4%、8.7%)などが続いた。

そのうえで、契約の反復更新に係る上限を「設けている」割合は、フルタイム契約労働者で10.1%(内訳は、更新回数上限ありが4.1%、通算勤続年数上限ありが5.4%など)、パートタイム契約労働者で6.5%(同順に1.9%、3.8%など)だった(図表14)。こうした上限がいつからあるか尋ねると、フルタイム契約労働者については「改正労働契約法に関係なく、

以前からある」割合が66.1%で、「改正労働契約法の全面施行に伴い、新設した」割合が32.5%、パートタイム契約労働者ではそれぞれ48.4%、46.5%となった。

図表 1 4 改正労働契約法の施行に伴い、契約期間の上限設定を変更したか



さらに、契約の反復更新に係る上限が「改正労働契約法に関係なく、以前からある」場合に、改正労働契約法の施行に伴い上限設定の内容を変更したか尋ねると、「変更していない」割合がフルタイム契約労働者で91.3%、パートタイム契約労働者で94.7%にのぼった。「変更した」割合は、フルタイム契約労働者で6.5%（内訳：上限を引き上げた⁹が4.8%、引き下げたが1.4%、その他0.3%）、パートタイム契約労働者で4.6%（内訳：上限を引き上げたが3.8%、引き下げたが0.8%）だった。

こうした結果を企業全体に占める割合に算出し直すと、フルタイム契約労働者については現在、契約更新の回数上限や通算勤続年数の上限を設けている企業は1割程度（10.1%）であり、このうち上限を「改正労働契約法の全面施行に伴い新設した」割合は3.3%にとどまっ

⁹ 「上限を引き上げた」とは3年→5年など、反対に「上限を引き下げた」とは5年→3年などと注釈した。

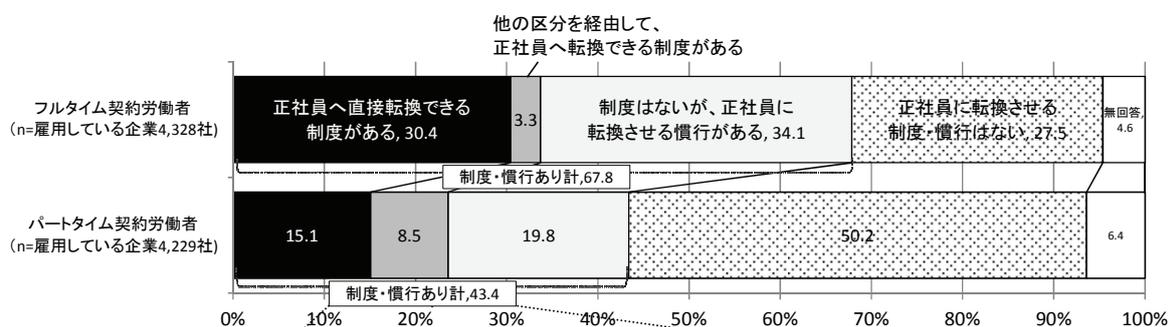
ている。また、上限が「以前からある」場合でも、改正労働契約法の施行に伴い内容変更を行った割合は 0.4%と僅少である。同様に、パートタイム契約労働者では、上限がある企業（6.5%）のうち「新設した」割合は 3.0%、以前からある上限を「変更した」割合は 0.1%となっている。

総じてみると、少なくとも調査時点で、改正労働契約法が有期契約労働者の契約更新の上限設定に及ぼしている影響は限定的であると言えるだろう。

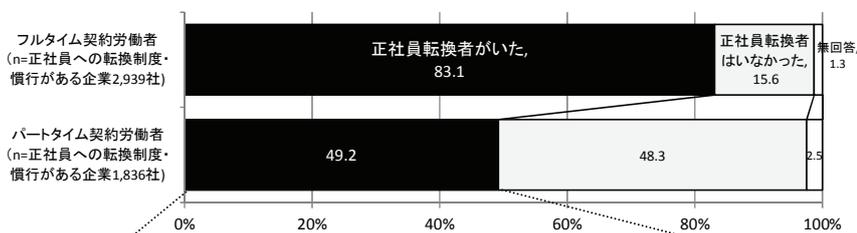
（2）検証② 正社員への転換制度・慣行に対する影響

現状、正社員へ転換する制度や慣行が「ある」企業割合は、フルタイム契約労働者で 67.8%（うち、直接転換 30.4%）、パートタイム契約労働者では 43.4%（同 15.1%）だった（**図表 15**）。このうち、過去 5 年間に「転換者がいた」割合は、フルタイム契約労働者で 83.1%、パートタイム契約労働者で 49.2%となっている。有期契約労働者で採用してから正社員転換までの期間を上記転換者の平均で尋ねると、フルタイム・パートタイム契約労働者とも、「1 年超～3 年以下」がもっとも多く（それぞれ 46.0%、42.2%）、これに「3 年超～5 年以下」（21.6%、22.8%）などが続く。

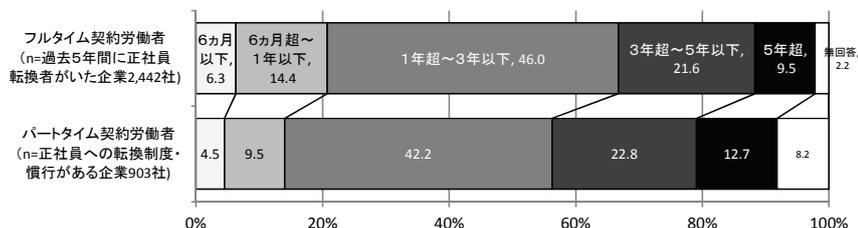
図表 15 正社員転換制度・慣行の現状



過去5年間に、正社員転換者はいたか



有期契約労働者で採用してから、正社員転換までの期間はどれくらいか

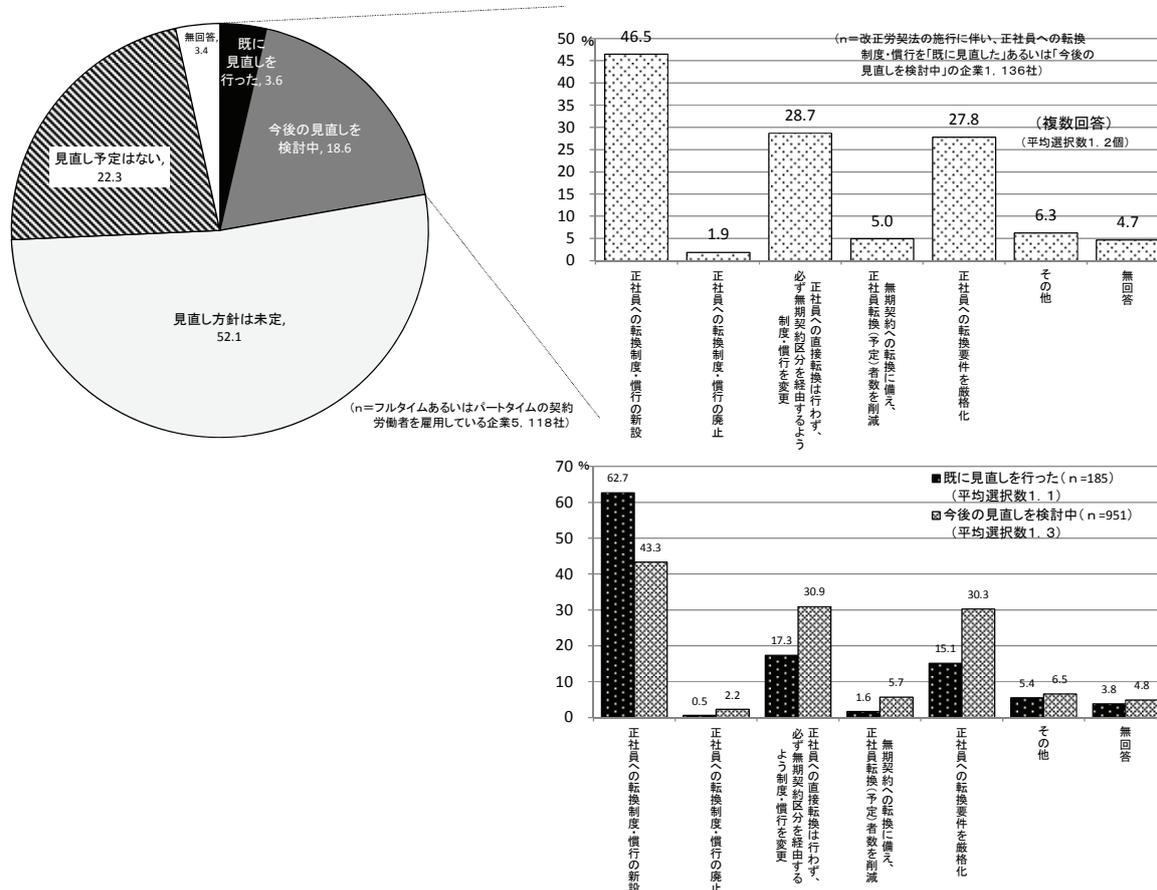


一連の結果をフルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を雇用している企業全体に占める割合として整理すると、フルタイム契約労働者に対しては7割弱（67.8%）の企業が正社員への転換制度・慣行を持ち、半数超（56.4%）には過去5年間における転換実績もあり、約半数（49.8%）は採用からおおむね5年以内に転換されているようである。一方、パートタイム契約労働者については、そもそも正社員への転換制度・慣行を持つ企業が43.4%と半数に満たないほか、過去5年間に転換実績がある割合は21.4%、採用から5年以内に転換している割合も16.9%にとどまっている。

こうしたなか、フルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を雇用している企業（n=5,118）に対して、改正労働契約法の施行に伴い正社員に転換する制度・慣行について何らかの見直しを行う予定があるか尋ねると、「見直し方針は未定」が過半数（52.1%）を占めた（図表16）。

「既に見直しを行った」（3.6%）あるいは「今後の見直しを検討中」（18.6%）と回答した企業は合わせて2割超で、具体的な見直し内容（複数回答）としては「正社員への転換制度・慣行の新設」（46.5%）がもっとも多かった。次いで、「正社員への直接転換は行わず、必ず無期契約区分を経由するよう制度・慣行を変更」（28.7%）や、「正社員への転換要件を厳格化」（27.8%）などが挙げられた（平均選択数1.2個）。

図表16 改正労働契約法の施行に伴い、正社員への転換制度・慣行の内容を見直すか



なお、「既に見直しを行った」「今後の見直しを検討中」別に内容を比較すると、既に見直したものでは「正社員への転換制度・慣行の新設」が多い。一方で今後、見直されるものとしては「正社員への転換制度・慣行の新設」に加え、「必ず無期契約区分を経由」や「転換要件を厳格化」などが多くなっている。

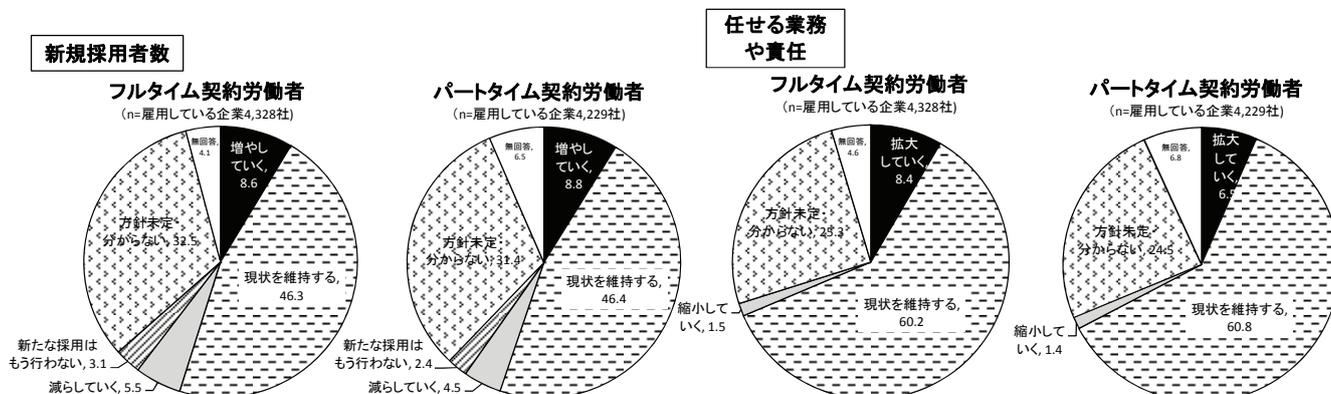
そのうえで、今後5年間における正社員転換者の増減見通しを尋ねると、フルタイム契約労働者・パートタイム契約労働者とも「横ばいの見通し」（それぞれ28.6%、22.5%）がもっとも多かったものの、いずれも「減少する見通し」よりは「増加する見通し」（6.4%<18.2%、4.9%<9.7%）が上回る結果となった。

総じてみると、改正労働契約法は正社員への転換制度・慣行に対して、「必ず無期契約区分を経由するよう制度・慣行を変更」（全体ベースでは6.4%）や、「転換要件を厳格化」（6.2%）など、限定的ながら幾分かの影響を及ぼすことが示唆されている。一方、フルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を雇用する企業の10.3%が、これを契機にむしろ「正社員への転換制度・慣行を新設」する意向であり、正社員転換者数も横ばいからやや増加傾向で推移する見通しにあるなど、同法による雇用区分の適正化効果が注目されるところである。

（3）検証③ 有期契約労働者の今後の採用・活用に対する影響

有期契約労働者の今後の「新規採用者数」及び「任せる業務や責任」について尋ねたところ、いずれも「現状を維持する」考えの企業が多かった（図表17）。そうした中で、新規採用者数を「減らしていく」よりは「増やしていく」割合、任せる業務や責任でも「縮小していく」よりは「拡大していく」割合の方が上回っており、少なくとも調査時点で、改正労働契約法が有期契約労働者の採用抑制や、任せる業務・責任の縮小といった反作用につながっている恐れは限定的であることが確認された。

図表17 有期契約労働者を今後、どう採用・活用する方針か



第2節 インタビュー調査結果

インタビュー調査対象企業における、有期契約労働者の活用状況は図表18の通りだった。なお、結果の詳細は本来、個別具体的な記録として別掲すべきところだが、今回は、無期転換申込権の発生が多くの場合、2018年4月以降の契約更新時点以降と未だ大分、先であるなか、あくまでインタビュー調査時点の考え方で構わないことを前提にご協力をお願いした経緯がある。企業の特定を避ける必要があることから、概要をまとめて記述することとした。

図表18 インタビュー調査企業における有期契約労働者の活用状況

	主な事業	雇用者規模	雇用者に占める有期契約労働者比率	有期契約労働者のプロフィール			労働組合	組合員に有期(定年再雇用以外)を含む	改正労働契約法への対応方針
				男女比	年齢構成	職種			
A	建築、建設工事	5,000人以上	約3%	6:4	30~40代、60代中心	正社員候補者の試用期間中、管理職(再雇用契約満了(65歳)以降も、一定期間に限り雇用されている者)、専門・技術職、事務職	○	×	無期転換
B	建設、不動産の販売、賃貸	5,000人以上	約11%	1:9	フルタイムは30~40代、パートタイムは40~50代のいずれも主婦中心	事務職	×	×	無期転換
C	部品等製造	1万人以上	約13%	9:1	年齢層は幅広い 地方からの出稼ぎ等も多い	生産労務職、専門・技術職	○	×	雇止め
D	教育機関(私立)	1,000人以上	約63%	6:4	教育・研究職は20~60代まで幅広、研究補助職は20~30代中心、事務職は30~50代まで幅広、教育(授業担当)職は20~40代	教育・研究職、研究補助職、事務職・同補助職、教育(授業担当)職・同補助職(運動部コーチ等を含む)	○	×	雇止め
E	ホテル等経営	1,000人以上	約68%	4:6	学生、主婦、フリーター中心	サービス職、販売職、調理補助職、事務職	○	×	無期転換
F	外食、アパレル等	1,000人以上	約81%	1:9	20代中心(学生が約7割、残りはフリーター等)	販売・サービス職、調理職、事務職	×	×	無期転換
G	総合小売	1万人以上	約83%	1:9	8割は就労調整希望の主婦、残りがフリーターや兼業農家、失業中のつなぎ雇用、自営業の収入補填等	販売職、調理職、専門職、事務職	○	○	無期転換
H	外食チェーン	5,000人以上	約95%	1:9	学生、主婦、フリーター中心 サラリーマンのダブルワーク、母子家庭、定年後の高齢者等も	販売・サービス職、調理職、事務職	×	×	無期転換

※いずれもインタビュー調査時点の情報。アルファベットは、雇用者に占める有期契約労働者比率に基づく

1. なぜ、無期転換に前向きなのか

アンケート調査では、いわゆる無期転換ルールについて「対応方針は未定・分からない」とする割合が最多ながら、何らかの形で無期契約にしていく企業もフルタイム契約労働者で4割超、パートタイム契約労働者で3社に1社超みられる結果となった。それでは、企業はなぜ、無期転換に前向きなのだろうか。

インタビュー調査を通じて得られた回答をまとめると、次のようになる。すなわち、無期転換に前向きな企業には、そもそも契約の更新上限を定めず、反復更新を繰り返してきたところも多い。そのため、通算5年を超えた時点での無期転換は、既に実質無期状態にあると認識してきた対象者の契約面を、適正化する機会になると捉えられていた。

また、改正労働契約法が求める無期転換自体は、処遇・労働条件の改善までを求めるものではない(人件費の増大に直結するものではない)。それならば、むしろこれを人材の定着促進や生産性の向上等につなげた方が、合理的・効率的であるとも考えられていた。

関連して、労働力人口の減少や少子高齢化の進展、あるいは労働法制の相次ぐ見直しなど、企業を取り巻く環境が変容するなか、無期転換ルールを契機に「多様な正社員」区分を新設し、優秀人材の囲込みや採用力の強化、雇用ポートフォリオの見直し等につなげようとする

動きもあった。

さらに、無期転換後の契約主体は、(正社員＝本社に対し) 各地域支社、各業態・事業、各事業所(店舗)など、様々な可能性が模索されていた。これに伴い、無期転換と一口に言っても、雇用保障の強さを多様化することができる(雇用の調整余地を失うわけではない)と考えられていることも、関係しているようだった。

具体的にみると、建設をはじめ不動産販売や賃貸等を手掛けるB社は、全国各地の事業所で、事務職の有期・フルタイマー(約870人)及び有期・パートタイマー(約170人)を活用している。機密性の高い情報を取り扱う、本社勤務の有期・フルタイマー(60人程度)を一部例外とし、基本的には無期転換に前向きな理由について、同社は「1回当たりの契約期間は3ヵ月だが、試用期間の設定をそのまま用いてきた経緯に負うところが大きい。そもそも更新上限は設けておらず、平均勤続年数は3.5年程度ながら約4人に1人が5年以上勤務し、10年以上の勤続者も5%程度みられるなど、安定的に雇用してきた。そろそろ契約期間を延長しても良い頃合いではないかと考え始めていたところであり、改正労働契約法における無期転換ルールを、契約のあり方を見直す良い機会と受け止めている」と話す。

とはいえ、固定化層が増えることに、懸念はないのだろうか。この問いに対し、同社は「幸いにして右肩上がりの企業成長が続いており、とりわけ震災後は人手不足の状態である。だから、無期転換すると要員計画が硬直化するとか、事業運営上、支障を来しかねないといった懸念は、少なくとも現時点ではない。契約更新時の人物判断は各事業所でシビアに行われており、働きぶりが優秀な者だけが長期勤続に至っている。そのまま無期化しても、問題はないと考えている」と回答した。

一方、主に販売サービス職の有期・フルタイマーを2,000人程度、有期・パートタイマーを1万人以上活用している、総合小売のG社。改正労働契約法・第18条への対応方針について、「無期転換申込権が発生するのは、厳密には2018年8月の契約更新時点。未だかなりの準備期間が残されており、対応方針は現在、検討中」と前置きしつつ、基本的な考え方として「5年間も雇用していれば充分、戦力になっているはず。また、法律上は契約だけ無期に移行させてくださいということであり、処遇・労働条件の改善までを求めるものではない。そうであればこれを前向きに捉え、採用力やモチベーション、定着率、生産性等の向上につなげていった方が合理的」と指摘する。

そのうえで、同社は2016年10月に控える、週当たり所定労働が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上、勤続年数が1年以上のすべての要件を満たすパートタイマーに対する社会保険の適用拡大について、「人件費の増大に直結するため、改正労働契約法への対応以上に深刻な問題」とみている。他にも労働法制の改正が相次いでいることから、基本的には3年毎に策定してきた要員計画について、「これを機に2020年までをざっくりと見据えた、要員構成

の方向観を描き出そうとしている最中にある」といい、「会社の将来像をどう描くのか。事業はさらに多様化が進むだろうし、海外売上高比率も高まっているだろう。そうした中で、少子高齢化は着実に進み、若者（学生アルバイト含む）はどんどん取り難くなる。そうなれば主婦、高齢者等に働き掛けるしかないが、引き続き必要な人時（人数×労働時間数）をどう確保すれば良いか、大きな危機感を抱いている。先手を打つには、社会保険の適用拡大にしても改正労働契約法への対応にしても、前向きに受け止めていく必要があるだろう」などと話す。

関東圏内で100店舗以上を展開している、外食チェーンのH社。販売サービス職、調理職等で活用している有期・フルタイム（約500人）及び有期・パートタイム（約4,300人）について、無期転換に前向きな理由として「現状でも、不正による懲戒を除けば、当社都合の雇止めは一切行っていない。試用期間（雇入れ直後3ヵ月）であっても、働きぶりが悪かったなどの理由で雇止めすることはできない覚悟で、採用面談時に慎重かつ厳格な見極めを行うよう（各店長に）指導している。また、改正労働契約法が求める無期転換は、処遇・労働条件の向上までを求めるものではない。人件費に直接的な影響が及ばない限り、法定通り通算5年超から無期転換しても困ることはない」と話す。

とはいえ、契約更新手続きがなくなることに伴い、有期契約労働者が緊張感を喪失し、就労意欲の減退につながる恐れはないのだろうか。この問いに対して、同社は「現在でも1年契約ながら、上限なく更新を繰り返している。いわば実質無期状態（最長勤続年数は30年超）だから、契約更新がモチベーションになっているとは思えない。当社ではむしろ、有期契約労働者の『承認欲求』（他者に認められたい、褒められたいといった欲求）を満たすことで、モチベーションを向上させるよう工夫してきた。無期転換を通じて定着がさらに進めば、技能の蓄積・ノウハウの向上も図られるだろう。オペレーションを安心して任せられる中核人材が増えれば、正社員はその分、より高度な業務に専念することができる。有期契約労働者は当社にとって財産であり、長く働いてもらえるほどサービスの安定化や生産効率の向上に寄与する。無期転換を希望する者が多く現れれば、それだけ当社が行ってきた雇用管理が正しかった証しでもある。だから、無期転換は職位にかかわらず行うほか、通算5年までに至る転換対象者をあえて抑制していくような措置を行うつもりもない」と回答した。

2. どのような無期化形態を考えているか

それでは、具体的にはどういった形態での無期化が考えられているのだろうか。フルタイム・パートタイム別に無期化形態を尋ねると、両者の形態を揃えるところは2社（B社、H社）にとどまり、対応を変えるところ（A社、E社、F社、G社の4社）の方が多かった（図表19）。

それらに共通していたのは、パートタイムでしか働けない限りは職務、処遇・労働条件

とも現状のまま、契約だけ無期転換する可能性が高いのに対し、正社員同様、フルタイムで働いて無期転換を希望する者については、むしろ正社員への転換を促進（F社）したり、職種や勤務地等が限定された正社員区分を新設したい（A社、E社、G社）とする考え方である。

図表19 無期転換ルールへの対応方針

	(試用期間後の) 契約期間	契約の更新 上限(現行)	フルタイムについて	パートタイムについて
A	1年	上限なし	勤務地を限定した正社員区分を新設し、5年以上の勤続者を転換済み。今後も、適性を見ながら5年を経過する前に同区分に転換していく	勤務状態や適性を見て優秀と判断すれば、フルタイム等に登用していく。残る5年以上の継続雇用者については、法定通り無期転換か
B	3ヵ月	本社勤務者のみ 原則1年、事業所 勤務者は上限なし	(本社に勤務するフルタイムについては、 取扱情報の機密性が高いため、原則通算1年で雇止めする)	法定通り、通算勤続5年超から無期転換する (職務はそのままだが、処遇・労働条件は検討中)
E	1年	上限なし	フルタイムで働ける人については、職種や事業所等を 限定した新たな正社員区分への転換を検討中	パートタイムでしか働けない人については、そのままの 職務や処遇・労働条件で無期転換を検討中
F	1年	上限なし	(契約社員を経て)正社員への転換を促進する	そのままの職務や処遇・労働条件で無期転換か
G	原則6ヵ月 一定以上の 資格者は1年	上限なし	フルタイムで働ける人については、経験・働き方等を 限定した、新たな正社員区分への転換を検討中	パートタイムでしか働けない人については、そのままの 職務や処遇・労働条件での無期転換を検討中
H	1年	上限なし	法定通り通算勤続5年超から、そのままの職務や処遇・労働条件で無期転換する	

具体的にみると、設立から15年足らずで、飲食店を中心としつつアパレルの小売・通販など、6事業・約70店舗を展開するまで急速な発展を遂げてきたF社。販売サービス職を中心とする、有期・フルタイム（約140人）及び有期・パートタイム（約1,115人）について、改正労働契約法の施行を契機に「よりいっそう、正社員転換を促進していきたい」と話す。その理由について、同社は「労働力人口が減少するなか、とりわけ飲食サービス業界で良い人材を獲得し続けていくのは難しい。だから、新卒・中途採用、有期契約労働者からの転換を問わず実力主義を徹底しており、意欲溢れる良い人材がいないか、常に現場の上長なり人事部なりからくまなく声を掛けている。正社員比率を高めれば、要員の安定的な確保や技能・ノウハウの蓄積、生産性の向上などにつながるだろう」とみている。

とはいえ、同社の有期契約労働者には主婦やフリーター等も多い。「組織に縛られたくない」「いろいろな企業を掛け持ちして経験したい」などとして、現状のまま働き続けることを選択してきた人もいる（5年超の勤続者は5%程度）。「そうした人で、あえて無期転換を希望するケースは非常に限られてくるだろうが、通算5年を超えた時点で本人からの申込みがあれば対応することになるだろう」。

施工の度に設置される建設現場で、経理や庶務等に従事する、事務職の有期・フルタイム及び有期・パートタイムを活用してきたA社。各現場の設置期間は建設規模に応じて3ヵ月～5年程度まで幅があるが、事務職の有期契約労働者は勤務成績が良ければ次の建設現場でも活用するため、結果として残留者の最長勤続年数は20年に及ぶなど、長期に渡り安定し

た雇用を続けてきた。

こうしたなか、同社は改正労働契約法の施行に伴い、事務系職種で勤務地を自宅からの通勤圏（異動範囲）内に限定する、新たな正社員区分の創設に踏み切った（2013年4月）。事務職の有期・フルタイマーで、勤続5年以上であることだけを要件に、（希望しなかった若干名を除く）198人を一斉に転換した。「契約期間は1年設定ながら安定的に更新してきた中で、希望がどれだけあるかは不明だったが、大半の対象者には歓迎された」。事務職の有期・フルタイマーは未だ40人弱残っており、今後、補充する可能性もあるが、「引き続き適性を見ながら5年を超える前に、同正社員区分に転換していきたい」と話す。

同社にもかつて、一般職の正社員区分があったものの、2003年に廃止した経緯がある（以降、正社員は海外転勤を含む「全国型」と、各支店の管轄内でのみ転勤があり得る「拠点型」の2種類で運用してきた）。今回、改めて職種や勤務地を限定する正社員区分の新設に至ったことで「今後、この区分で新規採用を行っていくことなどもあり得るのではないか」とみている。

一方で、事務職の有期・パートタイマーについては未だ、対応方針が定まっていない。「既に長期勤続者が多いため、少なくとも新たに契約上限を設定するなどして無期転換ルールの適用を回避するような考えはないが、現時点では何も検討していない」。

ホテル等を経営し、販売・サービス職、調理補助職、事務職等の職種で、有期・フルタイマー（約500人）及び有期・パートタイマー（約850人）を活用しているE社。いわゆる無期転換ルールへの対応方針は「まさしく今、検討しているところ」だが、恐らくはフルタイマー・パートタイマーとも法定通り、通算5年を超えた希望者から、何らかの形で無期転換することになるのではないかとみている。「有期契約労働者は1年契約ながら、更新上限は設けていない。3割程度が5年以上の勤続者で、最長勤続年数も15年にのぼるなど安定的に雇用してきた。サービス業務は定型的なようであって、実は不定形な部分が多い。接客サービスや調理等を徹底しようとするれば、やはり5年以上継続して働いてもらうことが望ましい。だから、改正労働契約法を契機に新たに更新上限を設定するなどして、通算5年未満で雇止めするような対応はそもそも検討対象にない」。

そのうえで、同社はフルタイムで働ける人の無期化形態として、「職種や事業所を限定した正社員区分（新設）への転換」、パートタイムでしか働けない人については、「そのままの職務や処遇・労働条件で無期転換」する方向で検討を進めているという。これまで、いわゆる正社員区分には全国的な転居転勤があり得る「総合職」しかなかったため、職種や事業所を限定した正社員区分の新設に至れば、同社にとって初めての試みになる。

新たな正社員区分の形成に踏み込む理由について、同社は「5年以上の勤続者は概ね主婦のため、優秀だからと正社員転換を薦めても、『そこまでの責任は負いたくない』『転勤を命じられても応じられない』『現在の仕事が好きだから』などと断られるケースが少なくなかった。

今後、新たな正社員区分にも転換できる機会を提供すれば、希望者も出てくるだろう」とし、また、「より長期に渡り意欲を高めて働いてもらえる見通しが立てば、同じ接客サービスでもさらなる質の向上を求め、本格的に育成することができる」などと話す。さらに、「新たな正社員区分を設置する以上は、フルタイムから無期への転換形態という位置づけにとどまらず、正社員の一つの採用区分としても積極的に確立していきたいと考えている。そうすれば、そもそも有期契約労働者で採用するより、もっと優秀な人材が応募してくれるようになるだろう」と展望する。

とはいえ、初めての取り組みだけに検討課題も少なくない。「現状、ある事業所でうまく活躍できなかったような正社員でも、他の事業所へ異動させることで能力発揮を促してきた。異動可能だからこそ実現できた適材適所も、職種や事業所が限定された正社員ではその余地が少ない。ひとたび問題が発生した時、どう対処すれば良いか悩ましい。また、人事の滞留や、増大する人件費原資をどこから捻出するか、といった現実的な問題もある」などと指摘した。

同様に、いわゆる正社員は転居転勤可能な人材（海外も含めた「全国型」か、一定の範囲内での「地域型」）に絞り込んできたG社も、改正労働契約法を一つの契機に、新たな正社員区分の形成を考えている企業である。「これまでの正社員のような経験・働き方を求めるのは、もう経営幹部候補くらいで充分だろう。今後、少なくとも地域・現場のオペレーションに専念してもらいたいような人材については、限られた経験・働き方でも許されるような、これまでとは違った価値観の正社員区分を創設し、有期・フルタイムからの無期転換先や、地元の短大・高校等と連携を深めながら若年人材を確保する手段などとして、活用していく必要があるだろう」と話す。背景には「新規学卒者の採用力は、未だ金融や製造に後れを取っている。ましてや母集団が限られてくる2020年には、従来通りの正社員区分だけではもう、若年人材はおろか主婦層など有望な労働力さえまったく採れなくなるだろう。新たな働き方を提供することで、他社に先手を打っていかねばならない」との危機感がある。

なお、同社にもかつて、転居転勤を伴わない正社員区分が存在した。主に、出産・育児等を経験した女性が希望する受け皿となってきたが、人事処遇制度の改定とともに廃止された経緯がある。今回、新たに経験・働き方が限定された正社員区分を形成すると言っても、旧来の形態を単純に復活させるわけではない。「地元を根を下ろし、地域の特性を踏まえながら売ることを考えてもらえば良いので、転居を伴う転勤を経験させる必要はない。だが、同じ場所で同じ仕事を繰り返していると当然、上昇志向は失われ、成長が滞ってくる。だから、運用は大変になるだろうが、転居のない範囲でさまざまな配置転換を経験してもらえないか。例えば、同一店舗内でもこれまで以上に意識して担当業務を回すとか、近隣の店舗間で人材を入れ換えるといった、何らかの工夫を行っていかねばならないだろう」とみている。

3. 無期転換の希望者はどの程度いるとみるか

現状で5年を超えて働いている有期契約労働者にはどう対応するか

何らかの形で無期転換する方針の企業（6社）を対象に、希望者はどの程度いるとみるか、また、現状で5年を超えて働いている有期契約労働者には、どのように対応する意向かを尋ねた。その結果、無期転換の希望者は「相当程度いるのではないか」とみる企業が2社（E社、G社）、「一定程度に限られるのではないか」との見方が4社（A社、B社、F社、H社）だった。また、現状で5年以上の勤続者に対し、「既に対応を行った」企業は1社（A社・既述）にとどまり、「特段の対応は行わない」考えの企業が5社（B社、E社、F社、G社、H社）となった。

例えばG社では、「有期契約労働者には学生アルバイトや（夫の転勤がある）主婦等が相当数含まれるため、年間の人材新陳代謝率は2割と、単純には5年で全員が入れ代わる計算である。ただ、一方では各店舗にオープン以来の定着者もみられ、最長勤続年数は40年以上に及んでいる」とし、「通算5年を超えた者は恐らく全員、無期転換を希望するのではないか。無条件で契約を更新してくれるというのだから、断る理由はないだろう」とみている。

そのうえで、「仮に無期転換を前提にするなら、契約の更新判断については今から、より厳格に行っていく必要があるだろう。少なくとも3回目の更新時点までに、人物性や勤怠などをしっかり精査するようにしなければならない」とも指摘した。

H社では、無期転換希望者が限られるとみている理由について「有期契約労働者には学生や主婦が多く、卒業や夫の転勤等による自己都合退職も頻繁にあるため、1年で概ね4割が入れ代わる。弊社で働く魅力は柔軟性にあり、1週間単位でシフトに入れる予定を申告すれば良い。これまでの蓄積から洗練されたマニュアルも確立されており、誰もが働き始めやすくいつでも辞めやすい環境が整えられている。結果、平均勤続が2年程度にとどまっている中で、いくら希望に応じて無期転換するというスタンスをとっても、（5年以上の勤続者の出現率は）現状とあまり変わらないのではないかと話す。

また、一方で「現状、5年以上の勤続者は2割程度であり、いったん就職したがうまく行かずにフリーターになったような若年者や、子育てが一段落して本格的に働き始めたような中高年主婦等が多い。そのため、これまで推奨してきた正社員への転換ではなく、あえてそのままの職務や処遇・労働条件で無期転換を希望するのは、さらに2~3割（すなわち全体ベースでは5~6%）程度にとどまるのではないかとすれば現状でも、1年単位の有期契約ながら安定的に更新しており、雇用不安はない（契約更新は恒例行事に過ぎない）だろうから、既に5年以上働いている者への前倒し対応なども特段行う必要はない」とする。

それでは逆に、どのような人が無期転換を希望するのだろうか。この問いに対して、同社は「有期契約労働者の採用年齢に制限はなく、サラリーマンを定年してから入社したような高

齢者等も100人程度働いている（最高齢は84歳）。正社員の定年は65歳だが、有期契約労働者に定年はないため、あえて正社員転換を希望しない人もいる。契約更新手続きを面倒だと思っていれば、処遇・労働条件をはじめ、雇用面でも現行の実質無期状態と何ら変わるところがなくても、せっかくだから希望してみようというニーズもあるのではないか」などと回答した。

4. 無期化区分の雇用契約をどのような形で締結するか

何らかの形で無期転換する場合に、無期化区分の雇用契約はどのような形で締結されようとしているのだろうか。雇用契約にはさまざまな側面があるが、今回は異動範囲を限定する実質的な契約主体のあり方や、無期転換後に万一、雇用調整の必要性を生じた場合にどう対応するかについて詳しく尋ねた。というのもこの点が、実質無期状態にあっても正式な無期契約に移行させてこなかったのはなぜかという、問題の本質につながると考えたからである。

結果として、有期契約労働者当時の職務や処遇・労働条件のまま、単純に契約期間が消失するだけとしている企業（フルタイムではB社、H社。パートタイムについてはA～H社のいずれも）では、無期転換後の契約主体も現行のまま引き継ぐことになるだろうとみていた。これに対し、（フルタイムを対象に）新たな無期化区分を創設する考えの企業（A社、E社、G社）では、実質的な契約主体が、例えば各店舗・事業所単位から本社や各地域支社、業態単位などに変更される可能性があるかとみていた（図表20）。そのうえで、無期転換後に万一、雇用調整の必要性を生じた場合の対応としては、可能な限り雇用の維持・確保を行うことを基本としつつも、反復更新してきた有期契約労働者や、働き方に限定のない正社員などとどう差別化するかが、今後の課題として挙げられた。

例えば、無期転換後も現行の契約主体を継続することとしているB社では、「フルタイム・パートタイムの雇用契約は、本社が一括して所管してきた。契約の更新判断（勤怠や職務順応性の見極め）は各事業所に委ねているが、業務運営上、必要であると申請されれば拒否することなく、本社の承認行為として決裁している」とし、無期転換後の雇用契約についても「本社が一括して所管することになるだろう」とみていた。

それでは、無期転換後に万一、雇用調整の必要性を生じた場合は、どのように対応するのだろうか。この問いに対して、同社は「契約主体が本社のため、各事業所の移転や閉鎖等に際し、その雇用にどうするかという問題には、現状でもしばしば直面している。契約が反復更新されてきた以上は、各事業所が優秀と判断してきた者に他ならない。そのため、可能な限り雇用を維持する方向で、近隣店舗への異動を打診する措置を行っており、本人が辞退した場合や、どうしても異動できそうな店舗がない場合のみ、契約期間の終了1ヵ月前までに告知してやむなく雇止めに至っている。既にここまで対応していることから、無期転換者に対して現状の有期以上に何ができるのかについては非常に難しい問題である。恐らくは、吸収でき

る要員に限界があるような場合に、有期よりは無期を優先させる程度の取り扱いしか出来ないのではないか。そのため、無期転換すると言っても、いざという時の雇用の維持・確保は限定的にならざるを得ない旨を、契約書等に明記する必要もあるのかもしれない」と回答した。

図表 2 0 無期化区分の雇用契約の締結主体

	フルタイム・パートタイマーとも現行の契約主体	無期契約区分の契約主体(見通し)	
		フルタイムについて	パートタイマーについて
A	各支店や現場	本社	各支店や現場
B	本社	本社	本社
E	各事業所	各事業所?各業態?	各事業所
F	本社	本社	本社
G	各事業所	各地域(カンパニー)?	各事業所
H	各事業所	各事業所	各事業所

同様に、H社でも「有期契約労働者の契約主体は、各店舗（店長）である。だから、無期転換後の契約主体も各店舗になるだろう」とみている。無期転換後に万一、雇用調整の必要性を生じた場合の対応については、「現状でも年に3~4店舗のスクラップ・アンド・ビルドがあり、その際は本人の了解が得られる限り、近隣店舗に振り分けて雇用を維持している（店舗閉鎖があるとその分、近隣の店舗に売上が振り分けられ人手不足に陥るため、結果的に合理的な対応でもある）。今後、たまたま無期契約への転換者のいる店舗が閉鎖されるような事態に陥った場合も、これまで同様の雇用維持努力を行うことになるだろう」としつつ、「どうしても本人の希望に合致する振り分け先が見つからない場合は、無期とはいえ退職になることがあり得るといような注意喚起を、行っていく必要があるかもしれない」と指摘した。

E社におけるフルタイム・パートタイマーの契約主体も、各事業所長（GM（総支配人））である。だから、「パートタイマーから単純に無期転換する場合の契約主体は、各事業所単位になる可能性が高い」とみている。一方で、新設する職種や事業所を限定した正社員区分については、「現在の正社員とは異なり全社的に働いてもらうわけではないから、本社で所管する必要はないだろう。だが、その場合でも事業所毎が適当なのか、ホテルの性質等に応じた業態ごとの方が運用しやすいのか、見極めていかなければならない」と話す。

そのうえで、雇用調整の必要性を生じた場合の対応については、「都心など近隣に異動できる事業所が数多くあれば、もちろん異動してもらうことになるが、地方では事実上、異動先がない場合も多い。そうした時は、限定正社員や無期契約と言っても、辞めてもらわざるを得ないのではないか。優秀であればどうにかして異動先を確保したいという思いも出るだろうが、あまりやり過ぎると結局、正社員と何が違うのかという話になりかねない」とし

た。

同様に、G社でも「単純に無期契約へ移行するだけの人については各店舗の契約のまま、半期毎にあった更新手続きがなくなり、労働時間の長さの変更など働き方の変更を何らかの書類で確認するだけになるだろう」とみていた。一方で、新たに創設する限定正社員区分については「どうなるか未だ分からないが、恐らくは地域ごと（各カンパニー）に採用、人事等権限を委ねることになるのではないかなどと話す。

とはいえ、異動範囲が限定された状態で無期転換すると、店舗のスクラップ・アンド・ビルド等に際し、雇用を確保し切れないのではないかなどという危惧もあろう。この点について、同社は「そのリスクがあったからこそ、小売業界では転居転勤のない正社員区分を廃止してきた事情もある。だが、幸いにして弊社は順調に発展した。自宅から90分を通勤圏内とし、グループ各社への出向も射程に入れば、万一の場合の行き先もある程度、担保できるようになった」と回答した。

そうした中で、非常に悩ましい課題は、現状の有期契約労働者と転換後の無期契約労働者の中で、雇用のグラデーションをどう付けるかという点である。「店舗閉鎖に直面したとき、現状でも既に近隣店舗への斡旋を含めて対応している。今後、この間にどのような違いを設ければ良いのか、対応を模索していかなければならないだろう」と、同社はみている。

5. 無期化区分の職務や処遇・労働条件をどう設定するか

有期契約労働者の職務や処遇・労働条件の現状（図表2-1）を踏まえたうえで、何らかの形で無期転換する方針の企業（6社）に対し、無期化区分の職務や処遇・労働条件を、どのように設定する意向か尋ねた。その結果、フルタイムについては「既に変更した」企業が1社（A社）、「変更の余地がある」とした企業が4社（B社、E社、F社、G社）、「有期契約労働者当時のまま変更しない」考えの企業が1社（H社）となった。また、パートタイムについては「変更の余地あり」が2社（B社、E社）で、「有期契約労働者当時のまま変更しない」が4社（A社、F社、G社、H社）だった。

具体的にみると、A社では異動範囲を自宅からの通勤圏内として新設した、限定正社員区分の職務や処遇・労働条件について「職務はそのまま、昇給面を改善した。正社員とは別建ての賃金テーブルを用意し、等級・昇給制度を導入した。昇給は毎年500円程度の緩やかなものだが、有期契約当時は一切なかったことから、モチベーションアップにつながったようだ。賞与も一定程度は出す設計になっている」と話す。

図表 2 1 有期契約労働者の職務や処遇・労働条件の現状

	職務		処遇・労働条件
	同じ仕事をしている正社員	役職登用	
A	試用期間中と管理職のみあり	管理職を除いてなし	フルタイムは月給制(働きぶりの評価制度・昇給制度あり)で賞与あり、通勤手当を支給。パートタイムは時給制(働きぶりの評価制度あり、専門・技術職のみ昇給制度あり)で賞与なし、交通費を支給。このほか、いずれも福利厚生あり(法定外健康診断、慶弔休暇等)、退職金は試用期間中の有期を除き、賞別金を支給、教育訓練は職務遂行に必要なもののみOJT
B	なし	なし	時給制(昇給は勤続に応じて10円刻み)、賞与は寸志程度を支給、通勤手当支給、営業報奨金あり、退職金なし、教育訓練は職務遂行に必要なもののみOJT
E	あり	なし	フルタイムは月給制、パートタイムは時給制(いずれも昇給制度なし(ただし、事業所により更新時に適宜昇給を実施))。交通費を支給、賞与は原則なし(事業所により寸志程度支給)、福利厚生あり(社員食堂の利用、自社施設利用補助、永年勤続表彰制度、法定外健診、法定外有休等)、退職金なし、教育訓練は職務遂行に必要なもののみOJT
F	あり	なし	時給制(年3回、働きぶりを評価する「グレーディング制度」(PJ→PE→PT→PM→SM(以降は正社員の資格に接続しSV、AM等)で、実務の習得度合いを査定。今後のトレーニングポイントを明確化するとともに、タイトルと勤続年数に応じ店舗裁量で昇給することがある)、賞与(過去3年間は決算慰労金も)を支給、通勤手当支給、福利厚生あり(食事割引制度、制服一部貸与等)、退職金なし(同社では正社員にも支給がない)、教育訓練は入社時研修とグレーディング制度に基づくOJT
G	あり	あり	正社員同様、1週40時間上限の変形労働時間制で働ける場合は日給月給制(全国転居転勤社員の8割水準を確保)で業績連動賞与あり、通勤手当や家族関連手当を支給、退職金あり。働き方が限られる場合は、時給制(6ヵ月毎の評価に基づく昇給あり)で、賞与は月数固定で支給、退職金なし。また、いずれも福利厚生あり(慶弔休暇等特別休暇、持株会、買物割引制度、制服貸与等)、教育訓練は職務遂行に必要なOJTのほか、一定資格以上はOff-JTや自己啓発補助もあり
H	なし	有期契約労働者専用の役職へ登用あり	時給制(3ヵ月に一回、働きぶり等を評価する制度あり。昇給は6ヵ月に1回、2円～30円の範囲であり得る)、交通費支給なし、福利厚生あり(娯楽施設、旅行、買い物等の割引制度、食事補助、各種表彰制度、懇親会等)、退職金なし、教育訓練は職務遂行に必要なもののみOJT及びOff-JT

同様に、B社でも「フルタイム・パートタイムを問わず、無期転換するからといって、現状より高度な職務を任せていくようなことはないだろう」とみている。「そうしたいならそもそも正社員に転換すべきだし、職務の分離状態を壊すことになれば、有期と無期、無期と正社員の間の処遇・労働条件のバランスをどう図るかという難しい問題に直面しかねない」と危惧するからである。

そのうえで、「無期転換して長期に渡り貢献してもらえるようになる分、賞与のあり方(現状は寸志程度)や、退職金(正社員は確定給付型年金)の支給(現行なし)、教育訓練面での支援(正社員同様、通信講座の受講料や資格取得時の受験料等を援助する『資格取得補助制度』の適用など)については、付加的に考えていく必要があるかもしれない」と、今後の検討余地には含みを持たせた。ただ、「職務をそのままにして処遇だけ改善を加えると、逆に有期・無期間で新たに不合理な相違を作ってしまうことになるのだろうか」と、改正労働契約法・第20条が抱えるジレンマも指摘した。

E社では「具体的な処遇に至るまで未だ考え切れていない」と前置きしつつ、あくまで現段階での考え方として「職種や事業所を限定した正社員区分であっても、職務はやはりオペレーションを中心に考え、役職登用は係長程度が限界になるだろう」とみている。「課長以上になると全社的な視点で物事を考えなければならず、複数事業所での勤務を経験している必要がある」ためだ。

また、有期契約労働者は現状、65歳を雇用終了の一定の目安にしているが、着物の着付け

役や結婚の介添人など、むしろ高齢になってから活躍できる仕事も多いため、結果的には70歳程度までの勤務を許容してきたという。だが、職種や事業所を限定した正社員区分については、「やはり現行の正社員同様、60歳定年とし、職務や処遇・労働条件を変更して再雇用するような体制を敷いていく必要があるかもしれない」と話す。

一方、パートタイマーからの無期転換者についても「現在の職務のまま継続して働いてもらうことが前提になるだろう」とする。「同じ職務だからこそ効率が上がる。短時間しか働けないからこそ、特定の職務に集中して鍛錬していった方が得策」と考えている。そのうえで、「こうした条件で飽きずに働き続けてもらうには、パートタイマーの評価・処遇制度（現状、共通した制度はない）を、しっかり構築していく必要があるだろう」とも指摘した。

6. 無期転換ルールは正社員転換にどういった影響を及ぼすか

改正労働契約法における無期転換ルールは、この間行われてきた正社員転換にどのような影響をもたらすのだろうか。何らかの形で無期転換する方針の企業（6社）において、現状で「正社員転換制度がある」ところは4社（E社、F社、G社、H社）、「正社員転換制度はないが、慣行・実績はある」ところが2社（A社、B社）だった。こうしたなか、無期転換ルールが及ぼす影響を尋ねると、「影響はないと思う」と回答した企業が2社（B社、H社）、「多少の影響があり得ると思う」が4社（A社、E社、F社、G社）となった。

具体的にみると、B社には働きぶりが優秀な者に対して事務系総合職のキャリア採用時に応募を奨め、優先的に採用する慣行がある。希望者は、応募要件（日商簿記1級、建設業経理事務士1級所持者を優遇。普通免許所持、高卒以上が必須）を満たしている必要があり、決して広き門ではない。ただ、そもそも正社員転換の機会があることを積極的には開示していないため、これを目指して入社してくるような人もいない。同社によれば「大手会計事務所出身で子育てが一段落したような女性や、宅地建物取引主任者の資格所持者等も多いことから、『是非、正社員にならないか』と打診しても、『責任を負いたくない』などと興味を示さない者が大半である。ニーズの少なさからそもそも制度化には至っておらず、改正労働契約法による影響も恐らくない」。

一方、総合職正社員（店長候補）への転換制度を持つH社。3ヵ月間に2回程度のペースで会社説明会を開催し、新卒も含めた通年採用を行っている。応募は入社6ヵ月後から可能で、本人のやる気をもっとも重視される。職位や勤務形態、年齢は問わず、上長推薦も必要ない。書類審査・面接から筆記へと進み、日常的な働きぶりなども確認しながら最終面談が行われる。対応募者転換率は75%程度と高く、仮に落ちてても同社の有期契約労働者として働いている限り、何度でも再応募可能である（外部からの応募機会は一回のみ）。希望者には、

大学を中退したフリーターや高卒後、何となく進学も就職もしなかったような若者、母子家庭や、子育てが一段落して本格的に働き始めたい女性等が多いといい、40代半ばまでの転換実績がある。ここ数年、年間15人程度で推移しており、同社では「転換者は今後も横ばいの見通しで、改正労働契約法による影響は恐らくないだろう」とみている。

A社では、本社人事部の判断や支社の推薦等に基づいて個別に面接を行い、良い人材がいれば毎年4月に、正社員へ転換してきた経緯がある。新たに事務系で勤務地を限定する正社員区分が設けられたため、「フルタイマーからいきなり正社員への転換はもう行わず、恐らくは限定正社員→正社員というステップを踏んでもらうことになると思う。だが、そもそも正社員転換自体が太いパイプではなかった（過去5年間で数名程度）ので、人数的な影響はほとんどないのではないかと。むしろ、限定正社員を正社員の一環と捉えれば、転換者数は着実に増えるだろう」と指摘する。

E社にも、有期のフルタイマー・パートタイマーから、総合職正社員に転換できる制度（実質的な中途採用の唯一の窓口）がある。実績も年20人程度にのぼり、平均的にはフルタイマーなら採用から3年超～5年程度、パートタイマーであれば5年超で正社員に転換してきた。1年以上雇用されており、働き方を限定せず勤務可能な希望者は、現場の上長推薦を得て応募することができる。本社人事部が経営幹部も交えた面接を行い、最終的に採用可否を判断する。対応募者転換率は3割程度だが、何度でも応募可能である。

そうした中で、同社は「改正労働契約法が正社員転換制度に与える影響は読み切れないが、少なくとも現時点で見直しは考えていない。ただ、職種や事業所を限定した正社員区分が確立されれば、結果としていわゆる総合職正社員の採用数（新卒から毎年20人程度）は若干、絞られてくる可能性もあるのではないかとみている。ただ、「少なくともパートタイマー→フルタイマー→職種や事業所が限定された正社員区分→総合職正社員という、縦型の身分制は作りたくない」といい、「あくまでも職務や働き方の違いなどを基に棲み分けられるような、水平展開型の雇用体系の構築を目指したい」とした。

F社では、パートタイマー・フルタイマー（社会保険の適用に準じて3区分制）から契約社員に転換し、社会人としての心構えやヒト・モノ・カネの管理教育等を行ったうえで、早ければ3ヵ月～1年程度で正社員に転換され得る制度がある。転換に当たっては、企業理念（生活価値の拡充）を底辺で支える感性としての行動指針（①低投資高感度、②誠実、③作品性、④主体性、⑤賞賛の『5感』）に合致しているかを判断する。具体的には、正社員の働き方要件を満たせるとして本人も希望し、上長推薦が得られた人を本部（経営幹部含む）が一人につき1時間程度、面接（カウンセリングに近い手法を用いて分析）する形で選定する。

こうした制度について、改正労働契約法に伴う見直しは行わない考えだが、「通算5年超

での無期転換より、むしろ契約社員や正社員への転換を推奨したいから、結果として正社員転換者は大幅に増大するだろう」とみている。2014年度は今年度の3倍量を予定しているといい、「契約社員・正社員比率を高めることで、商品の付加価値やサービスの質の向上につなげたい」と話す。

G社には現行、6ヵ月毎契約更新の時給制で入社後、フルタイム（週40時間・変形労働時間制）で働いて、ある程度の資格に達した場合は1年毎契約更新の日給月給制に転換できる仕組みがある。さらに、転居転勤にも応じられるとして試験に合格すれば、正社員に転換することも可能だが、有期契約労働者にとってハードルは高く、結果的に実績は僅少で推移してきた。こうした中で、経験・働き方を限定した新たな正社員区分が設けられれば、「現在の正社員区分へ転換したいという人は、もうほとんどいなくなるのではないか」とする。一方、正社員側でも育児・介護等の事情で転勤を停止し（制度上は6年間可能）、それでもまだ事由が解消されなかったとして、有期契約労働者（日給月給制）に転換する人がみられてきた。「新たな正社員区分が確立されれば、現在の正社員からここへ転換したいというニーズも、高まってくるかもしれない」と話す。

そのうえで、同社では2018年8月に到来する無期転換申込権の行使に伴い、「無期契約の社員層は一気に増えるだろう。現在、有期契約社員比率は8割を超え、半数程度が5年以上の勤続者だが、フルタイムに近く働く人は2割もない。処遇・労働条件はそのまま契約更新手続きがなくなるだけなので、決して正社員とは呼べないだろうが、間違いなく固定化比率は引き上がっていくだろう」と指摘した。

7. 通算5年未満での雇止め方針を採る企業の考え方

(1) なぜ、無期転換は難しいのか

ところで、無期転換ルールへの対応では「有期契約が更新を含めて通算5年を超えないよう運用していく」企業が、フルタイム契約労働者で14.7%、パートタイム契約労働者で12.9%と一定数みられた。通算5年未満で雇止めする方針の企業が、無期転換は難しいとしている理由は何だろうか。

主に生産現場のライン業務で有期・フルタイマー（約5,000人）を活用してきたC社では、6ヵ月契約・3年更新上限という従来通りの設定を継続することで、結果として無期転換ルールの対象者は発生しない見通しとなっている。これまで通りの活用方法を続ける理由について、同社は「期間従業員はあくまで変動対応力である。生産量の変動幅は非常に大きく、期間従業員は例えば2007年当時は7,000人程度いたものの、リーマンショック後は2,500人程度まで減少し、現在はようやく5,000人まで回復してきた経過がある。ひとたび無期に転換すると、簡単には解雇することができない。だから、単純に勤続年数のみを尺度に、どんど

ん無期転換させていくような仕組みは、当社に限らず製造業全般において考えにくいのではないかと話す。

また、「労働力はあくまでヒトであってモノではない。無期転換するとなれば、当然にして付随する処遇アップや個々のキャリア形成も考えていかなければならないだろう。そうした中で、職務も処遇・労働条件も変わらないまま契約だけ無期へ移行し、単に先だけ長くなったとしてどれだけの意味があるのか。一時的には嬉しくても、それでモチベーションを維持できるだろうか。すべての期間従業員の人生を簡単に背負うことはできないと考えるからこそ、一定の契約期間・更新上限を設け、その中で当社の正社員を目指すなら集中して頑張ってもら（後述）、その方がずっと誠実な対応ではないだろうか」とも指摘した。

それでは逆に、6ヵ月単位で3年という区切りを継続する（5年上限まで引き上げることは考えない）理由は何だろう。この点について、同社は「モデルチェンジが3年程度を単位としてあることから、生産ライン等のあり方や必要な要員数も見直さなければならず、ビジネス・サイクルに適合している。期間従業員として働く人の価値観もさまざまであり、初回・6ヵ月の契約期間途中で辞めてしまう人もみられ、更新後3年上限まで働き続ける人は4分の1にも満たないのが現状」などと回答した。

同様に、大学等教育機関（私立）を経営し、授業を担当する教育職の有期約740人のほか、授業補助の有期約380人、一般事務補助や研究付随事務等の有期約110人、教育・研究職約105人などを活用しているD社。同社も、労働基準法の2003年改正以降、設定してきた更新上限（教育・研究職は3年ないし5年、事務職とその補助は原則3年、教育職（授業担当とその補助）は1年など）を継続することで、結果として通算5年までに抑制する方向で検討している。

その理由を尋ねると、「学校経営を取り巻く環境は厳しい。少子化に伴い長期的にみれば、生徒数は減少傾向にある。生徒数の増減等に合わせ、教員数等を適宜調整することは避けられない。事務職は教育・研究職等にも増して要員計画が厳しい」とし、また「無期転換しても、稼働の必要性が発生しなければ無収入になることもあるという契約が可能なら検討し得るだろうが、そのような状態をつなぎとめておくことは人身拘束に相当しかねず、むしろ不誠実ではないか」と指摘した。

一方、これまでの運用では一部例外的に、教授等からの要請で更新上限を超えて雇用してきたケースや、契約上「当該研究に必要な期間」として、そもそも5年までの更新上限にこだわってこなかったケースもあったという。また、職種をまたぐ場合（例えば、助手から教員に転換する場合等）は、通算勤続年数がいったんリセットされたものとして扱ってきた事情もある。「ここを同一人物につき一律の5年上限として支障が出ないか、十分に確認・精査する必要があるだろう」とみている。また、「これまでは満了退職後、改めて募集をかけた際に、当校で直前まで働いていたかどうかなどの確認は行ってこなかったため、同一人物が結

果として上限を超えて働いているケースもあったかも知れない。ここを厳格に通算5年未満に抑制するには、同一人物が6ヵ月以内に再応募していないかどうかをチェックする必要があり、事務量の増大が懸念される」とも話す。

こうしたなか、インタビュー調査時点で開かれていた第185回国会（臨時会）において、折しも「研究開発力強化法及び大学教員等任期法の一部改正法案」が審議されていたことを踏まえ、仮に嘱託職員（教員）、非常勤講師、助手等に限り、無期転換までの期間が10年まで延長された場合の受け止め方についても尋ねてみた。同社は「5年上限では短すぎて若手研究者のキャリア形成を阻害しかねず、また、本校にとっても優秀な教員の流出につながりかねないと危機感を募らせてきた。だから、法案の内容は大学における有期契約労働者の活用実態に合致しており有り難く受け止めている。正社員や無期転換の見極めも、10年程度あれば充分可能だろう」と回答した。

それでは逆に、これまでの更新上限を一律10年へ引き上げる余地はあるのだろうか。同社によれば「人材の新陳代謝もある程度は必要だし、助手の契約更新などはむしろ教授等専任教員が握っていることから、拙速には考えられない」とのことだった。

（2）代替機会をどう確保するか

業界構造などを背景に、いずれの企業も通算5年未満での雇止めを基本方針に据えているものの、有期契約労働者の活躍を促進するために行っている支援方策を尋ねると、優秀者については正社員への転換機会が確保されていた。

C社には、有期・フルタイムから技能系正社員への転換制度がある。年齢や学歴は問わず、6ヵ月以上の勤務実績と本人の強い希望、職場の上長推薦が要件である。応募は年2回で、一人最大3回まで受験可能。2005年から導入している制度で、転換試験（基礎学力試験、適性検査、面接、作文）を通じて最終判断が下される。毎年、600人程度の応募者を「あくまで能力重視」で選別し、100人弱の転換実績を重ねている。高卒の新規採用者が250人程度のため、技能系正社員の3割程度を転換者が占めている。転換後は、高卒入社 of 技能系正社員が位置づけられる、資格等級の一つ上位ランクから組み込まれる。転換後は、直前の現場にそのまま配属されるものの、その後の人材マネジメントに区別はない。「働きぶりが優秀で、職場が是非、戦力として確保したいと希望するような期間従業員について積極的に転換している」という。

同様にD社でも、教育・研究職については、任期満了の6ヵ月前までに、採用後の活動（教育業績、研究業績、学内貢献業績、社会的貢献業績、専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項）を評価し、適格と判断すれば6年目から、専任教員（正社員）として採用する制度がある（年間の転換実績は10人程度）。

一方で、事務職から正社員への転換制度はない。あくまで中途採用（依願退職等で年度途中の補充が必要になった場合のみ実施）の一般募集をかけた際に、有期契約労働者を辞めることなく（身分を保証する形で）、自由に応募してもらって構わないというスタンスである。

8. 有期・無期間の不合理な労働条件の相違禁止ルールをどう捉えるか

アンケート調査ではまた、いわゆる有期・無期間の不合理な労働条件の相違禁止ルールについて、雇用管理上の「見直しを行うかどうかを含めて方針未定」とする企業が半数弱で、「見直し予定はない（現状通りで問題ない）」が3社に1社超にのぼった。インタビュー調査でも同様に尋ねると、「既に対応済み」が1社、「現在、見直し中」が1社に対し、「対応の必要性を感じない（現状通りで問題ない）」企業が6社となった。有期・無期契約労働者の間の不合理な労働条件の相違を禁止するルールは、企業にどのように捉えられているのだろう。

既に対応済みのG社では、正社員（無期契約）と有期・フルタイムの間の処遇・労働条件の違いを、純粹に転居転勤できるか否かのみに依拠させていた。資格等級制度は共通であり、有期契約とはいえ一定の役職以上であれば、退職年金や自己啓発支援制度等も正社員同様に適用している。有期・フルタイムの年収水準は、転居転勤に伴うリスクプレミアム相当分の差として、それぞれ全国型正社員の8割、地域型正社員の9割が確保されている。

F社でも、正社員（無期契約）と同様の働き方（職務限定なし、事業所間異動あり、休日シフト制）をしている有期・フルタイムについては、正社員の新卒初任給と同額（20.1万円）の基本給を確保してきた（月給制、昇給年2回）。賞与水準は1回当たり一律10万円（年2回）で、正社員には及ばない。だが、家族手当や単身赴任手当、役職手当も付くようになり、法定外健康診断や法定外有給休暇、慶弔休暇等についても正社員並みに適用されている。

こうしたなか、有期・フルタイムにも（非管理職ながら）ストアマネジャーを任せてきたことから、「賞与水準をもっと引き上げて良いのではないか」という議論があり、現在、見直しを検討中である。また、貢献度の高い（社会保険適用の）有期・パートタイムについても、不合理な処遇差を是正する観点から、「正社員とまったく同じ研修に参加できるようにしてきた」ほか、「時給の大幅なベースアップを行うべく、新制度を設計中」という。

一方、「対応の必要性を感じない（現状通りで問題ない）」と回答した、多くの企業の主張はほぼ共通していた。

例えば、E社。正社員（無期契約）は職種・職務に限定がなく、全国転居転勤の可能性があるのに対し、有期・フルタイムは職種・事業所とも限定され、有期・パートタイムではさらに労働時間も限定されている。客観的な働き方が明らかに異なることから、「雇用形態間の処遇差は、不合理なものではないと考えている」。

同様に、H社でも現状、有期契約労働者に任せるのは時間帯責任者までであり、正社員（無期契約）にはその上のマネジャー以上しか任せていない。「職務は明確に分離されており、そもそも不合理な処遇差自体が存在しないと考えている。また今後、無期契約への転換者が出たとしても、有期契約労働者当時の職務、処遇・労働条件を変更するつもりはなく、結果として有期・無期間の不合理な処遇差を新たに生じることもない」。

有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の相違禁止ルールについて、「対応の必要性を感じない（現状通りで問題ない）」と回答した企業では、有期・無期間の処遇差を、職務や働き方等の明確な違いで裏付けられるようにすることとして、受け止められているようだった。

第3章 考 察

第1節 無期転換ルールへの対応方針を左右する規定要因は何か

第2章では、改正労働契約法に企業がどう対応しようとしているかの全般的な傾向について、アンケート調査結果を通じ明らかにした。そこで本節では、とくに無期転換ルールへの対応方針が、主な業種や雇用者規模など企業の基礎的な属性や、有期契約労働者比率、契約更新上限の設定状況といった雇用管理上の特性によってどう異なるかについて、クロス集計や回帰分析の結果を基に概観しておきたい。

1. 基礎的な属性要因

無期転換ルールへの対応方針は、企業の基礎的な属性でどのように異なるのだろうか。クロス集計結果から主たる業種別にみると、何らかの形で無期転換する方針の企業割合が相対的に多いのは、フルタイム・パートタイムとも宿泊業、飲食サービス業や医療、福祉、生活関連サービス業、娯楽業のほか、フルタイムでは情報通信業、パートタイムでは卸売業、小売業などとなっている。他方、有期契約労働者の活用を通算5年未満に抑制していく企業割合が相対的に多いのは、フルタイム・パートタイムとも教育、学習支援業などである（図表22）。

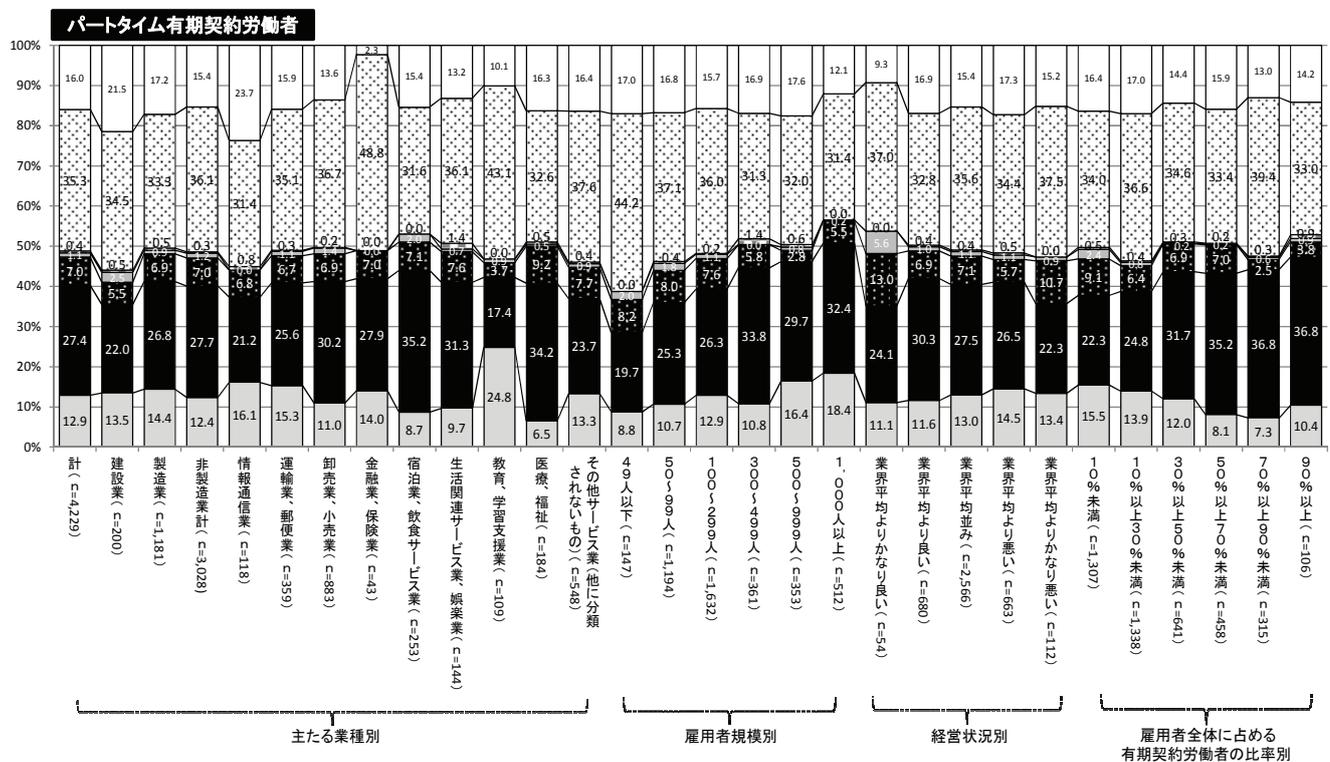
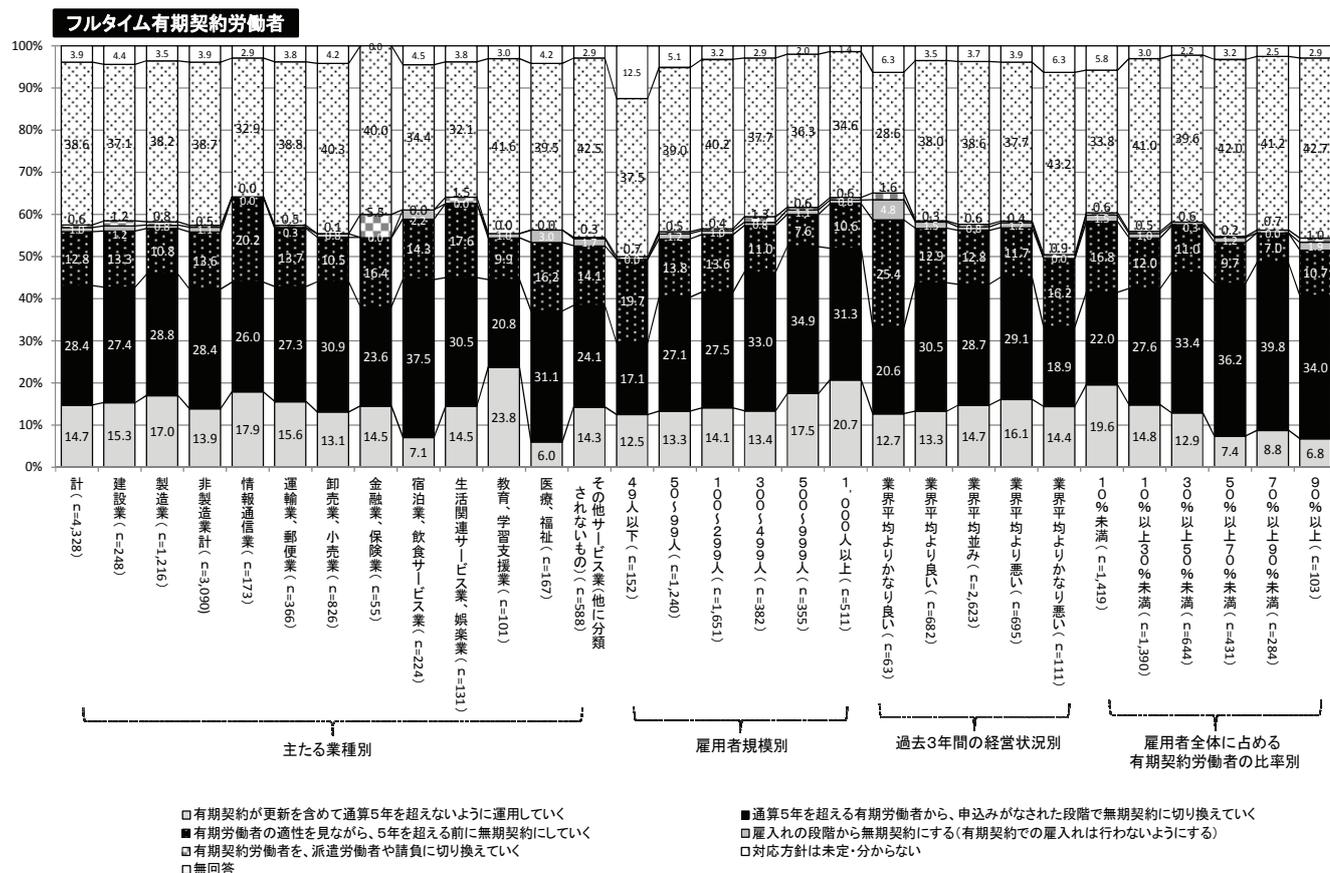
雇用者の規模別では、フルタイム・パートタイムを問わず、規模が大きいほど対応方針が明確になっていることが分かる。そして、対応方針が明確になっている企業の中で、無期転換していく割合と通算5年未満に抑制する割合のバランスに着目すると、大規模ほど後者のウェイトが高まっている。

過去3年間における経営状況別にみると、何らかの形で無期転換する方針の企業割合が相対的に多いのは、【業界平均よりかなり良い】場合である。

雇用者全体に占める有期契約労働者の比率別では、50%未満までは有期契約労働者比率が低いほど、通算5年未満に抑制する企業割合が高くなっている。一方、有期契約労働者比率が半数を超え、労働力依存度が高い企業では、無期転換方針を採りやすくなる（採らざるを得ない）という合理的な関係性も見て取れる。

こうした中で、企業行動を左右している基礎的な属性要因は、結局のところ何なのだろうか。この点を掘り下げるため、何らかの形で無期転換する方針を採るか、あるいはその活用を通算5年未満に抑制していく方針を採るかを被説明変数（従属変数）とし、企業の属性要因を説明変数（独立変数）とする、ロジスティック回帰分析を行った（図表23）。

図表 2 2 企業の基本的な属性別にみた無期転換ルールへの対応方針の違い



図表 2 3 回帰分析に用いた変数の記述統計量

変数説明	変数名	観測数	平均	標準偏差	最大値	最小値	変数の作成方法	
							変数	変数
被採用	フルタイムについて、通算5年未満で雇止め方針ダミー	4160	.15	.360	1	0	0	問13フルで1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パートタイムについて、通算5年未満で雇止め方針ダミー	3554	.15	.360	1	0	0	問13パートで1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フルタイムについて、無期転換方針ダミー	4160	.44	.496	1	0	0	問13フルで2~4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パートタイムについて、無期転換方針ダミー	3554	.42	.494	1	0	0	問13パートで2~4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
業種	建設業ダミー	7090	.07	.256	1	0	0	問19で1を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	製造業ダミー	7090	.28	.450	1	0	0	問19で2を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	電気,ガス,熱供給,水道業ダミー	7090	.01	.074	1	0	0	問19で3を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	情報通信業ダミー	7090	.04	.186	1	0	0	問19で4を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	運輸業,郵便業ダミー	7090	.10	.297	1	0	0	問19で5を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	卸売業,小売業ダミー	7090	.20	.398	1	0	0	問19で6を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	金融業,保険業ダミー	7090	.01	.100	1	0	0	問19で7を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	不動産業,物品賃貸業ダミー	7090	.01	.113	1	0	0	問19で8を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	学術研究,専門技術サービス業ダミー	7090	.02	.149	1	0	0	問19で9を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	宿泊業,飲食サービス業ダミー	7090	.06	.232	1	0	0	問19で10を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	生活関連サービス業,娯楽業ダミー	7090	.03	.182	1	0	0	問19で11を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	教育,学習支援業ダミー	7090	.02	.134	1	0	0	問19で12を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	医療,福祉ダミー	7090	.03	.180	1	0	0	問19で13を選択=1、それ以外を0 (選択肢14, 16, 無回答は除外)
	雇用者規模	50人以上100人未満ダミー	7103	.37	.484	1	0	0
100人以上300人未満ダミー		7103	.35	.478	1	0	0	問20で3を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
300人以上500人未満ダミー		7103	.07	.254	1	0	0	問20で4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
500人以上1,000人未満ダミー		7103	.06	.236	1	0	0	問20で5を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
業況	過去3年間の経営状況は業界平均より良いダミー	6906	.18	.387	1	0	0	問23で1~2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
業況	過去3年間の経営状況は業界平均より悪いダミー	6906	.19	.395	1	0	0	問23で4~6を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
労働時間	1割未満ダミー	5506	.39	.487	1	0	0	問8付間で1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	1割以上3割未満ダミー	5506	.31	.463	1	0	0	問8付間で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	3割以上5割未満ダミー	5506	.13	.337	1	0	0	問8付間で3を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	5割以上7割未満ダミー	5506	.09	.286	1	0	0	問8付間で4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	7割以上9割未満ダミー	5506	.06	.238	1	0	0	問8付間で5を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
上限更新	フルタイムについて、更新上限ありダミー	4173	.10	.306	1	0	0	問12(2)で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パートタイムについて、更新上限ありダミー	4073	.07	.251	1	0	0	問12(2)で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
転換正社	フルタイムについて、正社員転換制度・慣行ありダミー	4130	.71	.453	1	0	0	問15で1~2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パートタイムについて、正社員転換制度・慣行ありダミー	3929	.46	.499	1	0	0	問15で1~2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
改正	改正内容まで知っているダミー	7035	.64	.479	1	0	0	問7で1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	改正されたことのみ知っているダミー	7035	.31	.462	1	0	0	問7で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
有期契約の活用理由	日常的な業務量の変動に対応するため	5525	.43	.495	1	0	0	問9で1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	5525	.18	.388	1	0	0	問9で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	急激な景気変動の際に雇用調整できるようにしておくため	5525	.19	.390	1	0	0	問9で3を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	賃金を抑制するため	5525	.32	.468	1	0	0	問9で4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	社会保険料を節約するため	5525	.07	.259	1	0	0	問9で5を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	正社員を増やせないため	5525	.09	.282	1	0	0	問9で6を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	正社員として採用できるかどうか人物や適性を見極めるため	5525	.31	.464	1	0	0	問9で7を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	専門的な知識や技能資格等を有する人材を一定期間確保するため	5525	.21	.405	1	0	0	問9で8を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	正社員である必要のない、軽易な職務のため	5525	.34	.475	1	0	0	問9で9を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	正社員とは労働時間や人物体系等が異なるため	5525	.28	.484	1	0	0	問9で10を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	高齢者や育児中等の女性を活用するため	5525	.25	.434	1	0	0	問9で11を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	学生や障がい者を活用するため	5525	.11	.318	1	0	0	問9で12を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	定期的に人材を入れ替えを行うため	5525	.02	.137	1	0	0	問9で13を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
フルタイム有期の活用職種	フル医療・介護関係	4183	.06	.244	1	0	0	問11で1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル教育関係	4183	.03	.158	1	0	0	問11で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フルその他の専門技術職	4183	.28	.447	1	0	0	問11で3を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル管理職	4183	.11	.313	1	0	0	問11で4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル事務職	4183	.49	.500	1	0	0	問11で5を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル販売・サービス職	4183	.29	.452	1	0	0	問11で6を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル生産労務職	4183	.30	.459	1	0	0	問11で7を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル生産以外の労務職	4183	.13	.335	1	0	0	問11で8を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	フル運輸・通信職	4183	.09	.287	1	0	0	問11で9を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
フル保安職	4183	.04	.202	1	0	0	問11で10を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)	
パートタイム有期の活用職種	パート医療・介護関係	4077	.06	.243	1	0	0	問11で1を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート教育関係	4077	.02	.151	1	0	0	問11で2を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パートその他の専門技術職	4077	.14	.349	1	0	0	問11で3を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート管理職	4077	.01	.115	1	0	0	問11で4を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート事務職	4077	.50	.500	1	0	0	問11で5を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート販売・サービス職	4077	.27	.443	1	0	0	問11で6を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート生産労務職	4077	.28	.447	1	0	0	問11で7を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート生産以外の労務職	4077	.17	.375	1	0	0	問11で8を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
	パート運輸・郵便職	4077	.06	.239	1	0	0	問11で9を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)
パート保安職	4077	.04	.185	1	0	0	問11で10を選択=1、それ以外を0 (無回答は除外)	

推定結果によると(図表24)、フルタイム・パートタイムとも宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉で、無期転換方針を採りやすい傾向がみられる(1%水準で有意)。こうした傾向は、いわば表裏の関係に位置づけられる通算5年未満での雇止め方針において、フルタイム・パートタイムとも負の向きに有意であることでも裏付けられており、強固な相関性が窺える。

同様に、パートタイムでは卸売業、小売業でも無期転換方針で正の向き、雇止め方針で負の向きの両側から5%水準有意であり、無期転換方針が採られやすいことが分かる。このほか、フルタイムでは生活関連サービス業、娯楽業、パートタイムでは製造業や不動産業、物品賃貸業などでも、5%水準有意で無期転換方針を採りやすい傾向がみられる。

一方で教育、学習支援業は、フルタイム・パートタイムとも通算5年未満での雇止め方針を選択しやすいようである(ともに5%水準で有意)。中でもパートタイムは、表裏の関係にある無期転換方針でも負の向きに5%水準有意となっており、強固な相関性が窺える。

この点、議員立法による研究開発力強化法及び大学教員等任期法の一部改正法（2013年12月成立）によって、大学等や研究開発法人における教員等、研究者、技術者などについては、無期転換申込権の発生までの期間を5年から10年に延長する特例が創設された（2014年4月施行）背景と、整合するものとも言えるだろう。

雇用者規模との関係では、フルタイム・パートタイマーとも500人以上で、雇止め方針を採りやすい傾向がみられる（フルタイムでは500人以上1,000人未満が10%水準、1,000人以上が5%水準で有意。パートタイマーでは500人以上が1%水準で有意）。

図表24 無期転換か雇止めかの企業行動を左右する基礎的な属性要因

被説明変数 (従属変数)	通算5年未満で雇止め方針 (何らかの形で無期転換方針)	フルタイム有期契約労働者について				パートタイム有期契約労働者について					
		N(分析で使用)	平均値	標準偏差	最大値	最小値	N(分析で使用)	平均値	標準偏差	最大値	最小値
説明変数 (独立変数)	(業種)	3922	.06	.234	1	0	3345	.05	.208	1	0
	建設業	3922	.29	.451	1	0	3345	.28	.449	1	0
	製造業	3922	.01	.076	1	0	3345	.01	.081	1	0
	電気、ガス、熱供給、水道業	3922	.04	.197	1	0	3345	.03	.156	1	0
	情報通信業	3922	.08	.278	1	0	3345	.08	.279	1	0
	運輸業、郵便業	3922	.20	.396	1	0	3345	.22	.414	1	0
	卸売業、小売業	3922	.01	.114	1	0	3345	.01	.109	1	0
	金融業、保険業	3922	.01	.112	1	0	3345	.01	.118	1	0
	不動産業、物品賃貸業	3922	.02	.153	1	0	3345	.02	.134	1	0
	学術研究、専門技術サービス業	3922	.05	.223	1	0	3345	.06	.239	1	0
	宿泊業、飲食サービス業	3922	.03	.171	1	0	3345	.03	.181	1	0
	生活関連サービス業、娯楽業	3922	.02	.151	1	0	3345	.03	.164	1	0
	教育、学習支援業	3922	.04	.191	1	0	3345	.04	.203	1	0
	医療、福祉	3922	.28	.451	1	0	3345	.28	.449	1	0
	(雇用者規模)	3922	.39	.488	1	0	3345	.39	.488	1	0
	50人以上100人未満	3922	.09	.285	1	0	3345	.08	.277	1	0
	100人以上300人未満	3922	.09	.279	1	0	3345	.08	.276	1	0
	300人以上500人未満	3922	.12	.325	1	0	3345	.13	.334	1	0
	500人以上1,000人	3922	.18	.382	1	0	3345	.18	.382	1	0
	1,000人以上	3922	.19	.395	1	0	3345	.19	.391	1	0
	(過去3年間における経営状況)	3922	.33	.469	1	0	3345	.32	.465	1	0
	業界平均より良い	3922	.15	.361	1	0	3345	.16	.365	1	0
	業界平均より悪い	3922	.10	.301	1	0	3345	.11	.310	1	0
	(雇用者に占める有期契約労働者比率)	3922	.07	.252	1	0	3345	.08	.271	1	0
	1割未満	3922	.33	.469	1	0	3345	.31	.464	1	0
	1割以上3割未満	3922	.15	.361	1	0	3345	.16	.365	1	0
	3割以上5割未満	3922	.10	.301	1	0	3345	.11	.310	1	0
	5割以上7割未満	3922	.07	.252	1	0	3345	.08	.271	1	0
	7割以上9割未満	3922	.07	.252	1	0	3345	.08	.271	1	0

	フルタイム有期契約労働者について				パートタイム有期契約労働者について			
	無期転換方針		通算5年未満で雇止め方針		無期転換方針		通算5年未満で雇止め方針	
	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)
(業種ダミー：基準はその他サービス業)								
建設業	.145	1.157	-.229	.796	.117	1.124	-.239	.788
製造業	.111	1.118	-.115	.892	.264	1.303 **	-.198	.821
電気、ガス、熱供給、水道業	-.395	.674	-19.859	.000	-.365	.694	-1.706	.182 *
情報通信業	.241	1.272	-.042	.959	-.096	0.909	-.139	1.149
運輸業、郵便業	.143	1.154	-.132	.876	-.107	1.113	-.051	.951
卸売業、小売業	.161	1.174	-.301	.740 *	.301	1.351 **	-.423	.655 **
金融業、保険業	-.079	.924	-.250	.779	-.071	.931	-.452	.637
不動産業、物品賃貸業	.444	1.559	.117	1.124	.662	1.940 **	-.890	0.411
学術研究、専門技術サービス業	.287	1.332	.231	1.260	.265	1.304	.052	1.053
宿泊業、飲食サービス業	.583	1.792 ***	-.854	.426 ***	.513	1.671 ***	-.578	.561 **
生活関連サービス業、娯楽業	.405	1.499 **	-.077	0.926	.379	1.461 *	-.484	0.616
教育、学習支援業	-.313	.731	.569	1.766 **	-.630	.532 **	.689	1.991 **
医療、福祉	.515	1.673 ***	-.908	.403 **	.645	1.906 ***	-.917	.400 ***
(雇用者規模ダミー：基準は50人未満)								
50人以上100人未満	.117	1.124	.012	1.012	.294	1.342	.249	1.283
100人以上300人未満	.070	1.072	.153	1.165	.222	1.248	.576	1.779 *
300人以上500人未満	.123	1.131	.166	1.180	.391	1.479 *	.500	1.648
500人以上1,000人	.062	1.064	.536	1.709 *	.096	1.101	1.142	3.132 ***
1,000人以上	.064	1.066	.652	1.920 **	.275	1.316	1.057	2.878 ***
(過去3年間における業況ダミー：基準は業界平均並み)								
業界平均より良い	.146	1.157 *	-.161	0.851	.171	1.186 *	-.172	.842
業界平均より悪い	-.050	0.951	.122	1.130	-.101	0.904	.167	1.182
(雇用者に占める有期契約労働者比率ダミー：基準は9割以上)								
1割未満	-.248	.780	1.446	4.244 ***	-.424	.654 *	0.730	2.076 **
1割以上3割未満	-.256	.774	1.093	2.982 **	-.489	.613 **	0.600	1.821 *
3割以上5割未満	-.144	.866	0.833	2.301 **	-.214	.807	0.284	1.329
5割以上7割未満	-.011	.989	.245	1.278	.052	1.054	-.186	0.831
7割以上9割未満	-.065	.937	.340	1.405	-.221	.802	-.419	0.658
定数	-0.292	.746	-2.809	.060 ***	-0.439	.645	-2.513	.081 ***
-2 対数尤度	5344.84		3236.572		4490.781		2763.341	
χ^2	42.73936408	**	133.1348385	***	76.3866504	***	113.5461253	***
Pseudo Rsq(Cox-Snell R2)	0.010838178		0.033375961		0.022577299		0.033375361	
Pseudo Rsq(Nagelkerke R2)	0.014512303		0.057895011		0.030316731		0.057856789	
N	3922		3922		3345		3345	

注) *は10%、**は5%、***は1%水準で、統計的に有意であることを示す。

雇用者に占める有期契約労働者の比率別にみると、フルタイムが5割未満の企業は、雇止め方針を採りやすい傾向がある（1割未満が1%水準、1割以上3割未満が5%水準、3割以上5割未満が10%水準で有意）。また、パートタイマーが3割未満の企業でも、雇止め方針を採りやすい傾向がみられ（1割未満が5%水準、1割以上3割未満が10%水準で有意）、これは無期転換方針側でも、負の向きの有意性として確認される場所である（1割未満で10%水準、1割以上3割未満で5%水準の有意）。

2. 雇用管理上の特性要因

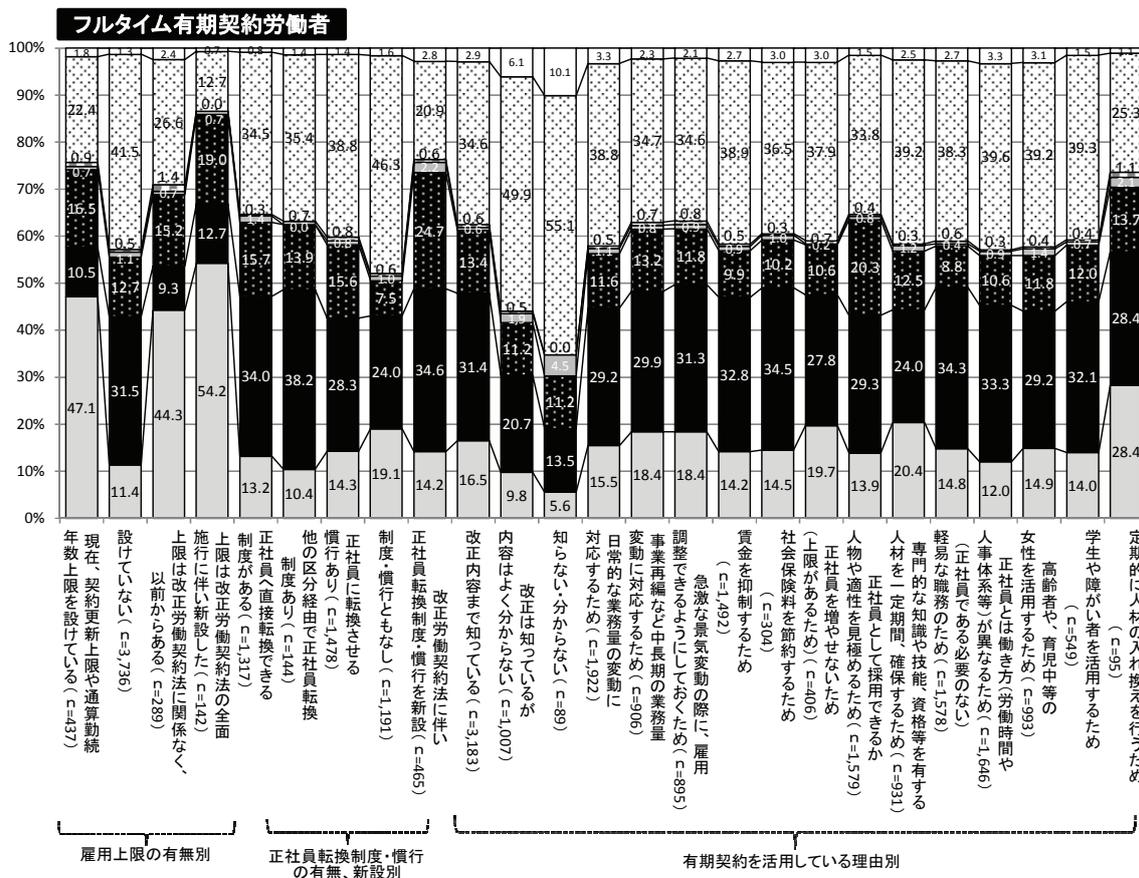
同様に、無期転換ルールへの対応方針の違いを、雇用管理上の特性要因別に眺めてみる。まず、契約更新上限の設定状況別にみると、現状で契約更新上限や通算勤続年数上限を【設けている】企業は、【設けていない】企業よりはるかに通算5年未満での雇止め方針を採りやすいことが分かる（**図表25**）。この傾向は、契約更新上限をとりわけ【改正労働契約法の全面施行に伴い新設した】場合に、（当然のことながら）顕著であり、対応方針は未定・分からない割合がフルタイムで12.7%、パートタイマーで8.6%まで縮小し、通算5年未満での雇止め方針を選択する割合がそれぞれ54.2%、63.3%となっている。

一方、正社員転換制度・慣行の有無別にみると、現行で同制度や慣行が【ある】企業は、【ない】企業より無期転換方針を採りやすいことが分かる。この傾向は、正社員転換制度・慣行をとりわけ【改正労働契約法に伴い新設した】場合にさらに顕著であり、対応方針は未定・分からない割合がフルタイムで20.9%、パートタイマーで20.2%となり、無期転換方針を選択する割合がそれぞれ61.5%、50.1%に増大している。

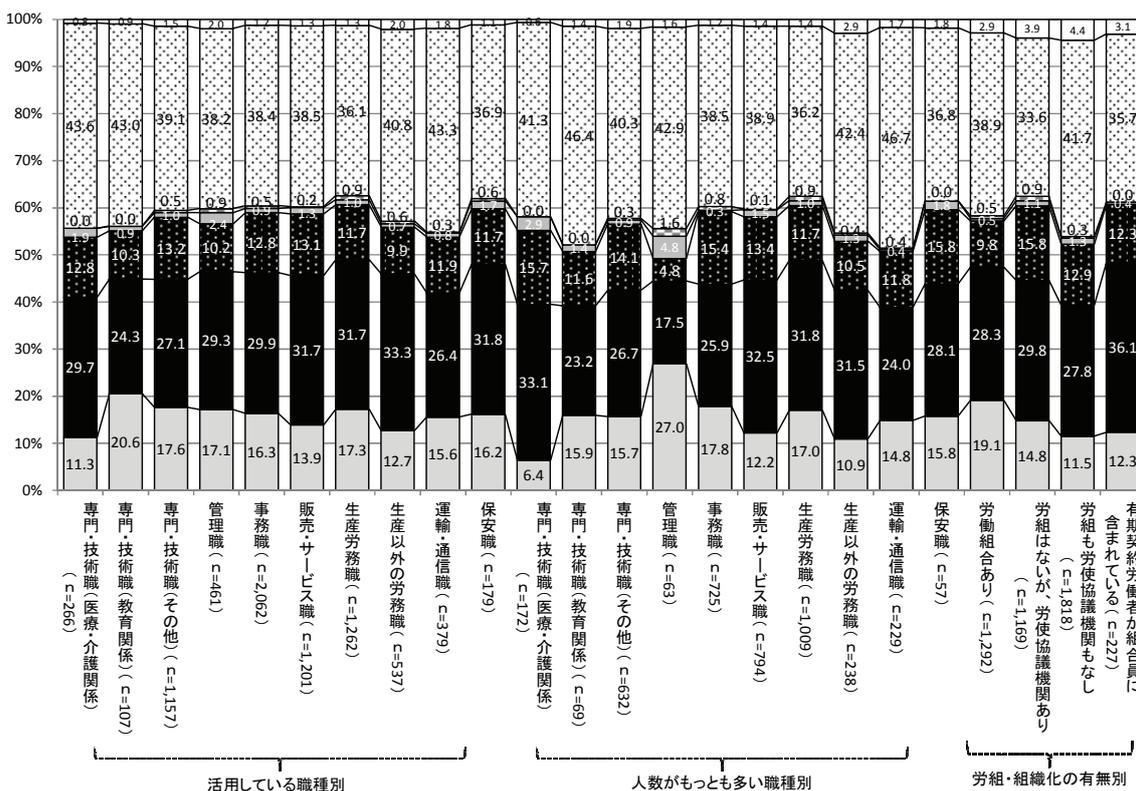
こうしたなか、改正労働契約法の認知度別にみると、内容まで知っている割合が高まるほど、対応方針が顕著に明確となっている。また、有期契約の活用理由別では、何らかの形で無期転換する方針の割合が相対的に高いのは【正社員として採用できるか人物や適性を見極めるため】に有期契約を活用してきた企業であり、逆に、通算5年未満に抑制していく企業割合が相対的に高いのは【定期的に人材の入れ換えを行うため】のほか、両者のバランス上でみて【正社員を増やせないため（上限があるため）】や【専門的な知識や技能、資格等を有する人材を一定期間、確保するため】などとなっている。

活用している職種別にみると、フルタイム・パートタイマーとも【専門・技術職（教育関係）】などを活用する企業では、雇止め方針を採りやすい傾向がみられる。また、フルタイムの人数がもっとも多い職種が【管理職】の場合などでも、通算5年未満に抑制する方針が採られやすいようである。これに対し、フルタイム・パートタイマーとも【販売・サービス職】などでは、むしろ無期転換方針が採られやすい。また、人数がもっとも多い職種が【専門・技術職（医療・介護関係）】の場合でも、無期転換方針を採りやすい傾向がみられる。

図表 2-5 雇用管理上の特性別にみた無期転換ルールへの対応方針の違い



- 有期契約が更新を含めて通算5年を超えないように運用していく
- 有期労働者の適性を見ながら、5年を超える前に無期契約にしてい
- 有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく
- 無回答
- 通算5年を超える有期労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく
- 雇入れの段階から無期契約にする(有期契約での雇入れは行わないようにする)
- 対応方針は未定・分からない



こうした中で、企業行動を左右している雇用管理上の特性要因は、結局のところ何なのだろう。この点を掘り下げるため、1と同様のロジスティック回帰分析を行った（図表25）。推定結果をみると（図表26）、フルタイム・パートタイムとも、契約更新の上限設定がある場合には通算5年未満での雇止め方針を採りやすい傾向（ともに1%水準で有意）がみられる。この傾向は、いわば表裏の関係に位置づけられる無期転換方針で、フルタイム・パートタイムとも1%水準で、ともに負の向きの有意性があることから強固な関係性が窺える。

また、フルタイム・パートタイムを問わず、正社員転換制度・慣行がある場合は無期転換方針を採りやすい傾向（ともに1%水準で有意）もみられる。この傾向についても、表裏の関係にある雇止め方針で、フルタイムは1%水準、パートタイムは5%水準で、ともに負の向きの有意性がみられることと符合し、強固な相関性が窺える。

改正労働契約法の認知度とのかかわりをみると、フルタイム・パートタイムを問わず、「改正内容まで知っている」ことが、無期転換方針、雇止め方針の両方に対し、いずれも正の向きで5%水準の有意性を持っていることが分かる。このことは、「改正された事実のみ知っているが、内容までは分からない」ことが、何ら有意性を持たないこととは対照的であり、改正労働契約法の内容の浸透を図ることが、無期転換ルールへの対応方針の明確化に寄与する可能性を示唆している。

有期契約の活用理由とのかかわりをみると、「専門的な知識や技能資格等を有する人材を一定期間、確保するため」に有期契約を活用してきた企業では、フルタイム・パートタイムを問わず1%水準有意で、雇止め方針を採りやすい傾向がみられる。この傾向は、表裏の関係に位置づけられる無期転換方針で、フルタイムは5%水準、パートタイムは1%水準で、負の向きに有意性がみられることと符合しており、強固な関係性が窺える。この点、国家戦略特別区域法（2013年12月成立）の附則第2条を基に、労働政策審議会労働条件分科会有期雇用特別部会及び職業安定分科会高齢者有期雇用特別部会で検討が加えられ、「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者については、無期転換申込権の発生までの期間を5年から、「一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）」に延長することなどを含む、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」が第186回国会（常会）に上程され、2015年4月からの施行を目指していることとも整合的な結果と言えるだろう。

このほか、当然のことながら「急激な景気変動の際に雇用調整できるようにしておくため」や「定期的に人材の入換えを行うため」（ともに、フルタイムで10%水準有意、パートタイムで1%水準有意）に有期契約を活用してきた企業では、雇止め方針を採りやすい傾向がみられる。一方、有期契約の活用理由に「正社員として採用できるかどうか、人物や適性を見極めるため」を挙げてきた企業では、フルタイムは1%水準有意、パートタイムは5%水準有意で、無期転換方針を採りやすい傾向もみられる。さらに、「正社員とは働き方（労働時間や人事体系等）が異なるため」では、フルタイム・パートタイムとも正の向きでは

10%水準ながら、表裏の関係にある雇止め方針側でも負の向き（すなわち、雇止め方針を選択し難い傾向）に裏付けられる形で、有意性（フルタイムで1%水準、パートタイムでは10%水準の有意）がみられている。正社員とは働き方が異なるという、必ずしも期間を定める必要性が高くない理由で活用されてきた有期契約については、改正労働契約法の無期転換ルールを契機に見直される余地が出てきたと言えるだろう。

図表26 無期転換か雇止めかの企業行動を左右する雇用管理上の特性要因

	フルタイム有期契約労働者について					パートタイム有期契約労働者について				
	N(分析で使用)	平均値	標準偏差	最大値	最小値	N(分析で使用)	平均値	標準偏差	最大値	最小値
被説明変数 (従属変数)										
通算5年未満で雇止め方針	3953	.15	.360	1	0	3323	.15	.357	1	0
何らかの形で無期転換方針	3953	.44	.497	1	0	3323	.43	.495	1	0
説明変数 (独立変数)										
(更新上限と通算勤続年数の設定状況)										
更新上限の設定あり	3953	.10	.306	1	0	3323	.07	.251	1	0
(正社員転換制度・慣行)										
正社員転換制度・慣行あり	3953	.72	.450	1	0	3323	.47	.499	1	0
(改正労働契約法の認知度)										
改正内容まで知っている	3953	.75	.432	1	0	3323	.74	.440	1	0
改正されたことのみ知っている	3953	.23	.420	1	0	3323	.24	.427	1	0
(有期契約の活用理由)										
日常的な業務量の変動に対応するため	3953	.45	.498	1	0	3323	.47	.499	1	0
事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	3953	.22	.412	1	0	3323	.20	.400	1	0
急激な景気変動の際に雇用調整できるようにしておくため	3953	.21	.410	1	0	3323	.20	.403	1	0
賃金を抑制するため	3953	.36	.479	1	0	3323	.37	.483	1	0
社会保険料を節約するため	3953	.07	.259	1	0	3323	.09	.282	1	0
正社員を増やせないため	3953	.10	.296	1	0	3323	.09	.293	1	0
正社員として採用できるかどうか人物や適性を見極めるため	3953	.38	.486	1	0	3323	.32	.467	1	0
専門的な知識や技能資格等を有する人材を一定期間確保するため	3953	.22	.415	1	0	3323	.18	.388	1	0
正社員である必要のない軽易な職務のため	3953	.38	.485	1	0	3323	.43	.495	1	0
正社員とは働き方(労働時間や人事体系等)が異なるため	3953	.39	.487	1	0	3323	.47	.499	1	0
高齢者や育児中等の女性を活用するため	3953	.23	.423	1	0	3323	.25	.433	1	0
学生や障がい者を活用するため	3953	.13	.341	1	0	3323	.14	.345	1	0
定期的に人材の入換えを行うため	3953	.02	.149	1	0	3323	.02	.150	1	0
(活用している職種)										
医療・介護関係	3953	.06	.246	1	0	3323	.06	.238	1	0
教育関係	3953	.03	.157	1	0	3323	.03	.157	1	0
その他の専門技術職	3953	.28	.448	1	0	3323	.14	.345	1	0
管理職	3953	.11	.314	1	0	3323	.02	.122	1	0
事務職	3953	.50	.500	1	0	3323	.51	.500	1	0
販売・サービス職	3953	.29	.453	1	0	3323	.27	.446	1	0
生産労働職	3953	.31	.461	1	0	3323	.27	.445	1	0
生産以外の労働職	3953	.13	.335	1	0	3323	.17	.377	1	0
運輸・郵便職	3953	.09	.284	1	0	3323	.06	.236	1	0
保安職	3953	.04	.202	1	0	3323	.04	.186	1	0

	フルタイム有期契約労働者について				パートタイム有期契約労働者について			
	無期転換方針		通算5年未満で雇止め方針		無期転換方針		通算5年未満で雇止め方針	
	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)
(改正前からの更新上限の設定状況ダミー:基準は上限なし)								
更新上限の設定あり	-0.789	.454 ***	1.893	6.640 ***	-1.034	.356 ***	2.158	8.655 ***
(正社員転換制度・慣行の有無ダミー:基準は制度・慣行なし)								
正社員転換制度・慣行あり	.500	1.648 ***	-0.298	0.742 ***	.378	1.459 ***	-0.233	.792 **
(改正労働契約法の認知度ダミー:基準は改正されたことと自覚知らない)								
改正内容まで知っている	.634	1.885 **	1.238	3.447 **	.543	1.722 **	1.185	3.272 **
改正されたことのみ知っている	.084	1.088	.802	2.229	-0.010	0.990	.535	1.707
(有期契約の活用理由)								
日常的な業務量の変動に対応するため	-0.080	.923	.014	1.014	-0.012	.988	.123	1.131
事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	-0.026	0.974	.137	1.147	-0.095	0.909	.091	1.096
急激な景気変動の際に雇用調整できるようにしておくため	.026	1.026	.223	1.250 *	-0.040	0.961	.410	1.507 ***
賃金を抑制するため	-0.028	.972	-0.051	.951	-0.044	.957	.150	1.161
社会保険料を節約するため	.153	1.166	.125	1.134	.091	1.095	.126	1.135
正社員を増やせないため	-0.161	.851	.276	1.318 *	-0.054	.948	.286	1.331 *
正社員として採用できるかどうか人物や適性を見極めるため	.295	1.343 ***	-0.090	0.914	.192	1.211 **	.155	1.168
専門的な知識や技能資格等を有する人材を一定期間確保するため	-0.210	.811 **	.407	1.503 ***	-0.373	.689 ***	.452	1.572 ***
正社員である必要のない軽易な職務のため	-0.038	.963	-0.001	.999	-0.044	.957	-0.137	0.872
正社員とは働き方(労働時間や人事体系等)が異なるため	.120	1.127 *	-0.368	0.692 ***	.137	1.147 *	-0.211	.810 *
高齢者や育児中等の女性を活用するため	.003	1.003	.088	1.091	.011	1.011	.065	1.067
学生や障がい者を活用するため	-0.031	.970	-0.246	.782	-0.175	.840	.061	1.063
定期的に人材の入換えを行うため	.208	1.231	.470	1.601 *	-0.277	0.758	.675	1.965 **
(活用している職種)								
医療・介護関係	.041	1.041	-0.393	.675 *	.119	1.126	-0.249	.780
教育関係	-0.302	.739	-0.070	.932	-0.346	.708	-0.274	1.315
その他の専門技術職	-0.135	.874 *	.205	1.227 *	.010	1.010	.027	1.027
管理職	.020	1.020	.060	1.062	-0.307	0.736	.096	1.101
事務職	-0.079	0.924	.144	1.154	-0.022	0.978	-0.102	0.903
販売・サービス職	.088	1.092	-0.043	.958	.239	1.270 ***	-0.379	0.684 ***
生産労働職	-0.027	0.973	.341	1.406 ***	.308	1.360 ***	.054	1.055
生産以外の労働職	-0.037	.963	-0.195	.823	.165	1.179 *	-0.410	.664 ***
運輸・郵便職	-0.186	.830	.129	1.138	-0.113	.893	.152	1.164
保安職	.048	1.049	.149	1.160	-0.088	0.915	.250	1.284
定数	-0.993	.371 ***	-3.223	.040 ***	-0.934	.393 ***	-3.062	.047 ***
-2 対数尤度	5212.145		2993.117		4350.51		2463.341	
s ²	213.991806	***	393.7582586	***	188.0146424	***	344.421761	***
Cox-Snell R ² 乗	0.052694866		0.09480961		0.055008919		0.098457268	
Nagelkerke R ² 乗	0.070582728		0.164749978		0.073855184		0.172604744	
サンプルサイズ	3953		3953		3323		3323	

注) *は10%、**は5%、***は1%水準で、統計的に有意であることを示す。

一方、活用している職種とのかかわりをみると、販売・サービス職のパートタイマーについては1%水準有意で、無期転換方針が採られやすい傾向がある。表裏の関係に位置づけられる雇止め方針側でも、1%水準で負の向きの有意性（すなわち、通算5年未満での雇止め方針は採られにくい傾向）が確認されており、強固な関係性が窺える。

このほか、パートタイマーについては、生産労務職でも無期転換されやすく（1%水準有意）、生産以外の労務職（清掃など）では雇止めされにくい傾向（1%水準有意、無期転換方針側からも10%水準で有意）がみられる。これに対し、フルタイマーの「生産労務職」（1%水準有意）や、「その他の専門技術職」（10%水準有意、無期転換方針側からも負の方向に10%水準で有意）は、むしろ雇止めされやすい傾向が見て取れる。

第2節 なぜ、無期転換に前向きな企業が多いのか

改正労働契約法の施行から3ヵ月を経過した時点の今回調査では、無期転換ルールへの「対応方針は未定・分からない」とする企業が多かったものの、一方では「通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく」など、何らかの形で無期契約にしていく企業も同程度に多くみられた。第18条は企業の契約の自由や人事管理の裁量に従来になく踏み込んだ対応を求めるものだけに、労使の対応は容易ではないとも推測されてきた。にもかかわらず、無期転換に前向きな企業が少ないことは興味深い事実であるとともに、その理由が気に掛かるところである。そこで、本節ではなぜ、無期転換に前向きな企業が多いのかについて、アンケート調査及びインタビュー調査の結果からまとめておきたい。

1. そもそも多いのか

まず、この点を考える上で欠かせないのは、水準観だろう。すなわち、そもそも多いのかという、今回の調査結果の位置づけの把握である。改正労働契約法は広範な有期労働契約を対象とし、その影響の大きさが指摘されているだけに、複数の機関で類似の調査が行われている。そこで、2014年3月末時点までに公表された一連の調査結果を収集すると、調査時期や対象、複数・択一の回答方法などが今回調査と異なるため、一様に比較することはできないものの、総じて無期転換に前向きな企業が少なくなく、いずれも通算5年未満に抑制する企業を上回る結果となっていることが分かる（**図表27**）。

公表の古い順に具体的にみると、大阪商工会議所及び関西経済連合会が2012年8～9月に行った「第47回経営・経済動向調査」（対象＝会員企業1,733社）結果では、「改正労働契約法」の施行が企業の人事政策に与える影響（複数回答可）として、最多は「特に影響はない」の48.1%であるものの、次いで多いのは「有能な非正社員を正社員採用する」の28.0%となっている。

また、福岡県経営者協会が2012年10～11月にかけて行った「第2回雇用問題・賃金等アンケート集計」（対象＝協会会員企業374社）結果によると、無期雇用への転換等法制強化に伴う「影響がある」（74.8％）場合に、どのような対応策をとるかという問い（複数回答可）に対し、「5年経ったら優秀な社員は無期労働契約へ移行する」との回答が55.4％にのぼり、「5年以下で雇止めを行い、無期雇用への転換を抑える」は37.6％となっている。

同様に、大阪労働局が改正労働契約法に関する説明会を受講した企業約2,000社に対して、2012年11～12月に実施したアンケート調査によれば、無期労働契約への転換ルールに関し検討している対応（複数回答可）としては、「労働者から申入れがなされた段階で無期労働契約に切り換えていく」（42.0％）ほか、「他社の動向を見ながら検討する」（28.2％）、「労働者の適性を見ながら、5年を超える前に無期契約にしていく」（18.8％）、「有期契約が通算で5年を超えないよう運用していく」（17.4％）などの順に多くなっている。

また、アイデム人と仕事研究所の『パートタイマー白書』が、2013年4月に行ったアンケート調査（対象：パート・アルバイトと正社員を6人以上雇用する企業）では、無期労働契約への転換について今後、どのような対応を採るかという問い（複数回答可）に対し、回答が多かった順に、「申し出があれば希望者全員を無期労働契約に転換する」が28.5％、「雇入れ時から無期労働契約とする」が23.0％に対し、「転換基準を設け、5年以内に満たした者は無期労働契約に転換し、それ以外は雇止めにする」は14.5％、「すべての有期労働契約の契約期間を最大5年未満とする」は9.8％、「クーリング期間を設けるなど有期労働契約が通算5年未満になるように運用する」は4.4％などとなっている。

図表27 改正労働契約法の無期転換ルールへの対応に係る他調査の結果概要

実施主体	株式会社 アイデム		大阪労働局		大阪商工会議所 関西経済連合会		福岡県経営者協会	
引用資料名	平成25年版 パートタイマー白書 ニュースリリース		改正労働契約法にかかる企業の対応について		第47回経営・経済動向調査		平成24年第2回 雇用問題・賃金等 アンケート集計結果	
調査時点	2013年4月		2012年11～12月		2012年8～9月		2012年10～11月	
調査対象企業	パート・アルバイトと正社員(6人以上)を 雇用している企業		改正労働契約法に関する説明会を 受けた企業約2,000社		会員企業1,733社		協会会員企業374社	
回答数	916社		660社		482社(中小55.0%、非製造業61.0%)		137社 (非製造業70.8%、300人未満58.4%)	
設問	無期労働契約への転換について、 今後どのような対応をとるか		「無期労働契約への転換」に関して どのような対応を検討しているか		「改正労働契約法」の施行が、 企業の人事政策に与える影響は何か		無期雇用への転換等法制強化に伴う 「影響がある」(74.8%)場合に、 どのような対応策をとるか	
SA/MA	複数回答可		複数回答可		複数回答可		複数回答可	
結果	申し出があれば希望者全員を 無期労働契約に転換する	28.5%	労働者から申入れがなされた段階で 無期労働契約に切り換えていく	42.0%	特に影響はない	48.1%	5年経ったら優秀な社員は 無期労働契約へ移行する	55.4%
	雇入れ時から無期労働契約とする	23.0%	他社の動向を見ながら検討する	28.2%	有能な非正社員を正社員採用する	28.0%	5年以下で雇止めを行い、 無期雇用への転換を抑える	37.6%
	転換基準を設け、5年以内に満たした者 は無期労働契約に転換し、それ以外の 者は雇止めにする	14.5%	労働者の適性を見ながら、5年を 超える前に無期労働契約にしていく	18.8%	外注、業務委託など アウトソーシング	13.7%	有期契約社員が行っていた 業務をアウトソーシングする	18.8%
	すべての有期労働契約の契約期間を最大5年 未満とし、無期労働契約への転換は行わない	9.8%	有期労働契約が通算で5年を 超えないよう運用をしていく	17.4%	非正社員の新規採用を減らす	11.4%	短時間正社員を活用するなどの 人事制度を整備する	18.8%
	クーリング期間を設けるなど有期労働契約が 通算5年未満になるように運用し、無期労働 契約への転換は行わない	4.4%	雇入れの段階から無期労働契約とする	3.3%	非正社員の再契約を停止する	10.8%	クーリング期間を活用し、 同一労働者を断続的に雇用する	10.9%
	その他	0.8%	その他	5.0%	正社員を減らす	3.1%	正社員の新規採用を抑制する	9.9%
	分からない	19.0%	特に対応は考えていない	5.0%	その他	4.4%	総従業員数を抑制する	7.9%
					無回答	2.9%	人件費以外のコストを削減する	7.9%
						その他	11.9%	

※掲載は、左から回答数の大きい順。他にも、埼玉労働局「改正労働契約法説明会での労働担当者アンケート」（2013年2月実施、回答数139）、多摩五署「労働契約法改正への対応状況に関するアンケート調査」（2013年6～9月実施、回答数304）、全国求人情報協会・改正二法研究会「労働契約法改正前後の実態調査」（2013年8～9月実施、回答数500）、パソナ「雇用に関する緊急アンケート」（2013年2月公表、回答数730）等がある

このほか、立川、青梅、三鷹、八王子労働基準監督署及び町田支署が2013年6～9月に行ったアンケート調査（集計対象：管内の事業場304）でも（択一回答）、最多は「改正法に基づき、労働者からの申込みにより無期労働契約（正社員以外）に切り替えていく」（40.4%）であり、「同、無期労働契約（正社員）に切り替えていく」（8.3%）と合わせて約半数を占めた。これに、「その他（多くは検討中）」（16.1%）、「5年を超えないように運用していく（クーリング期間を設ける・設けないの合算）」（15.6%）、「特に対応は考えていない」（15.1%）、「雇入れの段階から、無期契約とする」（4.6%）が続いている。

また、全国求人情報協会の改正二法（改正労働契約法及び改正高年齢者雇用安定法）研究会が、2013年8～9月にインターネットを通じて実施したアンケート調査（対象：アルバイト、パート、契約社員の採用を行ったことがある全国500人の人事担当者）によると、労働契約法の改正に対応するため「既に見直しを行った」「今後、何らかの検討・見直しを行う」場合の具体的な内容として（複数回答可）（n=318）、最多は「有期契約労働者の更新判断（人物や働きぶり等の選別）を厳格化していく¹⁰」（46.9%）であり、次いで「有期契約労働者の更新を抑制していく（回数上限や通算勤続上限等の設定含む）」（35.8%）、「既存の正社員への登用制度を活用する」（32.1%）、「有期契約労働者から正社員への登用制度を新設する」（25.8%）、「正社員とは異なる無期契約労働者（地域・職種限定等）の区分を新たに検討する」（19.8%）、「有期契約労働者の1回当たりの契約期間を延ばし、更新は原則行わないようにする」（13.2%）、「更新後5年超に到達する労働者が出て、次の契約まで原則6ヵ月以上の空白（クーリング）期間を設けて再度、活用する」（8.8%）、「有期契約労働者の活用を行わないようにする」（6.6%）などが挙げられている。

2. なぜ、無期転換方針を採るのか

（1）理由① 従前からの雇用管理手法との親和性

1を踏まえ、改めて企業がなぜ、無期転換方針を採ろうとしているのか考えてみる。まず、回帰分析で明らかになった通り、従前からの雇用管理手法への親和性が挙げられる。すなわち、従前から契約更新上限を設定していた場合には、通算5年未満での雇止め方針を採りやすく、一方で正社員転換制度・慣行があった場合には、無期転換方針に傾きやすいという関係がある。こうした対応は、雇用管理の継続性からすれば合理的だが、それだけに労働市場の特性として、一律的な雇用管理手法を組み込んできた業界では、企業行動もいずれか一方に偏りやすい恐れがあるとも言えるだろう。

¹⁰ なお、この選択肢は、申込みに基づく無期転換が前提だからこそ、5年超に向けて「更新判断を厳格化していく」のか、あるいは無期転換を回避するため、5年上限での雇止めに向けて「更新判断を厳格化していく」のかが判然としない点に留意する必要がある（注釈を付していないため、こうした留意が必要であることは、同研究会にも確認済みである）。

（２）理由② 試行的雇用期間としての活用

同様に、回帰分析で明らかになったように、有期労働契約を「正社員として採用できるかどうか、人物や適性を見極めるため」に活用してきた企業では、無期転換方針を採りやすい傾向がみられる。今回の調査では、実に 3 割（30.4%）の企業が有期契約労働者の活用理由の一つに挙げており、有期労働契約が試行的雇用期間として広く活用されてきた様子が窺える。

また、フルタイムを雇用する企業の 49.8%、パートタイマーの 16.9%には、正社員転換の制度・慣行を通じ、「5 年以下」で転換してきた実績もある。こうした活用・転換経緯があるからこそ、通算 5 年超での無期転換ルールだけでなく、法定を上回る対応にも充分、前向きな対応が可能なのだろう。

（３）理由③ 期間の定めを設ける合理性に関する見直し

また、回帰分析ではこれまであえて、期間を定めて活用してきた理由に合理性があったかどうか、無期転換か雇止めかの方針選択にかかわっていることが判明した。すなわち、「（正社員である必要のない）軽易な職務のため」や「正社員とは働き方（労働時間や人事体系等）が異なるため」「賃金を抑制するため」といった理由で有期労働契約を活用してきた場合には、無期転換方針を採りやすいという関係性がみられる。こうした理由であれば本来、正社員とは異なる処遇・労働条件の雇用区分を設定すれば良く、「有期労働契約」＝「期間を定めなければならない」必然性は薄い。こうした観点から、アンケート調査結果を再集計すると、有期労働契約を活用している理由として、期間を定める必然性の窺えない回答¹¹を一切、挙げなかった企業は（無回答を除く n=5,525 のうち）約 3 社に 1 社（32.1%）にとどまっていた。無期転換が選択されやすい背景には、企業が改正労働契約法を一つの契機に、こうした理由での活用実態をより適正な方向へと是正する動きもあると言えるだろう。

（４）理由④ 通算 5 年超という期間の長さ

一方、インタビュー調査では、無期転換方針を採用する理由の一つとして、「通算 5 年超にも及ぶ長期勤続者は、そもそも簡単には雇止めできない／するつもりもない実質無期契約状態にあると捉えてきた」ことが指摘された。2 年を超えて雇用される場合には無期労働契約とみなされるとした、韓国の『期間制及び短時間労働者の保護等に関する法律』（2007 年 7 月施行）とは大きく異なり、改正労働契約法においては無期転換申込権の発生までの期間が 5 年とされた点が、有効に働いていると言えるかも知れない。

¹¹ 「賃金を抑制するため」「社会保険料を節約するため」「正社員を増やせないため（上限があるため）」「（正社員である必要のない）軽易な職務のため」「正社員とは働き方（労働時間や人事体系等）が異なるため」の 5 つ。

(5) 理由⑤ 人件費増に直結しないこと

また、インタビュー調査では、無期転換方針を採る理由として、「改正労働契約法が求める無期化自体はコスト増に直結するものではない。それならば、回避行動を採って有期契約労働者のやる気を削ぐより、むしろ積極的に無期化してモチベーションアップや生産性の向上につなげた方が効率的である」と考えられていることも、大きく関係しているようだった。

そのため、何らかの形で無期転換する企業（フルタイム契約労働者で42.2%、パートタイム契約労働者で35.5%）に、どのような形態を考えるか尋ねると、フルタイム・パートタイム契約労働者とも、「(新たな区分は設けず) 各人の有期契約当時の業務・責任、労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる」割合が多かった（それぞれ33.0%、42.0%）。

(6) 理由⑥ 雇用調整できなくなるわけではないと考えられていること

さらに、無期転換に前向きな企業が多い理由としては、これに伴い企業が、必ずしも景気急変時の雇用調整弁を失うわけではないと考えていることも関係しているようだった。すなわち、有期契約労働者の雇用契約は店舗や工場等を単位とし、各事業所長等を契約主体として締結されていることが多い。そのため、無期転換後についても、契約の相手方はあくまで各事業所長等とし、異動範囲を限定する考えの企業が多いようであり、結果として仮に事業所閉鎖等に陥ったとしても、(近隣事業所への配置転換等を模索した上で、どうしても選択肢がなければ) 当然にして、契約解消（倒産失業）になる（正社員並みの雇用確保措置の必要性は発生しない）とみられていた。

(7) 理由⑦ 雇用ポートフォリオの見直し

労働力人口の減少や少子高齢化の進展等が見込まれるなか、無期転換ルールを契機に「多様な正社員」区分を新設し、優秀人材の囲込みや採用力の強化、雇用ポートフォリオの見直し等につなげようとする動きがあることも関係しているようだった。

例えば、G社。基本的には3年ごとに策定してきた要員計画について、「これを機に2020年までをざっくりと見据えた、要員構成の方向観を描き出そうとしている最中にある」といい、いわゆる正社員は転居転勤可能な人材（海外も含めた「全国型」か、一定の範囲内での「地域型」）に絞り込んできた中で、改正労働契約法を一つの契機に、新たな正社員区分の形成を考えようとしていた。「母集団が限られてくる2020年には、従来通りの正社員区分だけではもう、若年人材はおろか主婦層など有望な労働力さえまったく採れなくなるだろう。新たな働き方を提供することで、他社に先手を打っていかなければならない」との危機感を背景に、「今後、少なくとも地域・現場のオペレーションに専念してもらいたいような人材については、限られた経験・働き方でも許されるような、これまでとは違った価値観の正社員区分を創設し、有期・フルタイマーからの無期転換先や、地元の短大・高校等と連携を深めながら若年人材を確保する手段などとして、活用していく必要があるだろう」とみている。

また、例えばE社。無期転換ルールへの対応方針として、フルタイムで働ける人については職種や事業所を限定した正社員区分（新設）に転換する方向で検討を進めていた。これまでの正社員区分には、全国的な転居転勤があり得る「総合職」しかなかったため、優秀だからと正社員転換を薦めても、『そこまでの責任は負いたくない』『転勤を命じられても応じられない』『現在の仕事が好きだから』などと断られるケースが少なくなかった。今後、新たな正社員区分にも転換できる機会を提供すれば、希望者も出て「本格的に育成することができる」とともに、正社員の一つの採用区分にも位置づけることで、「有期契約労働者で採用するよりもっと優秀な人材が応募してくれるようになるだろう」などと展望していた。

第3節 総括

1. 政策的インプリケーション

今回の調査を通じて得られた、政策的インプリケーションをまとめると次のようになる。

まず、労働契約法が改正されたことに対する企業の認知度は高いが、内容についてはさらに浸透させていく必要がある。改正内容の認知度は、対応方針の明確化に寄与することから、無期転換申込権の発生前後での混乱を避けるためにも、出来るだけ速やかに浸透させることが重要である。

一方、インタビュー調査の限りにおいて、無期転換ルール等について企業から有期契約労働者へ、申込権が発生する旨をあえて説明・提示していく意向は皆無だった。有期契約労働者に対しては、行政による周知の必要性が高いことを示唆しており、（申込みがあれば前向きに対応する考えの企業も少なくないだけに）この仕組みが今後、いかに活用され得るかは、対象者への理解の浸透如何に掛かっているとと言えるだろう¹²。

そのうえで、調査時点では未だ、無期転換ルールを回避しようとする企業は6～7社に1社程度と多くなく¹³、また、改正労働契約法に伴い契約の更新回数上限や勤続年数上限等を新設した企業はフルタイムで3.3%、パートタイムで3.0%と限定的である¹⁴ことも判明した。とはいえ、未だ対応方針を決めかねている企業も少なくない。目前での一斉的な雇止め等の事態¹⁵に陥らぬよう、引き続き充分、注視していく必要がある。

¹² 日本労働組合総連合会が、2013年10月に発表した「有期契約労働者に関する調査」結果によれば、民間企業で週20時間以上働くパート・アルバイト、契約社員の回答者1,000人のうち、無期転換ルールについて「内容まで知っていた」割合は12.2%、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」は24.4%にとどまっており、6割以上は「ルールができたことを知らなかった」と回答している。

¹³ なお、アンケート調査結果を再集計すると、通算5年未満での雇止め方針を選択（※）し、かつ正社員への転換機会も付与していない企業は、フルタイム契約労働者で（※14.7%中の）約3社に1社（35.6%）（フルタイム契約労働者を雇用している企業ベースでは5.2%）にとどまっており、パートタイム契約労働者でも（※12.9%中の）半数強（56.3%）（同パートタイムで7.3%）となっている。今後、同様の調査を行うに当たっては、無期転換や雇止めかという二律背反ではなく、現状を多角的に観察するような工夫が求められるだろう。

¹⁴ 一方、数値は小さいが改正労働契約法を機に、上限を3年→5年等へ引き上げた企業もみられた。労働基準法第14条に対する誤解から生じていた契約・雇用上限を、適正化する効果もあると言えるかもしれない。

¹⁵ なお、※の具体的内容として、「更新時の判断を厳格化」や「新規採用時に希望しない人を選別」「途中で随時クーリング」といった、運用上の回避策だけを選択した企業が20.4%あったことにも留意が必要である。

一方、今回の調査ではむしろ、何らかの段階（通算5年超、5年を超える前、雇入れ時）で無期転換していくとして、改正労働契約法を前向きに受け止めている企業も少なくなかった。無期転換ルールによる積極的な効果が浮き彫りとなった形だが、今後、雇用調整が必要になった場合の対処方法や、正社員と有期契約労働者の間の仕事や労働条件のバランスの図り方などが課題になるとみている企業は多い。無期化区分の雇用管理上の留意点やモデルとなるような事例について、政策的に示していく必要性が改めて示唆された。

無期化形態としては、フルタイム・パートタイムとも、有期契約当時の職務・労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させるという割合が多かった。この場合の無期化形態は、いわば通算5年を超えて働いた人のみを対象とする閉鎖的なオプション（雇用管理の前面に出てくることはない）であり、無期転換後の処遇・労働条件も、有期契約当時と横ばいなしやや改善程度にとどまる見通しである。

こうしたなか、今回の調査では無期転換ルールを契機に「多様な正社員」区分を新設し、優秀人材の囲込みや採用力の強化、雇用ポートフォリオの見直し等につなげようとする動きもみられた。有期契約労働者の処遇改善が今後、どう図られるかは、職務や労働条件の拡大とともに、新たな無期採用区分としても開放することが検討されているそうしたケースが、どう拡がり得るかに掛かっている。今後はさまざまな雇用区分の発生が見込まれる中で、それらの間の総合的な処遇・労働条件の均衡をいかに図るかについても、重要な課題の一つになってくるだろう。

2. まとめに代えて

本調査では、改正労働契約法への企業の対応状況・意向を明らかにするとともに、同法が有期契約労働者の雇用管理に及ぼす影響を検証した。総じてみると、フルタイム契約労働者を雇用する企業の4割超、同パートタイム契約労働者の3社に1社超が「何らかの形で無期契約にしていく」と回答し、さらにそのうち半数が法定を上回る対応を実施・検討しているなど、改正労働契約法が概ね前向きに受け止められている様子が浮き彫りになった。

一方、今般の労働契約法の改正を契機に、①有期契約の反復更新に係る上限を設定する企業が増えるのではないかと、②正社員への転換制度・慣行に影響が及ぶのではないかと、③有期契約労働者の活用自体が縮小するのではないかと、などと懸念された反作用は、少なくとも調査時点では限定的であることも確認された。

とはいえ、改正労働契約法の無期転換ルールの対象者の多くが現れるのは、2018年4月以降の契約更新時点と未だ大分先である。今回の調査でも、「対応方針は未定・分からない」とする企業割合が多くみられた。今後も適宜、同様の調査を行いながら、また、新たに労働者調査も交えつつ、引き続き注意深く動向を把握していく必要がある。

付 属 資 料

高齢社員や有期契約社員の

法改正後の活用状況に関する調査

— アンケート調査へのご協力をお願い —

本年4月より改正高齢者雇用安定法が施行され、高齢者が年金受給開始年齢まで、意欲と能力に忠じて働き続けられる環境が整備されました。同法では、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者、労使協定で限定できる仕組みの廃止などを規定しています。

また、改正労働契約法では有期契約労働者が安心して働き続けられるよう、「雇止め法理」を法定するとともに、新たに反復更新で通算5年を超えた場合の無期契約への転換や、有期・無期契約労働者の間の不合理な労働条件の相違の禁止などが規定されました。

本調査は、これらの労働法制の見直しに対する企業の対応状況を明らかにするため、厚生労働省の要請に基づき、同省所管の調査研究機関である(独)労働政策研究・研修機構(<http://www.jil.go.jp>)が実施するものです。

民間の信用調査機関所有のデータベースに登録されている全国の企業から、無作為に抽出して調査票を配布し、ご回答へのご協力をお願いしております。回答は統計的に処理され、企業名や個別の記入内容が特定されることは一切ございません。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、今後の労働政策を検討する際の基礎資料として、有効に活用致します。何卒ご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、ご希望があれば、本調査結果の概要冊子を無料で贈呈致しますので、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

【調査票のご記入にあたって】

1. 調査内容は、原則として**2013年7月1日現在の状況**をご記入ください。
2. この調査は、**企業を単位**として行っています。そのため、**本社だけでなく支店、出張所、工場、研究所、店舗、営業所など、すべての事業所を含めた全体の状況**についてご回答ください。企業グループがある場合、**貴社のみの状況**についてご回答ください。
3. 特段の指定がない限り、ご回答は前から順を追ってご記入ください。ご回答欄は**太枠に囲まれた欄**です。「1つだけ〇」該当すべてに〇)など、調査票にある回答方法の指定に沿ってご回答ください。また、選択肢で「その他」を選ばれた場合や付問で数値記入をお願いする場合は、具体的な内容を()内や□内にご記入ください。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒(切手不要)で、2013年8月12日(月)までに、郵便ポストにご投函ください。
5. 調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。調査票の発送、回収、入力、株式会社日本統計センターに委託しております。ご質問・ご照会内容に応じまして、下記担当までお願い申し上げます。

調査票の発送、回答方法など実査、回収について	調査票の趣旨、目的について
株式会社日本統計センター 調査部 担当：【渡邊、門川】 電話：【03-3861-5391】 受付時間：【平日 9:30～17:00】	(独)労働政策研究・研修機構 調査・解析部(政策課題担当) 担当：【渡辺、荒川】 電話：【03-5903-6286 / 03-5991-5144】 受付時間：【平日 9:30～17:00】

I 改正高齢者雇用安定法への対応状況について

改正高齢者雇用安定法への対応

本パートでは、改正高齢者雇用安定法への対応状況や高齢者の活用状況について伺います。

問1、改正高齢者雇用安定法が本年4月1日より施行され、希望者全員の65歳までの雇用が義務付けられるなど、65歳までの雇用確保措置の充実が図られました。貴社における「高齢者雇用確保措置」(※)について、改正法への【対応前】と【対応後】の措置内容をお答えください。

※高齢者雇用確保措置とは①定年の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、のいずれかの措置を指します。

【対応前】(1つだけ〇)	※改正高齢者法の施行前から対応していた場合でも必ず記入				
1 定年の定め廃止(定年がない)					
2 65歳以上への定年の引上げ →付問、定年年齢は()歳 60歳～64歳までのいずれかの年齢による定年と、定年後の継続雇用制度 ² →付問①、定年年齢は()歳 →付問②、継続雇用制度 ² では、対象者を限定する基準を設けていましたか。	<table border="1"> <tr> <td>1 設けていた</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 設けていなかった(希望者全員としていた)</td> <td></td> </tr> </table>	1 設けていた		2 設けていなかった(希望者全員としていた)	
1 設けていた					
2 設けていなかった(希望者全員としていた)					
3					
4 その他(具体的に)					

【対応後】(1つだけ〇)	※改正高齢者法に未だ対応していない場合でも、現状を必ず記入				
1 定年の定め廃止(定年がない) →問3(5ページ)へ 65歳以上への定年の引上げ →付問①、定年年齢は()歳 →付問②、定年後の継続雇用制度を設けていますか。	<table border="1"> <tr> <td>1 設けている</td> <td>→問2へ</td> </tr> <tr> <td>2 設けていない</td> <td>→問3へ</td> </tr> </table>	1 設けている	→問2へ	2 設けていない	→問3へ
1 設けている	→問2へ				
2 設けていない	→問3へ				
2 60歳～64歳までのいずれかの年齢による定年と、定年後の継続雇用制度 →付問①、定年年齢は()歳 →付問②、継続雇用制度 ² では、対象者を限定する基準を引続き利用する経過措置 ³ を使っていますか。	<table border="1"> <tr> <td>1 使っている</td> <td>→基準を適用できる継続雇用者の年齢を明確にするため、就業規則を(1.変更した 2.変更せず) →回答後、問2へ</td> </tr> <tr> <td>2 使っていない</td> <td>→問2へ</td> </tr> </table>	1 使っている	→基準を適用できる継続雇用者の年齢を明確にするため、就業規則を(1.変更した 2.変更せず) →回答後、問2へ	2 使っていない	→問2へ
1 使っている	→基準を適用できる継続雇用者の年齢を明確にするため、就業規則を(1.変更した 2.変更せず) →回答後、問2へ				
2 使っていない	→問2へ				
3					
4 その他(具体的に)					

1 全社一律の定年制でない場合には、もっとも多くの正社員が該当する定年年齢をお答えください(以降、同様)。

2 継続雇用制度とは、「再雇用制度」及び「勤務延長制度」を指し、それぞれの制度内容は次の通りとします。再雇用制度は、定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度。「勤務延長制度」は、定年年齢が設定されたままで、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度(以降、同様)。

3 改正法の施行前(平成25年3月31日)に、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた企業は、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について、対象者を限定する基準を定めることができます。

☆ 問2に進むのは、問1の【対応後】の回答が下記◆のいずれかに該当する方です。
 ◆ 「2 65歳以上への定年の引上げ」を選択し、さらに「付問②」で継続雇用制度を「1 敷いている」と回答。
 ◆ 「3 60歳～64歳までのいずれかの年齢による定年と、定年後の継続雇用制度」を選択。
 ◆ 「4 その他」を選び、継続雇用制度がある企業。

○継続雇用者の就業状況

問2, 「高齢者雇用確保措置」として定年後の継続雇用制度を設けている企業にお聞きます。

(1) 現在の継続雇用制度における継続雇用者の雇用形態をお答えください。(該当すべてに○)。

1	自社の正社員
2	自社の正社員以外(嘱託・契約社員・パート・アルバイト等)
3	グループ・関連会社の正社員
4	グループ・関連会社の正社員以外(嘱託・契約社員・パート・アルバイト等)
5	その他(具体的に)

付問: ○をつけたもののうち、もっとも多いケースは () (番号を記入)

(2) 継続雇用者の雇用契約期間をお答えください。(該当すべてに○)。

1	6ヶ月未満の単位
2	6ヶ月以上1年未満の単位
3	1年単位
4	65歳までの一括契約
5	その他(具体的に)

付問: ○をつけたもののうち、もっとも多いケースは () (番号を記入)

(3) 貴社では、継続雇用者は6.5歳以降も勤務し続けることができますか(1つだけ○)。

1	できる
2	できない

付問、それはどのような場合ですか(1つだけ○)。

1	会社が個別に要請したとき
2	本人が希望すれば
3	一律に6.5歳以降も勤務できるが年齢に上限がある → 年齢の上限は () 歳
4	一律に6.5歳以降も勤務でき、年齢に上限がない
5	その他(具体的に)

(4) 継続雇用者の仕事内容をお答えください。(該当すべてに○)。

1	定年到達時点と同じ仕事内容
2	定年到達時点と違う仕事内容だが、定年前の社員も従事している仕事
3	定年到達時点と違う仕事内容で、定年に到達した社員に用意された仕事

付問: ○をつけたもののうち、もっとも多いケースは () (番号を記入)

(5) 継続雇用者の①所属部署、②勤務場所は、どちらになるケースが多いですか(それぞれ1つだけ○)。

① 所属部署

1	定年到達時点と同じ部署
2	定年到達時点とは異なる部署

② 勤務場所

1	定年到達時点と同じ事業場
2	定年到達時点とは異なる事業場

※同じ敷地内の別の建物に移る場合は、同じ事業場とみなします。

(6) 継続雇用者の勤務日数・時間をお答えください。(該当すべてに○)。

1	フルタイム(日数も時間も定年前から変わらない)
2	時間はフルタイムだが日数を減らす(短日数)
3	時間をフルタイムより減らす(短時間)
4	時間も日数もフルタイムより減る(短日数・短時間)
5	その他(具体的に)

付問: ○をつけたもののうち、もっとも多いケースは () (番号を記入)

(7) 継続雇用者の人事評価についてお答えください。(該当すべてに○)。

1	基本的に定年前の評価方法と変わらない
2	評価項目や評価の視点を変更するなど、定年前の評価方法と別の方法で行う
3	評価を実施していない
4	その他(具体的に)

付問: ○をつけたもののうち、もっとも多いケースは () (番号を記入)

(8) 継続雇用者の定年到達時の【年間給与】(手当や賞与等を含む、公的給付は含まず)を1.00とすると、継続雇用後はどの程度の水準になりますか(数値を記入)。該当者全体の平均で結構です。

年間給与・・・定年到達時を1.00とすると、継続雇用後の平均は		
---------------------------------	--	--

問4、この4月の改正高年齢者雇用安定法の施行に対応するため、貴社では、社内組織や人事・処遇制度等の変更・新設を行いましたか。(1) 60歳以上の高年齢社員(※)だけにかかる対応措置、(2) 全社的な対応措置、のそれぞれについて、実施したもの、あるいは、実施を検討しているものはありますか。

※60歳以上の高年齢社員は、正社員だけでなく、嘱託など有期契約の継続雇用者も該当します。

(1) 60歳以上の高年齢社員だけにかかる対応措置(それぞれ1~10の中から該当すべてに○)

項目名	実施したもの	実施を検討しているもの
a 職能資格など人事格付けの見直し	1	1
b 人事評価方法の見直し	2	2
c 賃金水準の引上げ	3	3
d 賃金水準の引下げ	4	4
e 賞与の見直し・新設	5	5
f 勤務日数、労働時間の見直し	6	6
g 60歳以上社員に適した職務の再設計・開発	7	7
h 60歳以上社員に対する再教育訓練	8	8
i 60歳以上社員が働きやすい職場づくり(身体的に)	9	9
j 高年齢社員の健康保持・増強のための施策	10	10

(2) 全社的な対応措置(それぞれ1~15の中から該当すべてに○)

項目名	実施したもの	実施を検討しているもの
a 人事格付け制度の見直し	1	1
b 役職定年制・任期制の見直し	2	2
c 人事評価制度の見直し	3	3
d 賃金制度の見直し	4	4
e 出向・転籍を含むグループ全体での人員配置の見直し	5	5
f 新規卒業者の採用計画の見直し	6	6
g 中途採用者の採用計画の見直し	7	7
h 非正社員(パート・アルバイト、契約社員、派遣社員等)の採用計画の見直し	8	8
i 転職や早期退職を促す制度の導入・見直し	9	9
j 人材育成・能力開発にかかる制度の見直し	10	10
k 積み立て制度など休暇にかかる制度の見直し	11	11
l 退職金制度の見直し	12	12
m 福利厚生の見直し	13	13
n 職場での安全衛生対策の強化	14	14
o 社内組織の改編(部署の改編や事務所・工場の新設・閉鎖等)	15	15

(9) 継続雇用者が61歳に達して公的年金(報酬比例部分)を受け取ることとなった時点で、【年間給与】(手当や賞与等を含む。公的給付は含まず)の水準を変更しますか(1つだけ○)。

1 変更する → その場合、年金受給前に比べ()%にする
2 変更しない
3 検討中
4 制度上、61歳の継続雇用者は発生しない

(10) 継続雇用者に賞与を支給していますか(1つだけ○)。



(11) 改正法では、心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たさないこと等、就業規則に定める解雇事由または退職事由(年齢にかかわるものを除く)に該当する場合には、継続雇用しないこともできるようになっています。貴社では、これらと同じ内容を継続雇用しない事由として、解雇・退職事由とは別に規定していますか(1つだけ○)。



(12) 貴社では、第二定年を就業規則で定めていますか(1つだけ○)。定めている場合は、それは何歳ですか。

※第二定年は、65歳や70歳等で設定する二回目の定年。

1 定めている → ()歳
2 定めていない

○高年齢者の雇用確保措置が人事制度等に与える影響

問3、貴社では、この4月の改正高年齢者雇用安定法の施行にかかわらず、従来から以下のような5.0歳以上の正社員にかかるキャリア・処遇に関わる施策を実施していましたが(該当すべてに○)。

1 役職定年制・任期制
2 ライン管理(職制)から外れる専門職制度
3 高技能者をスペシャリストとして任用する制度
4 5.0歳台の後半に賃金水準が上がらなくなったり、下がる制度・慣行
5 定年前にグループ・関連会社に在籍出向し、そこで定年を迎える人事
6 定年前にグループ・関連会社に転籍する人事
7 転職や起業などへのキャリアレンジを支援する制度
8 他社への転職の紹介やあつせん

II 改正労働契約法への対応状況について

問5, 改正高年齢者雇用安定法への対応や、それに伴う社内組織及び人事・処遇制度等の変更により、貴社ではどのような影響がありましたか、あるいは今後、どのような影響が出ると思いますか (該当すべてに○)。

1	ベテラン社員の残留による現場力の強化	10	社員の滞留感の増大
2	高年齢社員から若・中年層への技能継承の円滑化	11	ベテラン社員への依存度の上昇
3	管理職の負担軽減	12	総額人件費の増大
4	人事異動・人材配置の柔軟化	13	人事異動・人材配置の硬直化
5	高年齢層のモラール (やる気) の向上	14	高年齢層のモラール (やる気) の低下
6	若・中年層のモラール (やる気) の向上	15	若・中年層のモラール (やる気) の低下
7	社員の一体感の醸成	16	労働組合等との調整負担の増大
8	生産性の向上	17	生産性の低下
9	社員に対する健康面での配慮の責任の増大	18	労働災害の増加
19	その他 (具体的に)		

問6, 以下の状況を教えてください (数値を記入)。

(1) 正社員の平均年齢	歳
(2) 正社員数	人
全体のうち、50～54歳の人数	人
全体のうち、55～59歳の人数	人
全体のうち、60～64歳の人数	人
全体のうち、65歳以上の人数	人
(3) (自社に勤務している) 継続雇用者数	人

付問, 継続雇用者数が現在ゼロの場合、貴社で継続雇用の対象者が発生するのは何年先ですか (1つだけ○)。

1	3年未満
2	3年以上5年未満
3	5年以上

本パートでは、改正労働契約法への対応状況や有期契約労働者の活用状況についてお伺いします。

問7, 本年4月に全面施行された改正労働契約法では「契約期間に定めのある労働者 (有期契約労働者)」が安心して働き続けられるよう、回復更新で通算5年を超えた場合の無期契約への転換や、有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の相違の禁止などが規定されました。労働契約法が改正されたことをご存知でしたか (1つだけ○)。

1	改正内容まで知っている
2	改正されたことは知っているが、内容はよく分からない
3	知らない・分からない

問8, 貴社では現在、有期契約労働者 (※) を雇用していますか (1つだけ○)。

※本調査では契約社員、準社員、パート、アルバイトなど呼称を問わず、6ヶ月以上1年未満の労働契約期間に定めがあり、貴企業に直接雇用されている労働者も含まれます。定年再雇用者も含まれますが、派遣会社から受け入れている派遣労働者は含まれません。ただし、貴社が派遣会社の場合は、他社に派遣している登録型派遣労働者等も含まれてお答えください。

現在、有期契約労働者を

1	雇用している
2	雇用していない

付問, 有期契約労働者の割合はどれくらいですか (1つだけ○)。

10%以上	30%以上	50%以上	70%以上	90%以上	
未満	30%未満	50%未満	70%未満	90%未満	
1	2	3	4	5	6

付問, いつから雇用していませんか (1つだけ○)。

1	労働契約法の改正 (昨年8月) 前から雇用していない
2	労働契約法の改正以降、雇止めを行った

付問, 必要な労働者を、有期契約で雇用している理由は何ですか (該当すべてに○)。

問9, 必要な労働者を、有期契約で雇用している理由は何ですか (該当すべてに○)。

1	日常的な業務量の変動に対応するため
2	事業再編など中長期の業務量変動に対応するため
3	急激な景気変動の際に、雇用調整できるようにしておくため
4	賃金を抑制するため
5	社会保険料を節約するため
6	正社員を増やせないため (上限があるため)
7	正社員として採用できるかどうか、人物や適性を見極めるため
8	専門的な知識や技能、資格等を有する人材を一定期間、確保するため (正社員である必要のない) 軽易な職務のため
9	正社員とは働き方 (労働時間や人事系等) が異なるため
10	高齢者や、育児中等の女性を雇用するため
11	学生や障がい者を雇用するため
12	定期的に人材の入れ換えを行うため
13	その他 (具体的に)
14	

II 改正労働契約法への対応

問1.2, 契約状況について教えてください。
 (1) 1 回答当たりの契約期間の長さはどうなっていますか (それぞれ1つだけ○)。

フルタイム契約労働者				パートタイム契約労働者			
1	3ヶ月未満	5	6ヶ月超～1年未満	1	3ヶ月未満	5	6ヶ月超～1年未満
2	3ヶ月	6	1年	2	3ヶ月	6	1年
3	3ヶ月超～6ヶ月未満	7	1年超～3年未満	3	3ヶ月超～6ヶ月未満	7	1年超～3年未満
4	6ヶ月	8	3年以上	4	6ヶ月	8	3年以上

(2) 契約更新の回数上限や通算勤続年数の上限は設けていますか (それぞれ1つだけ○)。

フルタイム契約労働者		パートタイム契約労働者	
1	上限を設けていない	1	上限を設けていない
2	上限を設けている	2	上限を設けている

フルタイム契約労働者		パートタイム契約労働者	
1	契約更新の回数上限がある →更新 () 回まで	1	契約更新の回数上限がある →更新 () 回まで
2	通算勤続年数の上限がある →勤続 () 年まで	2	通算勤続年数の上限がある →勤続 () 年まで

付問①, 上限設定の内容を教えてください (それぞれ1つだけ○。上限数値も記入)

付問②, 上限はいつからありますか (それぞれ1つだけ○)。

フルタイム契約労働者		パートタイム契約労働者	
1	改正労働契約法の全面施行に伴い、新設した	1	改正労働契約法の全面施行に伴い、新設した
2	改正労働契約法に関係なく、以前からある	2	改正労働契約法に関係なく、以前からある

フルタイム契約労働者		パートタイム契約労働者	
変更していない	1	変更していない	1
上限を引き上げた	2	上限を引き上げた	2
上限を引き下げた	3	上限を引き下げた	3
変更した ⁶	4	その他	4

付問③, 改正労働契約法の施行に伴い、上限設定の内容を変更しましたか(それぞれ1つだけ○)。

付問④, 変更前の上限内容も教えてください (それぞれ1つだけ○。上限数値も記入)

フルタイム契約労働者		パートタイム契約労働者	
1	契約更新の回数上限がある →更新 () 回まで	1	契約更新の回数上限がある →更新 () 回まで
2	通算勤続年数の上限がある →勤続 () 年まで	2	通算勤続年数の上限がある →勤続 () 年まで

⁵ 複数のケースがある場合は、人数がもっとも多いケースについてお答えください。

⁶ 「上限を引き上げた」とは、3年→5年など。反対に、「上限を引き下げた」とは、5年→3年など。

問1.0, 貴社で雇用している有期契約労働者の形態は何ですか (該当すべてに○)。フルタイム契約労働者、あるいはパートタイム契約労働者を雇用している場合は、それぞれの人数も教えてください(数値を記入)。

フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者	臨時労働者	定年再雇用者
貴企業に有期契約(契約期間は1ヶ月以上)で直接雇用されている労働者 所定労働時間が 正社員より1日の所定労働時間が () 人 正社員とほぼ同じ者 短いか、1週間の所定労働日数が少ない者	貴企業に有期契約 (契約期間は1ヶ月未満)で 定年後、再雇用 している労働者	3	4

問1.1以降は「フルタイム契約労働者」あるいは「パートタイム契約労働者」について伺います。
 「臨時労働者」あるいは「定年再雇用者」のみの場合は、Ⅲ(17ページ)へお進みください

問1.1, フルタイム契約労働者あるいはパートタイム契約労働者を、どのような職種で活用していますか (フルタイム契約労働者、あるいはパートタイム契約労働者の該当欄について、該当すべてに○)。
 また、その中で人数がもっとも多い職種は何ですか (○をつけた中から1つだけ番号を記入)。

職種	フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
専門・技術職 (医療・介護関係)	1	1
専門・技術職 (教育関係)	2	2
専門・技術職 (その他)	3	3
管理職	4	4
事務職	5	5
販売・サービス職	6	6
生産労働職	7	7
生産以外の労働職	8	8
運輸・通信職	9	9
保安職	10	10
その他	11	11

人数がもっとも多い職種番号
---------------	-----	-----

⁴ フルタイム契約労働者とパートタイム契約労働者を、ともに雇用している場合は、両方の回答欄にそれぞれ○してください(以降、同様)。

問1.3, 改正労働契約法で、有期労働契約が反復更新され、通算5年を超えたときは、労働者の申込みに基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールが規定されました。このルールに
対して、貴企業ではどのような対応を検討していますか。

○フルタイム契約労働者について（もともとあてはまるものに1つだけ○）

有期契約が更新を含めて通算5年を超えないように運用していく	1
通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく	2
有期契約労働者の適性を見ながら、5年を超える前に無期契約にしていく	3
雇入れの段階から無期契約にする（有期契約での雇入れは行わないようにする）	4
有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく	5
対応方針は未定・分からない	6

付問①へ
付問②へ
問1.5へ
(15ページ)

○パートタイム契約労働者について（もともとあてはまるものに1つだけ○）

有期契約が更新を含めて通算5年を超えないように運用していく	1
通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく	2
有期契約労働者の適性を見ながら、5年を超える前に無期契約にしていく	3
雇入れの段階から無期契約にする（有期契約での雇入れは行わないようにする）	4
有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく	5
対応方針は未定・分からない	6

付問①へ
付問②へ
問1.5へ
(15ページ)

付問①, どのような方法で、通算5年未満に抑制しますか（該当すべてに○）。

更新回数上限や通算勤続年数等で制限する	1
契約更新時の判断（人物や働きぶり等の選別）を厳格化する	2
有期契約労働者を新規に採用する際、正社員転換や無期転換を希望しない人を選別する	3
途中で随時、クローリング（空白）期間を挟み、通算期間をリセットする （グループ内の複数企業での契約縮短や出向・転籍の活用、6ヶ月後に再度雇用する登録制を設置等）	4
契約期間を一定の業務完了までなどで設定し、更新は原則行わないようにする	5
その他（具体的に）	6

問1.5へ
(15ページ)

付問②, どのような形で、無期契約にしますか（それぞれ1つだけ○）。

既存の正社員区分に転換する	フルタイム契約労働者	1
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	フルタイム契約労働者	2
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	フルタイム契約労働者	3
（新たな区分は設けず）各人の有期契約当時の業務・責任、労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる	フルタイム契約労働者	4
分からない（具体的に）	フルタイム契約労働者	5
その他（具体的に）	フルタイム契約労働者	6

問1.4へ
(次ページ)

問1.4, 有期契約労働者の転換先となる、無期契約区分（1. 既存の正社員区分に転換）、の正社員区分を含む。以降、同様の労働条件を、どのように設定しますか（現時点のお考えで構いません）。現在の有期契約労働者⁸（もともと人数が多いケース）の労働条件とともに教えてください。

(1) 職務、役職、配置転換、労働時間、教育訓練について（それぞれ1つだけ○）

職務	有期契約労働者の現状	転換先となる無期契約区分
1	限定している	1 限定する
2	限定していない	2 限定しない
		業務範囲や責任
		1 有期契約当時と同じ
		2 有期契約当時より拡大する

役職	有期契約労働者の現状	転換先となる無期契約区分
1	役職者がいる	1 役職に登用する
2	役職者がいない	2 役職には登用しない
	役職の上限	
	1 下級（係長等）クラスまで	1 下級（係長等）クラスまで
	2 中級（課長等）クラスまで	2 中級（課長等）クラスまで
	3 上級（部長等）クラスまで	3 上級（部長等）クラスまで

配置転換	有期契約労働者の現状	転換先となる無期契約区分
1	配転することがある	1 配転することがある
2	配転することは少ない	2 配転することはない
	配転の範囲	
	1 事業所内のみ	1 事業所内のみ
	2 事業所間もある（転居はない）	2 事業所間もある（転居はない）
	3 転居を伴う事業所間もある	3 転居を伴う事業所間もある

所定労働時間の長さ	有期契約労働者の現状	転換先となる無期契約区分
1 週30時間以上	1 週30時間以上	1 有期契約当時より長くする
2 週20時間以上30時間未満	2 週20時間以上30時間未満	2 有期契約当時と同じ
3 週20時間未満	3 週20時間未満	3 有期契約当時より短くする
変形労働時間制やフレックスタイム制		
1 適用している	1 適用している	1 適用する
2 適用していない	2 適用していない	2 適用しない

7 なお、改正労働契約法における無期転換ルールでは、無期転換後の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一でよく、法上、労働条件の引き上げまでを求めるとはなりません。

8 フルタイム契約労働者とパートタイム契約労働者を、ともに雇用している場合は、フルタイム契約労働者についてお答えください。

(3) 有期契約労働者を、無期契約に転換するメリットをどのように考えますか (該当すべてに○)。

長期勤続・定着が期待できる	1
教育訓練投資を行いやすくなる	2
要員を安定的に確保できるようになる	3
有期契約労働者の雇用に対する不安感を払しょくし、働く意欲を増大できる	4
技能の蓄積やノウハウの伝承が著実に図られるようになり、生産性が向上する	5
職場の一体感が醸成される(職場の人間関係が良好になる)	6
既存の正社員をより高度な仕事に専念させることができる	7
既存の正社員の労働条件を引き下げることができる	8
その他(具体的に)	9

(4) 有期契約労働者を無期契約に転換すると、雇用管理上、どのようなことが課題になると思いますか (該当すべてに○)。

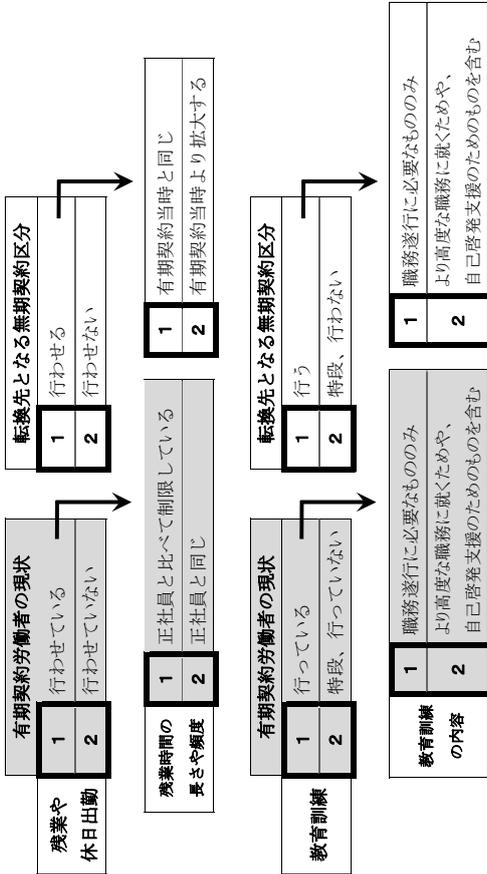
業務量の変動に伴う、労働条件の調整方法	1
雇用調整が必要になった場合の対処方法	2
モチベーションを維持するための方法	3
正社員の新規採用に対する影響	4
正社員と有期契約労働者の間の仕事や労働条件のバランスの図り方	5
労働組合との協議・調整	6
その他(具体的に)	7

(5) 現在雇用しているフルタイム契約労働者、パートタイム契約労働者の人数を100として、正社員あるいは無期契約へ転換させても良いと考える割合はどれくらいですか(数値を記入)。
※本人の希望があれば、全員を無期契約に転換しても良いと考える場合を100%とします。

フルタイム契約労働者	%
パートタイム契約労働者	%

(6) 改正労働契約法の施行前から雇用している有期契約労働者について、法定(平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約を遡算して5年を超える)と無期労働契約への転換権が発生)を上回る形で、無期契約や正社員に転換する意向はありますか(1つだけ○)。

既にそうした対応を行っている	1
本人の希望があれば、そうした対応を検討したい	2
そうした対応を検討するつもりはない	3
未定・分からない	4
有期契約労働者は全員、同法施行後の採用者である	5



(2) 基本賃金、その他処遇条件について (それぞれ1つだけ○)

有期契約労働者の現状	転換先となる無期契約区分							
	1 時給制	2 月給制	3 その他	1 正社員と同じかそれ以上	2 正社員の9割程度	3 正社員の8割程度	4 正社員の7割程度	5 正社員の6割程度以下
基本賃金の支払形態	1	2	3	1	2	3	4	5
基本賃金の水準	1	2	3	1	2	3	4	5

(支給・適用の該当すべてに○)

有期契約労働者の現状	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
賞与	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
退職金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
通勤手当	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
家族手当	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
住宅手当	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
雇用保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
健康保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
厚生年金保険	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
法定外健康診断(人間ドック等)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
法定外有給休暇制度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

問15、有期契約労働者から正社員に転換する制度や慣行について教えてください。

(1) 有期契約労働者から正社員に転換する制度や慣行はありますか (それぞれ1つだけ)。

正社員へ直接転換できる制度がある	フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
他の区分を経由して、正社員へ転換できる制度がある	1	1
制度はないが、正社員に転換させる慣行がある	2	2
正社員に転換させる制度・慣行はない (他の区分止まりを含む)	3	3
	4	4

付問①、過去5年間に、正社員転換者はいましたか。

(それぞれ1つだけ)。(いる場合、転換者数も記入)

フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
1 正社員転換者がいた →計 () 人	1 正社員転換者がいた →計 () 人
2 正社員転換者はいなかった	2 正社員転換者はいなかった

付問②、有期契約労働者で採用してから、正社員転換までの期間はどれくらいですか。上記転換者の平均でお答えください (それぞれ1つだけ)。

フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
1 6ヶ月以下	1 6ヶ月以下
2 6ヶ月超～1年以下	2 6ヶ月超～1年以下
3 1年超～3年以下	3 1年超～3年以下
4 3年超～5年以下	4 3年超～5年以下
5 5年超	5 5年超

付問③、今後5年間に、正社員転換者の増減見通しは
どうですか (それぞれ1つだけ)。

フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
1 増加する見通し	1 増加する見通し
2 横ばいの見通し	2 横ばいの見通し
3 減少する見通し	3 減少する見通し
4 分からない	4 分からない

※本調査で「有期契約労働者から正社員に転換する制度や慣行」とは、有期契約労働者をいづれかの正社員(典型的には無期労働契約、フルタイム、直接雇用)の下、勤続年数に応じた処遇・雇用管理がなされ、職務や勤務地等の限定が少ない(社員)に転換する制度や慣行を指すものとします。なお、改正労働契約法では、無期転換後の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、符段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一定ますが、そうした無期転換区分への転換は、ここでは「正社員に転換する制度や慣行」には含まないでください。

問16、反復更新で通算5年を超えた場合の無期労働契約への転換を定めた、改正労働契約法の施行に伴い、正社員に転換する制度・慣行について、何らかの見直しを行う予定はありますか (1つだけ)。

既に見直しを行った	1	付間、見直し内容は何か (該当すべてに○)。
今後の見直しを検討中	2	正社員への転換制度・慣行の新設
見直し方針は未定	3	正社員への転換制度・慣行の廃止
見直し予定はない	4	正社員への直接転換は行わず、必ず無期契約区分を経由するよう制度・慣行を変更
		無期契約への転換に備え、正社員転換(予定)者数を削減
		正社員への転換要件を厳格化
		その他 (具体的に)

問17、改正労働契約法では、有期契約労働者と無期契約労働者の間で、期間の定めがあることによる、不合理な労働条件の相違を禁止するルールが規定されました。このルールに対応するため、貴企業では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか (1つだけ)。

既に見直しを行った	1	付間、見直し内容は何か (該当すべてに○)。
今後の見直しを検討している	2	通勤手当の支給関係
見直しを行うかどうかを含めて方針未定	3	食堂、更衣室など施設の利用関係
見直し予定はない (現状通りで問題ない)	4	安全管理・災害補償関係
		有給休暇の付与関係
		賃金関係
		退職金の支給関係
		有期契約労働者の比較対象となる、無期契約労働者(正社員等)の労働条件の引下げ
		その他 (具体的に)

問18、有期契約労働者の今後の採用・活用方針を教えてください (それぞれ1つだけ)。

新規採用者数	フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
増やしていく	1	1
減らしていく	2	2
現状を維持する	3	3
新たな採用はもう行わない	4	4
方針未定・分からない	5	5

任せ業務や責任	フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者
拡大していく	1	1
縮小していく	2	2
現状を維持する	3	3
方針未定・分からない	4	4

Ⅲ 貴社の概要について

問 1 9、主たる業種は何ですか (1つだけ○)。

1	建設業	9	学術研究、専門・技術サービス業
2	製造業	10	宿泊業、飲食サービス業
3	電気・ガス・熱供給・水道業	11	生活関連サービス業、娯楽業
4	情報通信業	12	教育、学習支援業
5	運輸業、郵便業	13	医療、福祉
6	卸売業、小売業	14	複合サービス業 (郵便局、協同組合等)
7	金融業、保険業	15	その他サービス業 (他に分類されないもの)
8	不動産業、物品賃貸業	16	その他 (具体的に)

付問、製造業の中のどの業種ですか (1つだけ○)。

1	一般機械器具製造業	5	鉄鋼業、金属・非鉄金属製品製造業
2	輸送用機械器具製造業	6	繊維製品、木材・パルプ製造業
3	精密機械器具製造業	7	化学、石油・プラスチック、ゴム製品製造業
4	電気・情報通信機械器具、電子部品製造業	8	食料品製造業
9	その他 (具体的に)		

付問①、貴社は労働者派遣法に基づき、労働者派遣事業を行っている「労働者派遣会社」に該当しますか (1つだけ○)。

1	該当する
2	該当しない

付問②、貴社は他社から受注した業務を遂行するために、貴企業の労働者が当該社で就業している「業務請負会社」に該当しますか (1つだけ○)。

1	該当する
2	該当しない

問 2 0、貴社の雇用者規模 (正社員及び直接雇用の非正社員の合計) は何人ですか (1つだけ○)。

49人 以下	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人 以上
1	2	3	4	5	6

問 2 1、労働組合や労使協議機関はありますか (それぞれ1つだけ○)。

1	過半数代表の労働組合がある
2	過半数代表ではないが、労働組合がある
3	労働組合はないが、労使協議機関がある
4	労働組合も労使協議機関もない

1	組合員に含まれている	1	定年再雇用者以外の 有期契約労働者
2	含まれていない	2	組合員に含まれている 含まれていない

問 2 2、企業設立年をご記入ください (数値を記入)。

西暦						年
----	--	--	--	--	--	---

問 2 3、貴企業の過去3年間の経営状況について教えてください (1つだけ○)。

1	業界平均よりかなり良い
2	業界平均より良い
3	業界平均並み
4	業界平均より悪い
5	業界平均よりかなり悪い

Q、本調査にご協力いただいた御礼として、調査結果の要約 版報告書 (無料) の送付を希望されますか。	1	希望する	2	希望しない
Q、改正高年齢者雇用安定法や改正労働契約法への対応 状況について、貴社を訪問し、より詳しいお話を 聞かせていただくことは可能でしょうか。	1	応じても良い	2	応じたくない

ご送付先・ご連絡先を教えてください。

貴社名:

住所:

ご記入者のお名前:

TEL:

e-mail:

質問は以上です。ご記入が終わりまりましたら、別添の【返信用封筒】(切手不要)へ入れ、2013年8月12日(月)までに郵便ポストにご投函ください。ご協力いただき、誠に有難うございました。

付属統計表・目次

問7. 改正労働契約法の認知度	65
問8. 有期契約労働者の雇用状況	65
付問. 雇用者全体に占める有期契約労働者割合	66
付問. 有期契約労働者を雇用していない期間	66
問9. 必要な労働者を、有期契約で雇用している理由	67
問10. 雇用している有期契約労働者の形態	68
フルタイム、パートタイム契約労働者の各人数	69
問11. フルタイム、パートタイム契約労働者の職種活用状況	70
問12. (1) 1回当たりの契約期間の長さ	72
(2) 契約更新の回数上限や通算勤続年数上限の設定状況	73
付問①. 上限設定の内容	74
付問②. 上限の設定時期 付問③. 上限設定の変更状況	76
付問④. 「変更した」場合の内容	78
問13. 無期転換ルールへの対応方針	80
付問①. 通算5年未満への抑制方法	82
付問②. 無期化の形態	84
問14. (1) 及び(2) 有期契約労働者の転換先となる、無期契約区分の労働条件の設定方法	86, 92
(3) 有期契約労働者を無期契約に転換するメリット	98
(4) 有期契約労働者を無期契約に転換する場合の雇用管理上の課題	99
(5) 有期契約労働者から正社員あるいは無期契約へ転換させても良いと考える割合	100
(6) 法定を上回る形で無期契約や正社員に転換する意向	102
問15. (1) 有期契約労働者から正社員に転換する制度や慣行の有無	103
付問①. 過去5年間における正社員転換実績	104
付問②. 有期契約労働者で採用してから、正社員転換までに要する期間	106
付問③. 今後5年間における正社員転換者の増減見通し	107
問16. 改正労働契約法の施行に伴う、正社員転換制度・慣行の見直し予定	108
付問. 具体的な見直し内容	109
問17. 有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の相違禁止ルールへの対応状況	110
付問. 具体的な見直し内容	111
問18. 有期契約労働者の今後の採用・活用方針	112
問19. 主たる業種	114
問20. 雇用者規模	115
問21. 労働組合や労使協議機関の有無と組合員範囲	116
問22. 企業設立年	117
問23. 過去3年間における経営状況	118

『高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査』結果 No.122

※本調査は、改正高年齢者雇用安定法への企業の対応状況を探る項目部分との2本立てで実施した。改正労働契約法への企業の対応方針等を尋ねた項目部分は、問7から始まっている。

問7. 本年4月に全面施行された改正労働契約法では「契約期間に定めのある労働者(有期契約労働者)」が安心して働き続けられるよう、反復更新で通算5年を超えた場合の無期契約への転換や、有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の相違の禁止などが規定されました。労働契約法が改正されたことをご存知でしたか(1つだけ○)。

問8. 貴社では現在、有期契約労働者を雇用していますか(1つだけ○)。

	全有効 回答企業 計	改正内容 まで知っ ている	改正され たことは 知っているが 内容はよく分 からない	知ら ない・ 分から ない	無回答
合計	7,179 100.0	4,535 63.2	2,179 30.4	321 4.5	144 2.0
雇用 状況					
有期契約労働者を 雇用している	5,588 100.0	3,964 70.9	1,406 25.2	145 2.6	73 1.3
フルタイム・パートタイム 契約労働者を雇用している	5,118 100.0	3,689 72.1	1,245 24.3	123 2.4	61 1.2
フルタイム契約労働者を 雇用している	4,328 100.0	3,183 73.5	1,007 23.3	89 2.1	49 1.1
パートタイム契約労働者を 雇用している	4,229 100.0	3,078 72.8	1,006 23.8	96 2.3	49 1.2
業 種					
建設業	499 100.0	292 58.5	175 35.1	21 4.2	11 2.2
製造業	1,999 100.0	1,340 67.0	557 27.9	66 3.3	36 1.8
電気・ガス・熱供給・ 水道業	39 100.0	26 66.7	9 23.1	4 10.3	-
情報通信業	254 100.0	177 69.7	67 26.4	7 2.8	3 1.2
運輸業、郵便業	691 100.0	431 62.4	192 27.8	47 6.8	21 3.0
卸売業、小売業	1,396 100.0	871 62.4	443 31.7	60 4.3	22 1.6
金融業、保険業	71 100.0	57 80.3	11 15.5	2 2.8	1 1.4
不動産業、物品賃貸業	91 100.0	66 72.5	19 20.9	5 5.5	1 1.1
学術研究、専門・技術 サービス業	161 100.0	109 67.7	41 25.5	9 5.6	2 1.2
宿泊業、飲食サービス業	403 100.0	216 53.6	155 38.5	27 6.7	5 1.2
生活関連サービス業、 娯楽業	242 100.0	127 52.5	98 40.5	15 6.2	2 0.8
教育、学習支援業	129 100.0	89 69.0	33 25.6	4 3.1	3 2.3
医療、福祉	238 100.0	133 55.9	90 37.8	14 5.9	1 0.4
複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	17 100.0	13 76.5	4 23.5	-	-
その他サービス業(他に 分類されないもの)	877 100.0	561 64.0	259 29.5	38 4.3	19 2.2
その他	15 100.0	9 60.0	6 40.0	-	-
無回答	57 100.0	18 31.6	20 35.1	2 3.5	17 29.8
サービス業計	1,700 100.0	1,026 60.4	557 32.8	89 5.2	28 1.6
非製造業計	5,123 100.0	3,177 62.0	1,602 31.3	253 4.9	91 1.8
雇 用 者 規 模					
49人以下	463 100.0	201 43.4	204 44.1	45 9.7	13 2.8
50～99人	2,648 100.0	1,360 51.4	1,067 40.3	158 6.0	63 2.4
100～299人	2,504 100.0	1,681 67.1	685 27.4	99 4.0	39 1.6
300～499人	492 100.0	391 79.5	89 18.1	8 1.6	4 0.8
500～999人	419 100.0	340 81.1	69 16.5	6 1.4	4 1.0
1,000人以上	577 100.0	534 92.5	38 6.6	3 0.5	2 0.3
無回答	76 100.0	28 36.8	27 35.5	2 2.6	19 25.0
有 期 契 約 労 働 者 比 率					
10%未満	2,122 100.0	1,422 67.0	612 28.8	61 2.9	27 1.3
10%以上30%未満	1,713 100.0	1,224 71.5	420 24.5	45 2.6	24 1.4
30%以上50%未満	720 100.0	547 76.0	152 21.1	15 2.1	6 0.8
50%以上70%未満	493 100.0	366 74.2	109 22.1	12 2.4	6 1.2
70%以上90%未満	333 100.0	255 76.6	72 21.6	4 1.2	2 0.6
90%以上	125 100.0	91 72.8	27 21.6	6 4.8	1 0.8
無回答	82 100.0	59 72.0	14 17.1	2 2.4	7 8.5
過 去 3 年 間 の 経 営 状 況					
業界平均よりかなり良い	101 100.0	57 56.4	32 31.7	8 7.9	4 4.0
業界平均より良い	1,165 100.0	766 65.8	330 28.3	48 4.1	21 1.8
業界平均並み	4,302 100.0	2,755 64.0	1,302 30.3	173 4.0	72 1.7
業界平均より悪い	1,129 100.0	693 61.4	367 32.5	50 4.4	19 1.7
業界平均よりかなり悪い	209 100.0	112 53.6	72 34.4	23 11.0	2 1.0
無回答	273 100.0	152 55.7	76 27.8	19 7.0	26 9.5
労 組 ・ 組 織 化					
労働組合あり	1,705 100.0	1,341 78.7	304 17.8	41 2.4	11 1.1
労組なし・労使協議機関あり	1,976 100.0	1,288 65.2	592 30.0	60 3.0	36 1.8
労組も労使協議機関もなし	3,393 100.0	1,862 54.9	1,251 36.9	212 6.2	68 2.0
有期契約労働者が組合員に 含まれている	273 100.0	234 85.7	32 11.7	4 1.5	3 1.1

	全有効 回答企業 計	雇用して いる	雇用して いない	無回答
合計	7,179 100.0	5,588 77.8	1,549 21.6	42 0.6
業 種				
建設業	499 100.0	347 69.5	151 30.3	1 0.2
製造業	1,999 100.0	1,598 79.9	391 19.6	10 0.5
電気・ガス・熱供給・ 水道業	39 100.0	35 89.7	4 10.3	-
情報通信業	254 100.0	196 77.2	57 22.4	1 0.4
運輸業、郵便業	691 100.0	504 72.9	181 26.2	6 0.9
卸売業、小売業	1,396 100.0	1,094 78.4	297 21.3	5 0.4
金融業、保険業	71 100.0	62 87.3	9 12.7	-
不動産業、物品賃貸業	91 100.0	75 82.4	16 17.6	-
学術研究、専門・技術 サービス業	161 100.0	129 80.1	32 19.9	-
宿泊業、飲食サービス業	403 100.0	295 73.2	106 26.3	2 0.5
生活関連サービス業、 娯楽業	242 100.0	178 73.6	64 26.4	-
教育、学習支援業	129 100.0	119 92.2	9 7.0	1 0.8
医療、福祉	238 100.0	201 84.5	37 15.5	-
複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	17 100.0	13 76.5	4 23.5	-
その他サービス業(他に 分類されないもの)	877 100.0	696 79.4	180 20.5	1 0.1
その他	15 100.0	14 93.3	1 6.7	-
無回答	57 100.0	32 56.1	10 17.5	15 26.3
サー ビ ス 業 計	1,700 100.0	1,311 77.1	386 22.7	3 0.2
非製造業計	5,123 100.0	3,958 77.3	1,148 22.4	17 0.3
雇 用 者 規 模				
49人以下	463 100.0	234 50.5	226 48.8	3 0.6
50～99人	2,648 100.0	1,791 67.6	845 31.9	12 0.5
100～299人	2,504 100.0	2,099 83.8	396 15.8	9 0.4
300～499人	492 100.0	447 90.9	45 9.1	-
500～999人	419 100.0	401 95.7	17 4.1	1 0.2
1,000人以上	577 100.0	570 98.8	7 1.2	-
無回答	76 100.0	46 60.5	13 17.1	17 22.4
過 去 3 年 間 の 経 営 状 況				
業界平均よりかなり良い	101 100.0	74 73.3	24 23.8	3 3.0
業界平均より良い	1,165 100.0	875 75.1	288 24.7	2 0.2
業界平均並み	4,302 100.0	3,390 78.8	894 20.8	18 0.4
業界平均より悪い	1,129 100.0	895 79.3	229 20.3	5 0.4
業界平均よりかなり悪い	209 100.0	148 70.8	61 29.2	-
無回答	273 100.0	206 75.5	53 19.4	14 5.1

問8付問「現在、有期契約労働者を雇用している」場合、貴企業の雇用者全体に占める有期契約労働者の割合はどれくらいですか(1つだけ○)。

	有期契約労働者を雇用している計	10%未満	10%以上30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	無回答
合計	5,588 100.0	2,122 38.0	1,713 30.7	720 12.9	493 8.8	333 6.0	125 2.2	82 1.5
雇用状況								
フルタイム・パートタイム契約労働者を雇用している	5,118 100.0	1,825 35.7	1,584 30.9	704 13.8	483 9.4	331 6.5	121 2.4	70 1.4
フルタイム契約労働者を雇用している	4,328 100.0	1,419 32.8	1,390 32.1	644 14.9	431 10.0	284 6.6	103 2.4	57 1.3
パートタイム契約労働者を雇用している	4,229 100.0	1,307 30.9	1,338 31.6	641 15.2	458 10.8	315 7.4	106 2.5	64 1.5
業種								
建設業	347 100.0	193 55.6	116 33.4	24 6.9	5 1.4	4 1.2	2 0.6	3 0.9
製造業	1,598 100.0	696 43.6	598 37.4	164 10.3	82 5.1	30 1.9	11 0.7	17 1.1
電気・ガス・熱供給・水道業	35 100.0	20 57.1	13 37.1	2 5.7	-	-	-	-
情報通信業	196 100.0	114 58.2	49 25.0	18 9.2	9 4.6	3 1.5	1 0.5	2 1.0
運輸業、郵便業	504 100.0	169 33.5	164 32.5	94 18.7	43 8.5	15 3.0	7 1.4	12 2.4
卸売業、小売業	1,094 100.0	461 42.1	301 27.5	109 10.0	100 9.1	99 9.0	15 1.4	9 0.8
金融業、保険業	62 100.0	23 37.1	27 43.5	6 9.7	5 8.1	-	1 1.6	-
不動産業、物品賃貸業	75 100.0	27 36.0	22 29.3	9 12.0	10 13.3	5 6.7	-	2 2.7
学術研究、専門・技術サービス業	129 100.0	55 42.6	49 38.0	19 14.7	3 2.3	1 0.8	-	2 1.6
宿泊業、飲食サービス業	295 100.0	52 17.6	38 12.9	58 19.7	45 15.3	69 23.4	26 8.8	7 2.4
生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	36 20.2	45 25.3	36 20.2	28 15.7	20 11.2	7 3.9	6 3.4
教育、学習支援業	119 100.0	27 22.7	34 28.6	29 24.4	18 15.1	7 5.9	1 0.8	3 2.5
医療、福祉	201 100.0	37 18.4	74 36.8	47 23.4	30 14.9	10 5.0	1 0.5	2 1.0
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	13 100.0	1 7.7	4 30.8	5 38.5	1 7.7	-	2 15.4	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	696 100.0	191 27.4	170 24.4	93 13.4	108 15.5	70 10.1	50 7.2	14 2.0
その他	14 100.0	5 35.7	1 7.1	4 28.6	4 28.6	-	-	-
無回答	32 100.0	15 46.9	8 25.0	3 9.4	2 6.3	-	1 3.1	3 9.4
サービス業計	1,311 100.0	335 25.6	306 23.3	211 16.1	185 14.1	160 12.2	85 6.5	29 2.2
非製造業計	3,958 100.0	1,411 35.6	1,107 28.0	553 14.0	409 10.3	303 7.7	113 2.9	62 1.6
雇用者規模								
49人以下	234 100.0	94 40.2	83 35.5	26 11.1	17 7.3	7 3.0	4 1.7	3 1.3
50～99人	1,791 100.0	840 46.9	598 33.4	184 10.3	73 4.1	37 2.1	36 2.0	23 1.3
100～299人	2,099 100.0	752 35.8	689 32.8	312 14.9	212 10.1	71 3.4	34 1.6	29 1.4
300～499人	447 100.0	142 31.8	120 26.8	58 13.0	72 16.1	38 8.5	9 2.0	8 1.8
500～999人	401 100.0	109 27.2	78 19.5	72 18.0	62 15.5	68 17.0	7 1.7	5 1.2
1,000人以上	570 100.0	167 29.3	129 22.6	64 11.2	55 9.6	112 19.6	32 5.6	11 1.9
無回答	46 100.0	18 39.1	16 34.8	4 8.7	2 4.3	-	3 6.5	3 6.5
過去の経営状況								
業界平均よりかなり良い	74 100.0	31 41.9	23 31.1	8 10.8	10 13.5	1 1.4	1 1.4	-
業界平均より良い	875 100.0	346 39.5	264 30.2	112 12.8	70 8.0	60 6.9	12 1.4	11 1.3
業界平均並み	3,390 100.0	1,295 38.2	1,042 30.7	456 13.5	282 8.3	188 5.5	76 2.2	51 1.5
業界平均より悪い	895 100.0	318 35.5	278 31.1	107 12.0	96 10.7	62 6.9	26 2.9	8 0.9
業界平均よりかなり悪い	148 100.0	58 39.2	46 31.1	16 10.8	11 7.4	10 6.8	5 3.4	2 1.4
無回答	206 100.0	74 35.9	60 29.1	21 10.2	24 11.7	12 5.8	5 2.4	10 4.9

	有期契約労働者を雇用していない計	労働契約法の改正(昨年8月)前 から雇用していない	労働契約法の改正 以降、雇止めを行った	無回答
合計	1,549 100.0	1,478 95.4	32 2.1	39 2.5
業種				
建設業	151 100.0	145 96.0	2 1.3	4 2.6
製造業	391 100.0	375 95.9	8 2.0	8 2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	4 100.0	-	-
情報通信業	57 100.0	56 98.2	1 1.8	-
運輸業、郵便業	181 100.0	172 95.0	3 1.7	6 3.3
卸売業、小売業	297 100.0	286 96.3	3 1.0	8 2.7
金融業、保険業	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-
不動産業、物品賃貸業	16 100.0	13 81.3	2 12.5	1 6.3
学術研究、専門・技術サービス業	32 100.0	30 93.8	2 6.3	-
宿泊業、飲食サービス業	106 100.0	99 93.4	1 0.9	6 5.7
生活関連サービス業、娯楽業	64 100.0	63 98.4	-	1 1.6
教育、学習支援業	9 100.0	7 77.8	1 11.1	1 11.1
医療、福祉	37 100.0	33 89.2	4 10.8	-
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	4 100.0	4 100.0	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	180 100.0	176 97.8	2 1.1	2 1.1
その他	1 100.0	1 100.0	-	-
無回答	10 100.0	7 70.0	1 10.0	2 20.0
サービス業計	386 100.0	372 96.4	5 1.3	9 2.3
非製造業計	1,148 100.0	1,096 95.5	23 2.0	29 2.5
雇用者規模				
49人以下	226 100.0	212 93.8	7 3.1	7 3.1
50～99人	845 100.0	814 96.3	14 1.7	17 2.0
100～299人	396 100.0	376 94.9	9 2.3	11 2.8
300～499人	45 100.0	44 97.8	-	1 2.2
500～999人	17 100.0	17 100.0	-	-
1,000人以上	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-
無回答	13 100.0	9 69.2	1 7.7	3 23.1
過去の経営状況				
業界平均よりかなり良い	24 100.0	22 91.7	1 4.2	1 4.2
業界平均より良い	288 100.0	282 97.9	2 0.7	4 1.4
業界平均並み	894 100.0	847 94.7	20 2.2	27 3.0
業界平均より悪い	229 100.0	221 96.5	6 2.6	2 0.9
業界平均よりかなり悪い	61 100.0	57 93.4	2 3.3	2 3.3
無回答	53 100.0	49 92.5	1 1.9	3 5.7

問9. 必要な労働者を、有期契約で雇用している理由は何ですか(該当すべてに○)。

	有期契約労働者を雇用している計	日常的な業務量の増減に対応するため	事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	急激な景気変動の際に雇用調整できるようにしておくため	賃金を抑制するため	社会保険料を節約するため	正社員を増やせないため(上限があるため)	正社員と採用できるか、人物や適性を見極めるため	専門的な知識や技能、資格等を有する人材を一定期間確保するため	(正社員である必要のない)軽易な職務のため	正社員とは働き方(労働時間や人事体系等)が異なるため	高齢者や、育児中等の女性を活用するため	学生や障がい者を活用するため	定期的に入材の入れ換えを行うため	その他(自由記述欄あり)	無回答	平均選択数
合計	5,588 100.0	2,353 42.1	1,017 18.2	1,033 18.5	1,788 32.0	399 7.1	481 8.6	1,697 30.4	1,141 20.4	1,900 34.0	2,079 37.2	1,392 24.9	629 11.3	106 1.9	416 7.4	63 1.1	3.0
有期の活用状況	5,118 100.0	2,259 44.1	987 19.3	991 19.4	1,719 33.6	382 7.5	466 9.1	1,667 32.6	1,021 19.9	1,868 36.5	2,022 39.5	1,183 23.1	618 12.1	103 2.0	339 6.6	36 0.7	3.1
フルタイム・パートタイム契約労働者を雇用している	4,328 100.0	1,922 44.4	906 20.9	895 20.7	1,492 34.5	304 7.0	406 9.4	1,579 36.5	931 21.5	1,578 36.5	1,646 38.0	993 22.9	549 12.7	95 2.2	278 6.4	31 0.7	3.2
パートタイム契約労働者を雇用している	4,229 100.0	1,954 46.2	820 19.4	829 19.6	1,541 36.4	365 8.6	408 9.6	1,351 31.9	786 18.6	1,718 40.6	1,879 44.4	1,037 24.5	566 13.4	87 2.1	235 5.6	29 0.7	3.2
臨時労働者を雇用している	266 100.0	171 64.3	52 19.5	55 20.7	98 36.8	19 7.1	28 10.5	95 22.6	60 43.6	116 47.7	127 47.7	78 29.3	59 22.2	9 3.4	15 5.6	4 1.5	3.7
定年再雇用者を雇用している	2,884 100.0	1,201 41.6	549 19.0	561 19.5	986 34.2	199 6.9	239 8.3	887 30.8	675 23.4	1,072 37.2	1,093 37.9	919 31.9	377 13.1	44 1.5	194 6.7	25 0.9	3.1
業種	347 100.0	114 32.9	44 12.7	43 12.4	71 20.5	9 2.6	12 3.5	86 24.8	106 30.5	89 25.6	95 27.4	102 29.4	15 4.3	6 1.7	43 12.4	5 1.4	2.4
製造業	1,598 100.0	676 42.3	343 21.5	413 25.8	568 35.5	98 6.1	143 8.9	456 28.5	316 19.8	569 35.6	500 31.3	450 28.2	162 10.1	13 0.8	93 5.8	20 1.3	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	35 100.0	15 42.9	4 11.4	3 8.6	7 20.0	-	3 8.6	4 11.4	8 22.9	11 31.4	11 31.4	3 8.6	-	-	4 11.4	1 2.9	2.5
情報通信業	196 100.0	66 33.7	27 13.8	20 10.2	30 15.3	4 2.0	12 6.1	76 38.8	70 35.7	60 30.6	70 35.7	33 16.8	33 16.8	3 1.5	19 9.7	2 1.0	2.7
運輸業、郵便業	504 100.0	224 44.4	90 17.9	94 18.7	144 28.6	40 7.9	29 5.8	142 28.2	95 18.8	131 26.0	154 30.6	126 25.0	30 6.0	3 0.6	34 6.7	7 1.4	2.7
卸売業、小売業	1,094 100.0	466 42.6	167 15.3	171 15.6	492 36.7	109 10.0	95 8.7	281 25.7	183 16.7	444 40.6	520 47.5	255 23.3	141 12.9	21 1.9	57 5.2	8 0.7	3.0
金融業、保険業	62 100.0	27 43.5	18 29.0	8 12.9	12 19.4	1 1.6	3 4.8	18 28.0	10 16.1	29 46.8	29 46.8	15 24.2	14 22.6	2 3.2	2 3.2	-	3.0
不動産業、物品賃貸業	75 100.0	26 34.7	9 12.0	5 6.7	19 25.3	5 6.7	4 5.3	29 38.7	13 17.3	29 38.7	30 40.0	25 33.3	9 12.0	1 1.3	5 6.7	-	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	129 100.0	50 38.8	23 17.8	14 10.9	22 17.1	2 1.6	10 7.8	54 41.9	46 35.7	39 30.2	42 32.6	29 22.5	12 9.3	4 3.1	14 10.9	2 1.6	2.8
宿泊業、飲食サービス業	295 100.0	180 61.0	41 13.9	62 21.0	123 41.7	38 12.9	36 12.2	111 37.6	29 9.8	105 35.6	131 44.4	49 16.6	73 24.7	13 4.4	15 5.1	1 0.3	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	84 47.2	20 11.2	24 13.5	64 36.0	16 9.0	16 9.0	74 41.6	18 10.1	52 29.2	71 39.9	38 21.3	25 14.0	7 3.9	13 7.3	3 1.7	3.0
教育、学習支援業	119 100.0	53 44.5	30 25.2	12 10.1	42 35.3	8 6.7	11 9.2	49 41.2	49 41.2	35 29.4	56 47.1	20 16.8	15 12.6	10 8.4	4 3.4	1 0.8	3.3
医療、福祉	201 100.0	69 34.3	17 8.5	20 10.0	77 38.3	12 6.0	32 15.9	83 41.3	41 20.4	57 28.4	87 43.3	56 27.9	26 12.9	5 2.5	24 11.9	1 0.5	3.0
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	13 100.0	7 53.8	4 30.8	2 15.4	2 15.4	-	-	-	2 15.4	2 15.4	2 15.4	1 7.7	1 7.7	-	2 15.4	1 7.7	2.1
その他サービス業(他に分類されないもの)	696 100.0	285 40.9	174 25.0	136 19.5	197 28.3	54 7.8	70 10.1	225 32.3	146 21.0	239 34.3	271 38.9	170 24.4	170 9.6	18 2.6	82 11.8	6 0.9	3.1
その他	14 100.0	3 21.4	1 7.1	2 14.3	1 7.1	2 14.3	3 21.4	4 28.6	3 21.4	4 28.6	4 28.6	4 28.6	1 7.1	-	1 7.1	1 7.1	2.5
無回答	32 100.0	8 25.0	5 15.6	4 12.5	7 21.9	1 3.1	2 6.3	5 15.6	6 18.8	5 15.6	6 18.8	8 25.0	2 6.3	-	4 12.5	4 12.5	2.3
サービス業計	1,311 100.0	606 46.2	262 20.0	238 18.2	408 31.1	110 8.4	132 10.1	464 35.4	241 18.4	437 33.3	517 39.4	287 21.9	178 13.6	42 3.2	126 9.6	13 1.0	3.1
非製造業計	3,958 100.0	1,669 42.2	669 16.9	616 15.6	1,213 30.6	300 7.6	336 8.5	1,236 31.2	819 20.7	1,326 33.5	1,573 39.7	934 23.6	465 11.7	93 2.3	319 8.1	39 1.0	3.0
雇用者規模	234 100.0	74 31.6	26 11.1	29 12.4	56 23.7	17 7.3	18 7.7	57 24.4	47 20.1	45 19.2	71 30.3	59 25.2	3 1.3	3 1.3	21 9.0	10 4.3	2.3
49人以下	1,791 100.0	645 36.0	248 13.8	280 15.6	499 27.9	115 6.4	116 6.5	444 24.8	338 18.9	451 25.2	520 29.0	481 26.9	50 1.5	26 1.5	181 10.1	22 1.2	2.5
50～99人	2,099 100.0	846 40.3	413 19.7	423 20.2	677 32.3	142 6.8	192 9.1	685 32.6	396 18.9	728 34.7	795 37.9	514 24.5	177 8.4	30 1.4	140 6.7	17 0.8	3.0
100～299人	447 100.0	210 47.0	97 21.7	94 21.0	163 36.5	32 7.2	33 7.4	163 36.9	78 17.4	173 38.7	193 43.2	87 19.5	85 19.0	15 3.4	28 6.3	5 1.1	3.3
300～499人	401 100.0	226 56.4	88 21.9	79 19.7	155 38.7	41 10.2	46 11.5	154 38.4	86 21.4	181 45.1	177 44.1	91 22.7	92 22.9	12 3.0	21 5.2	3 0.7	3.6
500～999人	570 100.0	334 58.6	138 24.2	120 21.1	227 39.8	49 8.6	74 13.0	184 32.3	182 31.9	313 54.9	312 54.7	147 25.8	19 3.3	19 3.3	4 0.7	4.1	
1,000人以上	46 100.0	18 39.1	7 15.2	8 17.4	13 28.3	3 6.5	2 4.3	8 17.4	14 30.4	9 19.6	11 23.9	13 28.3	4 8.7	1 2.2	6 13.0	2 4.3	2.7
有期契約労働者比率	1,222 100.0	705 57.7	289 23.6	269 22.0	419 34.3	77 6.3	128 10.5	520 42.6	489 39.9	529 43.3	590 48.3	536 43.6	194 15.8	16 1.3	204 16.6	31 2.5	2.4
10%未満	1,713 100.0	702 40.9	349 20.4	385 22.5	596 34.8	111 6.5	124 7.2	562 32.8	374 21.8	610 35.6	622 36.3	503 29.4	154 9.0	29 1.7	106 6.2	9 0.5	3.1
10%以上30%未満	720 100.0	365 50.7	165 22.9	172 23.9	328 45.6	65 9.0	87 12.1	294 40.8	129 17.9	308 42.8	327 45.4	152 21.1	98 13.6	16 2.2	35 4.9	7 1.0	3.6
30%以上50%未満	493 100.0	278 56.4	108 21.9	92 18.7	217 44.0	27 5.5	71 14.4	177 35.9	85 17.2	227 46.0	258 52.3	90 18.3	74 15.0	18 3.7	24 4.9	5 1.0	3.7
50%以上70%未満	333 100.0	199 59.8	62 18.6	65 19.5	161 48.3	16 4.8	51 15.3	100 30.0	46 13.8	162 48.6	207 62.2	72 21.6	82 24.6	16 4.8	21 6.3	1 0.3	3.9
70%以上90%未満	125 100.0	71 56.8	27 21.6	35 28.0	41 32.8	16 12.8	16 12.8	26 20.8	8 6.4	48 38.4	53 42.4	26 20.8	22 17.6	9 7.2	20 16.0	1 0.8	3.4
90%以上	82 100.0	33 40.2	17 20.7	15 18.3	26 31.7	5 6.1	4 4.9	18 22.0	10 12.2	16 19.5	22 26.8	13 15.9	5 6.1	2 2.4	6 7.3	9 11.0	2.6
無回答	74 100.0	30 40.5	10 13.5	11 14.9	20 27.0	4 5.4	6 8.1	33 44.6	17 23.0	27 36.5	27 36.5	13 17.6	3 4.1	3 4.1	8 10.8	1 1.4	3.0
業界平均よりかなり良い	875 100.0	366 41.8	162 18.5	148 16.9	261 29.8	50 5.7	60 6.9	288 32.9	189 21.6	335 38.3	372 42.5	229 26.2	117 13.4	15 1.7	56 6.4	10 1.1	3.1
業界平均より良い	3,390 100.0	1,433 42.3	605 17.8	608 17.9	1,045 30.8	225 6.6	280 8.3	1,019 30.1	695 20.5	1,131 33.4	1,244 36.7	840 24.8	371 10.9	60 1.8	267 7.9	33 1.0	2.9
業界平均並み	895 100.0	384 42.9	175 19.6	189 21.1	356 39.8	87 9.7	96 10.7	263 29.4	173 19.3	304 34.0	320 35.8	224 25.0	93 10.4	22 2.5	56 6.3	6 0.7	3.1
業界平均より悪い	148 100.0	72 48.6	29 19.6	43 29.1	52 35.1	18 12.2	20 13.5	40 27.0	26 17.6	46 31.1	41 27.7	30 20.3	17 11.5	2 1.4	13 8.8	2 1.4	3.1
業界平均よりかなり悪い	206 100.0	68 33.0	36 17.5	34 16.5	54 26.2	15 7.3	19 9.2	54 26.2	41 19.9	69 33.5	75 36.4	49 23.8	18 8.7	4 1.9	16 7.8	11 5.3	2.8
無回答	206 100.0	68 33.0	36 17.5	34 16.5	54 26.2	15 7.3	19 9.2	54 26.2	41 19.9	69 33.5	75 36.4	49 23.8	18 8.7	4 1.9	16 7.8	11 5.3	2.8

<主な自由記述>

- 産休・育休の代替要員
- 本人の希望
- 定年再雇用の法対応
- 外国人技能実習生
- 季節業務のため
- 健康面を見極めるため
- 官庁入札(指定管理者制度)等

問10. 貴社で雇用している有期契約労働者の形態は何ですか
(該当すべてに○)。

	有期契約労働者を雇用している計	フルタイム契約労働者	パートタイム契約労働者	臨時労働者	定年再雇用者	無回答	平均選択数
合計	5,588 100.0	4,328 77.5	4,229 75.7	266 4.8	2,884 51.6	68 1.2	2.1
業種							
建設業	347 100.0	248 71.5	200 57.6	12 3.5	191 55.0	4 1.2	1.9
製造業	1,598 100.0	1,216 76.1	1,181 73.9	51 3.2	964 60.3	21 1.3	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	35 100.0	24 68.6	25 71.4	2 5.7	20 57.1	-	2.0
情報通信業	196 100.0	173 88.3	118 60.2	6 3.1	78 39.8	2 1.0	1.9
運輸業、郵便業	504 100.0	366 72.6	359 71.2	33 6.5	283 56.2	7 1.4	2.1
卸売業、小売業	1,094 100.0	826 75.5	883 80.7	45 4.1	570 52.1	11 1.0	2.1
金融業、保険業	62 100.0	55 88.7	43 69.4	-	40 64.5	-	2.2
不動産業、物品賃貸業	75 100.0	56 74.7	61 81.3	4 5.3	38 50.7	-	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	129 100.0	108 83.7	81 62.8	8 6.2	58 45.0	1 0.8	2.0
宿泊業、飲食サービス業	295 100.0	224 75.9	253 85.8	26 8.8	122 41.4	1 0.3	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	131 73.6	144 80.9	14 7.9	68 38.2	6 3.4	2.1
教育、学習支援業	119 100.0	101 84.9	109 91.6	8 6.7	57 47.9	1 0.8	2.3
医療、福祉	201 100.0	167 83.1	184 91.5	8 4.0	78 38.8	3 1.5	2.2
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	13 100.0	11 84.6	10 76.9	3 23.1	7 53.8	-	2.4
その他サービス業（他に分類されないもの）	696 100.0	588 84.5	548 78.7	44 6.3	296 42.5	5 0.7	2.1
その他	14 100.0	12 85.7	10 71.4	2 14.3	5 35.7	2 14.3	2.4
無回答	32 100.0	22 68.8	20 62.5	-	9 28.1	4 12.5	1.8
サービス業計	1,311 100.0	1,062 81.0	1,036 79.0	95 7.2	551 42.0	13 1.0	2.1
非製造業計	3,958 100.0	3,090 78.1	3,028 76.5	215 5.4	1,911 48.3	43 1.1	2.1
雇用者規模							
49人以下	234 100.0	152 65.0	147 62.8	4 1.7	87 37.2	6 2.6	1.7
50～99人	1,791 100.0	1,240 69.2	1,194 66.7	44 2.5	820 45.8	22 1.2	1.9
100～299人	2,099 100.0	1,651 78.7	1,632 77.8	86 4.1	1,095 52.2	20 1.0	2.1
300～499人	447 100.0	382 85.5	361 80.8	30 6.7	243 54.4	7 1.6	2.3
500～999人	401 100.0	355 88.5	353 88.0	36 9.0	241 60.1	4 1.0	2.5
1,000人以上	570 100.0	511 89.6	512 89.8	66 11.6	383 67.2	6 1.1	2.6
無回答	46 100.0	37 80.4	30 65.2	-	15 32.6	3 6.5	1.9
有期契約労働者比率							
10%未満	2,122 100.0	1,419 66.9	1,307 61.6	54 2.5	1,032 48.6	30 1.4	1.8
10%以上30%未満	1,713 100.0	1,390 81.1	1,338 78.1	61 3.6	1,002 58.5	16 0.9	2.2
30%以上50%未満	720 100.0	644 89.4	641 89.0	57 7.9	366 50.8	5 0.7	2.4
50%以上70%未満	493 100.0	431 87.4	458 92.9	47 9.5	244 49.5	4 0.8	2.4
70%以上90%未満	333 100.0	284 85.3	315 94.6	32 9.6	152 45.6	2 0.6	2.4
90%以上	125 100.0	103 82.4	106 84.8	13 10.4	45 36.0	2 1.6	2.2
無回答	82 100.0	57 69.5	64 78.0	2 2.4	43 52.4	9 11.0	2.3
改正法認知度							
改正内容まで知っている	3,964 100.0	3,183 80.3	3,078 77.6	214 5.4	2,174 54.8	40 1.0	2.2
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	1,406 100.0	1,007 71.6	1,006 71.6	45 3.2	622 44.2	22 1.6	1.9
知らない・分からない	145 100.0	89 61.4	96 66.2	5 3.4	60 41.4	1 0.7	1.7
無回答	73 100.0	49 67.1	49 67.1	2 2.7	28 38.4	5 6.8	1.9
過去3年間の経営状況							
業界平均よりかなり良い	74 100.0	63 85.1	54 73.0	1 1.4	30 40.5	-	2.0
業界平均より良い	875 100.0	682 77.9	680 77.7	49 5.6	425 48.6	15 1.7	2.1
業界平均並み	3,390 100.0	2,623 77.4	2,566 75.7	156 4.6	1,785 52.7	34 1.0	2.1
業界平均より悪い	895 100.0	695 77.7	663 74.1	48 5.4	471 52.6	9 1.0	2.1
業界平均よりかなり悪い	148 100.0	111 75.0	112 75.7	3 2.0	76 51.4	3 2.0	2.1
無回答	206 100.0	154 74.8	154 74.8	9 4.4	97 47.1	7 3.4	2.1

問10. 雇用しているフルタイム契約労働者の人数を教えてください(数値を記入)。

	フルタイム契約労働者を雇用している計	1～5人	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～300人	301～1,000人	1,001人以上	無回答	最小値	最大値	中央値	平均値
合計	4,328	1,183	592	662	681	377	343	137	36	317	1	13,429	13.0	73.3
業種	100.0	27.3	13.7	15.3	15.7	8.7	7.9	3.2	0.8	7.3				
建設業	248	93	36	29	37	16	19	2	3	13	1	877	8.0	33.6
製造業	1,216	354	183	193	181	101	80	29	4	91	1	5,000	12.0	51.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24	11	3	3	2	1	2	2	2	8.3	1	217	5.0	24.0
情報通信業	173	67	25	28	24	4	13	2	5	2.9	1	2,829	8.0	73.9
運輸業、郵便業	366	93	53	56	63	34	32	9	4	22	1	7,200	15.0	83.6
卸売業、小売業	826	269	100	121	105	70	65	32	7	57	1	8,600	12.0	73.4
金融業、保険業	55	17	10	7	6	5	8	2	2	3.6	1	300	10.0	39.9
不動産業、物品賃貸業	56	10	12	13	8	2	6	1	4	7.1	1	458	15.0	44.5
学術研究、専門・技術サービス業	108	22	21	21	19	5	4	5	1	10	1	1,661	13.5	70.8
宿泊業、飲食サービス業	224	32	20	26	56	23	26	11	5	25	1	13,429	30.0	230.5
生活関連サービス業、娯楽業	131	25	12	22	29	17	13	7	6	4.6	1	440	24.0	62.0
教育、学習支援業	101	19	14	22	13	10	7	3	1	12	1	2,279	16.0	80.4
医療、福祉	167	40	26	28	32	13	10	1	1	16	1	1,332	13.0	38.0
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	11	1	-	2	1	3	3	-	-	1	2	193	62.0	72.6
その他サービス業(他に分類されないもの)	588	121	68	87	101	70	54	35	8	44	1	4,044	20.0	94.6
その他	12	2	4	2	1	2	1	-	-	1	1	250	12.0	39.1
無回答	22	7	5	2	3	1	-	-	-	4	1	70	7.5	12.4
サービス業計	1,062	201	121	158	206	118	100	58	14	86	1	13,429	21.0	115.5
非製造業計	3,090	822	404	467	497	275	263	108	32	222	1	13,429	15.0	82.4
業種	100.0	26.6	13.1	15.1	16.1	8.9	8.5	3.5	1.0	7.2				
雇用者規模	49人以下	152	88	21	14	13	-	-	-	16	1	47	4.0	7.5
50～99人	1,240	565	237	201	125	27	1	-	-	84	1	105	6.0	10.2
100～299人	1,651	425	245	323	339	158	50	1	-	110	1	400	14.0	24.1
300～499人	382	52	41	46	79	66	61	5	-	32	1	452	31.0	56.5
500～999人	355	24	24	39	53	62	95	29	-	29	1	639	68.0	111.6
1,000人以上	511	19	17	33	68	63	135	101	35	40	1	13,429	132.0	386.6
無回答	37	10	7	6	4	1	1	1	1	6	1	5,000	10.0	190.3
業種	100.0	27.0	18.9	16.2	10.8	2.7	2.7	2.7	2.7	16.2				

問10. 雇用しているパートタイム契約労働者の人数を教えてください(数値を記入)。

	パートタイム契約労働者を雇用している計	1～5人	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～300人	301～1,000人	1,001～3,000人	3,001～1万人	1万人以上	無回答	最小値	最大値	中央値	平均値
合計	4,229	1,418	495	453	558	304	302	191	90	43	15	360	1	80,000	11.0	245.3
業種	100.0	33.5	11.7	10.7	13.2	7.2	7.1	4.5	2.1	1.0	0.4	8.5				
建設業	200	122	22	15	12	6	6	2	-	-	-	15	1	670	3.0	18.4
製造業	1,181	510	168	129	142	66	42	20	3	1	-	100	1	9,000	6.0	42.8
電気・ガス・熱供給・水道業	25	13	4	3	-	1	1	-	-	-	-	3	1	229	4.5	19.1
情報通信業	118	53	14	10	11	6	7	1	1	-	-	15	1	1,455	5.0	44.8
運輸業、郵便業	359	104	39	47	73	29	18	14	5	-	1	29	1	80,000	14.0	322.4
卸売業、小売業	883	291	101	81	105	52	77	50	27	22	6	71	1	25,971	12.0	373.4
金融業、保険業	43	15	3	3	1	1	4	7	3	1	2.5	0.7	1	987	9.0	120.0
不動産業、物品賃貸業	61	19	7	9	6	6	6	3	1	-	-	2.3	1	1,021	14.0	77.3
学術研究、専門・技術サービス業	81	40	8	6	11	5	2	1	2	-	-	6	1	1,340	5.0	62.8
宿泊業、飲食サービス業	253	15	11	21	29	31	36	35	31	12	7	25	1	77,300	133.0	1,374.4
生活関連サービス業、娯楽業	144	23	15	13	32	15	24	12	4	2	-	4	1	7,878	40.5	216.6
教育、学習支援業	109	20	6	18	24	9	8	3	1	-	-	11	1	8,204	25.0	218.0
医療、福祉	184	30	28	33	36	24	9	3	1	-	1	19	1	12,629	18.0	127.0
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	10	3	-	2	3	1	1	-	-	-	-	-	2	132	27.0	33.8
その他サービス業(他に分類されないもの)	548	151	58	60	66	51	58	34	11	5	-	54	1	7,363	16.0	165.3
その他	10	3	1	1	3	-	1	-	1	-	-	-	1	1,235	28.0	167.3
無回答	20	6	2	2	4	1	1	1	-	-	-	3	1	363	13.0	42.9
サービス業計	1,036	232	92	102	141	103	121	82	48	19	7	89	1	77,300	30.0	454.5
非製造業計	3,028	902	325	322	412	237	259	170	87	42	15	257	1	80,000	15.0	325.5
業種	100.0	29.8	10.7	10.6	13.6	7.8	8.6	5.6	2.9	1.4	0.5	8.5				
雇用者規模	49人以下	147	82	21	9	14	1	1	-	-	-	19	1	121	4.0	8.7
50～99人	1,194	647	160	166	95	18	-	-	-	-	-	108	1	85	4.0	8.6
100～299人	1,632	518	229	191	319	167	82	4	-	-	-	122	1	1,000	11.0	28.9
300～499人	361	77	37	32	39	32	86	20	-	-	-	38	1	402	32.0	90.1
500～999人	100.0	21.3	10.2	8.9	10.8	8.9	23.8	5.5	-	-	-	10.5				
1,000人以上	353	40	24	21	40	37	67	91	1	-	-	32	1	2,394	100.0	208.2
無回答	512	46	22	29	43	47	64	76	89	43	15	38	1	80,000	237.0	1,683.6
業種	100.0	9.0	4.3	5.7	8.4	9.2	12.5	14.8	17.4	8.4	2.9	7.4				
無回答	30	8	2	5	8	2	2	-	-	-	-	3	1	148	20.0	29.1
業種	100.0	26.7	6.7	16.7	26.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7						

問11. フルタイム契約労働者を、どのような職種で活用していますか(該当すべてに○)。

	フルタイム契約労働者を雇用している計	専門・技術職(医療・介護関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	管理職	事務職	販売・サービス職	生産労務職	生産以外の労務職	運輸・通信職	保安職	その他	無回答	平均選択数
合計	4,328 100.0	266 6.1	107 2.5	1,157 26.7	461 10.7	2,062 47.6	1,201 27.7	1,262 29.2	537 12.4	379 8.8	179 4.1	322 7.4	145 3.4	1.9
業種														
建設業	248 100.0	4 1.6	1 0.4	145 58.5	28 11.3	142 57.3	33 13.3	44 17.7	24 9.7	6 2.4	8 3.2	16 6.5	6 2.4	1.9
製造業	1,216 100.0	37 3.0	4 0.3	296 24.3	117 9.6	496 40.8	154 12.7	876 72.0	183 15.0	45 3.7	33 2.7	49 4.0	38 3.1	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	-	5 20.8	2 8.3	16 66.7	8 33.3	1 4.2	1 4.2	-	6 25.0	-	1 4.2	1.7
情報通信業	173 100.0	8 4.6	2 1.2	110 63.6	19 11.0	93 53.8	28 16.2	2 1.2	6 3.5	3 1.7	2 1.2	15 8.7	4 2.3	1.7
運輸業、郵便業	366 100.0	7 1.9	3 0.8	30 8.2	42 11.5	167 45.6	32 8.7	54 14.8	56 15.3	212 57.9	7 1.9	21 5.7	10 2.7	1.8
卸売業、小売業	826 100.0	17 2.1	5 0.6	147 17.8	73 8.8	462 55.9	446 54.0	108 13.1	93 11.3	57 6.9	12 1.5	65 7.9	35 4.2	1.9
金融業、保険業	55 100.0	2 3.6	-	9 16.4	8 14.5	45 81.8	13 23.6	-	2 3.6	2 3.6	1 1.8	8 14.5	-	1.6
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	4 7.1	-	13 23.2	12 21.4	34 60.7	29 51.8	6 10.7	8 14.3	1 1.8	1 1.8	3 5.4	2 3.6	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	2 1.9	3 2.8	67 62.0	14 13.0	53 49.1	12 11.1	12 11.1	7 6.5	1 0.9	1 0.9	8 7.4	6 5.6	1.8
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	1 0.4	2 0.9	61 27.2	30 13.4	82 36.6	183 81.7	42 18.8	20 8.9	3 1.3	14 6.3	19 8.5	8 3.6	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	4 3.1	-	27 20.6	18 13.7	56 42.7	85 64.9	15 11.5	18 13.7	1 0.8	2 1.5	11 8.4	5 3.8	1.9
教育、学習支援業	101 100.0	13 12.9	70 69.3	12 11.9	17 16.8	61 60.4	5 5.0	-	7 6.9	5 5.0	1 1.0	5 5.0	3 3.0	2.0
医療、福祉	167 100.0	138 82.6	6 3.6	19 11.4	14 8.4	67 40.1	8 4.8	5 3.0	13 7.8	3 1.8	5 3.0	18 10.8	5 3.0	1.8
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	11 100.0	3 18.2	-	8 72.7	2 18.2	3 81.8	2 36.4	2 18.2	2 27.3	-	-	-	-	2.7
その他サービス業(他に分類されないもの)	588 100.0	22 3.7	11 1.9	201 34.2	60 10.2	267 45.4	154 26.2	89 15.1	95 16.2	38 6.5	85 14.5	79 13.4	20 3.4	1.9
その他	12 100.0	2 16.7	-	4 33.3	2 16.7	2 50.0	2 50.0	2 16.7	2 8.3	2 16.7	-	2 16.7	-	1.8
無回答	22 100.0	3 13.6	-	3 13.6	3 13.6	3 27.3	3 31.8	3 18.2	-	-	4 4.5	3 13.6	2 9.1	1.5
サービス業計	1,062 100.0	31 2.9	16 1.5	364 34.3	124 11.7	467 44.0	438 41.2	160 15.1	143 13.5	43 4.0	102 9.6	117 11.0	39 3.7	2.0
非製造業計	3,090 100.0	226 7.3	103 3.3	858 27.8	341 11.0	1,560 50.5	1,040 33.7	382 12.4	334 11.5	334 10.8	145 4.7	270 8.7	105 3.4	1.9
雇用者規模														
49人以下	152 100.0	8 5.3	5 3.3	46 30.3	21 13.8	54 35.5	17 11.2	17 11.2	13 8.6	19 12.5	1 0.7	6 3.9	15 9.9	1.5
50～99人	1,240 100.0	73 5.9	29 2.3	302 24.4	106 8.5	453 36.5	232 18.7	332 26.8	130 10.5	116 9.4	27 2.2	83 6.7	60 4.8	1.6
100～299人	1,651 100.0	75 4.5	39 2.4	404 24.5	153 9.3	727 44.0	420 25.4	561 34.0	219 13.3	146 8.8	58 3.5	111 6.7	43 2.6	1.8
300～499人	382 100.0	10 2.6	7 1.8	110 28.8	43 11.3	207 54.2	137 35.9	106 27.7	62 16.2	27 7.1	23 6.0	37 9.7	11 2.9	2.1
500～999人	355 100.0	21 5.9	8 2.3	102 28.7	41 11.5	226 63.7	162 45.6	107 30.1	39 11.0	27 7.6	34 9.6	30 8.5	4 1.1	2.3
1,000人以上	511 100.0	74 14.5	18 3.5	184 36.0	93 18.2	386 75.5	226 44.2	130 25.4	74 14.5	42 8.2	36 7.0	51 10.0	8 1.6	2.6
無回答	37 100.0	5 13.5	1 2.7	9 24.3	4 10.8	9 24.3	7 18.9	7 24.3	9 -	2 5.4	-	4 10.8	4 10.8	1.5

問11付問. フルタイム契約労働者の活用職種の中で、人数がもっとも多い職種は何ですか(○をつけた中から1つだけ番号を記入)。

	フルタイム契約労働者を雇用している計	専門・技術職(医療・介護関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	管理職	事務職	販売・サービス職	生産労務職	生産以外の労務職	運輸・通信職	保安職	その他	無回答
合計	4,328 100.0	172 4.0	69 1.6	632 14.6	63 1.5	725 16.8	794 18.3	1,009 23.3	238 5.5	229 5.3	57 1.3	148 3.4	192 4.4
業種													
建設業	248 100.0	-	-	103 41.5	1 0.4	58 23.4	14 5.6	36 14.5	17 6.9	4 1.6	3 1.2	4 1.6	8 3.2
製造業	1,216 100.0	12 1.0	2 0.2	124 10.2	27 2.2	129 10.6	42 3.5	755 62.1	38 3.1	9 0.7	8 0.7	21 1.7	49 4.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	-	4 16.7	-	10 41.7	4 16.7	1 4.2	1 4.2	-	3 12.5	-	1 4.2
情報通信業	173 100.0	1 0.6	1 0.6	85 49.1	2 1.2	50 28.9	16 9.2	2 1.2	2 0.6	1 0.6	-	10 5.8	4 2.3
運輸業、郵便業	366 100.0	4 1.1	-	14 3.8	4 1.1	52 14.2	16 4.4	42 11.5	41 11.2	168 45.9	1 0.3	13 3.6	11 3.0
卸売業、小売業	826 100.0	4 0.5	1 0.1	62 7.5	13 1.6	192 23.2	334 40.4	64 7.7	51 6.2	26 3.1	1 0.1	33 4.0	45 5.4
金融業、保険業	55 100.0	-	-	5 9.1	1 1.8	38 69.1	6 10.9	-	-	1 1.8	-	3 5.5	1 1.8
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	2 3.6	-	4 7.1	1 1.8	15 26.8	19 33.9	3 5.4	6 10.7	-	-	-	6 10.7
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	1 0.9	-	52 48.1	2 1.9	21 19.4	8 7.4	8 7.4	4 3.7	-	-	3 2.8	9 8.3
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	1 0.4	1 0.4	21 9.4	2 0.9	8 3.6	156 69.6	14 6.3	5 2.2	-	1 0.4	5 2.2	10 4.5
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	1 0.8	-	15 11.5	-	8 6.1	76 58.0	11 8.4	8 6.1	-	-	5 3.8	7 5.3
教育、学習支援業	101 100.0	5 5.0	52 51.5	4 4.0	2 2.0	24 23.8	1 1.0	-	2 2.0	4 4.0	-	4 4.0	3 3.0
医療、福祉	167 100.0	128 76.6	5 3.0	5 3.0	-	10 6.0	6 3.6	1 0.6	2 1.2	-	-	3 1.8	7 4.2
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	11 100.0	-	-	4 36.4	-	5 45.5	1 9.1	1 9.1	-	-	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	588 100.0	9 1.5	7 1.2	126 21.4	7 1.2	98 16.7	90 15.3	65 11.1	61 10.4	15 2.6	40 6.8	41 7.0	29 4.9
その他	12 100.0	2 16.7	-	2 16.7	-	3 25.0	-	2 16.7	2 8.3	1 8.3	-	1 8.3	-
無回答	22 100.0	2 9.1	-	2 9.1	1 4.5	4 18.2	5 22.7	4 18.2	4 18.2	-	-	2 9.1	2 9.1
サービス業計	1,062 100.0	12 1.1	8 0.8	218 20.5	11 1.0	140 13.2	331 31.2	99 9.3	78 7.3	15 1.4	41 3.9	54 5.1	55 5.2
非製造業計	3,090 100.0	158 5.1	67 2.2	506 16.4	35 1.1	592 19.2	747 24.2	250 8.1	200 6.5	220 7.1	49 1.6	125 4.0	141 4.6
雇用者規模													
49人以下	152 100.0	4 2.6	4 2.6	33 21.7	8 5.3	30 19.7	12 7.9	17 11.2	8 5.3	13 8.6	1 0.7	3 2.0	19 12.5
50～99人	1,240 100.0	67 5.4	22 1.8	201 16.2	27 2.2	199 16.0	152 12.3	292 23.5	63 5.1	82 6.6	12 1.0	41 3.3	82 6.6
100～299人	1,651 100.0	64 3.9	27 1.6	235 14.2	13 0.8	239 14.5	280 17.0	457 27.7	104 6.3	100 6.1	22 1.3	55 3.3	55 3.3
300～499人	382 100.0	5 1.3	5 1.3	48 12.6	3 0.8	74 19.4	94 24.6	80 20.9	26 6.8	14 3.7	7 1.8	15 3.9	11 2.9
500～999人	355 100.0	10 2.8	4 1.1	37 10.4	6 1.7	65 18.3	111 31.3	73 20.6	11 3.1	9 2.5	11 3.1	10 2.8	8 2.3
1,000人以上	511 100.0	18 3.5	6 1.2	72 14.1	5 1.0	114 22.3	142 27.8	83 16.2	26 5.1	9 1.8	4 0.8	21 4.1	11 2.2
無回答	37 100.0	4 10.8	1 2.7	6 16.2	1 2.7	4 10.8	3 8.1	7 18.9	7 -	2 5.4	-	3 8.1	6 16.2

問11. パートタイム契約労働者を、どのような職種で活用していますか(該当すべてに○)。

	パートタイム契約労働者を雇用している計	専門・技術職(医療・介護関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	管理職	事務職	販売・サービス職	生産労務職	生産以外の労務職	運輸・通信職	保安職	その他	無回答	平均選択数
合計	4,229 100.0	256 6.1	95 2.2	577 13.6	55 1.3	2,034 48.1	1,096 25.9	1,125 26.6	692 16.4	247 5.8	145 3.4	491 11.6	152 3.6	1.7
業種														
建設業	200 100.0	3 1.5	2 1.0	56 28.0	4 2.0	134 67.0	22 11.0	15 7.5	22 11.0	3 1.5	3 1.5	21 10.5	10 5.0	1.5
製造業	1,181 100.0	28 2.4	6 0.5	148 12.5	14 1.2	475 40.2	110 9.3	737 62.4	254 21.5	24 2.0	17 1.4	116 9.8	43 3.6	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	25 100.0	-	-	5 20.0	-	14 56.0	5 20.0	-	1 4.0	-	1 4.0	6 24.0	3 12.0	1.5
情報通信業	118 100.0	4 3.4	-	36 30.5	-	74 62.7	9 7.6	8 6.8	4 3.4	2 1.7	1 0.8	13 11.0	13 11.0	1.4
運輸業、郵便業	359 100.0	5 1.4	3 0.8	20 5.6	8 2.2	170 47.4	25 7.0	64 17.8	70 19.5	142 39.6	9 2.5	35 9.7	15 4.2	1.6
卸売業、小売業	883 100.0	16 1.8	6 0.7	69 7.8	16 1.8	528 59.8	391 44.3	129 14.6	151 17.1	35 4.0	14 1.6	90 10.2	24 2.4	1.7
金融業、保険業	43 100.0	2 4.7	-	2 4.7	-	35 81.4	9 20.9	-	2 4.7	-	-	6 14.0	1 2.3	1.3
不動産業、物品賃貸業	61 100.0	4 6.6	1 1.6	7 11.5	2 3.3	36 59.0	22 36.1	7 11.5	11 18.0	1 1.6	5 8.2	6 9.8	2 3.3	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	81 100.0	2 2.5	3 3.7	33 40.7	3 3.7	48 59.3	8 9.9	8 9.9	4 4.9	1 1.2	1 1.2	7 8.6	5 6.2	1.6
宿泊業、飲食サービス業	253 100.0	1 0.4	-	35 13.8	-	85 33.6	216 85.4	40 15.8	27 10.7	4 1.6	7 2.8	26 10.3	9 3.6	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	144 100.0	-	-	17 11.8	1 0.7	50 34.7	102 70.8	24 16.7	21 14.6	3 2.1	9 6.3	18 12.5	-	1.7
教育、学習支援業	109 100.0	14 12.8	66 60.6	17 15.6	-	59 54.1	6 5.5	3 2.8	8 7.3	6 5.5	3 2.8	13 11.9	2 1.8	1.8
医療、福祉	184 100.0	153 83.2	5 2.7	28 15.2	1 0.5	54 29.3	9 4.9	6 3.3	16 8.7	7 3.8	7 3.8	40 21.7	3 1.6	1.8
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	10 100.0	3 30.0	-	-	-	5 50.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0	-	-	1 10.0	1 10.0	1.7
その他サービス業(他に分類されないもの)	548 100.0	18 3.3	3 0.5	101 18.4	6 1.1	254 46.4	150 27.4	77 14.1	96 17.5	19 3.5	67 12.2	89 16.2	22 4.0	1.7
その他	10 100.0	1 10.0	-	-	-	5 50.0	2 20.0	1 10.0	3 30.0	-	-	2 20.0	-	1.4
無回答	20 100.0	2 10.0	-	3 15.0	-	8 40.0	6 30.0	5 25.0	1 5.0	-	1 5.0	2 10.0	2 10.0	1.6
サービス業計	1,036 100.0	24 2.3	6 0.6	186 18.0	10 1.0	442 42.7	480 46.3	150 14.5	149 14.4	27 2.6	84 8.1	141 13.6	37 3.6	1.7
非製造業計	3,028 100.0	226 7.5	89 2.9	426 14.1	41 1.4	1,551 51.2	980 32.4	383 12.6	437 14.4	223 7.4	127 4.2	373 12.3	107 3.5	1.7
雇用者規模														
4 9人以下	147 100.0	9 6.1	4 2.7	15 10.2	2 1.4	58 39.5	23 15.6	24 16.3	23 15.6	7 4.8	2 1.4	16 10.9	10 6.8	1.3
5 0～9 9人	1,194 100.0	71 5.9	28 2.3	150 12.6	15 1.3	469 39.3	189 15.8	292 24.5	165 13.8	74 6.2	23 1.9	146 12.2	61 5.1	1.4
1 0 0～2 9 9人	1,632 100.0	86 5.3	31 1.9	214 13.1	21 1.3	781 47.9	367 22.5	495 30.3	302 18.5	91 5.6	47 2.9	194 11.9	49 3.0	1.7
3 0 0～4 9 9人	361 100.0	13 3.6	7 1.9	49 13.6	1 0.3	185 51.2	116 32.1	94 26.0	61 16.9	21 5.8	19 5.3	46 12.7	12 3.3	1.8
5 0 0～9 9 9人	353 100.0	18 5.1	14 4.0	51 14.4	4 1.1	181 51.3	162 45.9	100 28.3	62 17.6	22 6.2	29 8.2	42 11.9	6 1.7	2.0
1, 0 0 0人以上	512 100.0	54 10.5	10 2.0	93 18.2	11 2.1	350 68.4	235 45.9	112 21.9	77 15.0	32 6.3	24 4.7	44 8.6	12 2.3	2.1
無回答	30 100.0	5 16.7	1 3.3	5 16.7	1 3.3	10 33.3	4 13.3	8 26.7	2 6.7	-	1 3.3	3 10.0	2 6.7	1.4

問11付問. パートタイム契約労働者の活用職種の中で、人数がもっとも多い職種は何ですか(○をつけた中から1つだけ番号を記入)。

	パートタイム契約労働者を雇用している計	専門・技術職(医療・介護関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	管理職	事務職	販売・サービス職	生産労務職	生産以外の労務職	運輸・通信職	保安職	その他	無回答
合計	4,229 100.0	181 4.3	70 1.7	267 6.3	12 0.3	919 21.7	849 20.1	877 20.7	384 9.1	145 3.4	43 1.0	281 6.6	201 4.8
業種													
建設業	200 100.0	2 1.0	2 1.0	32 16.0	2 1.0	95 47.5	14 7.0	9 4.5	13 6.5	1 0.5	3 1.5	13 6.5	14 7.0
製造業	1,181 100.0	13 1.1	1 0.1	58 4.9	1 0.1	188 15.9	53 4.5	624 52.8	108 9.1	7 0.6	4 0.3	64 5.4	60 5.1
電気・ガス・熱供給・水道業	25 100.0	-	-	2 8.0	-	11 44.0	4 16.0	-	-	-	-	5 20.0	3 12.0
情報通信業	118 100.0	2 1.7	-	28 23.7	-	50 42.4	5 4.2	5 4.2	1 0.8	1 0.8	1 0.8	9 7.6	16 13.6
運輸業、郵便業	359 100.0	3 0.8	2 0.6	11 3.1	-	73 20.3	14 3.9	53 14.8	52 14.5	105 29.2	3 0.8	25 7.0	18 5.0
卸売業、小売業	883 100.0	4 0.5	4 0.5	30 3.4	5 0.6	229 25.9	327 37.0	86 9.7	89 10.1	15 1.7	4 0.5	56 6.3	34 3.9
金融業、保険業	43 100.0	-	-	2 4.7	-	33 76.7	3 7.0	-	-	-	-	4 9.3	1 2.3
不動産業、物品賃貸業	61 100.0	3 3.3	-	3 3.3	1 1.6	18 29.5	19 31.1	2 1.6	7 11.5	1 1.6	2 3.3	4 6.6	4 6.6
学術研究、専門・技術サービス業	81 100.0	1 1.2	1 1.2	21 25.9	-	32 39.5	7 8.6	7 8.6	2 2.5	1 1.2	2 2.5	6 7.4	6 7.4
宿泊業、飲食サービス業	253 100.0	-	-	8 3.2	-	2 0.8	194 76.7	11 4.3	17 6.7	1 0.4	-	10 4.0	10 4.0
生活関連サービス業、娯楽業	144 100.0	-	-	10 6.9	-	13 9.0	87 60.4	15 10.4	8 5.6	-	2 1.4	8 5.6	11 0.7
教育、学習支援業	109 100.0	2 1.8	54 49.5	5 4.6	-	33 30.3	1 0.9	1 0.9	1 0.9	3 2.8	-	7 6.4	2 1.8
医療、福祉	184 100.0	139 75.5	4 2.2	7 3.8	-	5 2.7	4 2.2	3 1.6	3 2.7	5 2.7	-	14 7.6	3 1.6
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	10 100.0	2 20.0	-	-	-	3 30.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	-	-	1 10.0	1 10.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	548 100.0	9 1.6	2 0.4	50 9.1	3 0.5	129 23.5	109 19.9	55 10.0	77 14.1	10 1.8	22 4.0	56 10.2	26 4.7
その他	10 100.0	1 10.0	-	-	-	2 20.0	1 10.0	1 10.0	3 30.0	-	-	2 20.0	-
無回答	20 100.0	1 5.0	-	1 5.0	-	3 15.0	6 30.0	5 25.0	-	-	1 5.0	1 5.0	2 10.0
サービス業計	1,036 100.0	12 1.2	3 0.3	89 8.6	3 0.3	179 17.3	398 38.4	89 8.6	105 10.1	12 1.2	25 2.4	77 7.4	44 4.2
非製造業計	3,028 100.0	167 5.5	69 2.3	208 6.9	11 0.4	728 24.0	790 26.1	248 8.2	276 9.1	138 4.6	38 1.3	216 7.1	139 4.6
雇用者規模													
4 9人以下	147 100.0	6 4.1	4 2.7	10 6.8	1 0.7	42 28.6	18 12.2	23 15.6	14 9.5	6 4.1	1 0.7	11 7.5	11 7.5
5 0～9 9人	1,194 100.0	60 5.0	22 1.8	94 7.9	6 0.5	288 24.1	145 12.1	255 21.4	96 8.0	51 4.3	11 0.9	92 7.7	74 6.2
1 0 0～2 9 9人	1,632 100.0	78 4.8	22 1.3	96 5.9	4 0.2	350 21.4	267 16.4	400 24.5	169 10.4	56 3.4	17 1.0	102 6.3	71 4.4
3 0 0～4 9 9人	361 100.0	6 1.7	4 1.1	18 5.0	-	72 19.9	102 28.3	66 18.3	38 10.5	14 3.9	2 0.6	25 6.9	14 3.9
5 0 0～9 9 9人	353 100.0	10 2.8	12 3.4	14 4.0	-	45 12.7	127 36.0	60 17.0	30 8.5	7 2.0	9 2.5	24 6.8	15 4.2
1, 0 0 0人以上	512 100.0	16 3.1	5 1.0	34 6.6	-	118 23.0	187 36.5	65 12.7	36 7.0	11 2.1	2 0.4	25 4.9	13 2.5
無回答	30 100.0	5 16.7	1 3.3	5 16.7	1 3.3	10 33.3	4 13.3	8 26.7	2 6.7	-	1 3.3	3 10.0	2 6.7

問12(1). 契約状況(複数のケースがある場合は、人数がもっとも多いケース)について教えてください。
1回当たりの契約期間の長さはどうなっていますか(1つだけ○)。

○フルタイム契約労働者について

	フルタイム 契約労働者 を雇用して いる計	3ヶ月 未満	3ヶ月	3ヶ月 超～ 6ヶ月 未満	6ヶ月	6ヶ月 超～ 1年 未満	1年	1年超 ～3年 未満	3年以上	無回答
合計	4,328 100.0	90 2.1	277 6.4	117 2.7	584 13.5	287 6.6	2,699 62.4	65 1.5	58 1.3	151 3.5
業種	建設業	248 100.0	1 0.4	9 3.6	5 2.0	20 8.1	21 8.5	177 71.4	5 2.0	4 1.6
	製造業	1,216 100.0	36 3.0	108 8.9	27 2.2	226 18.6	79 6.5	662 54.4	17 1.4	21 1.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	-	-	2 8.3	2 8.3	19 79.2	-	1 4.2
	情報通信業	173 100.0	1 0.6	24 13.9	14 8.1	22 12.7	14 8.1	90 52.0	2 1.2	1 0.6
	運輸業、郵便業	366 100.0	12 3.3	28 7.7	8 2.2	58 15.8	27 7.4	213 58.2	2 0.5	5 1.4
	卸売業、小売業	826 100.0	13 1.6	34 4.1	9 1.1	111 13.4	40 4.8	568 68.8	10 1.2	7 0.8
	金融業、保険業	55 100.0	1 1.8	2 3.6	3 5.5	5 9.1	4 7.3	39 70.9	-	1 1.8
	不動産業、物品賃貸業	56 100.0	-	2 3.6	1 1.8	7 12.5	1 1.8	43 76.8	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	2 1.9	6 5.6	7 6.5	8 7.4	10 9.3	66 61.1	1 0.9	-
	宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	5 2.2	11 4.9	5 2.2	25 11.2	17 7.6	142 63.4	4 1.8	5 2.2
	生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	3 2.3	8 6.1	2 1.5	16 12.2	6 4.6	86 65.6	4 3.1	1 0.8
	教育、学習支援業	101 100.0	1 1.0	-	-	2 2.0	2 2.0	86 85.1	3 3.0	5 5.0
	医療、福祉	167 100.0	1 0.6	3 1.8	2 1.2	8 4.8	11 6.6	130 77.8	3 1.8	2 1.2
	複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	11 100.0	-	-	-	1 9.1	1 9.1	9 81.8	-	-
	その他サービス業(他に分類されないもの)	588 100.0	14 2.4	42 7.1	34 5.8	67 11.4	50 8.5	348 59.2	12 2.0	5 0.9
	その他	12 100.0	-	-	-	2 16.7	1 8.3	9 75.0	-	-
	無回答	22 100.0	-	-	-	4 18.2	1 4.5	12 54.5	2 9.1	-
	サービス業計	1,062 100.0	24 2.3	67 6.3	48 4.5	117 11.0	84 7.9	651 61.3	21 2.0	11 1.0
	非製造業計	3,090 100.0	54 1.7	169 5.5	90 2.9	354 11.5	207 6.7	2,025 65.5	46 1.5	37 1.2
	雇用者規模	49人以下	152 100.0	2 1.3	11 7.2	7 4.6	15 9.9	8 5.3	81 53.3	7 4.6
50～99人		1,240 100.0	35 2.8	80 6.5	36 2.9	114 9.2	86 6.9	789 63.6	18 1.5	23 1.9
100～299人		1,651 100.0	31 1.9	107 6.5	50 3.0	237 14.4	107 6.5	1,033 62.6	20 1.2	19 1.2
300～499人		382 100.0	12 3.1	26 6.8	8 2.1	60 15.7	39 10.2	218 57.1	7 1.8	1 0.3
500～999人		355 100.0	2 0.6	27 7.6	6 1.7	63 17.7	23 6.5	216 60.8	7 2.0	5 1.4
1,000人以上		811 100.0	8 1.6	26 5.1	10 2.0	87 17.0	24 4.7	342 66.9	5 1.0	3 0.6
無回答		37 100.0	-	-	-	8 21.6	-	20 54.1	1 2.7	7 2.7

○パートタイム契約労働者について

	パートタイム 契約労働者 を雇用して いる計	3ヶ月 未満	3ヶ月	3ヶ月 超～ 6ヶ月 未満	6ヶ月	6ヶ月 超～ 1年 未満	1年	1年超 ～3年 未満	3年以上	無回答
合計	4,229 100.0	157 3.7	366 8.7	120 2.8	855 20.2	280 6.6	2,163 51.1	47 1.1	67 1.6	174 4.1
業種	建設業	200 100.0	3 1.5	12 6.0	6 3.0	17 8.5	18 9.0	121 60.5	5 2.5	5 6.5
	製造業	1,181 100.0	64 5.4	143 12.1	33 2.8	288 24.4	70 5.9	503 42.6	10 0.8	18 1.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	25 100.0	-	-	-	5 20.0	1 4.0	15 60.0	-	1 4.0
	情報通信業	118 100.0	4 3.4	15 12.7	4 3.4	19 16.1	6 5.1	54 45.8	1 0.8	1 0.8
	運輸業、郵便業	359 100.0	12 3.3	31 8.6	9 2.5	79 22.0	35 9.7	166 46.2	2 0.6	8 2.2
	卸売業、小売業	883 100.0	27 3.1	60 6.8	16 1.8	201 22.8	51 5.8	480 54.4	7 0.8	18 2.0
	金融業、保険業	43 100.0	-	4 9.3	1 2.3	11 25.6	-	25 58.1	1 2.3	-
	不動産業、物品賃貸業	61 100.0	-	5 8.2	4 6.6	10 16.4	5 8.2	34 55.7	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	81 100.0	4 4.9	8 9.9	3 3.7	12 14.8	6 7.4	39 48.1	-	1 1.2
	宿泊業、飲食サービス業	253 100.0	13 5.1	19 7.5	12 4.7	58 22.9	21 8.3	116 45.8	2 0.8	3 1.2
	生活関連サービス業、娯楽業	144 100.0	6 4.2	12 8.3	1 0.7	34 23.6	5 3.5	78 54.2	3 2.1	3 2.1
	教育、学習支援業	109 100.0	2 1.8	2 1.8	3 2.8	6 5.5	6 5.5	86 78.9	3 2.8	-
	医療、福祉	184 100.0	3 1.6	3 1.6	2 1.1	17 9.2	13 7.1	138 75.0	3 1.6	1 0.5
	複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	10 100.0	2 20.0	-	1 10.0	-	-	7 70.0	-	-
	その他サービス業(他に分類されないもの)	548 100.0	16 2.9	49 8.9	24 4.4	92 16.8	40 7.3	288 52.6	10 1.8	8 1.5
	その他	10 100.0	1 10.0	-	-	3 30.0	1 10.0	5 50.0	-	-
	無回答	20 100.0	-	3 15.0	1 5.0	3 15.0	2 10.0	8 40.0	-	-
	サービス業計	1,036 100.0	41 4.0	88 8.5	41 4.0	196 18.9	72 6.9	528 51.0	15 1.4	15 1.4
	非製造業計	3,028 100.0	93 3.1	220 7.3	86 2.8	564 18.6	208 6.9	1,652 54.6	37 1.2	49 1.6
	雇用者規模	49人以下	147 100.0	4 2.7	11 7.5	6 4.1	25 17.0	11 7.5	68 46.3	4 2.7
50～99人		1,194 100.0	37 3.1	93 7.8	28 2.3	167 14.0	73 6.1	674 56.4	21 1.8	29 2.4
100～299人		1,632 100.0	60 3.7	133 8.1	52 3.2	330 20.2	106 6.5	856 52.5	13 0.8	28 1.7
300～499人		361 100.0	19 5.3	34 9.4	9 2.5	88 24.4	29 8.0	164 45.4	4 1.1	1 0.3
500～999人		353 100.0	18 5.1	37 10.5	10 2.8	81 22.9	30 8.5	165 46.7	2 0.6	2 0.6
1,000人以上		512 100.0	18 3.5	56 10.9	14 2.7	156 30.5	29 5.7	223 43.6	3 0.6	2 0.4
無回答		30 100.0	1 3.3	2 6.7	1 3.3	8 26.7	2 6.7	13 43.3	-	3 10.0

○フルタイム契約労働者 ○パートタイム契約労働者

	フルタイム契約労働者				パートタイム契約労働者			
	フルタイム契約労働者を雇用している計	上限を設けていない	上限を設けている	無回答	パートタイム契約労働者を雇用している計	上限を設けていない	上限を設けている	無回答
合計	4,328 100.0	3,736 86.3	437 10.1	155 3.6	4,229 100.0	3,798 89.8	275 6.5	156 3.7
業種								
建設業	248 100.0	217 87.5	23 9.3	8 3.2	200 100.0	180 90.0	13 6.5	7 3.5
製造業	1,216 100.0	1,059 87.1	120 9.9	37 3.0	1,181 100.0	1,080 91.4	63 5.3	38 3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	23 95.8	-	1 4.2	25 100.0	21 84.0	-	4 16.0
情報通信業	173 100.0	148 85.5	20 11.6	5 2.9	118 100.0	96 81.4	9 7.6	13 11.0
運輸業、郵便業	366 100.0	313 85.5	41 11.2	12 3.3	359 100.0	318 88.6	27 7.5	14 3.9
卸売業、小売業	826 100.0	722 87.4	73 8.8	31 3.8	883 100.0	806 91.3	51 5.8	26 2.9
金融業、保険業	55 100.0	45 81.8	7 12.7	3 5.5	43 100.0	37 86.0	5 11.6	1 2.3
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	44 78.6	10 17.9	2 3.6	61 100.0	55 90.2	3 4.9	3 4.9
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	85 78.7	16 14.8	7 6.5	81 100.0	68 84.0	8 9.9	5 6.2
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	198 88.4	16 7.1	10 4.5	253 100.0	227 89.7	16 6.3	10 4.0
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	113 86.3	11 8.4	7 5.3	144 100.0	132 91.7	9 6.3	3 2.1
教育、学習支援業	101 100.0	67 66.3	29 28.7	5 5.0	109 100.0	80 73.4	26 23.9	3 2.8
医療、福祉	167 100.0	154 92.2	7 4.2	6 3.6	184 100.0	174 94.6	4 2.2	6 3.3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	11 100.0	8 72.7	3 27.3	-	10 100.0	7 70.0	3 30.0	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	588 100.0	513 87.2	56 9.5	19 3.2	548 100.0	492 89.8	35 6.4	21 3.8
その他	12 100.0	9 75.0	3 25.0	-	10 100.0	9 90.0	1 10.0	-
無回答	22 100.0	18 81.8	2 9.1	2 9.1	20 100.0	16 80.0	2 10.0	2 10.0
サービス業計	1,062 100.0	917 86.3	102 9.6	43 4.0	1,036 100.0	926 89.4	71 6.9	39 3.8
非製造業計	3,090 100.0	2,659 86.1	315 10.2	116 3.8	3,028 100.0	2,702 89.2	210 6.9	116 3.8
雇用者規模								
49人以下	152 100.0	120 78.9	17 11.2	15 9.9	147 100.0	125 85.0	9 6.1	13 8.8
50～99人	1,240 100.0	1,082 87.3	98 7.9	60 4.8	1,194 100.0	1,073 89.9	60 5.0	61 5.1
100～299人	1,651 100.0	1,460 88.4	142 8.6	49 3.0	1,632 100.0	1,499 91.9	87 5.3	46 2.8
300～499人	382 100.0	334 87.4	36 9.4	12 3.1	361 100.0	330 91.4	18 5.0	13 3.6
500～999人	355 100.0	303 85.4	46 13.0	6 1.7	353 100.0	313 88.7	32 9.1	8 2.3
1,000人以上	511 100.0	412 80.6	93 18.2	6 1.2	512 100.0	433 84.6	66 12.9	13 2.5
無回答	37 100.0	25 67.6	5 13.5	7 18.9	30 100.0	25 83.3	3 10.0	2 6.7
有期契約労働者比率								
10%未満	1,419 100.0	1,169 82.4	178 12.5	72 5.1	1,307 100.0	1,137 87.0	97 7.4	73 5.6
10%以上30%未満	1,390 100.0	1,212 87.2	135 9.7	43 3.1	1,338 100.0	1,207 90.2	83 6.2	48 3.6
30%以上50%未満	644 100.0	576 89.4	57 8.9	11 1.7	641 100.0	589 91.9	39 6.1	13 2.0
50%以上70%未満	431 100.0	388 90.0	33 7.7	10 2.3	458 100.0	417 91.0	31 6.8	10 2.2
70%以上90%未満	284 100.0	255 89.8	18 6.3	11 3.9	315 100.0	296 94.0	15 4.8	4 1.3
90%以上	103 100.0	91 88.3	7 6.8	5 4.9	106 100.0	98 92.5	5 4.7	3 2.8
無回答	57 100.0	45 78.9	9 15.8	3 5.3	64 100.0	54 84.4	5 7.8	5 7.8
改正法認知度								
改正内容まで知っている	3,183 100.0	2,718 85.4	368 11.6	97 3.0	3,078 100.0	2,732 88.8	231 7.5	115 3.7
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	1,007 100.0	901 89.5	58 5.8	48 4.8	1,006 100.0	935 92.9	38 3.8	33 3.3
知らない・分からない	89 100.0	75 84.3	5 5.6	9 10.1	96 100.0	88 91.7	3 3.1	5 5.2
無回答	49 100.0	42 85.7	6 12.2	1 2.0	49 100.0	43 87.8	3 6.1	3 6.1
過去3年間の経営状況								
業界平均よりかなり良い	63 100.0	50 79.4	10 15.9	3 4.8	54 100.0	47 87.0	5 9.3	2 3.7
業界平均より良い	682 100.0	602 88.3	59 8.7	21 3.1	680 100.0	611 89.9	41 6.0	28 4.1
業界平均並み	2,623 100.0	2,255 86.0	276 10.5	92 3.5	2,566 100.0	2,307 89.9	168 6.5	91 3.5
業界平均より悪い	695 100.0	604 86.9	64 9.2	27 3.9	663 100.0	595 89.7	44 6.6	24 3.6
業界平均よりかなり悪い	111 100.0	94 84.7	12 10.8	5 4.5	112 100.0	100 89.3	8 7.1	4 3.6
無回答	154 100.0	131 85.1	16 10.4	7 4.5	154 100.0	138 89.6	9 5.8	7 4.5
労組・組織								
労働組合あり	1,292 100.0	1,068 82.7	193 14.9	31 2.4	1,219 100.0	1,057 86.7	116 9.5	46 3.8
労組なし・労使協議機関あり	1,169 100.0	1,015 86.8	104 8.9	50 4.3	1,146 100.0	1,025 89.4	71 6.2	50 4.4
労組も労使協議機関もなし	1,818 100.0	1,612 88.7	135 7.4	71 3.9	1,821 100.0	1,679 92.2	86 4.7	56 3.1
有期契約労働者が組合員に含まれている	227 100.0	188 82.8	29 12.8	10 4.4	220 100.0	192 87.3	23 10.5	5 2.3

○フルタイム契約労働者について

	契約更新の上限回数														
	上限を 設けて いる計	契約更新 の回数 上限が ある	通算勤続 年数の 上限が ある	無回答	契約更新 の回数 上限が ある計	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	無回答	中央値	平均値
合計	437	178	233	26	178	5	16	28	29	52	37	10	1	3.6	3.6
業種															
建設業	23	9	13	1	9	1	1	3	2	2	1	2		3.6	3.7
製造業	120	44	68	8	44	6	6	5	5	12	12	3	1	3.9	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業															
情報通信業	20	10	10		10	1	4			4	1			3.0	3.0
運輸業、郵便業	41	23	17	1	23	1	1	5	3	6	4	3		3.7	4.1
卸売業、小売業	73	27	40	6	27	1	2			4	9	10	1	4.2	4.0
金融業、保険業	7	1	6		1					1				3.0	3.0
不動産業、物品賃貸業	10	4	6		4			1		1	1			3.5	3.5
学術研究、専門・技術サービス業	16	3	11	2	3					1				3.0	3.0
宿泊業、飲食サービス業	16	8	7	1	8		2			1	4			3.2	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	11	7	3	1	7	1				1	2	2		3.7	3.3
教育、学習支援業	29	12	15	2	12		1	3	5	3				2.9	2.8
医療、福祉	7	3	4		3					1	4			3.0	3.0
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	3	2	1		2	1								1.0	1.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	56	24	28	4	24		2	2	6	7	6	1		3.8	3.7
その他	3		3												
無回答	2	1	1		1		1							1.0	1.0
サービス業計	102	44	50	8	44	2	4	6	9	14	8	1		3.5	3.3
非製造業計	315	133	164	18	133	5	9	23	24	40	25	7		3.6	3.5
雇用者規模															
49人以下	17	3	14		3			2	1					2.3	2.3
50～99人	98	47	45	6	47	2	5	2	3	13	20	2		4.3	4.0
100～299人	142	63	73	6	63	2	6	13	10	17	10	5		3.4	3.6
300～499人	36	12	21	3	12		1	1	1	4	3	2		4.3	4.6
500～999人	46	15	27	4	15	1	2	1	4	5	2			3.3	3.1
1,000人以上	93	37	50	6	37		1	9	10	13	2	1	1	3.2	3.1
無回答	5	1	3	1	1		1							1.0	1.0

	通算勤続年数の上限年数										
	通算勤続 年数の 上限が ある計	1年以下	1年超～ 3年未満	3年	3年超～ 5年未満	5年	5年超～ 10年未満	10年 以上	無回答	中央値	平均値
合計	233	6	14	52	9	136	1	8	7	5.0	6.3
業種											
建設業	13	2	2	2		6		1		5.0	8.2
製造業	68	1	8	16	2	35		3	3	5.0	6.8
電気・ガス・熱供給・水道業											
情報通信業	10	1		4		5				4.0	3.8
運輸業、郵便業	17	1	2	1		12		1		5.0	7.9
卸売業、小売業	40		1	7	2	26		3	1	5.0	9.1
金融業、保険業	6					5				5.0	5.0
不動産業、物品賃貸業	6			1		3				5.0	4.6
学術研究、専門・技術サービス業	11			3		8				5.0	4.5
宿泊業、飲食サービス業	7			2	1	7				5.0	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	3			1		2				5.0	4.3
教育、学習支援業	15			5	1	8	1			5.0	4.4
医療、福祉	4			2		1			1	3.0	3.7
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	1			1						3.0	3.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	28	1	1	7	3	16				5.0	4.1
その他	3			1		2				5.0	4.3
無回答	1					1				5.0	5.0
サービス業計	50	1	1	13	4	31				5.0	4.3
非製造業計	164	5	6	36	7	100	1	5	4	5.0	6.2
雇用者規模											
49人以下	14		1	1		11		1		5.0	8.9
50～99人	45	1		7	3	30		2	2	5.0	7.3
100～299人	73	3	5	18	3	40		1	3	5.0	4.9
300～499人	21			5		14		2		5.0	10.2
500～999人	27		1	8	1	16		1		5.0	6.3
1,000人以上	50	2	7	12	2	23	1	1	2	5.0	5.2
無回答	3			1		2				5.0	4.3

○パートタイム契約労働者について

	契約更新の上限回数														中央値	平均値
	上限を 設けて いる計	契約更新 の回数 上限が ある	通算勤続 年数の 上限が ある	無回答	契約更新 の回数 上限が ある計	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	無回答			
合計	275	82	162	31	82	3	1	8	18	21	19	11	1	4.0	4.9	
業種	100.0	29.8	58.9	11.3	29.8	3.7	1.2	9.8	22.0	25.6	23.2	13.4	1.2	4.0	4.5	
建設業	13	4	6	3	4	-	-	1	-	2	-	1	-	4.0	4.5	
製造業	63	16	37	10	16	-	-	25.0	-	50.0	-	25.0	-	4.3	3.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	6	2	1	6.3	-	
情報通信業	9	4	5	-	4	-	-	2	-	1	1	-	-	3.3	3.3	
運輸業、郵便業	27	11	13	3	11	-	-	2	1	3	2	3	-	4.4	5.0	
卸売業、小売業	51	12	35	4	12	-	-	-	6	3	2	-	-	3.7	3.9	
金融業、保険業	1	-	4	1	-	-	-	-	50.0	25.0	16.7	8.3	-	-	-	
不動産業、物品賃貸業	3	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	7.0	7.0	
学術研究、専門・技術サービス業	8	2	4	2	2	-	-	1	-	1	-	-	-	3.0	3.0	
宿泊業、飲食サービス業	16	5	10	1	5	1	1	-	-	2	-	1	-	3.0	4.8	
生活関連サービス業、娯楽業	9	2	4	3	2	-	-	-	1	1	-	20.0	-	3.5	3.5	
教育、学習支援業	26	9	16	1	9	1	-	2	1	2	3	-	-	3.7	3.3	
医療、福祉	4	2	2	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	5.5	5.5	
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	3	2	1	-	2	1	-	-	-	-	50.0	-	-	2.5	2.5	
その他サービス業（他に分類されないもの）	35	11	21	3	11	-	-	-	5	3	3	-	-	3.8	3.8	
その他	1	1	-	-	1	-	-	-	45.5	27.3	27.3	-	-	10.0	10.0	
無回答	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	
サービス業計	71	22	40	9	22	2	1	1	6	7	4	1	-	3.6	3.8	
非製造業計	210	66	123	21	66	3	1	8	14	18	13	9	-	3.9	5.1	
業種	100.0	31.4	58.6	10.0	31.4	4.5	1.5	12.1	21.2	27.3	19.7	13.6	-	-	-	
雇用者規模	9	2	7	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	5.0	5.0	
49人以下	100.0	22.2	77.8	-	22.2	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
50～99人	60	19	28	13	19	1	-	-	3	4	7	4	-	4.6	8.3	
100～299人	100.0	31.7	46.7	21.7	31.7	5.3	-	-	15.8	21.1	36.8	21.1	-	-	-	
300～499人	87	27	51	9	27	2	1	4	4	4	8	4	-	4.1	3.9	
1000～2999人	100.0	31.0	58.6	10.3	31.0	7.4	3.7	14.8	14.8	14.8	29.6	14.8	-	-	-	
3000～4999人	18	3	15	-	3	-	-	-	-	2	-	1	-	5.0	5.0	
5000～9999人	100.0	16.7	83.3	-	16.7	-	-	-	-	66.7	-	33.3	-	-	-	
10000人以上	32	9	18	5	9	-	-	1	3	5	-	-	-	3.5	3.4	
1,000人以上	100.0	28.1	56.3	15.6	28.1	-	-	11.1	33.3	55.6	-	-	-	-	-	
無回答	66	22	40	4	22	-	-	3	8	6	2	2	1	3.4	3.7	
業種	100.0	33.3	60.6	6.1	33.3	-	-	13.6	36.4	27.3	9.1	9.1	4.5	-	-	
サービス業計	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非製造業計	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

通算勤続年数の上限年数

	通算勤続 年数の 上限が ある計	通算勤続年数の上限年数							中央値	平均値	
		1年以下	1年超～ 3年未満	3年	3年超～ 5年未満	5年	5年超～ 10年未満	10年 以上			
合計	162	2	4	37	9	100	-	10	-	5.0	8.0
業種	100.0	1.2	2.5	22.8	5.6	61.7	-	6.2	-	-	-
建設業	6	2	-	2	-	2	-	-	-	3.0	3.0
製造業	37	-	1	6	3	26	-	1	-	5.0	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	2.7	16.2	8.1	70.3	-	2.7	-	-	-
情報通信業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	4.6
運輸業、郵便業	100.0	-	-	20.0	-	80.0	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	13	-	1	2	1	9	-	-	-	5.0	4.4
金融業、保険業	100.0	-	7.7	15.4	7.7	69.2	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	35	-	1	8	2	19	-	5	-	5.0	13.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	2.9	22.9	5.7	54.3	-	14.3	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	4	-	-	-	-	4	-	-	-	5.0	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	32.5	32.5
教育、学習支援業	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
医療、福祉	100.0	-	-	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	4	-	-	3	-	1	-	-	-	3.0	3.5
その他サービス業（他に分類されないもの）	10	-	1	-	1	8	-	-	-	5.0	4.6
その他	100.0	-	10.0	-	10.0	80.0	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	-	-	1	-	3	-	-	-	5.0	4.5
教育、学習支援業	16	-	-	6	-	10	-	-	-	5.0	4.3
医療、福祉	100.0	-	-	37.5	-	62.5	-	-	-	-	-
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	2	-	-	1	-	1	-	-	-	4.0	4.0
その他サービス業（他に分類されないもの）	100.0	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-	3.0	3.0
その他	1	-	-	10.0	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	21	-	-	5	2	11	-	3	-	5.0	12.8
教育、学習支援業	100.0	-	-	23.8	9.5	52.4	-	14.3	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	2	-	-	1	-	1	-	-	-	4.0	4.0
その他サービス業（他に分類されないもの）	100.0	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-
その他	2	-	-	1	-	1	-	-	-	4.0	4.0
サービス業計	40	-	1	10	3	23	-	3	-	5.0	8.7
非製造業計	123	2	3	30	6	73	-	9	-	5.0	8.6
業種	100.0	1.6	2.4	24.4	4.9	59.3	-	7.3	-	-	-
雇用者規模	7	-	-	2	-	5	-	-	-	5.0	4.4
49人以下	100.0	-	-	28.6	-	71.4	-	-	-	-	-
50～99人	28	-	1	3	3	17	-	4	-	5.0	12.6
100～299人	100.0	-	3.6	10.7	10.7	60.7	-	14.3	-	-	-
300～499人	51	1	2	12	2	32	-	2	-	5.0	6.6
1000～2999人	100.0	2.0	3.9	23.5	3.9	62.7	-	3.9	-	-	-
3000～4999人	15	-	-	3	-	11	-	1	-	5.0	8.6
5000～9999人	100.0	-	-	20.0	-	73.3	-	6.7	-	-	-
10000人以上	18	-	-	3	2	13	-	-	-	5.0	4.5
1,000人以上	100.0	-	-	16.7	11.1	72.2	-	-	-	-	-
無回答	40	1	1	12	2	21	-	3	-	5.0	8.9
業種	100.0	2.5	2.5	30.0	5.0	52.5	-	7.5	-	-	-
サービス業計	3	-	-	2	-	1	-	-	-	3.0	3.7
非製造業計	100.0	-	-	66.7	-	33.3	-	-	-	-	-

問12(2)付問②. 上限はいつからありますか(1つだけ○)。「改正労働契約法に関係なく、以前からある」場合、
付問③. 改正労働契約法の施行に伴い、上限設定の内容を変更しましたか(1つだけ○)。

○フルタイム契約労働者について

	契約更新 上限を 設けて いる計	改正労働 契約法の 全面施行 に伴い、 新設した	改正労働 契約法に 関係 なく、 以前から ある	無回答	改正労働 契約法に 関係 なく、 以前から ある計	変更して いない	変更した (上限を 引き 上げた)	変更した (上限を 引き 下げた)	変更した (その 他)	無回答
合計	437 100.0	142 32.5	289 66.1	6 1.4	289 100.0	264 91.3	14 4.8	4 1.4	1 0.3	6 2.1
業種										
建設業	23 100.0	5 21.7	18 78.3	-	18 100.0	18 100.0	-	-	-	-
製造業	120 100.0	42 35.0	78 65.0	-	78 100.0	70 89.7	5 6.4	1 1.3	-	2 2.6
電気・ガス・熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	20 100.0	4 20.0	16 80.0	-	16 100.0	16 100.0	-	-	-	-
運輸業、郵便業	41 100.0	13 31.7	27 65.9	1 2.4	27 100.0	26 96.3	-	-	1 3.7	-
卸売業、小売業	73 100.0	34 46.6	38 52.1	1 1.4	38 100.0	35 92.1	1 2.6	-	-	2 5.3
金融業、保険業	7 100.0	3 42.9	4 57.1	-	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-
不動産業、物品賃貸業	10 100.0	3 30.0	7 70.0	-	7 100.0	7 100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術 サービス業	16 100.0	6 37.5	10 62.5	-	10 100.0	10 100.0	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	16 100.0	3 18.8	10 62.5	3 18.8	10 100.0	10 100.0	-	-	-	-
生活関連サービス業、 娯楽業	11 100.0	3 27.3	8 72.7	-	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	-	-
教育、学習支援業	29 100.0	6 20.7	23 79.3	-	23 100.0	18 78.3	3 13.0	2 8.7	-	-
医療、福祉	7 100.0	1 14.3	6 85.7	-	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-
複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
その他サービス業(他に 分類されないもの)	56 100.0	17 30.4	38 67.9	1 1.8	38 100.0	32 84.2	4 10.5	-	-	2 5.3
その他	3 100.0	-	3 100.0	-	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-
無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
サービス業計	102 100.0	30 29.4	68 66.7	4 3.9	68 100.0	61 89.7	5 7.4	-	-	2 2.9
非製造業計	315 100.0	99 31.4	210 66.7	6 1.9	210 100.0	193 91.9	9 4.3	3 1.4	1 0.5	4 1.9
雇用者規模										
49人以下	17 100.0	6 35.3	11 64.7	-	11 100.0	10 90.9	1 9.1	-	-	-
50～99人	98 100.0	36 36.7	61 62.2	1 1.0	61 100.0	56 91.8	2 3.3	2 3.3	-	1 1.6
100～299人	142 100.0	44 31.0	98 69.0	-	98 100.0	91 92.9	4 4.1	-	-	3 3.1
300～499人	36 100.0	14 38.9	22 61.1	-	22 100.0	18 81.8	2 9.1	-	1 4.5	1 4.5
500～999人	46 100.0	19 41.3	24 52.2	3 6.5	24 100.0	21 87.5	1 4.2	1 4.2	-	1 4.2
1,000人以上	93 100.0	22 23.7	69 74.2	2 2.2	69 100.0	64 92.8	4 5.8	1 1.4	-	-
無回答	5 100.0	1 20.0	4 80.0	-	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-
有期契約労働者比率										
10%未満	178 100.0	58 32.6	118 66.3	2 1.1	118 100.0	109 92.4	4 3.4	1 0.8	1 0.8	3 2.5
10%以上30%未満	135 100.0	48 35.6	86 63.7	1 0.7	86 100.0	82 95.3	2 2.3	1 1.2	-	1 1.2
30%以上50%未満	57 100.0	19 33.3	36 63.2	2 3.5	36 100.0	31 86.1	3 8.3	2 5.6	-	-
50%以上70%未満	33 100.0	9 27.3	24 72.7	-	24 100.0	19 79.2	4 16.7	-	-	1 4.2
70%以上90%未満	18 100.0	5 27.8	12 66.7	1 5.6	12 100.0	11 91.7	-	-	-	1 8.3
90%以上	7 100.0	2 28.6	5 71.4	-	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-
無回答	9 100.0	1 11.1	8 88.9	-	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	-	-
改正法 認知度										
改正内容まで知っている	368 100.0	130 35.3	234 63.6	4 1.1	234 100.0	209 89.3	14 6.0	4 1.7	1 0.4	6 2.6
改正されたことは知っている が、内容はよく分からない	58 100.0	12 20.7	44 75.9	2 3.4	44 100.0	44 100.0	-	-	-	-
知らない・分からない	5 100.0	-	5 100.0	-	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-
無回答	6 100.0	-	6 100.0	-	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-
過去3年間の経営状況										
業界平均よりかなり良い	10 100.0	3 30.0	6 60.0	1 10.0	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-
業界平均より良い	59 100.0	22 37.3	36 61.0	1 1.7	36 100.0	32 88.9	2 5.6	1 2.8	-	1 2.8
業界平均並み	276 100.0	83 30.1	189 68.5	4 1.4	189 100.0	173 91.5	8 4.2	3 1.6	1 0.5	4 2.1
業界平均より悪い	64 100.0	25 39.1	39 60.9	-	39 100.0	35 89.7	4 10.3	-	-	-
業界平均よりかなり悪い	12 100.0	5 41.7	7 58.3	-	7 100.0	7 100.0	-	-	-	-
無回答	16 100.0	4 25.0	12 75.0	-	12 100.0	11 91.7	-	-	-	1 8.3
労組 組織化										
労組あり	193 100.0	63 32.6	128 66.3	2 1.0	128 100.0	117 91.4	9 7.0	1 0.8	1 0.8	-
労組なし・労使協議機関あり	104 100.0	34 32.7	69 66.3	1 1.0	69 100.0	62 89.9	4 5.8	1 1.4	-	2 2.9
労組も労使協議機関もなし	135 100.0	41 30.4	91 67.4	3 2.2	91 100.0	84 92.3	4 1.1	2 2.2	-	4 4.4
有期契約労働者が組合員に 含まれている	29 100.0	3 10.3	26 89.7	-	26 100.0	23 88.5	3 11.5	-	-	-

○パートタイム契約労働者について

	契約更新 上限を 設けている計	改正労働 契約法の 全面施行 に伴い、 新設した	改正労働 契約法に 関係 なく、 以前から ある	無回答	改正労働 契約法に 関係 なく、 以前から ある計	変更して いない	変更した (上限を 引き 上げた)	変更した (上限を 引き 下げた)	変更した (その 他)	無回答
合計	275 100.0	128 46.5	133 48.4	14 5.1	133 100.0	126 94.7	5 3.8	1 0.8	-	1 0.8
業種										
建設業	13 100.0	2 15.4	9 69.2	2 15.4	9 100.0	9 100.0	-	-	-	-
製造業	63 100.0	35 55.6	23 36.5	5 7.9	23 100.0	22 95.7	1 4.3	-	-	-
電気・ガス・熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	9 100.0	3 33.3	6 66.7	-	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-
運輸業、郵便業	27 100.0	13 48.1	12 44.4	2 7.4	12 100.0	12 100.0	-	-	-	-
卸売業、小売業	51 100.0	28 54.9	22 43.1	1 2.0	22 100.0	20 90.9	1 4.5	-	-	1 4.5
金融業、保険業	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術 サービス業	8 100.0	2 25.0	6 75.0	-	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	16 100.0	7 43.8	7 43.8	2 12.5	7 100.0	7 100.0	-	-	-	-
生活関連サービス業、 娯楽業	9 100.0	4 44.4	4 44.4	1 11.1	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-
教育、学習支援業	26 100.0	14 53.8	12 46.2	-	12 100.0	10 83.3	1 8.3	1 8.3	-	-
医療、福祉	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
その他サービス業（他に 分類されないもの）	35 100.0	10 28.6	24 68.6	1 2.9	24 100.0	22 91.7	2 8.3	-	-	-
その他	1 100.0	-	1 100.0	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	71 100.0	24 33.8	43 60.6	4 5.6	43 100.0	41 95.3	2 4.7	-	-	-
非製造業計	210 100.0	91 43.3	110 52.4	9 4.3	110 100.0	104 94.5	4 3.6	1 0.9	-	1 0.9
雇用者規模										
49人以下	9 100.0	5 55.6	4 44.4	-	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-
50～99人	60 100.0	32 53.3	21 35.0	7 11.7	21 100.0	20 95.2	1 4.8	-	-	-
100～299人	87 100.0	39 44.8	45 51.7	3 3.4	45 100.0	44 97.8	-	-	-	1 2.2
300～499人	18 100.0	11 61.1	7 38.9	-	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-	-
500～999人	32 100.0	16 50.0	14 43.8	2 6.3	14 100.0	13 92.9	1 7.1	-	-	-
1,000人以上	66 100.0	23 34.8	41 62.1	2 3.0	41 100.0	39 95.1	1 2.4	1 2.4	-	-
無回答	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
有期契約労働者比率										
10%未満	97 100.0	45 46.4	46 47.4	6 6.2	46 100.0	44 95.7	1 2.2	-	-	1 2.2
10%以上30%未満	83 100.0	44 53.0	34 41.0	5 6.0	34 100.0	34 100.0	-	-	-	-
30%以上50%未満	39 100.0	18 46.2	20 51.3	1 2.6	20 100.0	18 90.0	2 10.0	-	-	-
50%以上70%未満	31 100.0	12 38.7	19 61.3	-	19 100.0	16 84.2	2 10.5	1 5.3	-	-
70%以上90%未満	15 100.0	6 40.0	8 53.3	1 6.7	8 100.0	8 100.0	-	-	-	-
90%以上	5 100.0	1 20.0	4 80.0	-	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-
無回答	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
改正法 認知度										
改正内容まで知っている	231 100.0	119 51.5	103 44.6	9 3.9	103 100.0	96 93.2	5 4.9	1 1.0	-	1 1.0
改正されたことは知っている が、内容はよく分からない	38 100.0	9 23.7	25 65.8	4 10.5	25 100.0	25 100.0	-	-	-	-
知らない・分からない	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
無回答	3 100.0	-	3 100.0	-	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-
過去3年間の経営状況										
業界平均よりかなり良い	5 100.0	4 80.0	-	1 20.0	-	-	-	-	-	-
業界平均より良い	41 100.0	23 56.1	15 36.6	3 7.3	15 100.0	14 93.3	-	-	-	1 6.7
業界平均並み	168 100.0	73 43.5	88 52.4	7 4.2	88 100.0	83 94.3	4 4.5	1 1.1	-	-
業界平均より悪い	44 100.0	20 45.5	21 47.7	3 6.8	21 100.0	20 95.2	1 4.8	-	-	-
業界平均よりかなり悪い	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
無回答	9 100.0	1 11.1	8 88.9	-	8 100.0	8 100.0	-	-	-	-
労組・組織 強化										
労働組合あり	116 100.0	47 40.5	65 56.0	4 3.4	65 100.0	62 95.4	2 3.1	1 1.5	-	-
・労組なし・労使協議機関あり	71 100.0	40 56.3	28 39.4	3 4.2	28 100.0	25 89.3	2 7.1	-	1 3.6	-
・労組も労使協議機関もなし	86 100.0	39 45.3	40 46.5	7 8.1	40 100.0	39 97.5	1 2.5	-	-	-
有期契約労働者が組合員に 含まれている	23 100.0	5 21.7	17 73.9	1 4.3	17 100.0	16 94.1	-	1 5.9	-	-

○フルタイム契約労働者について

	何らかの形で(※)変更した計	契約更新の回数				無回答	契約更新の上限回数						中央値	平均値
		契約更新の回数がある	通算勤続年数の上限がある	無回答	契約更新の回数がある計		1回	2回	3回	4回	5回	無回答		
合計	19	7	11	1	7	-	1	1	3	2	-	3.9	4.0	
業種	100.0	36.8	57.9	5.3	100.0	-	14.3	14.3	42.9	28.6	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
製造業	6	2	3	1	2	-	-	-	1	1	-	4.5	4.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	1	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	4.0	4.0	
卸売業、小売業	1	100.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
金融業、保険業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	4.0	4.0	
教育、学習支援業	5	1	4	-	1	-	-	-	100.0	-	-	5.0	5.0	
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他サービス業(他に分類されないもの)	4	2	2	-	2	-	1	1	-	-	-	2.5	2.5	
その他	100.0	50.0	50.0	-	100.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業計	5	3	2	-	3	-	1	1	1	-	-	3.0	3.0	
非製造業計	13	5	8	-	5	-	1	1	2	1	-	3.7	3.6	
雇用者規模	100.0	38.5	61.5	-	100.0	-	20.0	20.0	40.0	20.0	-	-	-	
49人以下	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50～99人	4	3	1	-	3	-	-	1	1	1	-	4.0	4.0	
100～299人	4	1	2	1	1	-	1	-	-	-	-	2.0	2.0	
300～499人	3	1	2	-	1	-	-	-	1	-	-	4.0	4.0	
500～999人	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,000人以上	5	2	3	-	2	-	-	-	1	1	-	4.5	4.5	
無回答	100.0	40.0	60.0	-	100.0	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	

※「上限を引き上げた」あるいは「上限を引き下げた」あるいは「その他」。

	通算勤続年数の上限がある	通算勤続年数の上限年数						無回答	中央値	平均値	
		1年以下	1年超～3年未満	3年	3年超～5年未満	5年	5年超～10年未満				10年以上
合計	11	-	1	6	1	-	1	2	-	3.0	9.6
業種	100.0	-	9.1	54.5	9.1	-	9.1	18.2	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	3	-	1	2	-	-	-	-	-	3.0	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	65.0	65.0
金融業、保険業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	10.0	10.0
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	4	-	-	2	1	-	1	-	-	3.5	4.0
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	2	-	-	2	-	-	-	-	-	3.0	3.0
その他	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	2	-	-	2	-	-	-	-	-	3.0	3.0
非製造業計	8	-	-	4	1	-	1	2	-	3.5	12.1
雇用者規模	100.0	-	-	50.0	12.5	-	12.5	25.0	-	-	-
49人以下	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3.0	3.0
50～99人	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	10.0	10.0
100～299人	2	-	-	1	1	-	-	-	-	3.5	3.5
300～499人	2	-	1	-	-	-	-	1	-	34.0	34.0
500～999人	2	-	-	1	-	-	1	-	-	4.5	4.5
1,000人以上	3	-	-	3	-	-	50.0	-	-	3.0	3.0
無回答	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-

○パートタイム契約労働者について

	契約更新の上限回数			契約更新の上限回数	
	何らかの形で(※)変更した計	契約更新の回数上限がある	通算勤続年数の上限がある	無回答	3回
合計	6	1	5	-	1
	100.0	16.7	83.3	-	100.0
業種					
建設業	-	-	-	-	-
製造業	1	-	1	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	1	-	1	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	2	-	2	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	-	-	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	2	1	1	-	1
	100.0	50.0	50.0	-	100.0
その他	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-
サービス業計	2	1	1	-	1
	100.0	50.0	50.0	-	100.0
非製造業計	5	1	4	-	1
	100.0	20.0	80.0	-	100.0
雇用者規模					
49人以下	1	-	1	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
50～99人	1	1	-	-	1
	100.0	100.0	-	-	100.0
100～299人	-	-	-	-	-
300～499人	1	-	1	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
500～999人	1	-	1	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
1,000人以上	2	-	2	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
無回答	-	-	-	-	-

※「上限を引き上げた」とあるは「上限を引き下げた」。

	通算勤続年数の上限年数										
	通算勤続年数の上限がある計	1年以下	1年超～3年未満	3年	3年超～5年未満	5年	5年超～10年未満	10年以上	無回答	中央値	平均値
合計	5	-	-	3	-	-	1	1	-	3.0	16.0
	100.0	-	-	60.0	-	-	20.0	20.0	-	-	-
業種											
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3.0	3.0
	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	65.0	65.0
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	2	-	-	1	-	-	1	-	-	4.5	4.5
	100.0	-	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3.0	3.0
	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業計	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3.0	3.0
	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
非製造業計	4	-	-	2	-	-	1	1	-	4.5	19.3
	100.0	-	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-	-	-
雇用者規模											
49人以下	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3.0	3.0
	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
50～99人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100～299人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300～499人	1	-	-	-	-	-	-	1	-	65.0	65.0
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
500～999人	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3.0	3.0
	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	2	-	-	1	-	-	1	-	-	4.5	4.5
	100.0	-	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問13. 改正労働契約法で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みに基づき、期間の定めのない労働契約(無期契約)に転換できるルールが規定されました。このルールに対して、どのような対応を検討していますか(もっともあてはまるものに1つだけ○)。

○フルタイム契約労働者について

○パートタイム契約労働者について

	フルタイム契約労働者を雇用している計	有期契約を含めて通算5年を超えないように運用していく	通算5年を超えない有期契約から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく	有期契約の適性を見ながら、申込みを前に無期契約に切り換えていく	雇入れの段階から無期契約にする(有期契約での雇入れは行わないようにする)	有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく	対応方針は未定・分からない	無回答	パートタイム契約労働者を雇用している計	有期契約を含めて通算5年を超えないように運用していく	通算5年を超えない有期契約から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく	有期契約の適性を見ながら、申込みを前に無期契約に切り換えていく	雇入れの段階から無期契約にする(有期契約での雇入れは行わないようにする)	有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく	対応方針は未定・分からない	無回答
合計	4,328 100.0	638 14.7	1,230 28.4	555 12.8	44 1.0	24 0.6	1,669 38.6	168 3.9	4,229 100.0	545 12.9	1,157 27.4	295 7.0	47 1.1	16 0.4	1,494 35.3	675 16.0
有期契約のみ	889 100.0	165 18.6	202 22.7	160 18.0	8 0.9	9 1.0	297 33.4	48 5.4	-	-	-	-	-	-	-	-
パートタイム契約労働者のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	790 100.0	102 12.9	228 28.9	67 8.5	21 2.7	1 0.1	337 42.7	34 4.3
フルタイム及びパートタイム契約労働者とも	3,439 100.0	473 13.8	1,028 29.9	395 11.5	36 1.0	15 0.4	1,372 39.9	120 3.5	3,439 100.0	443 12.9	929 27.0	228 6.6	26 0.8	15 0.4	1,157 33.6	641 18.6
定年再雇用者の活用あり	2,140 100.0	326 15.2	649 30.3	230 10.7	18 0.8	12 0.6	858 40.1	47 2.2	2,167 100.0	302 13.9	625 28.8	126 5.8	17 0.8	6 0.3	783 36.1	308 14.2
定年再雇用者の活用なし	2,188 100.0	312 14.3	581 26.6	325 14.9	26 1.2	12 0.5	811 37.1	121 5.5	2,062 100.0	243 11.8	532 25.8	169 8.2	30 1.5	10 0.5	711 34.5	367 17.8
業種																
建設業	248 100.0	38 15.3	68 27.4	33 13.3	3 1.2	3 1.2	92 37.1	11 4.4	200 100.0	27 13.5	44 22.0	11 5.5	5 2.5	1 0.5	69 34.5	43 21.5
製造業	1,216 100.0	207 17.0	350 28.8	131 10.8	10 0.8	10 0.8	465 38.2	43 3.5	1,181 100.0	170 14.4	317 26.8	81 6.9	11 0.9	6 0.5	393 33.3	203 17.2
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	2 8.3	5 20.8	-	-	16 66.7	1 4.2	25 100.0	1 4.0	5 20.0	1 4.0	-	-	15 60.0	3 12.0
情報通信業	173 100.0	31 17.9	45 26.0	35 20.2	-	-	57 32.9	5 2.9	118 100.0	19 16.1	25 21.2	8 6.8	-	1 0.8	37 31.4	28 23.7
運輸業、郵便業	366 100.0	57 15.6	100 27.3	50 13.7	1 0.3	2 0.5	142 38.8	14 3.8	359 100.0	55 15.3	92 25.6	24 6.7	4 1.1	1 0.3	126 35.1	57 15.9
卸売業、小売業	826 100.0	108 13.1	255 30.9	87 10.5	7 0.8	1 0.1	333 40.3	35 4.2	883 100.0	97 11.0	267 30.2	61 6.9	12 1.4	2 0.2	324 36.7	120 13.6
金融業、保険業	55 100.0	8 14.5	13 23.6	9 16.4	-	-	22 40.0	-	43 100.0	6 14.0	12 27.9	3 7.0	-	-	21 48.8	1 2.3
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	9 16.1	21 37.5	6 10.7	-	-	17 30.4	3 5.4	61 100.0	4 6.6	22 36.1	4 6.6	-	-	23 37.7	8 13.1
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	24 22.2	27 25.0	17 15.7	2 1.9	1 0.9	29 26.9	8 7.4	81 100.0	14 17.3	19 23.5	7 8.6	1 1.2	-	24 29.6	16 19.8
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	16 7.1	84 37.5	32 14.3	5 2.2	-	77 34.4	10 4.5	253 100.0	22 8.7	89 35.2	18 7.1	5 2.0	-	80 31.6	39 15.4
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	19 14.5	40 30.5	23 17.6	-	-	42 32.1	5 3.8	144 100.0	14 9.7	45 31.3	11 7.6	1 0.7	1 1.4	52 36.1	19 13.2
教育、学習支援業	101 100.0	24 23.8	21 20.8	10 9.9	1 1.0	-	42 41.6	3 3.0	109 100.0	27 24.8	19 17.4	4 3.7	1 0.9	-	47 43.1	11 10.1
医療、福祉	167 100.0	10 6.0	52 31.1	27 16.2	5 3.0	-	66 39.5	7 4.2	184 100.0	12 6.5	63 34.2	17 9.2	1 0.5	1 0.5	60 32.6	30 16.3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	11 100.0	1 9.1	3 27.3	1 9.1	-	-	6 54.5	-	10 100.0	3 30.0	1 10.0	-	-	-	5 50.0	1 10.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	588 100.0	84 14.3	142 24.1	83 14.1	10 1.7	2 0.3	250 42.5	17 2.9	548 100.0	73 13.3	130 23.7	42 7.7	5 0.9	2 0.4	206 37.6	90 16.4
その他	12 100.0	1 8.3	4 33.3	2 16.7	-	-	5 41.7	-	10 100.0	-	5 50.0	-	-	-	5 50.0	-
無回答	22 100.0	1 4.5	3 13.6	4 18.2	-	-	8 36.4	6 27.3	20 100.0	1 5.0	2 10.0	3 15.0	1 5.0	-	7 35.0	6 30.0
サービス業計	1,062 100.0	144 13.6	296 27.9	156 14.7	17 1.6	5 0.5	404 38.0	40 3.8	1,036 100.0	126 12.2	284 27.4	78 7.5	12 1.2	4 0.4	367 35.4	165 15.9
非製造業計	3,090 100.0	430 13.9	877 28.4	420 13.6	14 1.1	5 0.5	1,196 38.7	119 3.9	3,028 100.0	374 12.4	838 27.7	211 7.0	35 1.2	10 0.3	1,094 36.1	466 15.4
雇用者規模																
49人以下	152 100.0	19 12.5	26 17.1	30 19.7	-	-	57 37.5	19 12.5	147 100.0	13 8.8	29 19.7	12 8.2	3 2.0	-	65 44.2	25 17.0
50~99人	1,240 100.0	165 13.3	336 27.1	171 13.8	15 1.2	6 0.5	484 39.0	63 5.1	1,194 100.0	128 10.7	302 25.3	95 8.0	21 1.8	5 0.4	473 37.1	200 16.8
100~299人	1,651 100.0	233 14.1	454 27.5	224 13.6	17 1.0	7 0.4	663 40.2	53 3.2	1,632 100.0	211 12.9	430 26.3	124 7.6	18 1.1	4 0.2	588 36.0	257 15.7
300~499人	382 100.0	51 13.4	126 33.0	42 11.0	3 0.8	5 1.3	144 37.7	11 2.9	361 100.0	39 10.8	122 33.8	21 5.8	-	5 1.4	113 31.3	61 16.9
500~999人	355 100.0	62 17.5	124 34.9	27 7.6	4 1.1	2 0.6	129 36.3	7 2.0	353 100.0	58 16.4	105 29.7	10 2.8	3 0.8	2 0.6	113 32.0	62 17.6
1,000人以上	511 100.0	106 20.7	160 31.3	54 10.6	4 0.8	3 0.6	177 34.6	7 1.4	512 100.0	94 18.4	166 32.4	28 5.5	1 0.2	-	161 31.4	62 12.1
無回答	37 100.0	2 5.4	4 10.8	7 18.9	1 2.7	-	15 40.5	8 21.6	30 100.0	2 6.7	3 10.0	5 16.7	1 3.3	-	11 36.7	8 26.7
有期契約労働者比率																
10%未満	1,419 100.0	278 19.6	312 22.0	238 16.8	21 1.5	8 0.6	479 33.8	83 5.8	1,307 100.0	202 15.5	291 22.3	119 9.1	31 2.4	6 0.5	444 34.0	214 16.4
10%以上30%未満	1,390 100.0	206 14.8	384 27.6	167 12.0	14 1.0	7 0.5	570 41.0	42 3.0	1,338 100.0	186 13.9	332 24.8	86 6.4	11 0.8	5 0.4	490 36.6	228 17.0
30%以上50%未満	644 100.0	83 12.9	215 33.4	71 11.0	2 0.3	4 0.6	255 39.6	14 2.2	641 100.0	77 12.0	203 31.7	44 6.9	1 0.2	2 0.3	222 34.6	92 14.4
50%以上70%未満	431 100.0	32 7.4	156 36.2	42 9.7	5 1.2	1 0.2	181 42.0	14 3.2	458 100.0	37 8.1	161 35.2	32 7.0	1 0.2	1 0.2	153 33.4	73 15.9
70%以上90%未満	284 100.0	25 8.8	113 39.8	20 7.0	-	-	117 41.2	7 2.5	315 100.0	23 7.3	116 36.8	8 2.5	2 0.6	1 0.3	124 39.4	41 13.0
90%以上	103 100.0	7 6.8	35 34.0	11 10.7	2 1.9	1 1.0	44 42.7	3 2.9	106 100.0	11 10.4	39 36.8	4 3.8	1 0.9	1 0.9	35 33.0	15 14.2
無回答	57 100.0	7 12.3	15 26.3	6 10.5	-	-	23 40.4	5 8.8	64 100.0	9 14.1	15 23.4	2 3.1	-	-	26 40.6	12 18.8
企業設立年																
1979年以前	2,702 100.0	420 15.5	786 29.1	291 10.8	21 0.8	18 0.7	1,069 39.6	97 3.6	2,707 100.0	356 13.2	757 28.0	177 6.5	11 1.3	11 0.4	940 34.7	431 15.9
1980年代	527 100.0	70 13.3	149 28.3	86 16.3	9 1.7	2 0.2	191 36.2	21 4.0	489 100.0	54 11.0	124 25.4	39 8.0	6 1.2	2 0.2	192 39.3	73 14.9
1990年代	398 100.0	47 11.8	124 31.2	66 16.6	4 1.0	2 0.5	133 33.4	22 5.5	367 100.0	43 11.7	117 31.9	25 6.8	2 0.5	2 0.5	123 33.5	55 15.0
2000年代	456 100.0	58 12.7	119 26.1	79 17.3	10 2.2	2 0.4	179 39.3	9 2.0	424 100.0	54 12.7	108 25.5	38 9.0	2 0.2	2 0.5	151 35.6	70 16.5
2010年以降	68 100.0	11 16.2	10 14.7	16 23.5	-	-	26 38.2	4 5.9	61 100.0	11 18.0	8 13.1	1 1.6	1 1.6	-	26 42.6	9 14.8
無回答	177 100.0	32 18.1	42 23.7	17 9.6	-	-	71 40.1	15 8.5	181 100.0	27 14.9	43 23.8	10 5.5	2 1.1	-	62 34.3	37 20.4
更新																
契約更新の上限あり	437 100.0	206 47.1	46 10.5	72 16.5	3 0.7	4 0.9	98 22.4	8 1.8	275 100.0	139 50.5	35 12.7	16 5.8	1 0.4	-	56 20.4	28 10.2
上限は改正法以前からある	289 100.0	128 44.3	27 9.3	44 15.2	2 0.7	4 1.4	77 26.6	7 2.4	133 100.0	55 41.4	17 12.8	5 3.8	-	-	41 30.8	15 11.3
上限は改正法施行に伴い新設した	142 100.0	77 54.2	18 12.7	27 19.0	1 0.7	-	18 12.7	1 0.7	128 100.0	81 63.3	17 13.3	9 7.0	1 0.8	-	11 8.6	9 7.0

○フルタイム契約労働者について

○パートタイム契約労働者について

	フルタイム契約労働者を雇用している計	有期契約を含めて通算5年を超えないように運用していく	通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく	有期契約労働者を見ながら、5年を超えなくなる前に無期契約に切り換えていく	雇入れの段階から無期契約にする(有期契約での雇入れは行わない)	有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく	対応方針は未定・分らない	無回答	パートタイム契約労働者を雇用している計	有期契約を含めて通算5年を超えないように運用していく	通算5年を超える有期契約労働者から、申込みがなされた段階で無期契約に切り換えていく	有期契約労働者を見ながら、5年を超えなくなる前に無期契約に切り換えていく	雇入れの段階から無期契約にする(有期契約での雇入れは行わない)	有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り換えていく	対応方針は未定・分らない	無回答	
正社員転換	正社員転換制度あり	1,461	189	503	227	18	5	506	13	997	125	350	91	11	3	300	117
	100.0	12.9	34.4	15.5	1.2	0.3	34.6	0.9	100.0	12.5	35.1	9.1	1.1	0.3	30.1	11.7	
	1,478	211	418	231	12	12	574	20	839	85	242	71	18	4	310	109	
正社員転換制度も慣行もなし	1,191	227	286	89	12	7	551	19	2,123	307	530	126	15	8	827	310	
	100.0	19.1	24.0	7.5	1.0	0.6	46.3	1.6	100.0	14.5	25.0	5.9	0.7	0.4	39.0	14.6	
	3,183	526	998	426	20	19	1,101	93	3,078	451	943	206	22	10	960	486	
改正内容まで知っている	1,007	99	208	113	19	5	502	61	1,006	81	191	79	22	6	472	155	
	100.0	9.8	20.7	11.2	1.9	0.5	49.9	6.1	100.0	8.1	19.0	7.9	2.2	0.6	46.9	15.4	
	89	5	12	10	4	-	49	9	96	5	15	6	3	-	46	21	
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	100.0	5.6	13.5	11.2	4.5	-	55.1	10.1	100.0	5.2	15.6	6.3	3.1	-	47.9	21.9	
	49	8	12	6	1	-	17	5	49	8	8	4	-	-	16	13	
	100.0	16.3	24.5	12.2	2.0	-	34.7	10.2	100.0	16.3	16.3	8.2	-	-	32.7	26.5	
日常業務量の変動に対応するため	1,922	298	561	222	22	9	746	64	1,954	280	553	133	23	4	676	285	
	100.0	15.5	29.2	11.6	1.1	0.5	38.8	3.3	100.0	14.3	28.3	6.8	1.2	0.2	34.6	14.6	
	906	167	271	120	7	6	314	21	820	137	220	65	5	3	272	118	
事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	100.0	18.4	29.9	13.2	0.8	0.7	34.7	2.3	100.0	16.7	26.8	7.9	0.6	0.4	33.2	14.4	
	895	165	280	106	8	7	310	19	829	150	241	50	9	5	255	119	
	100.0	18.4	31.3	11.8	0.9	0.8	34.6	2.1	100.0	18.1	29.1	6.0	1.1	0.6	30.8	14.4	
急激な景気変動の際に雇用調整できるようにする	1,492	212	490	148	13	8	580	41	1,541	213	460	86	17	4	526	235	
	100.0	14.2	32.8	9.9	0.9	0.5	38.9	2.7	100.0	13.8	29.9	5.6	1.1	0.3	34.1	15.2	
	304	44	105	31	3	1	111	9	365	51	118	18	5	1	119	53	
社会保険料を節約するため	100.0	14.5	34.5	10.2	1.0	0.3	36.5	3.0	100.0	14.0	32.3	4.9	1.4	0.3	32.6	14.5	
	406	80	113	43	1	3	154	12	408	69	110	27	4	2	130	66	
	100.0	19.7	27.8	10.6	0.2	0.7	37.9	3.0	100.0	16.9	27.0	6.6	1.0	0.5	31.9	16.2	
正社員を増やせないため(上限があるため)	1,579	220	462	321	12	7	533	24	1,351	184	383	134	6	10	404	230	
	100.0	13.9	29.3	20.3	0.8	0.4	33.8	1.5	100.0	13.6	28.3	9.9	0.4	0.7	29.9	17.0	
	931	190	223	116	11	3	365	23	786	149	155	56	10	2	285	129	
専門的な知識や資格を有する人材を一定期間確保	100.0	20.4	24.0	12.5	1.2	0.3	39.2	2.5	100.0	19.0	19.7	7.1	1.3	0.3	36.3	16.4	
	1,578	234	541	139	7	10	605	42	1,718	220	542	93	9	7	616	231	
	100.0	14.8	34.3	8.8	0.4	0.6	38.3	2.7	100.0	12.8	31.5	5.4	0.5	0.4	35.9	13.4	
(正社員である必要のない)軽易な職務のため	1,646	198	548	174	14	5	652	55	1,879	223	600	123	15	7	673	238	
	100.0	12.0	33.3	10.6	0.9	0.3	39.6	3.3	100.0	11.9	31.9	6.5	0.8	0.4	35.8	12.7	
	993	148	290	117	14	4	389	31	1,037	134	287	82	9	3	368	154	
高齢者や、育児中等の女性を活用するため	100.0	14.9	29.2	11.8	1.4	0.4	39.2	3.1	100.0	12.9	27.7	7.9	0.9	0.3	35.5	14.9	
	549	77	176	66	4	2	216	8	566	85	173	27	5	1	201	74	
	100.0	14.0	32.1	12.0	0.7	0.4	39.3	1.5	100.0	15.0	30.6	4.8	0.9	0.2	35.5	13.1	
定期的に入材の入れ換えを行うため	95	27	27	13	2	1	24	1	87	27	20	5	1	1	26	7	
	100.0	28.4	28.4	13.7	2.1	1.1	25.3	1.1	100.0	31.0	23.0	5.7	1.1	1.1	29.9	8.0	
	278	37	65	38	1	3	109	25	235	27	51	17	1	-	87	52	
その他	100.0	13.3	23.4	13.7	0.4	1.1	39.2	9.0	100.0	11.5	21.7	7.2	0.4	-	37.0	22.1	
	31	4	4	2	-	-	15	6	29	2	2	-	-	-	15	10	
	100.0	12.9	12.9	6.5	-	-	48.4	19.4	100.0	6.9	6.9	-	-	-	51.7	34.5	
最多数職種	専門・技術職(医療・介護関係)	172	11	57	27	5	-	71	1	181	18	54	13	2	1	61	32
	100.0	6.4	33.1	15.7	2.9	-	41.3	0.6	100.0	9.9	29.8	7.2	1.1	0.6	33.7	17.7	
	69	11	16	8	1	-	32	1	70	20	13	5	-	-	28	4	
専門・技術職(教育関係)	100.0	15.9	23.2	11.6	1.4	-	46.4	1.4	100.0	28.6	18.6	7.1	-	-	40.0	5.7	
	632	99	169	89	6	2	255	12	267	42	52	25	5	2	97	44	
	100.0	15.7	26.7	14.1	0.9	0.3	40.3	1.9	100.0	15.7	19.5	9.4	1.9	0.7	36.3	16.5	
管理職	63	17	11	3	3	1	27	1	12	2	3	1	-	1	5	-	
	100.0	27.0	17.5	4.8	4.8	1.6	42.9	1.6	100.0	16.7	25.0	8.3	-	8.3	41.7	-	
	725	129	188	112	2	6	279	9	919	135	236	67	9	1	347	124	
事務職	100.0	17.8	25.9	15.4	0.3	0.8	38.5	1.2	100.0	14.7	25.7	7.3	1.0	0.1	37.8	13.5	
	794	97	258	106	12	1	309	11	849	83	290	58	8	4	296	110	
	100.0	12.2	32.5	13.4	1.5	0.1	38.9	1.4	100.0	9.8	34.2	6.8	0.9	0.5	34.9	13.0	
生産労働職	1,009	172	321	118	10	9	365	14	877	118	288	63	10	-	271	127	
	100.0	17.0	31.8	11.7	1.0	0.9	36.2	1.4	100.0	13.5	32.8	7.2	1.1	-	30.9	14.5	
	238	26	75	25	3	1	101	7	384	40	104	20	8	3	155	54	
生産以外の労働職	100.0	10.9	31.5	10.5	1.3	0.4	42.4	2.9	100.0	10.4	27.1	5.2	2.1	0.8	40.4	14.1	
	229	34	55	27	1	1	107	4	145	24	37	8	2	-	57	17	
	100.0	14.8	24.0	11.8	0.4	0.4	46.7	1.7	100.0	16.6	25.5	5.5	1.4	-	39.3	11.7	
運輸・通信職	57	9	16	9	1	-	21	1	43	8	6	8	-	-	14	7	
	100.0	15.8	28.1	15.8	1.8	-	36.8	1.8	100.0	18.6	14.0	18.6	-	-	32.6	16.3	
	148	17	47	11	-	2	66	5	281	39	60	13	2	4	124	39	
保安職	100.0	11.5	31.8	7.4	-	1.4	44.6	3.4	100.0	13.9	21.4	4.6	0.7	1.4	44.1	13.9	
	192	16	17	20	-	1	36	102	201	16	14	14	1	-	39	117	
	100.0	8.3	8.9	10.4	-	0.5	18.8	53.1	100.0	8.0	7.0	7.0	0.5	-	19.4	58.2	
過去3年間の経営状況	業界平均よりかなり良い	63	8	13	16	3	1	18	4	54	6	13	7	3	-	20	5
	100.0	12.7	20.6	25.4	4.8	1.6	28.6	6.3	100.0	11.1	24.1	13.0	5.6	-	37.0	9.3	
	682	91	208	88	10	2	259	24	680	79	206	47	7	3	223	115	
業界平均より良い	100.0	13.3	30.5	12.9	1.5	0.3	38.0	3.5	100.0	11.6	30.3	6.9	1.0	0.4	32.8	16.9	
	2,623	386	752	337	22	17	1,013	96	2,566	333	705	182	29	10	913	394	
	100.0	14.7	28.7	12.8	0.8	0.6	38.6	3.7	100.0	13.0	27.5	7.1	1.1	0.4	35.6	15.4	
業界平均より悪い	695	112	202	81	8	3	262	27	663	96	176	38	7	3	228	115	
	100.0	16.1	29.1	11.7	1.2	0.4	37.7	3.9	100.0	14.5	26.5	5.7	1.1	0.5	34.4	17.3	
	111	16	21	18	-	1	48	7	112	15	25	12	1	-	42	17	
業界平均よりかなり悪い	100.0	14.4	18.9	16.2	-	0.9	43.2	6.3	100.0	13.4	22.3	10.7	0.9	-	37.5	15.2	
	154	25	34	15	1	-	69	10	154	16	32	9	-	-	68	29	
	100.0	16.2															

問13付問①. どのような方法で、通算5年未満に抑制しますか(該当すべてに○)。

	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、有期契約を更新を含めて通算5年を超えないように運用していく計	更新回数上限や通算勤続年数等で制限する	契約更新時の判断(人物や働きぶり等の選別)を厳格化する	有期契約労働者を新規に採用する際、正社員転換や無期転換を希望しない人を選別する	途中で随時、クーリング(空白)期間を挟み、無期期間リセットする(※)	契約期間を一定の業務完了までなどで設定し、更新は原則行わないようにする	その他(自由記述欄あり)	無回答	平均選択数
合計	845 100.0	566 67.0	367 43.4	51 6.0	91 10.8	108 12.8	25 3.0	12 1.4	1.5
有期契約のみ	165 100.0	111 67.3	61 37.0	10 6.1	13 7.9	22 13.3	4 2.4	4 2.4	1.4
パートタイム契約労働者のみ	102 100.0	61 59.8	31 30.4	6 5.9	9 8.8	16 15.7	5 4.9	3 2.9	1.3
フルタイム及びパートタイム契約労働者とも	578 100.0	394 68.2	275 47.6	35 6.1	69 11.9	70 12.1	16 2.8	5 0.9	1.5
定年再雇用者の活用あり	438 100.0	311 71.0	197 45.0	34 7.8	55 12.6	56 12.8	13 3.0	6 1.4	1.5
定年再雇用者の活用なし	407 100.0	255 62.7	170 41.8	17 4.2	36 8.8	52 12.8	12 2.9	6 1.5	1.4
業種									
建設業	51 100.0	25 49.0	18 35.3	5 9.8	2 3.9	11 21.6	1 2.0	1 2.0	1.2
製造業	273 100.0	187 68.5	117 42.9	12 4.4	25 9.2	40 14.7	10 3.7	4 1.5	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	1 100.0	-	-	1 100.0	1 100.0	-	-	3.0
情報通信業	38 100.0	23 60.5	13 34.2	1 2.6	5 13.2	6 15.8	-	1 2.6	1.3
運輸業、郵便業	81 100.0	52 64.2	31 38.3	8 9.9	9 11.1	11 13.6	2 2.5	2 2.5	1.4
卸売業、小売業	144 100.0	103 71.5	75 52.1	8 5.6	12 8.3	12 8.3	3 2.1	-	1.5
金融業、保険業	10 100.0	8 80.0	4 40.0	-	-	2 20.0	-	-	1.4
不動産業、物品賃貸業	10 100.0	8 80.0	7 70.0	-	4 40.0	1 10.0	-	-	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	26 100.0	18 69.2	9 34.6	-	1 3.8	7 26.9	-	-	1.3
宿泊業、飲食サービス業	27 100.0	17 63.0	16 59.3	3 11.1	1 3.7	1 3.7	2 7.4	1 3.7	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	21 100.0	13 61.9	8 38.1	-	1 4.8	-	2 9.5	-	1.1
教育、学習支援業	34 100.0	31 91.2	9 26.5	-	5 14.7	-	1 2.9	-	1.4
医療、福祉	16 100.0	8 50.0	7 43.8	1 6.3	3 18.8	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1.4
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	3 100.0	1 33.3	2 66.7	1 33.3	1 66.7	2 33.3	-	-	2.3
その他サービス業(他に分類されないもの)	107 100.0	68 63.6	49 45.8	12 11.2	18 16.8	14 13.1	3 2.8	2 1.9	1.6
その他	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	3.0
無回答	2 100.0	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	2.0
サービス業計	184 100.0	117 63.6	84 45.7	16 8.7	23 12.5	23 12.5	7 3.8	3 1.6	1.5
非製造業計	570 100.0	377 66.1	249 43.7	39 6.8	65 11.4	68 11.9	15 2.6	8 1.4	1.4
雇用者規模									
49人以下	26 100.0	12 46.2	11 42.3	-	2 7.7	3 11.5	3 11.5	1 3.8	1.2
50～99人	227 100.0	142 62.6	85 37.4	13 5.7	23 10.1	28 12.3	7 3.1	1 0.4	1.3
100～299人	316 100.0	202 63.9	140 44.3	22 7.0	41 13.0	41 13.0	10 3.2	8 2.5	1.5
300～499人	62 100.0	43 69.4	34 54.8	2 3.2	7 11.3	7 11.3	-	1 1.6	1.5
500～999人	81 100.0	58 71.6	40 49.4	9 11.1	8 9.9	12 14.8	4 4.9	-	1.6
1,000人以上	130 100.0	106 81.5	56 43.1	5 3.8	9 6.9	17 13.1	1 0.8	1 0.8	1.5
無回答	3 100.0	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-	1.7
有期契約労働者比率									
10%未満	360 100.0	235 65.3	141 39.2	23 6.4	23 6.4	54 15.0	11 3.1	7 1.9	1.4
10%以上30%未満	273 100.0	182 66.7	123 45.1	15 5.5	34 12.5	35 12.8	8 2.9	5 1.8	1.5
30%以上50%未満	107 100.0	72 67.3	52 48.6	7 6.5	7 17.8	9 8.4	4 3.7	-	1.5
50%以上70%未満	50 100.0	36 72.0	28 56.0	3 6.0	7 14.0	6 12.0	1 2.0	-	1.6
70%以上90%未満	34 100.0	26 76.5	17 50.0	2 5.9	2 5.9	3 8.8	-	-	1.5
90%以上	11 100.0	7 63.6	3 27.3	1 9.1	1 45.5	1 9.1	1 9.1	-	1.6
無回答	10 100.0	8 80.0	3 30.0	-	1 10.0	-	-	-	1.2
企業設立年									
1979年以前	557 100.0	373 67.0	237 42.5	33 5.9	61 11.0	66 11.8	19 3.4	9 1.6	1.4
1980年代	89 100.0	58 65.2	46 51.7	5 5.6	10 11.2	12 13.5	2 2.2	-	1.5
1990年代	65 100.0	43 66.2	26 40.0	6 9.2	12 18.5	5 7.7	2 3.1	1 1.5	1.5
2000年代	78 100.0	53 67.9	36 46.2	5 6.4	5 6.4	14 17.9	2 2.6	-	1.5
2010年以降	15 100.0	12 80.0	2 13.3	1 6.7	1 6.7	2 13.3	-	-	1.2
無回答	41 100.0	27 65.9	20 48.8	1 2.4	2 4.9	9 22.0	-	2 4.9	1.5
改正法認知度									
改正内容まで知っている	699 100.0	482 69.0	309 44.2	42 6.0	80 11.4	90 12.9	21 3.0	8 1.1	1.5
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	126 100.0	71 56.3	52 41.3	9 7.1	10 7.9	14 11.1	4 3.2	3 2.4	1.3
知らない・分からない	9 100.0	6 66.7	2 22.2	-	-	1 11.1	-	1 11.1	1.1
無回答	11 100.0	7 63.6	4 36.4	-	1 9.1	3 27.3	-	-	1.4

	フルタイムあるいはパートの契約労働者について、有期契約が更新を含めて通算5年を超えないように運用していく計	更新回数上限や通算勤続年数等で制限する	契約更新時の判断(人物や働きぶりの選別)を厳格化する	有期契約労働者に新規に採用する際、正社員転換や無期転換を希望しない人を選別する	途中で随時、クーリング(空白)期間を挟み、通算期間リセットする(※)	契約期間を一定の業務完了までなどで設定し、更新を行わないようにする	その他(自由記述欄あり)	無回答	平均選択数	
契約の活用理由	日常的な業務量の変動に対応するため	400	278	187	29	50	49	8	4	1.5
	100.0	69.5	46.8	7.3	12.5	12.3	2.0	1.0		
	事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	212	153	110	15	26	23	4	2	1.6
	100.0	72.2	51.9	7.1	12.3	10.8	1.9	0.9		
	急激な景気変動の際に雇用調整できるようにする	219	149	121	14	31	27	6	5	1.6
	100.0	68.0	55.3	6.4	14.2	12.3	2.7	2.3		
	賃金を抑制するため	284	199	143	15	36	29	8	3	1.5
	100.0	70.1	50.4	5.3	12.7	10.2	2.8	1.1		
	社会保険料を節約するため	67	42	36	4	10	9	5	2	1.6
	100.0	62.7	53.7	6.0	14.9	13.4	7.5	3.0		
	正社員を増やせないため(上限があるため)	95	68	44	3	13	15	1	2	1.5
	100.0	71.6	46.3	3.2	13.7	15.8	1.1	2.1		
	正社員として採用できるか人物や適性を見極める	286	189	157	25	27	30	10	3	1.5
	100.0	66.1	54.9	8.7	9.4	10.5	3.5	1.0		
	専門的な知識や資格を有する人材を一定期間確保	239	162	109	13	25	39	7	3	1.5
	100.0	67.8	45.6	5.4	10.5	16.3	2.9	1.3		
	(正社員である必要のない)軽易な職務のため	308	222	146	17	42	46	6	3	1.6
	100.0	72.1	47.4	5.5	13.6	14.9	1.9	1.0		
	正社員とは働き方が異なるため	284	191	137	19	40	42	6	2	1.5
	100.0	67.3	48.2	6.7	14.1	14.8	2.1	0.7		
高齢者や、育児中等の女性を活用するため	199	143	82	14	23	23	5	3	1.5	
100.0	71.9	41.2	7.0	11.6	11.6	2.5	1.5			
学生や障がい者を活用するため	104	80	48	7	11	15	1	1	1.6	
100.0	76.9	46.2	6.7	10.6	14.4	1.0	1.0			
定期的に入材の入れ換えを行うため	36	30	13	1	5	2	-	-	1.4	
100.0	83.3	36.1	2.8	13.9	5.6	-	-			
その他	47	30	15	6	6	8	4	1	1.5	
100.0	63.8	31.9	12.8	12.8	17.0	8.5	2.1			
無回答	4	4	2	-	-	-	-	-	1.5	
100.0	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-		
最多職種(フル)	専門・技術職(医療・介護関係)	17	8	7	2	3	1	-	-	1.2
	100.0	47.1	41.2	11.8	17.6	5.9	-	-		
	専門・技術職(教育関係)	16	13	4	-	1	1	-	-	1.2
	100.0	81.3	25.0	-	6.3	6.3	-	-		
	専門・技術職(その他)	115	68	46	5	14	22	2	3	1.4
	100.0	59.1	40.0	4.3	12.2	19.1	1.7	2.6		
	管理職	20	15	7	-	2	1	2	-	1.4
	100.0	75.0	35.0	-	10.0	5.0	10.0	-		
	事務職	146	113	59	6	16	17	2	1	1.5
	100.0	77.4	40.4	4.1	11.0	11.6	1.4	0.7		
	販売・サービス職	117	82	66	12	10	11	3	2	1.6
	100.0	70.1	56.4	10.3	8.5	9.4	2.6	1.7		
	生産労働職	187	124	96	9	21	25	8	3	1.5
	100.0	66.3	51.3	4.8	11.2	13.4	4.3	1.6		
	生産以外の労働職	32	22	16	3	3	4	1	-	1.5
	100.0	68.8	50.0	9.4	9.4	12.5	3.1	-		
	運輸・通信職	39	29	13	3	5	1	-	-	1.3
	100.0	74.4	33.3	7.7	12.8	2.6	-	-		
	保安職	10	7	5	1	2	1	-	-	1.6
	100.0	70.0	50.0	10.0	20.0	10.0	-	-		
その他	20	12	9	2	3	6	-	-	1.6	
100.0	60.0	45.0	10.0	15.0	30.0	-	-			
無回答	24	12	8	2	2	2	2	-	1.2	
100.0	50.0	33.3	8.3	8.3	8.3	8.3	-			
最多職種(パート)	専門・技術職(医療・介護関係)	26	16	11	3	2	2	1	-	1.3
	100.0	61.5	42.3	11.5	7.7	7.7	3.8	-		
	専門・技術職(教育関係)	21	17	6	-	4	-	1	-	1.3
	100.0	81.0	28.6	-	19.0	-	4.8	-		
	専門・技術職(その他)	50	28	15	2	4	15	3	3	1.4
	100.0	56.0	30.0	4.0	8.0	30.0	6.0	6.0		
	管理職	2	1	-	-	-	1	-	-	1.0
	100.0	50.0	-	-	-	50.0	-	-		
	事務職	161	111	71	11	19	19	2	2	1.5
	100.0	68.9	44.1	6.8	11.8	11.8	1.2	1.2		
	販売・サービス職	102	67	66	9	8	9	1	-	1.6
	100.0	65.7	64.7	8.8	7.8	8.8	1.0	-		
	生産労働職	145	95	64	5	19	21	4	3	1.5
	100.0	65.5	44.1	3.4	13.1	14.5	2.8	2.1		
	生産以外の労働職	56	35	22	2	9	10	3	-	1.4
	100.0	62.5	39.3	3.6	16.1	17.9	5.4	-		
	運輸・通信職	28	19	6	3	7	2	-	-	1.3
	100.0	67.9	21.4	10.7	25.0	7.1	-	-		
	保安職	8	7	5	-	2	-	-	-	1.8
	100.0	87.5	62.5	-	25.0	-	-	-		
その他	50	35	28	3	3	4	4	-	1.5	
100.0	70.0	56.0	6.0	6.0	8.0	8.0	-			
無回答	31	24	12	3	1	3	2	-	1.5	
100.0	77.4	38.7	9.7	3.2	9.7	6.5	-			
過去の3年間の経営状況	業界平均よりかなり良い	10	7	4	-	-	-	1	-	1.2
	100.0	70.0	40.0	-	-	-	10.0	-		
	業界平均より良い	120	79	54	3	17	7	9	-	1.4
	100.0	65.8	45.0	2.5	14.2	5.8	7.5	-		
	業界平均並み	513	347	227	33	49	65	8	7	1.4
	100.0	67.6	44.2	6.4	9.6	12.7	1.6	1.4		
	業界平均より悪い	151	96	65	13	19	28	6	2	1.5
	100.0	63.6	43.0	8.6	12.6	18.5	4.0	1.3		
	業界平均よりかなり悪い	22	17	8	2	3	4	-	1	1.6
	100.0	77.3	36.4	9.1	13.6	18.2	-	4.5		
無回答	29	20	9	-	3	4	1	2	1.4	
100.0	69.0	31.0	-	10.3	13.8	3.4	6.9			
労組・組織化	労働組合あり	314	235	125	14	30	42	9	4	1.5
	100.0	74.8	39.8	4.5	9.6	13.4	2.9	1.3		
	労組なし・労使協議機関あり	230	144	114	15	24	28	9	3	1.5
	100.0	62.6	49.6	6.5	10.4	12.2	3.9	1.3		
	労組も労使協議機関もなし	291	180	126	21	35	34	6	5	1.4
100.0	61.9	43.3	7.2	12.0	11.7	2.1	1.7			
有期契約労働者が組合員に含まれている	36	27	15	1	4	3	1	1	1.5	
100.0	75.0	41.7	2.8	11.1	8.3	2.8	2.8			

※グループ内の複数企業での契約締結や出向・転籍の活用、6ヵ月後に再度雇用する登録制を設置等と注釈。

<主な自由記述>

無期転換要件を設ける
第二定年を定める
学生アルバイトのみ活用する
技能実習生を多用する 等

○フルタイム契約労働者について

○パートタイム契約労働者について

	何らかの形で(※)無期契約にいく計	既存の正社員区分に転換する	正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	(新たな区分は設けず)各人の有期契約の当時の業務・責任・労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる	分からない(具体的な)には未だ考えていない	その他(自由記述欄あり)	無回答	何らかの形で(※)無期契約にいく計	既存の正社員区分に転換する	正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	(新たな区分は設けず)各人の有期契約の当時の業務・責任・労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる	分からない(具体的な)には未だ考えていない	その他(自由記述欄あり)	無回答
合計	1,829 100.0	474 25.9	272 14.9	185 10.1	604 33.0	243 13.3	14 0.8	37 2.0	1,499 100.0	160 10.7	243 16.2	158 10.5	629 42.0	235 15.7	10 0.7	64 4.3
有期契約のみ	370 100.0	158 42.7	52 14.1	26 7.0	71 19.2	52 14.1	3 0.8	8 2.2	-	-	-	-	-	-	-	-
パートタイム契約労働者のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	316 100.0	46 14.6	38 12.0	23 7.3	111 35.1	57 18.0	2 0.6	39 12.3
フルタイム及びパートタイム契約労働者とも	1,459 100.0	316 21.7	220 15.1	159 10.9	533 36.5	191 13.1	11 0.8	29 2.0	1,183 100.0	114 9.6	205 17.3	135 11.4	518 43.8	178 15.0	8 0.7	25 2.1
定年再雇用者の活用あり	897 100.0	188 21.0	128 14.3	92 10.3	340 37.9	132 14.7	5 0.6	12 1.3	768 100.0	59 7.7	113 14.7	79 10.3	366 47.7	125 16.3	5 0.7	21 2.7
定年再雇用者の活用なし	932 100.0	286 30.7	144 15.5	93 10.0	264 28.3	111 11.9	9 1.0	25 2.7	731 100.0	101 13.8	130 17.8	79 10.8	263 36.0	110 15.0	5 0.7	43 5.9
業種																
建設業	104 100.0	32 30.8	11 10.6	11 10.6	32 30.8	17 16.3	-	1 1.0	60 100.0	9 15.0	8 13.3	4 6.7	20 33.3	14 23.3	-	5 8.3
製造業	491 100.0	112 22.8	93 18.9	42 8.6	164 33.4	71 14.5	1 0.2	8 1.6	409 100.0	47 11.5	75 18.3	40 9.8	157 38.4	76 18.6	1 0.2	13 3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	7 100.0	4 57.1	-	-	3 42.9	-	-	-	6 100.0	1 16.7	-	-	4 66.7	1 16.7	-	-
情報通信業	80 100.0	42 52.5	7 8.8	6 7.5	10 12.5	10 12.5	1 1.3	-	33 100.0	7 21.2	7 21.2	5 15.2	11 33.3	3 9.1	-	-
運輸業、郵便業	151 100.0	42 27.8	21 13.9	13 8.6	55 36.4	15 9.9	2 1.3	3 2.0	120 100.0	14 11.7	15 12.5	15 12.5	55 45.8	16 13.3	1 0.8	4 3.3
卸売業、小売業	349 100.0	73 20.9	48 13.8	47 13.5	128 36.7	44 12.6	4 1.1	5 1.4	340 100.0	33 9.7	44 12.9	37 10.9	166 48.8	47 13.8	2 0.6	11 3.2
金融業、保険業	22 100.0	5 22.7	4 18.2	4 4.5	4 18.2	4 31.8	-	1 4.5	15 100.0	-	5 33.3	5 6.7	4 26.7	5 33.3	-	-
不動産業、物品賃貸業	27 100.0	6 22.2	3 11.1	3 11.1	11 40.7	4 14.8	-	-	26 100.0	2 7.7	4 15.4	2 7.7	12 46.2	3 11.5	3 3.8	2 7.7
学術研究、専門・技術サービス業	46 100.0	22 47.8	4 8.7	5 10.9	7 15.2	5 10.9	-	3 6.5	27 100.0	7 25.9	2 7.4	4 14.8	6 22.2	5 18.5	-	3 11.1
宿泊業、飲食サービス業	121 100.0	26 21.5	21 17.4	12 9.9	49 40.5	11 9.1	1 0.8	1 0.8	112 100.0	7 6.3	16 14.3	11 9.8	58 51.8	15 13.4	1 0.9	4 3.6
生活関連サービス業、娯楽業	63 100.0	21 33.3	8 12.7	10 15.9	18 28.6	2 3.2	-	4 6.3	57 100.0	5 8.8	12 21.1	8 14.0	24 42.1	3 5.3	1 1.8	4 7.0
教育、学習支援業	32 100.0	5 15.6	4 12.5	4 12.5	13 40.6	5 15.6	-	1 3.1	24 100.0	2 8.3	2 8.3	3 12.5	14 58.3	3 12.5	-	-
医療、福祉	84 100.0	19 22.6	13 15.5	6 7.1	29 34.5	17 20.2	-	-	81 100.0	5 6.2	15 18.5	10 12.3	31 38.3	16 19.8	1 1.2	3 3.7
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	235 100.0	60 25.5	34 14.5	24 10.2	71 30.2	32 13.6	5 2.1	9 3.8	177 100.0	19 10.7	35 19.8	18 10.2	62 35.0	27 15.3	2 1.1	14 7.9
その他	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	3 50.0	-	-	-	5 100.0	-	2 40.0	-	3 60.0	-	-	-
無回答	7 100.0	2 28.6	-	-	2 28.6	2 28.6	-	1 14.3	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	1 16.7	-	1 16.7
サービス業計	469 100.0	130 27.7	67 14.3	52 11.1	146 31.1	51 10.9	6 1.3	17 3.6	374 100.0	38 10.2	65 17.4	41 11.0	151 40.4	50 13.4	4 1.1	25 6.7
非製造業計	1,331 100.0	360 27.0	179 13.4	143 10.7	438 32.9	170 12.8	13 1.0	28 2.1	1,084 100.0	111 10.2	167 15.4	118 10.9	471 43.5	158 14.6	9 0.8	50 4.6
雇用者規模																
49人以下	56 100.0	22 39.3	8 14.3	3 5.4	10 17.9	9 16.1	1 1.8	3 5.4	44 100.0	5 11.4	6 13.6	6 13.6	12 27.3	10 22.7	-	5 11.4
50～99人	522 100.0	186 35.6	68 13.0	34 6.5	143 27.4	76 14.6	5 1.0	10 1.9	418 100.0	64 15.3	56 13.4	36 8.6	163 39.0	73 17.5	3 0.7	23 5.5
100～299人	695 100.0	171 24.6	113 16.3	67 9.6	238 34.2	88 12.7	3 0.4	15 2.2	572 100.0	69 12.1	106 18.5	50 8.7	231 40.4	91 15.9	3 0.5	22 3.8
300～499人	171 100.0	38 22.2	23 13.5	19 11.1	66 38.6	20 11.7	2 1.2	3 1.8	143 100.0	8 5.6	20 14.0	16 11.2	75 52.4	17 11.9	1 0.7	6 4.2
500～999人	155 100.0	27 17.4	22 14.2	26 16.8	62 40.0	15 9.7	1 0.6	2 1.3	118 100.0	5 4.2	23 19.5	18 15.3	52 44.1	16 13.6	1 0.8	3 2.5
1,000人以上	218 100.0	26 11.9	38 17.4	36 16.5	81 37.2	32 14.7	2 0.9	3 1.4	195 100.0	7 3.6	31 15.9	32 16.4	93 47.7	26 13.3	2 1.0	4 2.1
無回答	12 100.0	4 33.3	-	-	4 33.3	3 25.0	-	1 8.3	9 100.0	2 22.2	1 11.1	-	3 33.3	2 22.2	-	1 11.1
有期契約労働者比率																
10%未満	571 100.0	251 44.0	78 13.7	44 7.7	115 20.1	73 12.8	3 0.5	7 1.2	441 100.0	86 19.5	65 14.7	37 8.4	147 33.3	80 18.1	3 0.7	23 5.2
10%以上30%未満	565 100.0	135 23.9	85 15.0	57 10.1	182 32.2	84 14.9	5 0.9	17 3.0	429 100.0	45 10.5	74 17.2	47 11.0	170 39.6	72 16.8	2 0.5	19 4.4
30%以上50%未満	288 100.0	53 18.4	45 15.6	28 9.7	117 40.6	38 13.2	1 0.3	6 2.1	248 100.0	18 7.3	45 18.1	27 10.9	109 44.0	37 14.9	2 0.8	10 4.0
50%以上70%未満	203 100.0	23 11.3	30 14.8	25 12.3	96 47.3	23 11.3	4 2.0	2 1.0	194 100.0	9 4.6	35 18.0	25 12.9	95 49.0	23 11.9	2 1.0	5 2.6
70%以上90%未満	133 100.0	6 4.5	22 16.5	19 14.3	66 49.6	15 11.3	1 0.8	4 3.0	126 100.0	1 0.8	17 13.5	12 9.5	78 61.9	14 11.1	1 0.8	3 2.4
90%以上	48 100.0	6 12.5	6 12.5	9 18.8	19 39.6	7 14.6	-	1 2.1	44 100.0	1 2.3	5 11.4	5 20.5	20 45.5	5 11.4	-	4 9.1
無回答	21 100.0	-	6 28.6	3 14.3	9 42.9	3 14.3	-	-	17 100.0	-	2 11.8	1 5.9	10 58.8	4 23.5	-	-
企業設立年																
1979年以前	1,098 100.0	239 21.8	179 16.3	117 10.7	388 35.3	150 13.7	9 0.8	16 1.5	969 100.0	100 10.3	158 16.3	93 9.6	416 42.9	157 16.2	6 0.6	39 4.0
1980年代	244 100.0	74 30.3	31 12.7	25 10.2	77 31.6	29 11.9	1 0.4	7 2.9	169 100.0	21 12.4	26 15.4	22 13.0	73 43.2	20 11.8	-	7 4.1
1990年代	194 100.0	59 30.4	26 13.4	20 10.3	55 28.4	29 14.9	2 1.0	3 1.5	144 100.0	14 9.7	18 12.5	22 15.3	57 39.6	29 20.1	1 0.7	3 2.1
2000年代	208 100.0	82 39.4	23 11.1	17 8.2	52 25.0	25 12.0	1 0.5	8 3.8	147 100.0	19 12.9	26 17.7	16 10.9	53 36.1	22 15.0	3 2.0	8 5.4
2010年以降	26 100.0	8 30.8	3 11.5	-	10 38.5	3 11.5	1 3.8	1 3.8	15 100.0	1 6.7	3 20.0	-	7 46.7	2 13.3	-	2 13.3
無回答	59 100.0	12 20.3	10 16.9	6 10.2	22 37.3	7 11.9	-	2 3.4	55 100.0	5 9.1	12 21.8	5 9.1	23 41.8	5 9.1	-	5 9.1
更新・改定																
上限は改定法以前からある	73 100.0	31 42.5	4 5.5	13 17.8	17 23.3	6 8.2	-	2 2.7	22 100.0	3 13.6	3 18.2	4 13.6	9 40.9	2 9.1	-	1 4.5
上限は改定法施行に伴い新設した	46 100.0	21 45.7	10 21.7	2 4.3	10 21.7	2 4.3	-	1 2.2	27 100.0	2 7.4	6 22.2	1 3.7	16 59.3	1 3.7	-	1 3.7
正社員転換制度あり	748 100.0	207 27.7	98 13.1	90 12.0	260 34.8	70 9.4	9 1.2	14 1.9	452 100.0	55 12.2	76 16.8	68 15.0	187 41.4	49 10.8	1 1.1	12 2.7
正社員転換慣行あり	661 100.0	205 31.0	107 16.2	52 7.9	190 28.7	93 14.1	3 0.5	11 1.7	331 100.0	59 17.8	59 17.8	22 6.6	122 36.9	48 14.5	1 0.3	20 6.0
転換制度も慣行もなし	387 100.0	56 14.5	61 15.8	41 10.6	147 38.0	75 19.4	-	7 1.8	671 100.0	43 6.4	100 14.9	65 9.7	304 45.3	129 19.2	3 0.4	27 4.0

○フルタイム契約労働者について

○パートタイム契約労働者について

	何らかの形で(※)無期契約にいく計	既存の正社員に転換する	正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	(新たな区分は設けず)各人の有期契約当分の業務・責任、労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる	分からない(※) (具体的な考えはない)	その他(自由記述あり)	無回答	何らかの形で(※)無期契約にいく計	既存の正社員に転換する	正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	(新たな区分は設けず)各人の有期契約当分の業務・責任、労働条件のまま、契約だけ無期へ移行させる	分からない(※) (具体的な考えはない)	その他(自由記述あり)	無回答
改正内容まで知っている	1,444	359	209	160	487	189	10	30	1,171	125	195	131	500	163	8	49
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	340	102	58	23	101	46	4	6	292	33	45	26	109	63	2	14
知らない・分からない	26	9	3	-	10	4	-	-	24	2	1	1	14	6	-	-
無回答	19	4	2	2	6	4	-	1	12	-	2	-	6	3	-	1
100.0	24.9	14.5	11.1	33.7	13.1	0.7	0.7	2.1	100.0	10.7	16.7	11.2	42.7	13.9	0.7	4.2
100.0	30.0	17.1	6.8	29.7	13.5	1.2	1.8	100.0	11.3	15.4	8.9	37.3	21.6	0.7	4.8	
100.0	34.6	11.5	-	38.5	15.4	-	-	100.0	8.3	4.2	4.2	58.3	25.0	-	-	
100.0	21.1	10.5	10.5	31.6	21.1	-	-	5.3	100.0	-	16.7	-	50.0	25.0	-	8.3
日常業務量の変動に対応するため	805	171	133	93	271	119	7	11	709	73	122	80	285	116	8	25
事業再編など中長期の業務量変動に対応するため	398	90	74	54	116	52	2	10	290	26	61	41	108	45	-	9
急激な景気変動の際に雇用調整できるようにする	394	91	80	48	127	42	1	5	300	31	65	33	125	36	1	9
賃金を抑制するため	651	108	101	76	268	79	5	14	563	43	88	59	273	76	4	20
100.0	16.6	15.5	11.7	41.2	12.1	0.8	2.2	100.0	7.6	15.6	10.5	48.5	13.5	0.7	3.6	
100.0	14.4	18.0	15.1	46.0	4.3	1.4	0.7	100.0	7.1	19.1	12.8	48.2	9.2	0.7	2.8	
100.0	13.4	18.5	15.3	36.9	14.0	0.6	1.3	100.0	3.5	17.7	12.8	41.1	18.4	0.7	5.7	
100.0	13.5	13.5	8.7	27.8	11.3	0.9	2.3	100.0	13.2	15.7	11.5	39.8	15.5	1.0	3.4	
100.0	28.9	14.0	8.6	29.1	16.0	1.1	2.3	100.0	11.3	15.4	10.9	37.6	20.8	0.5	3.6	
100.0	14.7	16.3	13.2	42.1	11.8	0.4	1.5	100.0	6.7	16.0	10.4	49.5	13.4	0.5	3.6	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	
100.0	16.4	14.3	12.0	41.7	13.3	0.8	1.5	100.0	6.9	14.9	10.3	48.2	14.8	0.7	4.2	
100.0	14.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5		
100.0	15.4	18.3	13.4	37.8	12.2	1.2	1.6	100.0	5.9	17.6	9.8	53.7	10.7	1.0	1.5	

問14(1). 有期契約労働者の転換先となる、無期契約区分(「既存の正社員区分に転換」の正社員区分を含む。以降、同様の)の労働条件を、どのように設定しますか(現時点のお考えで構いません)。現在の有期契約労働者(もともと人数が多いケース)の労働条件とともに教えてください(それぞれ1つだけ○)。

※フルタイム契約労働者とパートタイム契約労働者をともに雇用している場合は、フルタイム契約労働者についてお答えください、と注釈。

○職務について

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分				「限定する」場合の業務範囲や責任			
	フルタイム契約労働者の現状について、何らかの形で無期契約にしている計	限定している	限定していない	無回答	フルタイム契約労働者の現状について、何らかの形で無期契約にしている計	限定する	限定しない	無回答	転換先となる無期契約区分の職務を限定する計	有期契約の当と同じ	有期契約の当より拡大する	無回答
合計	2,220	1,111	959	150	2,220	954	1,025	241	954	792	111	51
業種	100.0	50.0	43.2	6.8	100.0	43.0	46.2	10.9	100.0	83.0	11.6	5.3
建設業	127	61	62	4	127	44	56	27	44	35	8	1
製造業	100.0	48.0	48.8	3.1	100.0	34.6	44.1	21.3	100.0	79.5	18.2	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	604	303	262	39	604	265	288	51	265	222	27	16
情報通信業	100.0	50.2	43.4	6.5	100.0	43.9	47.7	8.4	100.0	83.8	10.2	6.0
運輸業、郵便業	9	7	2	-	9	5	2	2	5	3	1	1
卸売業、小売業	100.0	77.8	22.2	-	100.0	55.6	22.2	22.2	100.0	60.0	20.0	20.0
金融業、保険業	87	46	37	4	87	31	39	17	31	26	4	1
不動産業、物品賃貸業	188	96	80	12	188	88	74	26	88	71	14	3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.1	42.6	6.4	100.0	46.8	39.4	13.8	100.0	80.7	15.9	3.4
宿泊業、飲食サービス業	446	240	170	36	446	225	188	33	225	193	20	12
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	53.8	38.1	8.1	100.0	50.4	42.2	7.4	100.0	85.8	8.9	5.3
教育、学習支援業	23	13	9	1	23	12	8	3	12	7	4	1
医療、福祉	100.0	56.5	39.1	4.3	100.0	52.2	34.8	13.0	100.0	58.3	33.3	8.3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	36	22	12	2	36	21	3	2	21	17	2	2
その他サービス業(他に分類されないもの)	100.0	61.1	33.3	5.6	100.0	58.3	33.3	8.3	100.0	81.0	9.5	9.5
その他	50	21	23	6	50	28	12	10	28	10	9	1
無回答	100.0	42.0	46.0	12.0	100.0	20.0	56.0	24.0	100.0	90.0	10.0	-
サービス業計	149	64	69	16	149	58	74	17	58	43	10	5
非製造業計	100.0	43.0	46.3	10.7	100.0	38.9	49.7	11.4	100.0	74.1	17.2	8.6
49人以下	80	41	33	6	80	37	36	7	37	35	2	-
50~99人	100.0	51.3	41.3	7.5	100.0	46.3	45.0	8.8	100.0	94.6	5.4	-
100~299人	35	18	15	2	35	16	16	3	16	15	-	1
300~499人	100.0	51.4	42.9	5.7	100.0	45.7	45.7	8.6	100.0	93.8	-	6.3
500~999人	96	39	51	6	96	27	62	7	27	18	6	3
1,000人以上	100.0	40.6	53.1	6.3	100.0	28.1	64.6	7.3	100.0	66.7	22.2	11.1
無回答	4	3	1	-	4	2	2	-	2	2	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	100.0	75.0	25.0	-	100.0	50.0	50.0	-	100.0	100.0	-	-
その他	271	132	126	13	271	110	132	29	110	94	12	4
無回答	100.0	48.7	46.5	4.8	100.0	40.6	48.7	10.7	100.0	85.5	10.9	3.6
サービス業計	6	3	3	-	6	3	3	-	3	2	-	1
非製造業計	100.0	50.0	50.0	-	100.0	50.0	50.0	-	100.0	66.7	-	33.3
49人以下	9	2	4	3	9	-	5	4	-	-	-	-
50~99人	100.0	22.2	44.4	33.3	100.0	-	55.6	44.4	-	-	-	-
100~299人	554	261	252	41	554	217	272	65	217	183	25	9
300~499人	100.0	47.1	45.5	7.4	100.0	39.2	49.1	11.7	100.0	84.3	11.5	4.1
500~999人	1,607	806	693	108	1,607	689	732	186	689	570	84	35
1,000人以上	100.0	50.2	43.1	6.7	100.0	42.9	45.6	11.6	100.0	82.7	12.2	5.1
無回答	76	29	39	8	76	21	39	16	21	17	1	3
50~99人	100.0	38.2	51.3	10.5	100.0	27.6	51.3	21.1	100.0	81.0	4.8	14.3
100~299人	661	283	329	49	661	234	342	85	234	191	28	15
300~499人	100.0	42.8	49.8	7.4	100.0	35.4	51.7	12.9	100.0	81.6	12.0	6.4
500~999人	837	421	355	61	837	355	391	91	355	295	42	18
1,000人以上	100.0	50.3	42.4	7.3	100.0	42.4	46.7	10.9	100.0	83.1	11.8	5.1
無回答	198	101	89	8	198	92	94	12	92	82	6	4
50~99人	100.0	51.0	44.9	4.0	100.0	46.5	47.5	6.1	100.0	89.1	6.5	4.3
100~299人	173	91	73	9	173	84	73	16	84	76	4	4
300~499人	100.0	52.6	42.2	5.2	100.0	48.6	42.2	9.2	100.0	90.5	4.8	4.8
500~999人	260	179	69	12	260	166	79	15	166	129	30	7
1,000人以上	100.0	68.8	26.5	4.6	100.0	63.8	30.4	5.8	100.0	77.7	18.1	4.2
無回答	15	7	5	3	15	2	7	6	2	2	-	-
サービス業計	100.0	46.7	33.3	20.0	100.0	13.3	46.7	40.0	100.0	100.0	-	-

○役職について

	有期契約労働者の現状				「役職者がある」場合の役職の上限				転換先となる無期契約区分				
	フルタイム契約労働者の現状について、何らかの形で無期契約にしている計	役職者がある	役職者がいない	無回答	フルタイム契約労働者の現状について、何らかの形で無期契約にしている計	下級(係長等)クラスまで	中級(課長等)クラスまで	上級(部長等)クラスまで	無回答	フルタイム契約労働者の現状について、何らかの形で無期契約にしている計	役職に就任する	役職に就任しない	無回答
合計	2,220	394	1,678	148	394	81	103	188	22	2,220	534	1,367	319
業種	100.0	17.7	75.6	6.7	100.0	20.6	26.1	47.7	5.6	100.0	24.1	61.6	14.4
建設業	127	24	99	4	127	2	4	16	2	127	25	68	34
製造業	100.0	18.9	78.0	3.1	100.0	8.3	16.7	66.7	8.3	100.0	19.7	53.5	26.8
電気・ガス・熱供給・水道業	604	74	493	37	604	11	12	45	6	604	114	418	72
情報通信業	100.0	12.3	81.6	6.1	100.0	14.9	16.2	60.8	8.1	100.0	18.9	69.2	11.9
運輸業、郵便業	9	1	8	-	9	-	-	-	1	-	9	3	4
卸売業、小売業	100.0	11.1	88.9	-	100.0	-	-	-	100.0	33.3	44.4	22.2	10.0
金融業、保険業	87	19	65	3	87	5	5	8	5	87	33	28	26
不動産業、物品賃貸業	100.0	21.8	74.7	3.4	100.0	26.3	26.3	42.1	5.3	100.0	37.9	32.2	29.9
学術研究、専門・技術サービス業	188	22	154	12	188	1	6	13	2	188	35	125	35
宿泊業、飲食サービス業	100.0	11.7	81.9	6.4	100.0	4.5	27.3	59.1	9.1	100.0	18.6	66.5	14.9
生活関連サービス業、娯楽業	446	72	339	35	446	27	26	27	2	446	101	298	47
教育、学習支援業	100.0	16.1	76.0	7.8	100.0	23.6	36.1	37.5	2.8	100.0	22.6	66.8	10.5
医療、福祉	23	5	17	1	23	-	2	3	-	23	3	3	3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	100.0	21.7	73.9	4.3	100.0	-	40.0	60.0	-	100.0	13.0	73.9	13.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	36	11	22	3	36	7	1	3	-	36	14	19	3
その他	100.0	30.6	61.1	8.3	100.0	63.6	9.1	27.3	-	100.0	38.9	52.8	8.3
無回答	50	12	32	6	50	2	2	7	1	50	15	21	14
サービス業計	100.0	24.0	64.0	12.0	100.0	16.7	16.7	58.3	8.3	100.0	30.0	42.0	28.0
非製造業計	149	43	90	16	149	3	17	14	3	149	48	80	21
49人以下	100.0	28.9	60.4	10.7	100.0	20.9	39.5	32.6	7.0	100.0	32.2	53.7	14.1
50~99人	80	13	61	6	80	4	2	6	1	80	21	53	6
100~299人	100.0	16.3	76.3	7.5	100.0	30.8	15.4	46.2	7.7	100.0	26.3	66.3	7.5
300~499人	35	15	18	2	35	-	4	8	3	35	14	16	5
500~999人	100.0	42.9	51.4	5.7	100.0	-	26.7	53.3	20.0	100.0	40.0	45.7	14.3
1,000人以上	96	19	70	7	96	8	2	9	-	96	22	62	12
無回答	100.0	19.8	72.9	7.3	100.0	42.1	10.5	47.4	-	100.0	22.9	64.6	12.5
サービス業計	4	1	3	-	4	-	1	-	-	4	1	3	-
非製造業計	100.0	25.0	75.0	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	25.0	75.0	-
49人以下	271	61	197	13	271	15	17	28	1	271	81	149	41
50~99人	100.0	22.5	72.7	4.8	100.0	24.6	27.9	45.9	1.6	100.0	29.9	55.0	15.1
100~299人	6	1	5	-	6	-	1	-	-	6	2	3	1
300~499人	100.0	16.7	83.3	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	33.3	50.0	16.7
500~999人	9	1	5	3	9	-	1	-	-	9	2	3	4
1,000人以上	100.0	11.1	55.6	33.3	100.0	-	100.0	-	-	100.0	22.2	33.3	44.4
無回答	554	130	383	41	554	30	39	55	6	554	166	306	82
サービス業計	100.												

○配置転換について

	有期契約労働者の現状				「配転することがある」場合の配転範囲				転換先となる無期契約区分				「配転することがある」場合の配転範囲					
	配転することがある	配転しない	無回答	計	配転することがある計	事業所内のみ	事業所間もある(転居はなし)	転居を伴う事業所間もある	無回答	配転することがある	配転しない	無回答	配転することがある計	事業所内のみ	事業所間もある(転居はなし)	転居を伴う事業所間もある	無回答	
合計	2,220	1,145	925	150	1,145	537	481	118	9	2,220	1,217	738	265	1,217	502	505	200	10
業種	100.0	51.6	41.7	6.8	100.0	46.9	42.0	10.3	0.8	100.0	54.8	33.2	11.9	100.0	41.2	41.5	16.4	0.8
建設業	127	47	75	5	47	23	14	8	2	127	46	52	29	46	19	14	11	2
製造業	604	336	228	40	336	225	81	26	4	604	352	191	61	352	210	88	53	1
電気・ガス・熱供給・水道業	9	6	3	-	6	1	5	-	-	9	6	1	2	6	-	4	2	-
情報通信業	87	46	38	3	46	20	18	7	1	87	49	20	18	49	23	14	12	-
運輸業、郵便業	188	92	13	83	44	30	9	-	-	188	90	72	26	90	40	34	16	-
卸売業、小売業	1000	441	489	69	1000	530	361	108	-	1000	479	383	138	1000	444	378	178	-
金融業、保険業	446	232	180	34	232	73	133	25	1	446	251	157	38	251	70	141	37	3
不動産業、物品賃貸業	1000	520	404	76	1000	315	573	108	0.4	1000	563	352	85	1000	279	562	147	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	23	15	7	1	15	5	10	-	-	23	15	5	3	15	3	9	3	-
宿泊業、飲食サービス業	1000	65.2	30.4	4.3	1000	33.3	66.7	-	-	1000	65.2	21.7	13.0	1000	20.0	60.0	20.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	36	20	14	2	20	5	11	4	-	36	24	9	3	24	3	16	5	-
医療、福祉	50	22	22	6	22	6	10	6	-	50	21	17	12	21	5	7	9	-
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	1000	44.0	44.0	12.0	1000	27.3	45.5	27.3	-	1000	42.0	34.0	24.0	1000	23.8	33.3	42.9	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	149	79	54	16	79	32	41	6	-	149	85	46	18	85	30	47	8	-
その他	1000	53.0	36.2	10.7	1000	40.5	51.9	7.6	-	1000	57.0	30.9	12.1	1000	35.3	55.3	9.4	-
無回答	80	37	37	6	37	13	18	6	-	80	41	33	6	41	17	15	9	-
サービス業計	1000	46.3	46.3	7.5	1000	35.1	48.6	16.2	-	1000	51.3	41.3	7.5	1000	41.5	36.6	22.0	-
非製造業計	35	15	18	2	15	9	5	1	-	35	19	11	5	19	9	8	2	-
雇用者規模	1000	42.9	51.4	5.7	1000	60.0	33.3	6.7	-	1000	54.3	31.4	14.3	1000	47.4	42.1	10.5	-
49人以下	96	56	34	6	56	24	30	2	-	96	56	33	7	56	20	32	3	1
50～99人	1000	58.3	35.4	6.3	1000	42.9	53.6	3.6	-	1000	58.3	34.4	7.3	1000	35.7	57.1	5.4	1.8
100～299人	4	2	2	-	2	1	1	-	-	4	2	2	-	2	1	1	-	-
300～499人	1000	50.0	50.0	-	1000	50.0	50.0	-	-	1000	50.0	50.0	-	1000	50.0	50.0	-	-
500～999人	271	145	113	13	145	54	72	18	1	271	155	83	33	155	51	73	28	3
1,000人以上	1000	53.5	41.7	4.8	1000	37.2	49.7	12.4	0.7	1000	57.2	30.6	12.2	1000	32.9	47.1	18.1	1.9
無回答	6	3	3	-	3	1	2	-	-	6	3	3	-	3	1	1	1	-
サービス業計	1000	50.0	50.0	-	1000	33.3	66.7	-	-	1000	50.0	50.0	-	1000	33.3	66.7	-	-
非製造業計	9	1	5	3	1	1	-	-	-	9	2	3	4	2	-	1	1	-
49人以下	1000	11.1	55.6	33.3	1000	100.0	-	-	-	1000	22.2	33.3	44.4	100.0	-	50.0	50.0	-
50～99人	554	285	228	41	285	106	142	36	1	554	304	181	69	304	104	143	54	3
100～299人	1000	51.4	41.2	7.4	1000	37.2	49.8	12.6	0.4	1000	54.9	32.7	12.5	1000	34.2	47.0	17.8	1.0
300～499人	1,607	808	692	107	808	311	400	92	5	1,607	863	544	200	863	292	416	146	9
500～999人	1000	50.3	43.1	6.7	1000	38.5	49.5	11.4	0.6	1000	53.7	33.9	12.4	1000	33.8	48.2	16.9	1.0
1,000人以上	76	28	41	7	28	11	14	3	-	76	24	34	18	24	10	10	3	1
無回答	1000	36.8	53.9	9.2	1000	39.3	50.0	10.7	-	1000	31.6	44.7	23.7	1000	41.7	41.7	12.5	4.2
50～99人	661	291	319	51	291	180	80	28	3	661	314	250	97	314	182	88	43	1
100～299人	1000	44.0	48.3	7.7	1000	61.9	27.5	9.6	1.0	1000	47.5	37.8	14.7	1000	58.0	28.0	13.7	0.3
300～499人	837	432	344	61	432	211	176	40	5	837	467	269	101	467	195	189	79	4
500～999人	1000	51.6	41.1	7.3	1000	48.8	40.7	9.3	1.2	1000	55.8	32.1	12.1	1000	41.8	40.5	16.9	0.9
1,000人以上	198	109	79	10	109	48	51	10	-	198	109	73	16	109	40	52	16	1
無回答	1000	55.1	39.9	5.1	1000	44.0	46.8	9.2	-	1000	55.1	36.9	8.1	1000	36.7	47.7	14.7	0.9
49人以下	173	114	52	7	114	35	64	15	-	173	119	40	14	119	28	66	24	1
50～99人	1000	65.9	30.1	4.0	1000	30.7	56.1	13.2	-	1000	68.8	23.1	8.1	1000	23.5	55.5	20.2	0.8
100～299人	260	166	83	11	166	48	96	21	1	260	180	67	13	180	45	99	34	2
300～499人	1000	63.8	31.9	4.2	1000	28.9	57.8	12.7	0.6	1000	69.2	25.8	5.0	1000	25.0	55.0	18.9	1.1
500～999人	15	5	7	3	5	4	-	1	-	15	4	5	6	4	2	1	1	-
1,000人以上	1000	33.3	46.7	20.0	1000	80.0	-	20.0	-	1000	26.7	33.3	40.0	1000	50.0	25.0	25.0	-

○所定労働時間の長さについて

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分					
	週30時間以上	週20時間以上 30時間未満	週20時間未満	無回答	有期契約 当時から 長くなる	有期契約 当時から 同じ	有期契約 当時から 短くなる	無回答		
合計	2,220	1,654	307	75	184	2,220	187	1,714	22	297
業種	100.0	74.5	13.8	3.4	8.3	100.0	8.4	77.2	1.0	13.4
建設業	127	99	19	1	8	127	12	84	-	31
製造業	604	484	62	9	49	604	53	477	7	67
電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	1	-	-	9	2	5	1.2	11.1
情報通信業	87	75	6	3	3	87	5	64	-	22.2
運輸業、郵便業	188	135	30	3	17	188	15	139	3	31
卸売業、小売業	1000	73.4	16.0	1.6	9.0	1000	8.0	73.9	1.6	16.5
金融業、保険業	446	319	71	18	38	446	43	357	5	41
不動産業、物品賃貸業	1000	71.5	15.9	4.0	8.5	1000	9.6	80.0	1.1	9.2
学術研究、専門・技術サービス業	23	16	4	2	1	23	5	14	-	4
宿泊業、飲食サービス業	1000	69.6	17.4	8.7	4.3	1000	21.7	60.9	-	17.4
生活関連サービス業、娯楽業	1000	80.6	13.9	-	2	1000	1.1	86.1	-	11.1
教育、学習支援業	50	40	3	-	7	50	7	29	-	14
医療、福祉	1000	80.0	6.0	-	14.0	1000	14.0	58.0	-	28.0
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	149	82	28	18	21	149	16	108	3	22
その他サービス業(他に分類されないもの)	1000	55.0	18.8	12.1	14.1	1000	10.7	72.5	2.0	14.8
その他	80	50	18	3	9	80	5	67	1	7
無回答	1000	62.5	22.5	3.8	11.3	1000	6.3	83.8	1.3	8.8
サービス業計	35	24	5	4	2	35	2	27	-	6
非製造業計	1000	68.6	14.3	11.4	5.7	1000	5.7	77.1	-	17.1
49人以下	96	63	18	6	9	96	7	77	1	11
50～99人	1000	65.6	18.8	6.3	9.4	1000	7.3	80.2	1.0	11.5
100～299人	4	4	-	-	-	4	-	4	-	-
300～499人	1000	100.0	-	-	-	1000	-	100.0	-	-
500～999人	271	212	36	8	15	271	14	221	2	34
1,000人以上	1000	78.2	13.3	3.0	5.5	1000	5.2	81.5	0.7	12.5
無回答	6	6	-	-	-	6	-	6	-	-
サービス業計	1000	100.0	-	-	-	1000	-	100.0	-	-
非製造業計	9	5	1	-	3	9	-	4	-	5
49人以下	1000	55.6	11.1	-	33.3	1000	-	44.4	-	55.6
50～99人	554	388	85	29	52	554	42	429	6	77
100～299人	1000	70.0								

○変形労働時間制やシフト勤務制の適用

	有期契約労働者の現状			転換先となる無期契約区分				
	適用している	適用していない	無回答	適用する	適用しない	無回答		
合計	2,220 100.0	1,281 57.7	775 34.9	164 7.4	2,220 100.0	1,244 56.0	695 31.3	281 12.7
業種								
建設業	127 100.0	56 44.1	64 50.4	7 5.5	127 100.0	52 40.9	46 36.2	29 22.8
製造業	604 100.0	324 53.6	237 39.2	43 7.1	604 100.0	317 52.5	225 37.3	62 10.3
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	9 100.0	7 77.8	-	2 22.2
情報通信業	87 100.0	41 47.1	42 48.3	4 4.6	87 100.0	39 44.8	29 33.3	19 21.8
運輸業、郵便業	188 100.0	121 64.4	52 27.7	15 8.0	188 100.0	118 62.8	42 22.3	28 14.9
卸売業、小売業	446 100.0	244 54.7	166 37.2	36 8.1	446 100.0	245 54.9	160 35.9	41 9.2
金融業、保険業	23 100.0	7 30.4	15 65.2	1 4.3	23 100.0	9 39.1	11 47.8	3 13.0
不動産業、物品賃貸業	36 100.0	25 69.4	9 25.0	2 5.6	36 100.0	23 63.9	10 27.8	3 8.3
学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	16 32.0	27 54.0	7 14.0	50 100.0	15 30.0	22 44.0	13 26.0
宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	118 79.2	15 10.1	16 10.7	149 100.0	114 76.5	14 9.4	21 14.1
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	54 67.5	17 21.3	9 11.3	80 100.0	52 65.0	19 23.8	9 11.3
教育、学習支援業	35 100.0	18 51.4	15 42.9	2 5.7	35 100.0	16 45.7	13 37.1	6 17.1
医療、福祉	96 100.0	69 71.9	21 21.9	6 6.3	96 100.0	71 74.0	20 20.8	5 5.2
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-
その他サービス業（他に分類されないもの）	271 100.0	174 64.2	84 31.0	13 4.8	271 100.0	161 59.4	75 27.7	35 12.9
その他	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-
無回答	9 100.0	2 22.2	4 44.4	3 33.3	9 100.0	1 11.1	3 33.3	5 55.6
業種2								
製造業計	604 100.0	324 53.6	237 39.2	43 7.1	604 100.0	317 52.5	225 37.3	62 10.3
サービス業計	554 100.0	365 65.9	144 26.0	45 8.1	554 100.0	345 62.3	131 23.6	78 14.1
非製造業計	1,607 100.0	955 59.4	534 33.2	118 7.3	1,607 100.0	926 57.6	467 29.1	214 13.3
雇用者規模								
49人以下	76 100.0	35 46.1	33 43.4	8 10.5	76 100.0	29 38.2	29 38.2	18 23.7
50～99人	661 100.0	329 49.8	276 41.8	56 8.5	661 100.0	317 48.0	242 36.6	102 15.4
100～299人	837 100.0	476 56.9	296 35.4	65 7.8	837 100.0	465 55.6	265 31.7	107 12.8
300～499人	198 100.0	132 66.7	54 27.3	12 6.1	198 100.0	131 66.2	53 26.8	14 7.1
500～999人	173 100.0	127 73.4	38 22.0	8 4.6	173 100.0	121 69.9	34 19.7	18 10.4
1,000人以上	260 100.0	176 67.7	72 27.7	12 4.6	260 100.0	176 67.7	69 26.5	15 5.8
無回答	15 100.0	6 40.0	6 40.0	3 20.0	15 100.0	5 33.3	3 20.0	7 46.7

○残業や休日出勤について

	有期契約労働者の現状			「行わせている」場合の長さや頻度			転換先となる無期契約区分			「行わせる」場合の長さや頻度						
	行わせている	行わせていない	無回答	有期契約労働者の現状として残業や休日出勤を行わせている計	正社員と同じ	正社員と比べて制限している	無回答	行わせる	行わせない	無回答	転換先となる無期契約区分について、残業や休日出勤を行わせる計	有期契約当時と同じ	有期契約当時より拡大する	無回答		
合計	2,220 100.0	1,647 74.2	421 19.0	152 6.8	1,647 100.0	654 39.7	973 59.1	20 1.2	2,220 100.0	1,555 70.0	406 18.3	259 11.7	1,555 100.0	1,367 87.9	177 11.4	11 0.7
業種																
建設業	127 100.0	93 73.2	28 22.0	6 4.7	93 100.0	26 28.0	64 68.8	3 3.2	127 100.0	83 65.4	16 12.6	28 22.0	83 100.0	71 85.5	11 13.3	1 1.2
製造業	604 100.0	467 77.3	96 15.9	41 6.8	467 100.0	177 37.9	285 61.0	5 1.1	604 100.0	451 74.7	94 15.6	59 9.8	451 100.0	391 86.7	57 12.6	3 0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-
情報通信業	87 100.0	74 85.1	10 11.5	3 3.4	87 100.0	74 85.1	10 11.5	3 3.4	87 100.0	63 72.4	6 6.9	18 20.7	63 100.0	56 88.9	6 9.5	1 1.6
運輸業、郵便業	188 100.0	144 76.6	31 16.5	13 6.9	144 100.0	53 36.8	88 61.1	3 2.1	188 100.0	135 71.8	27 14.4	26 13.8	135 100.0	120 88.9	15 11.1	-
卸売業、小売業	446 100.0	300 67.3	110 24.7	36 8.1	300 100.0	146 48.7	152 50.7	2 0.7	446 100.0	292 65.5	117 26.2	37 8.3	292 100.0	259 88.7	30 10.3	3 1.0
金融業、保険業	23 100.0	16 69.6	6 26.1	1 4.3	16 100.0	7 43.8	8 50.0	1 6.3	23 100.0	14 60.9	6 26.1	3 13.0	14 100.0	8 57.1	6 42.9	-
不動産業、物品賃貸業	36 100.0	28 77.8	6 16.7	2 5.6	28 100.0	14 50.0	14 50.0	-	36 100.0	27 75.0	6 16.7	3 8.3	27 100.0	25 92.6	2 7.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	38 76.0	6 12.0	6 12.0	38 100.0	15 39.5	23 60.5	-	50 100.0	34 68.0	4 8.0	12 24.0	34 100.0	25 73.5	9 26.5	-
宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	109 73.2	26 17.4	14 9.4	109 100.0	49 45.0	58 53.2	2 1.8	149 100.0	105 70.5	27 18.1	17 11.4	105 100.0	95 90.5	9 8.6	1 1.0
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	54 67.5	19 23.8	7 8.8	54 100.0	25 46.3	28 51.9	1 1.9	80 100.0	50 62.5	25 31.3	5 6.3	50 100.0	45 90.0	5 10.0	-
教育、学習支援業	35 100.0	20 57.1	14 40.0	1 2.9	20 100.0	9 45.0	10 50.0	1 5.0	35 100.0	20 57.1	9 25.7	6 17.1	20 100.0	19 95.0	1 5.0	-
医療、福祉	96 100.0	68 68.8	24 25.0	6 6.3	68 100.0	30 45.5	36 54.5	-	96 100.0	67 66.7	27 28.1	5 5.2	67 100.0	57 89.1	7 10.9	-
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	3 100.0	-	3 100.0	-	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	3 100.0	2 66.7	1 25.0	-
その他サービス業（他に分類されないもの）	271 100.0	218 80.4	40 14.8	13 4.8	218 100.0	75 34.4	142 65.1	1 0.5	271 100.0	199 73.4	38 14.0	34 12.5	199 100.0	181 91.0	16 8.0	2 1.0
その他	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-
無回答	9 100.0	5 55.6	1 11.1	3 33.3	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-	9 100.0	5 55.6	1 11.1	4 44.4	5 100.0	5 100.0	-	-
業種2																
サービス業計	554 100.0	422 76.2	92 16.6	40 7.2	422 100.0	164 38.9	254 60.2	4 0.9	554 100.0	390 70.4	96 17.3	68 12.3	390 100.0	348 89.2	39 10.0	3 0.8
非製造業計	1,607 100.0	1,175 73.1	324 20.2	108 6.7	1,175 100.0	475 40.4	685 58.3	15 1.3	1,607 100.0	1,099 68.4	312 19.4	196 12.2	1,099 100.0	971 88.4	120 10.9	8 0.7
雇用者規模																
49人以下	76 100.0	48 63.2	21 27.6	7 9.2	48 100.0	18 37.5	27 56.3	3 6.3	76 100.0	33 43.4	26 34.2	17 22.4	33 100.0	28 84.8	5 15.2	-
50～99人	661 100.0	449 67.9	157 23.8	55 8.3	449 100.0	172 38.3	272 60.6	5 1.1	661 100.0	420 63.5	146 22.1	95 14.4	420 100.0	349 83.1	70 16.7	1 0.2
100～299人	837 100.0	612 73.1	167 20.0	58 6.9	612 100.0	251 41.0	352 57.5	9 1.5	837 100.0	581 69.4	159 19.0	97 11.6	581 100.0	508 87.4	68 11.7	5 0.9
300～499人	198 100.0	166 83.8	22 11.1	10 5.1	166 100.0	67 40.4	99 59.6	-	198 100.0	158 79.8	26 13.1	14 7.1	158 100.0	144 91.1	13 8.2	1 0.6
500～999人	173 100.0	147 85.0	19 11.0	7 4.0	147 100.0	52 35.4	93 63.3	2 1.4	173 100.0	138 79.8	19 11.0	16 9.2	138 100.0	128 92.8	8 5.8	2 1.4
1,000人以上	260 100.0	218 83.8	30 11.5	12 4.6	218 100.0	90 41.3	127 58.3	1 0.5	260 100.0	218 83.8	28 10.8	14 5.4	218 100.0	204 93.6	12 5.5	2 0.9
無回答	15 100.0	7 46.7	5 33.3	3 20.0	7 100.0	4 57.1	3 42.9	-	15 100.0	7 46.7	5 33.3	3 20.0	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-

○教育訓練について

	有期契約労働者の現状				「行っている」場合の訓練内容				転換先となる無期契約区分				「行う」場合の訓練内容			
	フルタイムまたはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約化していく計	行っている	特設、行っていない	無回答	有期契約労働者の現状として教育訓練を行っている計	職務遂行に必要なもののみ	より高度な職務に就くためや、自己啓発支援を含む	無回答	フルタイムまたはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約化していく計	行う	特設、行わない	無回答	転換先となる無期契約区分について教育訓練を行う計	職務遂行に必要なもののみ	より高度な職務に就くためや、自己啓発支援を含む	無回答
合計	2,220 100.0	1,341 60.4	720 32.4	159 7.2	1,341 100.0	982 73.2	340 25.4	19 1.4	2,220 100.0	1,331 60.0	622 28.0	267 12.0	1,331 100.0	846 63.6	469 35.2	16 1.2
業種																
建設業	127 100.0	68 53.5	53 41.7	6 4.7	68 100.0	54 79.4	12 17.6	2 2.9	127 100.0	56 44.1	41 32.3	30 23.6	56 100.0	39 69.6	17 30.4	-
製造業	604 100.0	377 62.4	184 30.5	43 7.1	377 100.0	287 76.1	87 23.1	3 0.8	604 100.0	383 63.4	161 26.7	60 9.9	383 100.0	248 64.8	131 34.2	4 1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	9 100.0	-	-	9 100.0	8 88.9	-	1 11.1	9 100.0	7 77.8	-	2 22.2	7 100.0	5 71.4	2 28.6	-
情報通信業	87 100.0	49 56.3	33 37.9	5 5.7	49 100.0	28 57.1	21 42.9	-	87 100.0	44 50.6	23 26.4	20 23.0	44 100.0	20 45.5	24 54.5	-
運輸業、郵便業	188 100.0	120 63.8	54 28.7	14 7.4	120 100.0	99 82.5	17 14.2	4 3.3	188 100.0	116 61.7	45 23.9	27 14.4	116 100.0	85 73.3	29 25.0	2 1.7
卸売業、小売業	446 100.0	234 52.5	176 39.5	36 8.1	234 100.0	160 68.4	67 28.6	7 3.0	446 100.0	255 57.2	153 34.3	38 8.5	255 100.0	165 64.7	86 33.7	4 1.6
金融業、保険業	23 100.0	18 78.3	4 17.4	1 4.3	18 100.0	11 61.1	7 38.9	-	23 100.0	16 69.6	4 17.4	3 13.0	16 100.0	8 50.0	8 50.0	-
不動産業、物品賃貸業	36 100.0	22 61.1	12 33.3	2 5.6	22 100.0	12 54.5	10 45.5	-	36 100.0	21 58.3	12 33.3	3 8.3	21 100.0	9 42.9	12 57.1	-
学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	31 62.0	13 26.0	6 12.0	31 100.0	20 64.5	11 35.5	-	50 100.0	28 56.0	10 20.0	12 24.0	28 100.0	12 42.9	16 57.1	-
宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	81 54.4	54 36.2	14 9.4	81 100.0	62 76.5	19 23.5	-	149 100.0	86 57.7	47 31.5	16 10.7	86 100.0	59 68.6	26 30.2	1 1.2
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	45 56.3	29 36.3	6 7.5	45 100.0	31 68.9	13 28.9	1 2.2	80 100.0	46 57.5	29 36.3	5 6.3	46 100.0	30 65.2	14 30.4	2 4.3
教育、学習支援業	35 100.0	20 57.1	14 40.0	1 2.9	20 100.0	12 60.0	7 35.0	1 5.0	35 100.0	17 48.6	12 34.3	6 17.1	17 100.0	10 58.8	7 41.2	-
医療、福祉	96 100.0	72 75.0	17 17.7	7 7.3	72 100.0	43 59.7	29 40.3	-	96 100.0	68 70.8	21 21.9	7 7.3	68 100.0	34 50.0	32 47.1	2 2.9
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-
その他サービス業（他に分類されないもの）	271 100.0	186 68.6	70 25.8	15 5.5	186 100.0	151 81.2	35 18.8	-	271 100.0	178 65.7	59 21.8	34 12.5	178 100.0	117 65.7	60 33.7	1 0.6
その他	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-
無回答	9 100.0	2 22.2	4 44.4	3 33.3	2 100.0	-	2 100.0	-	9 100.0	2 22.2	3 33.3	4 44.4	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
サービス業計	554 100.0	346 62.5	167 30.1	41 7.4	346 100.0	265 76.6	80 23.1	1 0.3	554 100.0	341 61.6	146 26.4	67 12.1	341 100.0	219 64.2	118 34.6	4 1.2
非製造業計	1,607 100.0	962 59.9	532 33.1	113 7.0	962 100.0	695 72.2	251 26.1	16 1.7	1,607 100.0	946 58.9	458 28.5	203 12.6	946 100.0	597 63.1	337 35.6	12 1.3
雇用者規模																
49人以下	76 100.0	36 47.4	31 40.8	9 11.8	36 100.0	21 58.3	13 36.1	2 5.6	76 100.0	32 42.1	27 35.5	17 22.4	32 100.0	20 62.5	12 37.5	-
50～99人	661 100.0	367 55.5	238 36.0	56 8.5	367 100.0	260 70.8	103 28.1	4 1.1	661 100.0	356 53.9	205 31.0	100 15.1	356 100.0	218 61.2	131 36.8	7 2.0
100～299人	837 100.0	510 60.9	268 32.0	59 7.0	510 100.0	382 74.9	117 22.9	11 2.2	837 100.0	502 60.0	235 28.1	100 11.9	502 100.0	314 62.5	183 36.5	5 1.0
300～499人	198 100.0	132 66.7	55 27.8	11 5.6	132 100.0	100 75.8	32 24.2	-	198 100.0	137 69.2	48 24.2	13 6.6	137 100.0	94 68.6	42 30.7	1 0.7
500～999人	173 100.0	108 62.4	55 31.8	10 5.8	108 100.0	89 82.4	18 16.7	1 0.9	173 100.0	106 61.3	48 27.7	19 11.0	106 100.0	76 71.7	28 26.4	2 1.9
1,000人以上	260 100.0	184 70.8	65 25.0	11 4.2	184 100.0	130 70.7	53 28.8	0.5	260 100.0	195 75.0	53 20.4	12 4.6	195 100.0	123 63.1	71 36.4	1 0.5
無回答	15 100.0	4 26.7	8 53.3	3 20.0	4 100.0	-	4 100.0	-	15 100.0	3 20.0	6 40.0	6 40.0	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-

○基本賃金の支払形態について

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分					
	時給制	月給制	その他	無回答	時給制	月給制	その他	無回答		
合計	2,220	1,144	765	153	158	2,220	982	834	127	277
業種	100.0	51.5	34.5	6.9	7.1	100.0	44.2	37.6	5.7	12.5
建設業	127	38	67	17	5	127	28	61	8	30
製造業	604	29.9	52.8	13.4	3.9	100.0	22.0	48.0	6.3	23.8
電気・ガス・熱供給・水道業	604	371	151	41	41	604	307	190	42	65
情報通信業	9	3	5	1	-	9	50.8	31.5	7.0	10.8
運輸業、郵便業	100.0	33.3	56.6	11.1	-	100.0	2.2	56.6	-	2.2
卸売業、小売業	188	22	56	3	6	87	14	96	3	20
金融業、保険業	100.0	25.3	64.4	3.4	6.9	100.0	16.1	57.5	3.4	23.0
不動産業、物品賃貸業	188	96	52	26	14	188	76	61	20	31
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.1	27.7	13.8	7.4	100.0	40.4	32.4	10.6	16.5
宿泊業、飲食サービス業	446	248	144	19	35	446	225	165	17	39
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.6	32.3	4.3	7.8	100.0	50.4	37.0	3.8	8.7
教育、学習支援業	23	10	12	-	1	23	10	10	-	3
医療、福祉	100.0	43.5	52.2	-	4.3	100.0	43.5	43.5	-	13.0
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	36	12	21	1	2	36	10	21	1	4
その他サービス業（他に分類されないもの）	100.0	33.3	58.3	2.8	5.6	100.0	27.8	58.3	2.8	11.1
その他	50	17	26	1	6	50	8	29	1	12
無回答	100.0	34.0	52.0	2.0	12.0	100.0	16.0	58.0	2.0	24.0
サービス業計	149	84	45	5	15	149	78	50	4	17
非製造業計	100.0	56.4	30.2	3.4	10.1	100.0	52.3	33.6	2.7	11.4
49人以下	80	49	22	3	6	80	51	23	1	5
50～99人	100.0	61.3	27.5	3.8	7.5	100.0	63.8	28.8	1.3	6.3
100～299人	35	10	20	3	2	35	9	18	2	6
300～499人	100.0	28.6	57.1	8.6	5.7	100.0	25.7	51.4	5.7	17.1
500～999人	96	50	32	7	7	96	46	37	7	6
1,000人以上	100.0	52.1	33.3	7.3	7.3	100.0	47.9	38.5	7.3	6.3
無回答	4	1	2	1	-	4	1	2	1	-
サービス業計	100.0	25.0	50.0	25.0	-	100.0	25.0	50.0	25.0	-
非製造業計	271	128	105	23	15	271	113	106	19	33
その他	100.0	47.2	38.7	8.5	5.5	100.0	41.7	39.1	7.0	12.2
無回答	6	4	1	1	-	6	3	2	1	-
サービス業計	100.0	11.1	44.4	11.1	33.3	100.0	11.1	44.4	-	44.4
非製造業計	554	279	200	33	42	554	251	210	26	67
49人以下	100.0	50.4	36.1	6.0	7.6	100.0	45.3	37.9	4.7	12.1
50～99人	1,607	772	610	111	114	1,607	674	640	85	208
100～299人	100.0	48.0	38.0	6.9	7.1	100.0	41.9	39.8	5.3	12.9
300～499人	76	40	26	3	7	76	32	26	2	16
500～999人	100.0	52.6	34.2	3.9	9.2	100.0	42.1	34.2	2.6	21.1
1,000人以上	661	322	222	62	55	661	258	252	47	104
無回答	100.0	48.7	33.6	9.4	8.3	100.0	39.0	38.1	7.1	15.7
49人以下	837	447	272	55	63	837	388	304	46	100
50～99人	100.0	53.4	32.5	6.6	7.5	100.0	46.4	36.2	5.5	11.9
100～299人	198	105	72	11	10	198	102	72	10	14
300～499人	100.0	53.0	36.4	5.6	5.1	100.0	51.5	36.4	5.1	7.1
500～999人	173	102	57	6	8	173	84	60	8	21
1,000人以上	100.0	59.0	32.9	3.5	4.6	100.0	48.6	34.7	4.6	12.1
無回答	260	124	109	15	12	260	115	115	14	16
サービス業計	100.0	47.7	41.9	5.8	4.6	100.0	44.2	44.2	5.4	6.2
非製造業計	15	4	7	1	3	15	3	6	-	6
その他	100.0	26.7	46.7	6.7	20.0	100.0	20.0	40.0	-	40.0

○基本賃金の水準について

	有期契約労働者の現状					転換先となる無期契約区分								
	正社員の9割程度	正社員の8割程度	正社員の7割程度	正社員の6割程度以下	無回答	正社員の9割程度	正社員の8割程度	正社員の7割程度	正社員の6割程度以下	無回答				
合計	2,220	411	286	494	442	301	286	2,220	544	227	393	376	285	395
業種	100.0	18.5	12.9	22.3	19.9	13.6	12.9	100.0	24.5	10.2	17.7	16.9	12.8	17.8
建設業	127	34	16	25	26	14	12	127	35	9	20	17	11	35
製造業	604	80	72	141	139	95	77	604	135	56	110	116	89	98
電気・ガス・熱供給・水道業	9	-	1	1	3	2	2	9	-	2	-	1	2	4
情報通信業	100.0	47.1	11.5	9.2	12.6	4.6	14.9	100.0	49.4	8.0	5.7	5.7	3.4	27.6
運輸業、郵便業	188	39	26	43	34	23	23	188	49	15	35	30	21	38
卸売業、小売業	100.0	20.7	13.8	22.9	18.1	12.2	12.2	100.0	26.1	8.0	18.6	16.0	11.2	20.2
金融業、保険業	446	54	32	103	104	86	67	446	94	28	78	93	84	69
不動産業、物品賃貸業	100.0	12.1	7.2	23.1	23.3	19.3	15.0	100.0	21.1	6.3	17.5	20.9	18.8	15.5
学術研究、専門・技術サービス業	23	1	4	3	4	7	4	23	1	3	4	4	6	5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.3	17.4	13.0	17.4	30.4	17.4	100.0	4.3	13.0	17.4	17.4	26.1	21.7
生活関連サービス業、娯楽業	36	9	4	9	7	5	2	36	10	4	7	9	3	3
教育、学習支援業	50	15	9	10	3	4	9	50	20	6	6	3	2	13
医療、福祉	100.0	30.0	18.0	20.0	6.0	8.0	18.0	100.0	40.0	12.0	12.0	6.0	4.0	26.0
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	149	32	18	36	28	15	20	149	32	19	31	27	19	21
その他サービス業（他に分類されないもの）	100.0	21.5	12.1	24.2	18.8	10.1	13.4	100.0	21.5	12.8	20.8	18.1	12.8	14.1
その他	80	16	23	16	6	8	11	80	24	18	13	3	10	12
無回答	100.0	20.0	28.8	20.0	7.5	10.0	13.8	100.0	30.0	22.5	16.3	3.8	12.5	15.0
サービス業計	35	7	5	7	5	8	3	35	7	4	5	3	10	6
非製造業計	100.0	20.0	14.3	20.0	14.3	22.9	8.6	100.0	20.0	11.4	14.3	8.6	28.6	17.1
49人以下	96	17	19	25	19	3	13	96	23	16	22	18	4	13
50～99人	100.0	17.7	19.8	26.0	19.8	3.1	13.5	100.0	24.0	16.7	22.9	18.8	4.2	13.5
100～299人	4	2	-	-	-	2	-	4	2	-	-	-	2	-
300～499人	100.0	50.0	-	-	-	50.0	-	100.0	50.0	-	-	-	50.0	-
500～999人	271	61	45	66	50	23	26	271	64	40	56	45	17	49
1,000人以上	100.0	22.5	16.6	24.4	18.5	8.5	9.6	100.0	23.6	14.8	20.7	16.6	6.3	18.1
無回答	6	2	-	1	2	1	-	6	3	-	1	1	1	-
サービス業計	100.0	33.3	-	16.7	33.3	16.7	-	100.0	50.0	-	16.7	16.7	16.7	-
非製造業計	9	1	2	-	1	1	4	9	2	-	-	1	1	5
49人以下	100.0	11.1	22.2	-	11.1	11.1	44.4	100.0	22.2	-	-	11.1	11.1	55.6
50～99人	554	126	95	128	87	52	66	554	142	83	106	78	50	95
100～299人	100.0	22.7	17.1	23.1	15.7	9.4	11.9	100.0	25.6	15.0	19.1	14.1	9.0	17.1
300～499人	1,607	330	212	353	302	205	205	1,607	407	171	283	259	195	292
500～999人	100.0	20.5	13.2	22.0	18.8	12.8	12.8	100.0	25.3	10.6	17.6	16.1	12.1	18.2
1,000人以上	76	22	9	18	10	6	11	76	21	5	10	10	8	22
無回答	100.0	28.9	11.8	23.7	13.2	7.9	14.5	100.0	27.6	6.6	13.2	13.2	10.5	28.9
49人以下	661	157	87	148	124	60	85	661	194	61	114	101	60	131
50～99人	100.0	23.8	13.2	22.4	18.8	9.1	12.9	100.0	29.3	9.2	17.2	15.3	9.1	19.8
100～299人	837	146	108	193	178	101	111	837	209	91	145	146	98	148
300～499人	100.0	17.4	12.9	23.1	21.3	12.1	13.3	100.0	25.0	10.9	17.3	17.4	11.7	17.7
500～999人	198	35	28	43	37	35	20	198	48	24	43	29	30	24
1,000人以上	100.0	17.7	14.1	21.7	18.7	17.7	10.1	100.0	24.2	12.1	21.7	14.6	15.2	12.1
無回答	173	23	22	37	42	24	25	173	29	20	30	43	19	32
サービス業計	100.0	13.3	12.7	21.4	24.3	13.9	14.5	100.0	16.8	11.6	17.3	24.9	11.0	18.5
非製造業計	260	25	29											

○その他処遇の支給・適用について（該当すべてに○）

		有期契約労働者の現状														
		賞与	退職金	通勤手当	家族手当	住宅手当	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	法定外健康診断	慶弔休暇	法定外の有給休暇制度	無回答	平均選択数		
業種	合計	2,220 100.0	1,094 49.3	221 10.0	1,826 82.3	252 11.4	151 6.8	2,012 90.6	1,891 85.2	1,843 83.0	923 41.6	1,489 67.1	863 38.9	141 6.4	5.9	
	建設業	127 100.0	53 41.7	17 13.4	103 81.1	10 7.9	10 7.9	116 91.3	113 89.0	110 86.6	54 42.5	85 66.9	53 41.7	7 5.5	7	5.8
業種	製造業	604 100.0	364 60.3	64 10.6	509 84.3	181 30.4	36 6.0	548 90.7	522 86.4	510 84.4	257 42.5	432 71.5	251 41.6	37 6.1	37	6.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	5 55.6	4 44.4	9 100.0	-	-	9 100.0	8 88.9	7 77.8	4 44.4	6 66.7	5 55.6	-	-	6.3
業種	情報通信業	87 100.0	26 29.9	4 4.6	78 89.7	8 9.2	5 5.7	81 93.1	81 93.1	80 92.0	53 60.9	58 66.7	39 44.8	4 4.6	4	6.0
	運輸業、郵便業	188 100.0	77 41.0	10 5.3	138 73.4	19 10.1	11 5.9	174 92.6	158 84.0	155 82.4	68 36.2	121 64.4	61 32.4	12 6.4	12	5.6
業種	卸売業、小売業	446 100.0	225 50.4	28 6.3	367 82.3	48 10.8	26 5.8	408 91.5	379 85.0	367 82.3	185 41.5	286 64.1	158 35.4	29 6.5	29	5.8
	金融業、保険業	23 100.0	15 65.2	3 13.0	21 91.3	1 4.3	1 4.3	19 82.6	17 73.9	17 69.6	16 69.6	16 69.6	10 43.5	2 8.7	2	6.6
業種	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	22 61.1	2 5.6	32 88.9	1 2.8	2 5.6	35 97.2	34 94.4	34 94.4	18 50.0	28 77.8	19 52.8	1 2.8	1	6.5
	学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	22 44.0	8 16.0	42 84.0	9 18.0	4 8.0	45 90.0	44 88.0	43 86.0	25 50.0	34 68.0	26 52.0	5 10.0	5	6.5
業種	宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	51 34.2	8 5.4	116 77.9	11 11.4	10 10.1	125 81.2	106 71.1	104 69.8	49 32.9	77 51.7	46 30.9	14 9.4	14	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	34 42.5	8 10.0	63 78.8	6 7.5	2 2.5	71 88.8	64 80.0	65 81.3	27 33.8	49 61.3	24 30.0	7 8.8	7	5.2
業種	教育、学習支援業	35 100.0	19 54.3	4 11.4	27 77.1	10 28.6	10 28.6	32 91.4	29 82.9	28 80.0	21 60.0	27 77.1	18 51.4	3 8.6	3	6.7
	医療、福祉	96 100.0	60 62.5	29 30.2	81 84.4	15 15.6	15 15.6	86 89.6	85 88.5	79 82.3	33 34.4	66 68.8	41 42.7	6 6.3	6	6.4
業種	複合サービス業（郵便局、協同組合等）	4 100.0	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	4 100.0	4 100.0	3 75.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	5.8
	その他サービス業（他に分類されないもの）	271 100.0	112 41.3	28 10.3	226 83.4	24 8.9	12 4.4	251 92.6	236 87.1	230 84.9	103 38.0	192 70.8	105 38.7	11 4.1	11	5.9
業種	その他	6 100.0	1 16.7	-	5 83.3	-	-	6 100.0	6 100.0	6 100.0	4 66.7	5 83.3	4 66.7	-	-	6.0
	無回答	9 100.0	4 44.4	3 33.3	6 66.7	3 33.3	2 22.2	6 66.7	5 55.6	5 55.6	4 44.4	5 55.6	3 33.3	3 33.3	3	5.0
業種	サービス業計	554 100.0	223 40.3	53 9.6	450 81.2	56 10.1	33 6.0	492 88.8	454 81.9	445 80.3	206 37.2	354 63.9	201 36.3	37 6.7	37	5.6
	非製造業計	1,607 100.0	726 45.2	154 9.6	1,311 81.5	168 10.5	113 7.0	1,458 90.7	1,364 84.9	1,328 82.6	662 41.2	1,052 65.5	609 37.9	101 6.3	101	5.8
雇用者規模	49人以下	76 100.0	31 40.8	6 7.9	58 76.3	7 9.2	6 7.9	63 82.9	58 76.3	57 75.0	29 38.2	41 53.9	21 27.6	7 9.2	7	5.3
	50～99人	661 100.0	330 49.9	72 10.9	524 79.3	97 14.7	49 7.4	589 89.1	541 81.8	528 79.9	284 43.0	465 70.3	269 40.7	48 7.3	48	6.0
雇用者規模	100～299人	837 100.0	417 49.8	75 9.0	687 82.1	86 10.3	53 6.3	765 91.4	725 86.6	706 84.3	348 41.6	553 66.1	318 38.0	51 6.1	51	5.9
	300～499人	198 100.0	90 45.5	16 8.1	164 82.8	18 9.1	17 8.6	186 93.9	173 87.4	168 84.8	82 41.4	129 65.2	82 41.4	10 5.1	10	5.9
雇用者規模	500～999人	173 100.0	81 46.8	21 12.1	148 85.5	20 11.6	9 5.2	161 93.1	153 88.4	149 86.1	66 38.2	112 64.7	60 34.7	8 4.6	8	5.8
	1,000人以上	260 100.0	140 53.8	29 11.2	233 89.6	22 8.5	15 5.8	237 91.2	231 88.8	226 86.9	108 41.5	183 70.4	108 41.5	14 5.4	14	6.2
雇用者規模	無回答	15 100.0	5 33.3	2 13.3	12 80.0	2 13.3	2 13.3	11 73.3	10 66.7	9 60.0	6 40.0	6 40.0	5 33.3	3 20.0	3	4.7

		転換先となる無期契約区分														
		賞与	退職金	通勤手当	家族手当	住宅手当	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	法定外健康診断	慶弔休暇	法定外の有給休暇制度	無回答	平均選択数		
業種	合計	2,220 100.0	1,212 54.6	546 24.6	1,718 77.4	440 19.8	276 12.4	1,862 83.9	1,758 79.2	1,720 77.5	870 39.2	1,460 65.8	823 37.1	300 13.5	6.1	
	建設業	127 100.0	60 47.2	35 27.6	89 70.1	22 17.3	15 11.8	95 74.8	92 72.4	91 71.7	46 36.2	76 59.8	45 35.4	29 22.8	29	5.7
業種	製造業	604 100.0	388 64.2	167 27.6	487 80.6	137 22.7	81 13.4	515 85.3	492 81.5	485 80.3	245 40.6	430 71.2	247 40.9	72 11.9	72	6.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	6 66.7	5 55.6	7 77.8	3 33.3	1 11.1	7 77.8	7 77.8	6 66.7	3 33.3	6 66.7	4 44.4	2 22.2	2	7.0
業種	情報通信業	87 100.0	43 49.4	23 26.4	68 78.2	20 25.3	20 23.0	68 78.2	68 78.2	68 78.2	48 55.2	57 65.5	35 40.2	17 19.5	17	6.8
	運輸業、郵便業	188 100.0	84 44.7	42 22.3	124 66.0	20 20.2	10 10.6	152 80.9	143 76.1	140 74.5	62 33.0	113 60.1	54 28.7	36 19.1	36	5.5
業種	卸売業、小売業	446 100.0	252 56.5	95 21.3	360 80.7	80 17.9	48 10.8	393 88.1	363 81.4	353 79.1	184 41.3	293 65.7	156 35.0	43 9.6	43	6.0
	金融業、保険業	23 100.0	13 56.5	4 17.4	18 78.3	2 8.7	2 8.7	17 73.9	15 65.2	15 65.2	14 60.9	14 60.9	9 39.1	5 21.7	5	6.2
業種	不動産業、物品賃貸業	36 100.0	19 52.8	8 22.2	30 83.3	-	1 2.8	33 91.7	32 88.9	32 88.9	16 44.4	27 75.0	19 52.8	3 8.3	3	6.4
	学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	28 56.0	20 40.0	37 74.0	16 32.0	12 24.0	38 76.0	38 76.0	38 76.0	24 48.0	33 66.0	25 50.0	12 24.0	12	7.4
業種	宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	61 40.9	21 14.1	112 75.2	22 14.8	14 9.4	120 80.5	106 71.1	104 69.8	49 32.9	74 49.7	44 29.5	18 12.1	18	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	37 46.3	19 23.8	62 77.5	15 18.8	6 7.5	69 86.3	63 78.8	63 78.8	24 30.0	52 65.0	21 26.3	8 10.0	8	5.4
業種	教育、学習支援業	35 100.0	17 48.6	5 14.3	21 60.0	9 25.7	8 22.9	26 74.3	23 65.7	23 65.7	13 37.1	22 62.9	15 42.9	9 25.7	9	5.7
	医療、福祉	96 100.0	60 62.5	29 40.6	81 83.3	24 25.0	22 22.9	88 91.7	84 87.5	77 80.2	32 33.3	68 70.8	39 40.6	5 5.2	5	6.6
業種	複合サービス業（郵便局、協同組合等）	4 100.0	4 100.0	2 50.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	4 100.0	4 100.0	3 75.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	6.0
	その他サービス業（他に分類されないもの）	271 100.0	135 49.8	57 21.0	211 77.9	45 16.6	22 8.1	227 83.8	218 80.4	212 78.2	101 37.3	184 67.9	103 38.0	36 13.3	36	6.1
業種	その他	6 100.0	2 33.3	1 16.7	5 83.3	1 16.7	1 16.7	6 100.0	6 100.0	6 100.0	4 66.7	5 83.3	4 66.7	-	-	6.0
	無回答	9 100.0	3 33.3	3 33.3	4 44.4	3 33.3	2 22.2	4 44.4	4 44.4	4 44.4	3 33.3	4 44.4	3 33.3	5 55.6	5	3.3
業種	サービス業計	554 100.0	265 47.8	119 21.5	425 76.7	99 17.9	55 9.9	458 82.7	429 77.4	420 75.8	200 36.1	345 62.3	193 34.8	74 13.4	74	5.8
	非製造業計	1,607 100.0	821 51.1	376 23.4	1,227 76.4	300 19.0	193 12.0	1,343 83.6	1,262 78.5	1,231 76.6	622 41.2	1,026 65.5	573 35.7	223 13.9	223	5.9
雇用者規模	49人以下	76 100.0	32 42.1	17 22.4	46 60.5	15 19.7	11 14.5	45 59.2	42 55.3	41 53.9	23 30.3	36 47.4	17 22.4	23 30.3	23	4.3
	50～99人	661 100.0	369 55.8	185 28.0	488 73.8	151 22.8	82 12.4	539 81.5	497 75.2	488 73.8	261 39.5	443 67.0	246 37.2	104 15.7	104	6.2
雇用者規模	100～299人	837 100.0	460 55.0	204 24.4	641 76.6	167 20.0	109 13.0	707 84.5	672 80.3	656 78.4	326 38.9	542 64.8	300 35.8	112 13.4	112	6.1
	300～499人	198 100.0	101 51.0	41 20.7	163 82.3	31 15.7	28 14.1	177 89.4	168 84.8	164 82.8	81 40.9	136 68.7	80 40.4	19 9.6	19	6.1
雇用者規模	500～999人	173 100.0	92 53.2	42 24.3	142 82.1	33 19.1	18 10.4	153 88.4	143 82.7	140 80.9	64 37.0	113 65.3	61 35.3	17 9.8	17	6.1
	1,000人以上	260 100.0	150 58.8	53 20.4	230 88.5	39 15.0	24 9.2	233 89.6	229 88.1	224 86.2	111 42.7	185 71.2	113 43.5	18 6.9	18	6.5
雇用者規模	無回答	15 100.0	5 33.3	4 26												

問14(1). 有期契約労働者の転換先となる、無期契約区分の労働条件の設定方法
 ※現状と転換先の両方に回答ありで再集計したものを再掲

○職務について

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分				「限定する」場合の業務範囲や責任			
	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	限定している	限定していない	無回答	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	限定する	限定しない	無回答	転換先となる無期契約区分の業務を限定する計	有期契約当時から同じ	有期契約当時から拡大する	無回答
合計	1,891 100.0	1,046 55.3	845 44.7	-	1,891 100.0	903 47.8	988 52.2	-	903 100.0	743 82.3	109 12.1	51 5.6
無期通算5年を超える有期労働者から無期契約に切換え	1,107 100.0	614 55.5	493 44.5	-	1,107 100.0	574 51.9	533 48.1	-	574 100.0	485 84.5	54 9.4	35 6.1
対 有期労働者の適性により	468 100.0	243 51.9	225 48.1	-	468 100.0	171 36.5	297 63.5	-	171 100.0	124 72.5	39 22.8	8 4.7
対 5年超前に無期契約に	34 100.0	10 29.4	24 70.6	-	34 100.0	6 17.6	28 82.4	-	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-
無期通算5年を超える有期労働者から無期契約に切換え	1,044 100.0	611 58.5	433 41.5	-	1,044 100.0	572 54.8	472 45.2	-	572 100.0	483 84.4	51 8.9	38 6.6
対 有期労働者の適性により	259 100.0	143 55.2	116 44.8	-	259 100.0	111 42.9	148 57.1	-	111 100.0	83 74.8	22 19.8	6 5.4
対 5年超前に無期契約に	33 100.0	13 39.4	20 60.6	-	33 100.0	10 30.3	23 69.7	-	10 100.0	6 60.0	3 30.0	1 10.0
無期既存の正社員区分に転換する	397 100.0	187 47.1	210 52.9	-	397 100.0	105 26.4	292 73.6	-	105 100.0	71 67.6	30 28.6	4 3.8
無期正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	238 100.0	113 47.5	125 52.5	-	238 100.0	106 44.5	132 55.5	-	106 100.0	87 82.1	13 12.3	6 5.7
無期正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	165 100.0	101 61.2	64 38.8	-	165 100.0	98 59.4	67 40.6	-	98 100.0	75 76.5	19 19.4	4 4.1
無期有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	554 100.0	341 61.6	213 38.4	-	554 100.0	337 60.8	217 39.2	-	337 100.0	306 90.8	9 2.7	22 6.5
無期分からない(具体的には未だ考えていない)	219 100.0	107 48.9	112 51.1	-	219 100.0	90 41.1	129 58.9	-	90 100.0	63 70.0	21 23.3	6 6.7
無期その他	10 100.0	5 50.0	5 50.0	-	10 100.0	5 50.0	5 50.0	-	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-
無期無回答	26 100.0	13 50.0	13 50.0	-	26 100.0	10 38.5	16 61.5	-	10 100.0	7 70.0	2 20.0	1 10.0
無期既存の正社員区分に転換する	136 100.0	66 48.5	70 51.5	-	136 100.0	30 22.1	106 77.9	-	30 100.0	19 63.3	9 30.0	2 6.7
無期正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	220 100.0	105 47.7	115 52.3	-	220 100.0	95 43.2	125 56.8	-	95 100.0	76 80.0	13 13.7	6 6.3
無期正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	146 100.0	89 61.0	57 39.0	-	146 100.0	87 59.6	59 40.4	-	87 100.0	67 77.0	17 19.5	3 3.4
無期有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	574 100.0	378 65.9	196 34.1	-	574 100.0	366 63.8	208 36.2	-	366 100.0	330 90.2	13 3.6	23 6.3
無期分からない(具体的には未だ考えていない)	206 100.0	100 48.5	106 51.5	-	206 100.0	92 44.7	114 55.3	-	92 100.0	65 70.7	19 20.7	8 8.7
無期その他	8 100.0	4 50.0	4 50.0	-	8 100.0	4 50.0	4 50.0	-	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-
無期無回答	46 100.0	25 54.3	21 45.7	-	46 100.0	19 41.3	27 58.7	-	19 100.0	14 73.7	2 10.5	3 15.8

○役職について

	有期契約労働者の現状				「役職者がいる」場合の役職の上限				転換先となる無期契約区分				「役職に登用する」場合の役職の上限					
	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	役職者がいる	役職者がいない	無回答	有期契約労働者の現状で役職者がいる計	下級(係長等)クラスまで	中級(課長等)クラスまで	上級(部長等)クラスまで	無回答	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	役職に登用する	役職には登用しない	無回答	転換先となる無期契約区分について役職に登用する計	下級(係長等)クラスまで	中級(課長等)クラスまで	上級(部長等)クラスまで	無回答
合計	1,816 100.0	346 19.1	1,470 80.9	-	346 100.0	74 21.4	87 25.1	169 48.8	16 4.6	1,816 100.0	522 28.7	1,294 71.3	-	522 100.0	136 26.1	132 25.3	236 45.2	18 3.4
無期通算5年を超える有期労働者から無期契約に切換え	1,071 100.0	225 21.0	846 79.0	-	225 100.0	50 22.2	59 26.2	110 48.9	6 2.7	1,071 100.0	281 26.2	790 73.8	-	281 100.0	82 29.2	77 27.4	115 40.9	7 2.5
対 有期労働者の適性により	443 100.0	82 18.5	361 81.5	-	443 100.0	15 18.3	18 22.0	41 50.0	8 9.8	443 100.0	179 40.4	264 59.6	-	179 100.0	33 18.4	41 22.9	97 54.2	8 4.5
対 5年超前に無期契約に	32 100.0	7 21.9	25 78.1	-	32 100.0	1 14.3	1 14.3	5 71.4	-	32 100.0	10 31.3	22 68.8	-	10 100.0	-	10 90.0	-	-
無期通算5年を超える有期労働者から無期契約に切換え	1,013 100.0	182 18.0	831 82.0	-	182 100.0	47 25.8	45 24.7	83 45.6	7 3.8	1,013 100.0	230 22.7	783 77.3	-	230 100.0	75 32.6	60 26.1	87 37.8	8 3.5
対 有期労働者の適性により	251 100.0	47 18.7	204 81.3	-	251 100.0	7 14.9	13 27.7	22 46.8	5 10.6	251 100.0	79 31.5	172 68.5	-	79 100.0	19 24.1	22 27.8	33 41.8	5 6.3
対 5年超前に無期契約に	31 100.0	8 25.8	23 74.2	-	31 100.0	3 37.5	-	5 62.5	-	31 100.0	8 25.8	23 74.2	-	8 100.0	2 25.0	-	6 75.0	-
無期既存の正社員区分に転換する	374 100.0	60 16.0	314 84.0	-	60 100.0	12 20.0	12 20.0	31 51.7	5 8.3	374 100.0	185 49.5	189 50.5	-	185 100.0	33 17.8	34 18.4	112 60.5	6 3.2
無期正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	228 100.0	46 20.2	182 79.8	-	46 100.0	9 19.6	13 28.3	23 50.0	1 2.2	228 100.0	53 23.2	175 76.8	-	53 100.0	14 26.4	17 32.1	20 37.7	2 3.8
無期正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	161 100.0	40 24.8	121 75.2	-	40 100.0	7 17.5	14 35.0	19 47.5	-	161 100.0	42 26.1	119 73.9	-	42 100.0	13 31.0	16 38.1	13 31.0	-
無期有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	542 100.0	107 19.7	435 80.3	-	542 100.0	30 28.0	23 21.5	48 44.9	6 5.6	542 100.0	115 21.2	427 78.8	-	115 100.0	39 33.9	27 23.5	43 37.4	6 5.2
無期分からない(具体的には未だ考えていない)	210 100.0	56 26.7	154 73.3	-	210 100.0	7 12.5	15 26.8	32 57.1	2 3.6	210 100.0	64 30.5	146 69.5	-	64 100.0	13 20.3	21 32.8	29 45.3	1 1.6
無期その他	9 100.0	1 11.1	8 88.9	-	9 100.0	-	-	1 100.0	-	9 100.0	3 33.3	6 66.7	-	3 100.0	-	-	3 66.7	-
無期無回答	22 100.0	4 18.2	18 81.8	-	22 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	22 100.0	8 36.4	14 63.6	-	8 100.0	3 37.5	3 37.5	2 25.0	-
無期既存の正社員区分に転換する	130 100.0	18 13.8	112 86.2	-	18 100.0	4 22.2	2 11.1	11 61.1	1 5.6	130 100.0	56 43.1	74 56.9	-	56 100.0	15 26.8	4 7.1	31 55.4	6 10.7
無期正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	212 100.0	37 17.5	175 82.5	-	37 100.0	6 16.2	9 24.3	21 56.8	1 2.7	212 100.0	46 21.7	166 78.3	-	46 100.0	13 28.3	14 30.4	18 39.1	1 2.2
無期正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	143 100.0	29 20.3	114 79.7	-	29 100.0	6 20.7	7 24.1	15 51.7	1 3.4	143 100.0	36 25.2	107 74.8	-	36 100.0	12 33.3	12 33.3	12 33.3	-
無期有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	561 100.0	105 18.7	456 81.3	-	561 100.0	35 33.3	24 22.9	39 37.1	7 6.7	561 100.0	114 20.3	447 79.7	-	114 100.0	41 36.0	31 27.2	37 32.5	5 4.4
無期分からない(具体的には未だ考えていない)	199 100.0	42 21.1	157 78.9	-	199 100.0	4 9.5	14 33.3	22 52.4	2 4.8	199 100.0	52 26.1	147 73.9	-	52 100.0	11 21.2	14 26.9	26 50.0	1 1.9
無期その他	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-	6 100.0	-	-	1 100.0	-	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3	-
無期無回答	44 100.0	5 11.4	39 88.6	-	44 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	-	44 100.0	10 22.7	34 77.3	-	10 100.0	4 40.0	5 50.0	1 10.0	-

○配置転換について

	有期契約労働者の現状				「配転することがある」場合の配転範囲				転換先となる無期契約区分				「配転することがある」場合の配転範囲					
	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	配転することがある	配転することはない	無回答	配転することがある計	事業所内のみ	事業所間もある(転居はない)	転居を伴う事業所間もある	無回答	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	配転することがある	配転することはない	無回答	配転することがある計	事業所内のみ	事業所間もある(転居はない)	転居を伴う事業所間もある	無回答
合計	1,866 100.0	1,051 56.3	815 43.7	-	1,051 100.0	487 46.3	451 42.9	106 10.1	7 0.7	1,866 100.0	1,180 63.2	686 36.8	-	1,180 100.0	482 40.8	495 41.9	193 16.4	10 0.8
無期労働者から無期契約に切替え	1,098 100.0	645 58.7	453 41.3	-	645 100.0	294 45.6	292 45.3	54 8.4	5 0.8	1,098 100.0	684 62.3	414 37.7	-	684 100.0	283 41.4	312 45.6	81 11.8	8 1.2
有期労働者の適性により5年超前に無期契約に	458 100.0	276 60.3	182 39.7	-	276 100.0	122 44.2	108 39.1	44 15.9	2 0.7	458 100.0	336 73.4	122 26.6	-	336 100.0	122 36.3	121 36.0	92 27.4	1 0.3
(雇入れの段階から無期契約にする)	34 100.0	16 47.1	18 52.9	-	16 100.0	9 56.3	5 31.3	2 12.5	-	34 100.0	18 52.9	16 47.1	-	18 100.0	11 61.1	3 16.7	4 22.2	-
無期労働者から無期契約に切替え	1,033 100.0	573 55.5	460 44.5	-	573 100.0	262 45.7	272 47.5	37 6.5	0.3	1,033 100.0	614 59.4	419 40.6	-	614 100.0	257 41.9	287 46.7	66 10.7	4 0.7
有期労働者の適性により5年超前に無期契約に	256 100.0	151 59.0	105 41.0	-	151 100.0	80 53.0	51 33.8	19 12.6	0.7	256 100.0	174 68.0	82 32.0	-	174 100.0	77 44.3	65 37.4	30 17.2	2 1.1
(雇入れの段階から無期契約にする)	33 100.0	15 45.5	18 54.5	-	15 100.0	8 53.3	3 20.0	4 26.7	-	33 100.0	20 60.6	13 39.4	-	20 100.0	12 60.0	4 20.0	4 20.0	-
無期労働者から無期契約に切替え	389 100.0	225 57.8	164 42.2	-	225 100.0	120 53.3	68 30.2	35 15.6	2 0.9	389 100.0	280 72.0	109 28.0	-	280 100.0	116 41.4	72 25.7	91 32.5	1 0.4
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	236 100.0	143 60.6	93 39.4	-	143 100.0	61 42.7	74 51.7	7 4.9	1 0.7	236 100.0	146 61.9	90 38.1	-	146 100.0	59 40.4	78 53.4	8 5.5	1 0.7
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	160 100.0	98 61.3	62 38.8	-	98 100.0	39 39.8	50 51.0	8 8.2	1 1.0	160 100.0	113 70.6	47 29.4	-	113 100.0	39 34.5	61 54.0	12 10.6	1 0.9
(有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期)	552 100.0	316 57.2	236 42.8	-	316 100.0	147 46.5	139 44.0	29 9.2	0.3	552 100.0	331 60.0	221 40.0	-	331 100.0	155 46.8	144 43.5	31 9.4	1 0.3
分からない(具体的には未だ考えていない)	218 100.0	130 59.6	88 40.4	-	130 100.0	50 38.5	62 47.7	17 13.1	1 0.8	218 100.0	140 64.2	78 35.8	-	140 100.0	41 29.3	65 46.4	30 21.4	4 2.9
その他	11 100.0	6 54.5	5 45.5	-	6 100.0	1 16.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	11 100.0	8 72.7	3 27.3	-	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0	-
無回答	24 100.0	19 79.2	5 20.8	-	19 100.0	7 36.8	9 47.4	3 15.8	-	24 100.0	20 83.3	4 16.7	-	20 100.0	5 25.0	11 55.0	3 15.0	1 5.0
無期労働者から無期契約に切替え	133 100.0	71 53.4	62 46.6	-	71 100.0	51 71.8	12 16.9	8 11.3	-	133 100.0	91 68.4	42 31.6	-	91 100.0	53 58.2	16 17.6	21 23.1	1 1.1
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	218 100.0	133 61.0	85 39.0	-	133 100.0	60 45.1	64 48.1	8 6.0	1 0.8	218 100.0	137 62.8	81 37.2	-	137 100.0	54 39.4	72 52.6	10 7.3	1 0.7
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	144 100.0	90 62.5	54 37.5	-	90 100.0	41 45.6	43 47.8	6 6.7	-	144 100.0	99 68.8	45 31.3	-	99 100.0	38 38.4	54 54.5	7 7.1	-
(有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期)	571 100.0	305 53.4	266 46.6	-	305 100.0	142 46.6	142 46.6	21 6.9	-	571 100.0	323 56.6	248 43.4	-	323 100.0	150 46.4	144 44.6	28 8.7	1 0.3
分からない(具体的には未だ考えていない)	205 100.0	116 56.6	89 43.4	-	116 100.0	45 38.8	55 47.4	15 12.9	0.9	205 100.0	128 62.4	77 37.6	-	128 100.0	40 31.3	58 45.3	28 21.9	2 1.6
その他	8 100.0	4 50.0	4 50.0	-	4 100.0	-	3 75.0	-	1 25.0	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-	6 100.0	-	5 83.3	1 16.7	-
無回答	43 100.0	20 46.5	23 53.5	-	20 100.0	11 55.0	7 35.0	2 10.0	-	43 100.0	24 55.8	19 44.2	-	24 100.0	11 45.8	7 29.2	5 20.8	1 4.2

○所定労働時間の長さについて

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分					
	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	週30時間以上	週20時間以上30時間未満	週20時間未満	無回答	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	有期契約当時より長くなる	有期契約当時と同じ	有期契約当時より短くなる	無回答
合計	1,820 100.0	1,461 80.3	291 16.0	68 3.7	-	1,820 100.0	172 9.5	1,628 89.5	20 1.1	-
無期労働者から無期契約に切替え	1,061 100.0	909 85.7	121 11.4	31 2.9	-	1,061 100.0	64 6.0	990 93.3	7 0.7	-
有期労働者の適性により5年超前に無期契約に	458 100.0	411 89.7	35 7.6	12 2.6	-	458 100.0	63 13.8	390 85.2	5 1.1	-
(雇入れの段階から無期契約にする)	32 100.0	24 75.0	8 25.0	-	-	32 100.0	1 3.1	30 93.8	1 3.1	-
無期労働者から無期契約に切替え	999 100.0	751 75.2	200 20.0	48 4.8	-	999 100.0	73 7.3	915 91.6	11 1.1	-
有期労働者の適性により5年超前に無期契約に	252 100.0	201 79.8	45 17.9	6 2.4	-	252 100.0	43 17.1	205 81.3	4 1.6	-
(雇入れの段階から無期契約にする)	30 100.0	20 66.7	9 30.0	1 3.3	-	30 100.0	3 10.0	27 90.0	-	-
無期労働者から無期契約に切替え	385 100.0	350 90.9	30 7.8	5 1.3	-	385 100.0	73 19.0	307 79.7	5 1.3	-
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	235 100.0	200 85.1	31 13.2	4 1.7	-	235 100.0	17 7.2	216 91.9	2 0.9	-
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	157 100.0	132 84.1	17 10.8	8 5.1	-	157 100.0	8 5.1	148 94.3	1 0.6	-
(有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期)	532 100.0	451 84.8	62 11.7	19 3.6	-	532 100.0	13 2.4	516 97.0	3 0.6	-
分からない(具体的には未だ考えていない)	210 100.0	183 87.1	22 10.5	5 2.4	-	210 100.0	16 7.6	192 91.4	2 1.0	-
その他	10 100.0	7 70.0	1 10.0	2 20.0	-	10 100.0	-	10 100.0	-	-
無回答	22 100.0	21 95.5	1 4.5	-	-	22 100.0	1 4.5	21 95.5	-	-
無期労働者から無期契約に切替え	130 100.0	100 76.9	27 20.8	3 2.3	-	130 100.0	49 37.7	78 60.0	3 2.3	-
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	217 100.0	171 78.8	37 17.1	9 4.1	-	217 100.0	20 9.2	196 90.3	1 0.5	-
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	138 100.0	113 81.9	22 15.9	3 2.2	-	138 100.0	10 7.2	126 91.3	2 1.4	-
(有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期)	551 100.0	414 75.1	104 18.9	33 6.0	-	551 100.0	14 2.5	533 96.7	4 0.7	-
分からない(具体的には未だ考えていない)	196 100.0	150 76.5	42 21.4	4 2.0	-	196 100.0	20 10.2	172 87.8	4 2.0	-
その他	8 100.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5	-	8 100.0	1 12.5	7 87.5	-	-
無回答	41 100.0	20 48.8	19 46.3	2 4.9	-	41 100.0	5 12.2	35 85.4	1 2.4	-

○変形労働時間制やシフト勤務制の適用

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分			
	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしていく計	適用している	適用していない	無回答	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしていく計	適用する	適用しない	無回答
合計	1,848 100.0	1,186 64.2	662 35.8	-	1,848 100.0	1,196 64.7	652 35.3	-
無期労働者から無期契約に切換え	1,089 100.0	730 67.0	359 33.0	-	1,089 100.0	734 67.4	355 32.6	-
対 応	457 100.0	284 62.1	173 37.9	-	457 100.0	293 64.1	164 35.9	-
（フ）	34 100.0	23 67.6	11 32.4	-	34 100.0	22 64.7	12 35.3	-
無期労働者から無期契約に切換え	1,021 100.0	673 65.9	348 34.1	-	1,021 100.0	673 65.9	348 34.1	-
対 応	252 100.0	158 62.7	94 37.3	-	252 100.0	159 63.1	93 36.9	-
（ハ）	31 100.0	17 54.8	14 45.2	-	31 100.0	18 58.1	13 41.9	-
無期労働者から無期契約に切換え	386 100.0	237 61.4	149 38.6	-	386 100.0	244 63.2	142 36.8	-
既存の正社員区分に転換する	237 100.0	151 63.7	86 36.3	-	237 100.0	148 62.4	89 37.6	-
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	160 100.0	103 64.4	57 35.6	-	160 100.0	106 66.3	54 33.8	-
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	549 100.0	388 70.7	161 29.3	-	549 100.0	388 70.7	161 29.3	-
（フル）	214 100.0	131 61.2	83 38.8	-	214 100.0	136 63.6	78 36.4	-
（バ）	11 100.0	9 81.8	2 18.2	-	11 100.0	9 81.8	2 18.2	-
（ト）	23 100.0	18 78.3	5 21.7	-	23 100.0	18 78.3	5 21.7	-
既存の正社員区分に転換する	131 100.0	80 61.1	51 38.9	-	131 100.0	85 64.9	46 35.1	-
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	216 100.0	145 67.1	71 32.9	-	216 100.0	142 65.7	74 34.3	-
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	566 100.0	377 66.6	189 33.4	-	566 100.0	374 66.1	192 33.9	-
（パ）	201 100.0	126 62.7	75 37.3	-	201 100.0	128 63.7	73 36.3	-
（ト）	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-
無回答	41 100.0	24 58.5	17 41.5	-	41 100.0	23 56.1	18 43.9	-

○残業や休日出勤について

	有期契約労働者の現状				「行わせている」場合の長さや頻度				転換先となる無期契約区分				「行わせる」場合の長さや頻度			
	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしていく計	行わせている	行わせていない	無回答	有期契約労働者の現状として残業や休日出勤を行わせている計	正社員と比べて制限している	正社員と同じ	無回答	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしていく計	行わせる	行わせない	無回答	転換先となる無期契約区分について、残業や休日出勤を行わせる計	有期契約当時と同じ	有期契約当時より拡大する	無回答
合計	1,868 100.0	1,495 80.0	373 20.0	-	1,495 100.0	620 41.5	860 57.5	15 1.0	1,868 100.0	1,500 80.3	368 19.7	-	1,500 100.0	1,320 88.0	169 11.3	11 0.7
無期労働者から無期契約に切換え	1,095 100.0	913 83.4	182 16.6	-	913 100.0	381 41.7	523 57.3	9 1.0	1,095 100.0	901 82.3	194 17.7	-	901 100.0	838 93.0	60 6.7	3 0.3
対 応	464 100.0	410 88.4	54 11.6	-	410 100.0	137 33.4	271 66.1	2 0.5	464 100.0	412 88.8	52 11.2	-	412 100.0	340 82.5	69 16.7	3 0.7
（フ）	33 100.0	23 69.7	10 30.3	-	23 100.0	7 30.4	16 69.6	-	33 100.0	24 72.7	9 27.3	-	24 100.0	23 95.8	1 4.2	-
無期労働者から無期契約に切換え	1,034 100.0	797 77.1	237 22.9	-	797 100.0	380 47.7	409 51.3	8 1.0	1,034 100.0	799 77.3	235 22.7	-	799 100.0	723 90.5	71 8.9	5 0.6
対 応	257 100.0	204 79.4	53 20.6	-	204 100.0	80 39.2	124 60.8	-	257 100.0	205 79.8	52 20.2	-	205 100.0	168 82.0	34 16.6	3 1.5
（ハ）	33 100.0	16 48.5	17 51.5	-	16 100.0	7 43.8	8 50.0	1 6.3	33 100.0	18 54.5	15 45.5	-	18 100.0	14 77.8	3 16.7	1 5.6
無期労働者から無期契約に切換え	390 100.0	338 86.7	52 13.3	-	338 100.0	96 28.4	238 70.4	4 1.2	390 100.0	345 88.5	45 11.5	-	345 100.0	267 77.4	77 22.3	1 0.3
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	235 100.0	191 81.3	44 18.7	-	191 100.0	78 40.8	112 58.6	1 0.5	235 100.0	184 78.3	51 21.7	-	184 100.0	170 92.4	12 6.5	2 1.1
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	161 100.0	138 85.7	23 14.3	-	138 100.0	54 39.1	83 60.1	1 0.7	161 100.0	135 83.9	26 16.1	-	135 100.0	124 91.9	11 8.1	-
（フル）	554 100.0	471 85.0	83 15.0	-	471 100.0	210 44.6	256 54.4	5 1.1	554 100.0	466 84.1	88 15.9	-	466 100.0	453 97.2	11 2.4	2 0.4
（バ）	218 100.0	176 80.7	42 19.3	-	176 100.0	73 41.5	103 58.5	-	218 100.0	175 80.3	43 19.7	-	175 100.0	156 89.1	18 10.3	1 0.6
（ト）	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	9 100.0	4 57.1	3 42.9	-	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	9 100.0	6 85.7	1 14.3	-
無回答	25 100.0	25 100.0	-	-	25 100.0	10 40.0	15 60.0	-	25 100.0	25 100.0	-	-	25 100.0	25 100.0	-	-
既存の正社員区分に転換する	133 100.0	100 75.2	33 24.8	-	100 100.0	46 46.0	51 51.0	3 3.0	133 100.0	112 84.2	21 15.8	-	112 100.0	66 58.9	44 39.3	2 1.8
正社員以外の既存の無期契約区分に転換する	219 100.0	166 75.8	53 24.2	-	166 100.0	74 44.6	91 54.8	1 0.6	219 100.0	158 72.1	61 27.9	-	158 100.0	140 88.6	14 8.9	4 2.5
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	143 100.0	113 79.0	30 21.0	-	113 100.0	41 36.3	71 62.8	1 0.9	143 100.0	112 78.3	31 21.7	-	112 100.0	101 90.2	11 9.8	-
（パ）	574 100.0	456 79.4	118 20.6	-	456 100.0	228 50.0	225 49.3	3 0.7	574 100.0	452 78.7	122 21.3	-	452 100.0	436 96.5	15 3.3	1 0.2
（ト）	205 100.0	151 73.7	54 26.3	-	151 100.0	62 41.1	89 58.9	-	205 100.0	156 76.1	49 23.9	-	156 100.0	137 87.8	18 11.5	1 0.6
（ト）	7 100.0	4 57.1	3 42.9	-	7 100.0	2 50.0	2 50.0	-	7 100.0	4 57.1	3 42.9	-	7 100.0	3 75.0	1 25.0	-
無回答	43 100.0	27 62.8	16 37.2	-	27 100.0	14 51.9	12 44.4	1 3.7	43 100.0	28 65.1	15 34.9	-	28 100.0	22 78.6	5 17.9	1 3.6

○教育訓練について

	有期契約労働者の現状				「行っている」場合の訓練内容				転換先となる無期契約区分				「行う」場合の訓練内容			
	フルタイム あるいは パートタイ ムの契約労働 者について、何らか の形で無期 契約にして いく計	行っ ている	特設、 行っ て いない	無回答	有期契約労働 者の現状 として教育 訓練を行っ ている計	職務遂行 に必要な もののみ	より高度 な職務に 就くため や、自己 啓発支援 を含む	無回答	フルタイム あるいは パートタイ ムの契約労働 者について、何らか の形で無期 契約にして いく計	行 う	特設、 行わ ない	無回答	転換先とな る無期契約 区分につ いて教育訓練 を行う計	職務遂行 に必要な もののみ	より高度 な職務に 就くため や、自己 啓発支援 を含む	無回答
合計	1,861 100.0	1,211 65.1	650 34.9	-	1,211 100.0	889 73.4	305 25.2	17 1.4	1,861 100.0	1,278 68.7	583 31.3	-	1,278 100.0	804 62.9	459 35.9	15 1.2
無期 労働者から無期契約に切換え	1,097 100.0	725 66.1	372 33.9	-	725 100.0	537 74.1	179 24.7	9 1.2	1,097 100.0	751 68.5	346 31.5	-	751 100.0	508 67.6	233 31.0	10 1.3
対 応	461 100.0	322 69.8	139 30.2	-	322 100.0	225 69.9	94 29.2	3 0.9	461 100.0	352 76.4	109 23.6	-	352 100.0	172 48.9	176 50.0	4 1.1
ハ フ	33 100.0	19 57.6	14 42.4	-	19 100.0	12 63.2	7 36.8	-	33 100.0	19 57.6	14 42.4	-	19 100.0	9 47.4	10 52.6	-
無期 労働者から無期契約に切換え	1,030 100.0	662 64.3	368 35.7	-	662 100.0	491 74.2	162 24.5	9 1.4	1,030 100.0	685 66.5	345 33.5	-	685 100.0	477 69.6	198 28.9	10 1.5
対 応	256 100.0	162 63.3	94 36.7	-	162 100.0	119 73.5	42 25.9	1 0.6	256 100.0	177 69.1	79 30.9	-	177 100.0	101 57.1	74 41.8	2 1.1
ハ フ	31 100.0	16 51.6	15 48.4	-	16 100.0	10 62.5	4 25.0	2 12.5	31 100.0	16 51.6	15 48.4	-	16 100.0	11 68.8	5 31.3	-
無期 労働者から無期契約に切換え	387 100.0	262 67.7	125 32.3	-	262 100.0	169 64.5	91 34.7	2 0.8	387 100.0	300 77.5	87 22.5	-	300 100.0	128 42.7	167 55.7	5 1.7
対 応	236 100.0	169 71.6	67 28.4	-	169 100.0	120 71.0	46 27.2	3 1.8	236 100.0	172 72.9	64 27.1	-	172 100.0	113 65.7	55 32.0	4 2.3
ハ フ	161 100.0	110 68.3	51 31.7	-	110 100.0	82 74.5	25 22.7	3 2.7	161 100.0	115 71.4	46 28.6	-	115 100.0	72 62.6	42 36.5	1 0.9
無期 労働者から無期契約に切換え	555 100.0	358 64.5	197 35.5	-	358 100.0	282 78.8	72 20.1	4 1.1	555 100.0	358 64.5	197 35.5	-	358 100.0	269 75.1	86 24.0	3 0.8
対 応	217 100.0	143 65.9	74 34.1	-	143 100.0	107 74.8	36 25.2	-	217 100.0	154 71.0	63 29.0	-	154 100.0	98 63.6	55 35.7	1 0.6
ハ フ	10 100.0	8 80.0	2 20.0	-	10 100.0	3 37.5	5 62.5	-	10 100.0	8 80.0	2 20.0	-	8 100.0	3 37.5	5 62.5	-
無期 労働者から無期契約に切換え	25 100.0	16 64.0	9 36.0	-	16 100.0	11 68.8	5 31.3	-	25 100.0	15 60.0	10 40.0	-	15 100.0	6 40.0	9 60.0	-
無期 労働者から無期契約に切換え	132 100.0	79 59.8	53 40.2	-	79 100.0	53 67.1	25 31.6	1 1.3	132 100.0	95 72.0	37 28.0	-	95 100.0	46 48.4	46 48.4	3 3.2
対 応	218 100.0	151 69.3	67 30.7	-	151 100.0	103 68.2	46 30.5	2 1.3	218 100.0	156 71.6	62 28.4	-	156 100.0	102 65.4	51 32.7	3 1.9
ハ フ	141 100.0	95 67.4	46 32.6	-	95 100.0	74 77.9	19 20.0	2 2.1	141 100.0	99 70.2	42 29.8	-	99 100.0	69 69.7	29 29.3	1 1.0
無期 労働者から無期契約に切換え	573 100.0	360 62.8	213 37.2	-	360 100.0	278 77.2	77 21.4	5 1.4	573 100.0	367 64.0	206 36.0	-	367 100.0	272 74.1	92 25.1	3 0.8
対 応	202 100.0	127 62.9	75 37.1	-	127 100.0	95 74.8	31 24.4	1 0.8	202 100.0	132 65.3	70 34.7	-	132 100.0	86 65.2	44 33.3	2 1.5
ハ フ	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	8 100.0	2 28.6	5 71.4	-	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-
無期 労働者から無期契約に切換え	43 100.0	21 48.8	22 51.2	-	21 100.0	15 71.4	5 23.8	1 4.8	43 100.0	23 53.5	20 46.5	-	23 100.0	13 56.5	10 43.5	-

○基本賃金の支払形態について

	有期契約労働者の現状				転換先となる無期契約区分						
	フルタイム あるいは パートタイ ムの契約労働 者について、何らか の形で無期 契約にして いく計	時給制	月給制	その他	無回答	フルタイム あるいは パートタイ ムの契約労働 者について、何らか の形で無期 契約にして いく計	時給制	月給制	その他	無回答	
合計	1,851 100.0	1,059 57.2	665 35.9	127 6.9	-	1,851 100.0	918 49.6	809 43.7	124 6.7	-	
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	1,088 100.0	624 57.4	392 36.0	72 6.6	-	1,088 100.0	581 53.4	433 39.8	74 6.8	-	
有期労働者の適性により	459 100.0	202 44.0	219 47.7	38 8.3	-	459 100.0	133 29.0	292 63.6	34 7.4	-	
5年超前に無期契約に	33 100.0	17 51.5	14 42.4	2 6.1	-	33 100.0	15 45.5	17 51.5	1 3.0	-	
（雇入れの段階から無期契約にする）	1,029 100.0	669 65.0	297 28.9	63 6.1	-	1,029 100.0	624 60.6	345 33.5	60 5.8	-	
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	253 100.0	145 57.3	89 35.2	19 7.5	-	253 100.0	121 47.8	109 43.1	23 9.1	-	
有期労働者の適性により	31 100.0	19 61.3	11 35.5	1 3.2	-	31 100.0	18 58.1	13 41.9	-	-	
5年超前に無期契約に	391 100.0	165 42.2	190 48.6	36 9.2	-	391 100.0	64 16.4	292 74.7	35 9.0	-	
（雇入れの段階から無期契約にする）	237 100.0	128 54.0	88 37.1	21 8.9	-	237 100.0	132 55.7	83 35.0	22 9.3	-	
既 存 の 正 社 員 以 外 の 既 存 の 無 期 契約区分に転換する	154 100.0	86 55.8	61 39.6	7 4.5	-	154 100.0	83 53.9	66 42.9	5 3.2	-	
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	548 100.0	339 61.9	180 32.8	29 5.3	-	548 100.0	340 62.0	182 33.2	26 4.7	-	
有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	216 100.0	108 50.0	91 42.1	17 7.9	-	216 100.0	98 45.4	99 45.8	19 8.8	-	
分からない（具体的には未だ考えていない）	10 100.0	4 40.0	4 40.0	2 20.0	-	10 100.0	3 30.0	5 50.0	2 20.0	-	
（フル）	24 100.0	13 54.2	11 45.8	-	-	24 100.0	9 37.5	15 62.5	-	-	
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	132 100.0	80 60.6	40 30.3	12 9.1	-	132 100.0	25 18.9	93 70.5	14 10.6	-	
有期労働者の適性により	219 100.0	138 63.0	65 29.7	16 7.3	-	219 100.0	135 61.6	66 30.1	18 8.2	-	
5年超前に無期契約に	139 100.0	84 60.4	48 34.5	7 5.0	-	139 100.0	85 61.2	48 34.5	6 4.3	-	
（雇入れの段階から無期契約にする）	571 100.0	384 67.3	161 28.2	26 4.6	-	571 100.0	386 67.6	163 28.5	22 3.9	-	
有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	202 100.0	110 54.5	73 36.1	19 9.4	-	202 100.0	97 48.0	84 41.6	21 10.4	-	
分からない（具体的には未だ考えていない）	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0	-	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0	-	
（パート）	42 100.0	33 78.6	8 19.0	1 2.4	-	42 100.0	31 73.8	11 26.2	-	-	
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	1,018 100.0	624 61.3	392 38.7	72 7.0	-	1,018 100.0	581 57.2	433 42.5	74 7.3	-	
有期労働者の適性により	427 100.0	128 30.0	87 20.4	104 24.4	16.6	427 100.0	51.1	14.1	15.5	11.7	7.7
5年超前に無期契約に	33 100.0	11 33.3	5 15.2	4 12.1	24.2	33 100.0	15 45.5	3 9.1	4 12.1	7 21.2	4 12.1
（雇入れの段階から無期契約にする）	957 100.0	129 13.5	126 13.2	269 28.1	245 25.6	957 100.0	182 19.0	114 11.9	241 25.2	231 24.1	189 19.7
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	232 100.0	56 24.1	37 15.9	64 27.6	40 17.2	232 100.0	80 34.5	33 14.2	55 23.7	36 15.5	28 12.1
有期労働者の適性により	29 100.0	4 13.8	5 17.2	6 20.7	7 24.1	29 100.0	8 27.6	3 10.3	6 20.7	8 27.6	4 13.8
5年超前に無期契約に	367 100.0	154 42.0	71 19.3	85 23.2	42 11.4	367 100.0	271 73.8	37 10.1	31 8.4	17 4.6	11 3.0
（雇入れの段階から無期契約にする）	227 100.0	34 15.0	34 15.0	61 26.9	64 28.2	227 100.0	40 17.6	32 14.1	58 25.6	59 26.0	38 16.7
既 存 の 正 社 員 以 外 の 既 存 の 無 期 契約区分に転換する	147 100.0	17 11.6	19 12.9	40 27.2	35 23.8	147 100.0	18 12.2	23 15.6	40 27.2	35 23.8	31 21.1
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	513 100.0	61 11.9	74 14.4	129 25.1	153 29.8	513 100.0	65 12.7	73 14.2	124 24.2	152 29.6	99 19.3
有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	195 100.0	40 20.5	27 13.8	60 30.8	37 19.0	195 100.0	55 28.2	28 14.4	50 25.6	35 17.9	27 13.8
分からない（具体的には未だ考えていない）	8 100.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	8 100.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5
（フル）	21 100.0	6 28.6	2 9.5	7 33.3	5 23.8	21 100.0	7 33.3	2 9.5	6 28.6	3 14.3	3 14.3
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	122 100.0	41 33.6	18 14.8	37 30.3	17 13.9	122 100.0	85 69.7	10 8.2	19 15.6	4 3.3	4 3.3
有期労働者の適性により	206 100.0	35 17.0	27 13.1	58 28.2	53 25.7	206 100.0	40 19.4	26 12.6	53 25.7	50 24.3	37 18.0
5年超前に無期契約に	130 100.0	17 13.1	17 13.1	37 28.5	29 22.3	130 100.0	17 13.1	16 12.3	38 29.2	27 20.8	32 24.6
（雇入れの段階から無期契約にする）	533 100.0	60 11.3	70 13.1	141 26.5	147 27.6	533 100.0	71 13.3	65 12.2	135 25.3	145 27.2	117 22.0
有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	179 100.0	24 13.4	31 17.3	56 31.3	37 20.7	179 100.0	42 23.5	25 14.0	50 27.9	39 21.8	23 12.8
分からない（具体的には未だ考えていない）	7 100.0	3 42.9	1 14.3	1 14.3	-	7 100.0	3 42.9	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3
（パート）	41 100.0	9 22.0	4 9.8	9 22.0	9 22.0	41 100.0	12 29.3	7 17.1	6 14.6	9 22.0	7 17.1
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	1,018 100.0	624 61.3	392 38.7	72 7.0	-	1,018 100.0	581 57.2	433 42.5	74 7.3	-	
有期労働者の適性により	427 100.0	128 30.0	87 20.4	104 24.4	16.6	427 100.0	51.1	14.1	15.5	11.7	7.7
5年超前に無期契約に	33 100.0	11 33.3	5 15.2	4 12.1	24.2	33 100.0	15 45.5	3 9.1	4 12.1	7 21.2	4 12.1
（雇入れの段階から無期契約にする）	957 100.0	129 13.5	126 13.2	269 28.1	245 25.6	957 100.0	182 19.0	114 11.9	241 25.2	231 24.1	189 19.7
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	232 100.0	56 24.1	37 15.9	64 27.6	40 17.2	232 100.0	80 34.5	33 14.2	55 23.7	36 15.5	28 12.1
有期労働者の適性により	29 100.0	4 13.8	5 17.2	6 20.7	7 24.1	29 100.0	8 27.6	3 10.3	6 20.7	8 27.6	4 13.8
5年超前に無期契約に	367 100.0	154 42.0	71 19.3	85 23.2	42 11.4	367 100.0	271 73.8	37 10.1	31 8.4	17 4.6	11 3.0
（雇入れの段階から無期契約にする）	227 100.0	34 15.0	34 15.0	61 26.9	64 28.2	227 100.0	40 17.6	32 14.1	58 25.6	59 26.0	38 16.7
既 存 の 正 社 員 以 外 の 既 存 の 無 期 契約区分に転換する	147 100.0	17 11.6	19 12.9	40 27.2	35 23.8	147 100.0	18 12.2	23 15.6	40 27.2	35 23.8	31 21.1
正社員以外の新たな無期契約区分を設置する	513 100.0	61 11.9	74 14.4	129 25.1	153 29.8	513 100.0	65 12.7	73 14.2	124 24.2	152 29.6	99 19.3
有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	195 100.0	40 20.5	27 13.8	60 30.8	37 19.0	195 100.0	55 28.2	28 14.4	50 25.6	35 17.9	27 13.8
分からない（具体的には未だ考えていない）	8 100.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	8 100.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5
（フル）	21 100.0	6 28.6	2 9.5	7 33.3	5 23.8	21 100.0	7 33.3	2 9.5	6 28.6	3 14.3	3 14.3
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	122 100.0	41 33.6	18 14.8	37 30.3	17 13.9	122 100.0	85 69.7	10 8.2	19 15.6	4 3.3	4 3.3
有期労働者の適性により	206 100.0	35 17.0	27 13.1	58 28.2	53 25.7	206 100.0	40 19.4	26 12.6	53 25.7	50 24.3	37 18.0
5年超前に無期契約に	130 100.0	17 13.1	17 13.1	37 28.5	29 22.3	130 100.0	17 13.1	16 12.3	38 29.2	27 20.8	32 24.6
（雇入れの段階から無期契約にする）	533 100.0	60 11.3	70 13.1	141 26.5	147 27.6	533 100.0	71 13.3	65 12.2	135 25.3	145 27.2	117 22.0
有期契約当時の労働条件のまま、契約だけ無期	179 100.0	24 13.4	31 17.3	56 31.3	37 20.7	179 100.0	42 23.5	25 14.0	50 27.9	39 21.8	23 12.8
分からない（具体的には未だ考えていない）	7 100.0	3 42.9	1 14.3	1 14.3	-	7 100.0	3 42.9	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3
（パート）	41 100.0	9 22.0	4 9.8	9 22.0	9 22.0	41 100.0	12 29.3	7 17.1	6 14.6	9 22.0	7 17.1

○基本賃金の水準について

	有期契約労働者の現状						転換先となる無期契約区分							
	フルタイム あるいは パートタイ ムの契約労働 者について、何らか の形で無期 契約にして いく計	正社員と 同じかそ れ以上	正社員の 9割程度	正社員の 8割程度	正社員の 7割程度	正社員の 6割程度 以下	無回答	フルタイム あるいは パートタイ ムの契約労働 者について、何らか の形で無期 契約にして いく計	正社員と 同じかそ れ以上	正社員の 9割程度	正社員の 8割程度	正社員の 7割程度	正社員の 6割程度 以下	無回答
合計	1,729 100.0	340 19.7	254 14.7	451 26.1	399 23.1	285 16.5	-	1,729 100.0	512 29.6	218 12.6	373 21.6	355 20.5	271 15.7	-
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	1,018 100.0	175 17.2	136 13.4	276 27.1	259 25.4	172 16.9	-	1,018 100.0	225 22.1	134 13.2	241 23.7	245 24.1	173 17.0	-
有期労働者の適性により	427 100.0	128 30.0	87 20.4	104 24.4	71 16.6	37 8.7	-	427 100.0	218 51.1	60 14.1	66 15.5	50 11.7	33 7.7	-
5年超前に無期契約に	33 100.0	11 33.3	5 15.2	4 12.1	8 24.2	5 15.2	-	33 100.0	15 45.5	3 9.1	4 12.1	7 21.2	4 12.1	-
（雇入れの段階から無期契約にする）	957 100.0	129 13.5	126 13.2	269 28.1	245 25.6	188 19.6	-	957 100.0	182 19.0	114 11.9	241 25.2	231 24.1	189 19.7	-
無 期 対 応 5 年 超 え る 有 期 労働者から無期契約に切換え	232 100.0	56 24.1	37 15.9	64 27.6	4									

○その他処遇の支給・適用について（該当すべてに○）

	有期契約労働者の現状													平均 選択数	
	フルタイム あるいは パートタイム の契約労働者 について、何らか の形で無期 契約にして いく計	賞与	退職金	通勤手当	家族手当	住宅手当	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	法定外健 康診断	慶弔休暇	法定外の 有給休暇 制度	無回答		
合計	1,857 100.0	986 53.1	198 10.7	1,642 88.4	225 12.1	134 7.2	1,799 96.9	1,689 91.0	1,646 88.6	817 44.0	1,330 71.6	754 40.6	-	6.0	
無期 対 応 （ ア ）	通算5年を超える有期 労働者から無期契約に切換え	1,076 100.0	601 55.9	123 11.4	949 88.2	120 11.2	68 6.3	1,051 97.7	1,023 95.1	999 92.8	464 43.1	773 71.8	440 40.9	-	6.1
	有期労働者の適性により 5年超前に無期契約に （ イ ）	459 100.0	231 50.3	49 10.7	412 89.8	84 18.3	12.2	56 98.9	454 95.0	436 92.8	426 50.5	232 76.3	350 46.4	213 46.4	-
無期 対 応 （ イ ）	雇入れの段階から無期契約 にする	35 100.0	15 42.9	2 5.7	28 80.0	2 5.7	3 8.6	35 100.0	31 88.6	31 88.6	16 45.7	28 80.0	15 42.9	-	5.9
	通算5年を超える有期 労働者から無期契約に切換え	1,025 100.0	570 55.6	113 11.0	893 87.1	102 10.0	51 5.0	986 96.2	911 88.9	911 86.4	886 40.4	414 68.8	705 37.4	383 37.4	-
無期 対 応 （ ロ ）	有期労働者の適性により 5年超前に無期契約に （ イ ）	251 100.0	132 52.6	28 11.2	225 89.6	35 13.9	19 7.6	242 96.4	229 91.2	222 88.4	108 43.0	182 72.5	107 42.6	-	6.1
	雇入れの段階から無期契約 にする	32 100.0	15 46.9	-	29 90.6	1 3.1	1 3.1	30 93.8	26 81.3	26 81.3	15 46.9	25 78.1	12 37.5	-	5.6
無期 対 応 （ ハ ）	既存の正社員区分に転換 する	387 100.0	198 51.2	37 9.6	352 91.0	75 19.4	51 13.2	380 98.2	367 94.8	359 92.8	179 46.3	293 75.7	176 45.5	-	6.4
	正社員以外の既存の無期 契約区分に転換する	229 100.0	132 57.6	29 12.7	202 88.2	26 11.4	15 6.6	226 98.7	221 96.5	217 94.8	104 45.4	173 75.5	91 39.7	-	6.3
無期 対 応 （ ニ ）	正社員以外の新たな無期 契約区分を設置する	164 100.0	93 56.7	14 8.5	149 90.9	24 14.6	14 8.5	162 98.8	155 94.5	151 92.1	75 45.7	109 66.5	67 40.9	-	6.2
	有期契約当時の労働条件 のまま、契約だけ無期 （ イ ）	540 100.0	295 54.6	70 13.0	466 86.3	59 10.9	30 5.6	525 97.2	510 94.4	497 92.0	497 42.6	230 71.9	388 39.8	215 39.8	-
無期 対 応 （ ハ ）	分からない（具体的には 未だ考えていない）	213 100.0	112 52.6	22 10.3	187 87.8	19 8.9	13 6.1	211 99.1	202 94.8	198 93.0	103 48.4	157 73.7	99 46.5	-	6.2
	その他	11 100.0	6 54.5	1 9.1	11 100.0	1 9.1	2 18.2	11 100.0	9 81.8	9 81.8	6 54.5	9 81.8	5 45.5	-	6.4
無期 対 応 （ ニ ）	無回答	26 100.0	11 42.3	1 3.8	22 84.6	2 7.7	2 96.2	25 100.0	26 96.2	25 96.2	15 57.7	22 84.6	15 57.7	-	6.4
	既存の正社員区分に転換 する	133 100.0	66 49.6	10 7.5	118 88.7	27 20.3	10 7.5	129 97.0	121 91.0	118 88.7	50 37.6	97 72.9	59 44.4	-	6.1
無期 対 応 （ ハ ）	正社員以外の既存の無期 契約区分に転換する	214 100.0	124 57.9	22 10.3	192 89.7	23 10.7	13 6.1	209 97.7	199 93.0	194 90.7	84 39.3	154 72.0	78 36.4	-	6.0
	正社員以外の新たな無期 契約区分を設置する	141 100.0	79 56.0	14 9.9	125 88.7	19 13.5	9 6.4	138 97.9	130 92.2	126 89.4	67 47.5	92 65.2	50 35.5	-	6.0
無期 対 応 （ ニ ）	有期契約当時の労働条件 のまま、契約だけ無期 （ イ ）	564 100.0	307 54.4	70 12.4	486 86.2	49 8.7	27 4.8	540 95.7	495 87.8	484 85.8	225 39.9	391 69.3	202 35.8	-	5.8
	分からない（具体的には 未だ考えていない）	200 100.0	113 56.5	18 9.0	177 88.5	14 7.0	9 4.5	191 95.5	178 89.0	171 85.5	86 43.0	141 70.5	90 45.0	-	5.9
無期 対 応 （ ハ ）	その他	8 100.0	4 50.0	-	7 87.5	2 25.0	-	8 100.0	6 75.0	7 87.5	5 62.5	6 75.0	6 75.0	-	6.4
	無回答	48 100.0	24 50.0	7 14.6	42 87.5	4 8.3	3 6.3	43 89.6	37 77.1	34 70.8	20 41.7	31 64.6	17 35.4	-	5.5

	転換先となる無期契約区分													平均 選択数	
	フルタイム あるいは パートタイム の契約労働者 について、何らか の形で無期 契約にして いく計	賞与	退職金	通勤手当	家族手当	住宅手当	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	法定外健 康診断	慶弔休暇	法定外の 有給休暇 制度	無回答		
合計	1,857 100.0	1,177 63.4	527 28.4	1,669 89.9	424 22.8	264 14.2	1,803 97.1	1,705 91.8	1,667 89.8	844 45.4	1,420 76.5	797 42.9	-	6.6	
無期 対 応 （ ア ）	通算5年を超える有期 労働者から無期契約に切換え	1,076 100.0	662 61.5	237 22.0	961 89.3	198 18.4	116 10.8	1,053 97.9	1,019 94.7	996 92.6	472 43.9	803 74.6	453 42.1	-	6.5
	有期労働者の適性により 5年超前に無期契約に （ イ ）	459 100.0	329 71.7	213 46.4	421 91.7	175 38.1	117 25.5	453 98.7	440 95.9	432 94.1	244 53.2	397 86.5	233 50.8	-	7.5
無期 対 応 （ イ ）	雇入れの段階から無期契約 にする	35 100.0	20 57.1	10 28.6	27 77.1	5 14.3	5 14.3	35 100.0	31 88.6	31 88.6	17 48.6	29 82.9	17 48.6	-	6.5
	通算5年を超える有期 労働者から無期契約に切換え	1,025 100.0	618 60.3	211 20.6	905 88.3	164 16.0	89 8.7	991 96.7	916 89.4	892 87.0	417 40.7	728 71.0	394 38.4	-	6.2
無期 対 応 （ ロ ）	有期労働者の適性により 5年超前に無期契約に （ イ ）	251 100.0	157 62.5	81 32.3	227 90.4	63 25.1	37 14.7	241 96.0	228 90.8	224 89.2	114 45.4	207 82.5	112 44.6	-	6.7
	雇入れの段階から無期契約 にする	32 100.0	17 53.1	5 15.6	29 90.6	4 12.5	2 6.3	30 93.8	27 84.4	27 84.4	17 53.1	26 81.3	11 34.4	-	6.1
無期 対 応 （ ハ ）	既存の正社員区分に転換 する	387 100.0	329 85.0	255 65.9	362 93.5	201 51.9	131 33.9	382 98.7	375 96.9	371 95.9	197 50.9	345 89.1	205 53.0	-	8.1
	正社員以外の既存の無期 契約区分に転換する	229 100.0	136 59.4	44 19.2	205 89.5	38 16.6	20 8.7	224 97.8	218 95.2	213 93.0	103 45.0	184 80.3	93 40.6	-	6.5
無期 対 応 （ ニ ）	正社員以外の新たな無期 契約区分を設置する	164 100.0	97 59.1	22 13.4	151 92.1	28 17.1	15 9.1	161 98.2	154 93.9	150 91.5	76 46.3	115 70.1	70 42.7	-	6.3
	有期契約当時の労働条件 のまま、契約だけ無期 （ イ ）	540 100.0	297 55.0	79 14.6	467 86.5	60 11.1	32 5.9	527 97.6	509 94.3	496 91.9	496 42.4	229 71.7	387 39.4	-	6.1
無期 対 応 （ ハ ）	分からない（具体的には 未だ考えていない）	213 100.0	129 60.6	51 23.9	191 89.7	42 19.7	32 15.0	211 99.1	199 93.4	194 91.1	109 51.2	165 77.5	102 47.9	-	6.7
	その他	11 100.0	6 54.5	1 9.1	11 100.0	1 9.1	2 18.2	11 100.0	9 81.8	9 81.8	6 54.5	9 81.8	5 45.5	-	6.4
無期 対 応 （ ニ ）	無回答	26 100.0	17 65.4	8 30.8	22 84.6	8 30.8	6 23.1	25 96.2	26 100.0	26 100.0	13 50.0	24 92.3	15 57.7	-	7.3
	既存の正社員区分に転換 する	133 100.0	108 81.2	81 60.9	125 94.0	69 51.9	34 25.6	131 98.5	128 96.2	126 94.7	64 48.1	118 88.7	68 51.1	-	7.9
無期 対 応 （ ハ ）	正社員以外の既存の無期 契約区分に転換する	214 100.0	129 60.3	42 19.6	194 90.7	37 17.3	20 9.3	208 97.2	199 93.0	193 90.2	84 39.3	163 76.2	79 36.9	-	6.3
	正社員以外の新たな無期 契約区分を設置する	141 100.0	81 57.4	22 15.6	124 87.9	22 15.6	10 7.1	138 97.9	131 92.9	128 90.8	65 46.1	99 70.2	53 37.6	-	6.2
無期 対 応 （ ニ ）	有期契約当時の労働条件 のまま、契約だけ無期 （ イ ）	564 100.0	316 56.0	89 15.8	490 86.9	55 9.8	34 6.0	541 95.9	491 87.1	480 85.1	223 39.5	393 69.7	201 35.6	-	5.9
	分からない（具体的には 未だ考えていない）	200 100.0	126 63.0	50 25.0	180 90.0	38 19.0	25 12.5	192 96.0	178 89.0	173 86.5	89 44.5	150 75.0	93 46.5	-	6.5
無期 対 応 （ ハ ）	その他	8 100.0	4 50.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5	-	8 100.0	5 62.5	6 75.0	4 50.0	5 62.5	6 75.0	-	5.8
	無回答	48 100.0	28 58.3	12 25.0	42 87.5	9 18.8	5 10.4	44 91.7	39 81.3	37 77.1	19 39.6	33 68.8	17 35.4	-	5.9

問14(3). 有期契約労働者を、無期契約に転換するメリットをどのように考えますか(該当すべてに○)。

	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にいく計	長期勤務・定着が期待できる	教育訓練投資を行いやすくなる	要員を安定的に確保できる	有期契約労働者の雇用に対する不安感を払拭し、働く意欲を増大できる	技能の蓄積やノウハウの伝承が着実に図られるようになり、生産性が向上する	職場の一体感が醸成される(職場の人間関係が良好になる)	既存の正社員より高度な仕事を任せられることができる	既存の正社員の労働条件を引き下げることができる	その他(自由記述欄あり)	無回答(メリットなしを含む)	平均選択数
合計	2,220 100.0	1,358 61.2	205 9.2	822 37.0	1,255 56.5	486 21.9	411 18.5	191 8.6	47 2.1	40 1.8	229 10.3	2.4
業種												
建設業	127 100.0	72 56.7	8 6.3	51 40.2	66 52.0	29 22.8	27 21.3	16 12.6	6 4.7	1 0.8	13 10.2	2.4
製造業	604 100.0	361 59.8	65 10.8	202 33.4	349 57.8	172 28.5	108 17.9	54 8.9	12 2.0	9 1.5	72 11.9	2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	6 66.7	1 11.1	6 66.7	4 44.4	3 33.3	2 22.2	1 11.1	-	-	-	2.6
情報通信業	87 100.0	59 67.8	9 10.3	32 36.8	59 67.8	20 23.0	21 24.1	4 4.6	-	1 1.1	3 3.4	2.4
運輸業、郵便業	188 100.0	114 60.6	18 9.6	70 37.2	103 54.8	30 16.0	36 19.1	5 2.7	6 3.2	2 1.1	25 13.3	2.4
卸売業、小売業	446 100.0	281 63.0	38 8.5	149 33.4	257 57.6	76 17.0	74 16.6	44 9.9	7 1.6	7 1.6	44 9.9	2.3
金融業、保険業	23 100.0	11 47.8	-	9 39.1	15 65.2	2 8.7	2 8.7	4 17.4	-	-	4 17.4	2.3
不動産業、物品賃貸業	36 100.0	16 44.4	3 8.3	10 27.8	22 61.1	6 16.7	5 13.9	1 2.8	-	1 2.8	5 13.9	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	27 54.0	8 16.0	15 30.0	31 62.0	19 38.0	16 32.0	5 10.0	2 4.0	2 4.0	2 4.0	2.6
宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	98 65.8	9 6.0	68 45.6	67 45.0	28 18.8	23 15.4	14 9.4	4 2.7	5 3.4	11 7.4	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	59 73.8	6 7.5	41 51.3	47 58.8	11 13.8	16 20.0	5 6.3	-	1 1.3	3 3.8	2.4
教育、学習支援業	35 100.0	17 48.6	3 8.6	12 34.3	18 51.4	5 14.3	4 11.4	2 5.7	1 2.9	-	7 20.0	2.2
医療、福祉	96 100.0	68 70.8	10 10.4	44 45.8	60 62.5	18 18.8	19 19.8	10 10.4	3 3.1	1 1.0	6 6.3	2.6
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	4 100.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	3 75.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	-	2.8
その他サービス業(他に分類されないもの)	271 100.0	160 59.0	26 9.6	108 39.9	149 55.0	65 24.0	55 20.3	25 9.2	6 2.2	10 3.7	29 10.7	2.5
その他	6 100.0	2 33.3	-	1 16.7	4 66.7	-	2 33.3	1 16.7	-	-	1 16.7	2.0
無回答	9 100.0	5 55.6	-	2 22.2	1 11.1	-	-	-	-	-	4 44.4	1.6
サービス業計	554 100.0	346 62.5	50 9.0	234 42.2	297 53.6	125 22.6	111 20.0	49 8.8	12 2.2	18 3.2	45 8.1	2.4
非製造業計	1,607 100.0	992 61.7	140 8.7	618 38.5	905 56.3	314 19.5	303 18.9	137 8.5	35 2.2	31 1.9	153 9.5	2.4
雇用規模												
49人以下	76 100.0	47 61.8	9 11.8	33 43.4	35 46.1	19 25.0	18 23.7	9 11.8	4 5.3	1 1.3	6 7.9	2.5
50～99人	661 100.0	385 58.2	60 9.1	254 38.4	357 54.0	156 23.6	137 20.7	55 8.3	11 1.7	6 0.9	70 10.6	2.4
100～299人	837 100.0	508 60.7	82 9.8	295 35.2	489 58.4	174 20.8	164 19.6	63 7.5	21 2.5	15 1.8	82 9.8	2.4
300～499人	198 100.0	120 60.6	16 8.1	66 33.3	111 56.1	34 17.2	35 17.7	11 5.6	2 1.0	6 3.0	26 13.1	2.3
500～999人	173 100.0	122 70.5	17 9.8	70 40.5	100 57.8	37 21.4	21 12.1	20 11.6	1 0.6	6 3.5	16 9.2	2.5
1,000人以上	260 100.0	166 63.8	19 7.3	98 37.7	160 61.5	65 25.0	34 13.1	31 11.9	7 2.7	5 1.9	26 10.0	2.5
無回答	15 100.0	10 66.7	2 13.3	6 40.0	3 20.0	1 6.7	2 13.3	2 13.3	1 6.7	1 20.0	3 20.0	2.3
有期契約労働者比率												
10%未満	761 100.0	469 61.6	68 8.9	253 33.2	419 55.1	167 21.9	146 19.2	66 8.7	17 2.2	9 1.2	71 9.3	2.3
10%以上30%未満	663 100.0	392 59.1	82 12.4	240 36.2	401 60.5	160 24.1	136 20.5	54 8.1	11 1.7	7 1.1	64 9.7	2.5
30%以上50%未満	315 100.0	188 59.7	17 5.4	131 41.6	176 55.9	63 20.0	52 16.5	27 8.6	8 2.5	10 3.2	34 10.8	2.4
50%以上70%未満	241 100.0	153 63.5	21 8.7	96 39.8	141 58.5	50 20.7	45 18.7	17 7.1	6 2.5	3 1.2	26 10.8	2.5
70%以上90%未満	161 100.0	103 64.0	12 7.5	69 42.9	79 49.1	33 20.5	19 11.8	20 12.4	3 1.9	10 6.2	22 13.7	2.5
90%以上	56 100.0	39 69.6	3 5.4	22 39.3	26 46.4	9 16.1	5 8.9	7 12.5	2 3.6	1 1.8	7 12.5	2.3
無回答	23 100.0	14 60.9	2 8.7	11 47.8	13 56.5	4 17.4	8 34.8	-	-	-	5 21.7	2.9
改正												
改正内容まで知っている	1,727 100.0	1,034 59.9	148 8.6	595 34.5	996 57.7	364 21.1	313 18.1	137 7.9	30 1.7	33 1.9	198 11.5	2.4
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	434 100.0	288 66.4	44 10.1	193 44.5	230 53.0	101 23.3	85 19.6	45 10.4	15 3.5	7 1.6	27 6.2	2.5
知らない・分からない	38 100.0	26 68.4	8 21.1	18 47.4	19 50.0	14 36.8	10 26.3	7 18.4	2 5.3	-	2 5.3	2.9
無回答	21 100.0	10 47.6	5 23.8	16 76.2	10 47.6	7 33.3	3 14.3	2 9.5	-	-	2 9.5	2.8
過去3年間												
業界平均よりかなり良い	37 100.0	23 62.2	5 13.5	14 37.8	20 54.1	12 32.4	9 24.3	6 16.2	2 5.4	1 2.7	3 8.1	2.7
業界平均より良い	375 100.0	256 68.3	33 8.8	152 40.5	219 58.4	87 23.2	82 21.9	44 11.7	7 1.9	4 1.1	37 9.9	2.6
業界平均並み	1,341 100.0	800 59.7	131 9.8	489 36.5	749 55.9	281 21.0	240 17.9	98 7.3	28 2.1	30 2.2	139 10.4	2.4
業界平均より悪い	350 100.0	210 60.0	29 8.3	125 35.7	203 58.0	79 22.6	55 15.7	28 8.0	9 2.6	3 0.9	34 9.7	2.3
業界平均よりかなり悪い	54 100.0	30 55.6	3 5.6	16 29.6	28 51.9	11 20.4	10 18.5	6 11.1	1 1.9	2 3.7	7 13.0	2.3
無回答	63 100.0	39 61.9	4 6.3	26 41.3	36 57.1	16 25.4	15 23.8	9 14.3	-	-	9 14.3	2.7
労組												
労働組合あり	584 100.0	367 62.8	61 10.4	195 33.4	353 60.4	128 21.9	97 16.6	44 7.5	11 1.9	11 1.9	66 11.3	2.4
労働組合なし・労使協議機関あり	671 100.0	410 61.1	67 10.0	262 39.0	380 56.6	172 25.6	137 20.4	67 10.0	16 2.4	11 1.6	64 9.5	2.5
労組も労使協議機関もなし	942 100.0	567 60.2	75 8.0	356 37.8	511 54.2	179 19.0	172 18.3	76 8.1	19 2.0	16 1.7	97 10.3	2.3
有期契約労働者が組合員に含まれている	125 100.0	87 69.6	17 13.6	43 34.4	74 59.2	33 26.4	13 10.4	14 11.2	2 1.6	5 4.0	12 9.6	2.6

<主な自由記述>

更新契約書作成の手間が省ける
事務手続きの簡略化と省力化 等

問14(4). 有期契約労働者を無期契約に転換すると、雇用管理上、どのようなことが課題になると思いますか
(該当すべてに○)。

	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にいく計	業務量の變動に伴う、労働条件の調整方法	雇用調整が必要になった場合の対処方法	モチベーションを維持するための方法	正社員の新規採用に対する影響	正社員と有期契約労働者の間の仕事や労働条件のバランスの図り方	労働組合との協議・調整	その他(自由記述欄あり)	無回答(課題なしを含む)	平均選択数
合計	2,220 100.0	751 33.8	1,235 55.6	389 17.5	668 30.1	919 41.4	100 4.5	35 1.6	180 8.1	2.0
業種										
建設業	127 100.0	40 31.5	77 60.6	15 11.8	43 33.9	52 40.9	3 2.4	3 2.4	7 5.5	1.9
製造業	604 100.0	227 37.6	373 61.8	105 17.4	205 33.9	255 42.2	28 4.6	4 0.7	44 7.3	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	1 11.1	5 55.6	2 22.2	4 44.4	3 33.3	-	1 11.1	-	1.8
情報通信業	87 100.0	23 26.4	40 46.0	9 10.3	16 18.4	39 44.8	2 2.3	-	11 12.6	1.7
運輸業、郵便業	188 100.0	68 36.2	104 55.3	34 18.1	40 21.3	70 37.2	21 11.2	8 4.3	13 6.9	2.0
卸売業、小売業	446 100.0	149 33.4	230 51.6	83 18.6	151 33.9	200 44.8	20 4.5	4 0.9	33 7.4	2.0
金融業、保険業	23 100.0	9 39.1	14 60.9	6 26.1	4 17.4	8 34.8	3 13.0	-	2 8.7	2.1
不動産業、物品賃貸業	36 100.0	14 38.9	20 55.6	5 13.9	11 30.6	19 52.8	1 2.8	-	1 2.8	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	13 26.0	26 52.0	8 16.0	15 30.0	16 32.0	3 6.0	2 4.0	7 14.0	1.9
宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	45 30.2	87 58.4	19 12.8	38 25.5	65 43.6	5 3.4	3 2.0	16 10.7	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	20 25.0	36 45.0	21 26.3	21 26.3	31 38.8	5 6.3	-	4 5.0	1.8
教育、学習支援業	35 100.0	11 31.4	21 60.0	8 22.9	11 31.4	13 37.1	1 2.9	-	4 11.4	2.1
医療、福祉	96 100.0	28 29.2	37 38.5	12 12.5	33 34.4	45 46.9	1 1.0	3 3.1	8 8.3	1.8
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	4 100.0	3 75.0	3 75.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-	2.5
その他サービス業(他に分類されないもの)	271 100.0	97 35.8	159 58.7	61 22.5	70 25.8	97 35.8	6 2.2	7 2.6	25 9.2	2.0
その他	6 100.0	2 33.3	2 33.3	-	3 50.0	4 66.7	-	-	1 16.7	2.2
無回答	9 100.0	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	-	-	4 44.4	1.0
サービス業計	554 100.0	178 32.1	311 56.1	109 19.7	146 26.4	210 37.9	20 3.6	12 2.2	52 9.4	2.0
非製造業計	1,607 100.0	523 32.5	861 53.6	283 17.6	462 28.7	663 41.3	72 4.5	31 1.9	132 8.2	2.0
雇用者規模										
49人以下	76 100.0	26 34.2	33 43.4	14 18.4	23 30.3	22 28.9	3 3.9	2 2.6	7 9.2	1.8
50～99人	661 100.0	211 31.9	344 52.0	120 18.2	199 30.1	256 38.7	22 3.3	9 1.4	67 10.1	2.0
100～299人	837 100.0	275 32.9	484 57.8	124 14.8	260 31.1	323 38.6	30 3.6	13 1.6	64 7.6	2.0
300～499人	198 100.0	66 33.3	114 57.6	30 15.2	59 29.8	85 42.9	14 7.1	4 2.0	16 8.1	2.0
500～999人	173 100.0	67 38.7	99 57.2	41 23.7	54 31.2	85 49.1	8 4.6	2 1.2	10 5.8	2.2
1,000人以上	260 100.0	102 39.2	157 60.4	55 21.2	71 27.3	144 55.4	23 8.8	4 1.5	13 5.0	2.3
無回答	15 100.0	4 26.7	4 26.7	5 33.3	2 13.3	4 26.7	-	1 6.7	3 20.0	1.7
有期契約労働者比率										
10%未満	761 100.0	256 33.6	379 49.8	109 14.3	221 29.0	261 34.3	24 3.2	8 1.1	81 10.6	1.9
10%以上30%未満	663 100.0	232 35.0	406 61.2	132 19.9	214 32.3	290 43.7	31 4.7	10 1.5	43 6.5	2.1
30%以上50%未満	315 100.0	102 32.4	174 55.2	52 16.5	98 31.1	139 44.1	21 6.7	8 2.5	29 9.2	2.1
50%以上70%未満	241 100.0	81 33.6	146 60.6	54 22.4	71 29.5	116 48.1	9 3.7	3 1.2	8 3.3	2.1
70%以上90%未満	161 100.0	56 34.8	90 55.9	33 20.5	45 28.0	82 50.9	8 5.0	4 2.5	9 5.6	2.1
90%以上	56 100.0	21 37.5	28 50.0	9 16.1	13 23.2	21 37.5	3 5.4	-	8 14.3	2.0
無回答	23 100.0	3 13.0	12 52.2	-	6 26.1	10 43.5	4 17.4	2 8.7	2 8.7	1.8
改正法認知度										
改正内容まで知っている	1,727 100.0	592 34.3	969 56.1	300 17.4	519 30.1	744 43.1	83 4.8	29 1.7	139 8.0	2.0
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	434 100.0	136 31.3	234 53.9	81 18.7	128 29.5	154 35.5	16 3.7	5 1.2	39 9.0	1.9
知らない・分からない	38 100.0	14 36.8	19 50.0	6 15.8	12 31.6	13 34.2	-	1 2.6	1 2.6	1.8
無回答	21 100.0	9 42.9	13 61.9	2 9.5	9 42.9	8 38.1	1 4.8	-	1 4.8	2.1
過去3年間の経営状況										
業界平均よりかなり良い	37 100.0	12 32.4	11 29.7	9 24.3	13 35.1	7 18.9	1 2.7	-	5 13.5	1.7
業界平均より良い	375 100.0	128 34.1	196 52.3	70 18.7	104 27.7	168 44.8	10 2.7	1 0.3	36 9.6	2.0
業界平均並み	1,341 100.0	450 33.6	750 55.9	232 17.3	411 30.6	551 41.1	63 4.7	29 2.2	107 8.0	2.0
業界平均より悪い	350 100.0	113 32.3	211 60.3	52 14.9	107 30.6	145 41.4	23 6.6	5 1.4	23 6.6	2.0
業界平均よりかなり悪い	54 100.0	27 50.0	37 68.5	10 18.5	18 33.3	18 33.3	1 1.9	-	2 3.7	2.1
無回答	63 100.0	21 33.3	30 47.6	16 25.4	15 23.8	30 47.6	2 3.2	-	7 11.1	2.0
労働組合・労組なし・労使協議機関あり	584 100.0	221 37.8	343 58.7	121 20.7	188 32.2	261 44.7	92 15.8	8 1.4	31 5.3	2.2
労働組合・労組あり・労使協議機関あり	671 100.0	215 32.0	371 55.3	104 15.5	166 24.6	255 38.0	5 0.7	16 2.4	59 8.8	1.9
労働組合・労組あり・労使協議機関もなし	942 100.0	308 32.7	509 54.0	157 16.7	256 27.2	395 41.9	3 0.3	11 1.2	87 9.2	1.9
有期契約労働者が組合員に含まれている	125 100.0	41 32.8	62 49.6	25 19.6	37 29.6	59 47.2	25 20.0	3 2.4	7 5.6	2.1

<主な自由記述>

人件費の増大
転換行為の事務負担増 等

問14(5). 現在雇用しているフルタイム契約労働者、パートタイム契約労働者の人数を100として、正社員あるいは無期契約へ転換させても良いと考える割合はどれくらいですか(数値を記入)。

○フルタイム契約労働者について

	フルタイム契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい計	30%未満	30%超～50%	50%超～80%	80%超～100%未満	100%	無回答	中央値	平均値
合計	1,829 100.0	427 23.3	331 18.1	260 14.2	105 5.7	568 31.1	138 7.5	70.0	63.9
業種									
建設業	104 100.0	24 23.1	25 24.0	14 13.5	7 6.7	30 28.8	4 3.8	52.0	62.1
製造業	491 100.0	130 26.5	73 14.9	70 14.3	29 5.9	162 33.0	27 5.5	70.0	63.1
電気・ガス・熱供給・水道業	7 100.0	2 28.6	1 14.3	1 14.3	-	3 42.9	-	75.0	65.7
情報通信業	80 100.0	10 12.5	11 13.8	13 16.3	2 2.5	37 46.3	7 8.8	80.0	75.8
運輸業、郵便業	151 100.0	36 23.8	31 20.5	16 10.6	10 6.6	44 29.1	14 9.3	70.0	62.1
卸売業、小売業	349 100.0	80 22.9	67 19.2	47 13.5	16 4.6	112 32.1	27 7.7	70.0	63.8
金融業、保険業	22 100.0	3 13.6	4 18.2	5 22.7	-	5 22.7	5 22.7	100.0	65.4
不動産業、物品賃貸業	27 100.0	10 37.0	5 18.5	6 22.2	-	6 22.2	-	20.0	53.6
学術研究、専門・技術サービス業	46 100.0	12 26.1	7 15.2	8 17.4	4 8.7	11 23.9	4 8.7	50.0	61.3
宿泊業、飲食サービス業	121 100.0	26 21.5	23 19.0	14 11.6	11 9.1	34 28.1	13 10.7	90.0	65.1
生活関連サービス業、娯楽業	63 100.0	14 22.2	9 14.3	7 11.1	5 7.9	25 39.7	3 4.8	95.0	69.5
教育、学習支援業	32 100.0	7 21.9	5 15.6	8 25.0	-	7 21.9	5 15.6	80.0	64.3
医療、福祉	84 100.0	17 20.2	19 22.6	13 15.5	7 8.3	23 27.4	5 6.0	75.0	64.3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	4 100.0	2 50.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0	65.0	50.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	235 100.0	53 22.6	50 21.3	36 15.3	14 6.0	62 26.4	20 8.5	50.0	62.3
その他	6 100.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	-	2 33.3	-	65.0	71.7
無回答	7 100.0	-	-	-	-	4 57.1	3 42.9	100.0	100.0
サービス業計	469 100.0	107 22.8	89 19.0	65 13.9	34 7.2	133 28.4	41 8.7	60.0	63.8
非製造業計	1,331 100.0	297 22.3	258 19.4	190 14.3	76 5.7	402 30.2	108 8.1	70.0	64.1
雇用者規模									
49人以下	56 100.0	10 17.9	17 30.4	-	2 3.6	23 41.1	4 7.1	50.0	66.1
50～99人	522 100.0	105 20.1	104 19.9	71 13.6	20 3.8	192 36.8	30 5.7	80.0	67.1
100～299人	695 100.0	177 25.5	131 18.8	104 15.0	42 6.0	197 28.3	44 6.3	52.0	61.4
300～499人	171 100.0	40 23.4	24 14.0	31 18.1	12 7.0	50 29.2	14 8.2	70.0	65.0
500～999人	155 100.0	40 25.8	24 15.5	20 12.9	12 7.7	45 29.0	14 9.0	80.0	62.3
1,000人以上	218 100.0	54 24.8	29 13.3	33 15.1	17 7.8	57 26.1	28 12.8	80.0	63.2
無回答	12 100.0	1 8.3	2 16.7	1 8.3	-	4 33.3	4 33.3	70.0	72.5
有期契約労働者比率									
10%未満	571 100.0	123 21.5	109 19.1	72 12.6	22 3.9	211 37.0	34 6.0	77.5	65.8
10%以上30%未満	565 100.0	130 23.0	106 18.8	88 15.6	40 7.1	164 29.0	37 6.5	70.0	63.6
30%以上50%未満	288 100.0	82 28.5	52 18.1	47 16.3	13 4.5	70 24.3	24 8.3	50.0	59.2
50%以上70%未満	203 100.0	52 25.6	33 16.3	25 12.3	17 8.4	57 28.1	19 9.4	75.0	62.6
70%以上90%未満	133 100.0	31 23.3	22 16.5	15 11.3	7 5.3	44 33.1	14 10.5	77.5	64.4
90%以上	48 100.0	6 12.5	7 14.6	8 16.7	5 10.4	18 37.5	4 8.3	90.0	75.2
無回答	21 100.0	3 14.3	2 9.5	5 23.8	1 4.8	4 19.0	6 28.6	65.0	67.9
改正法認知度									
改正内容まで知っている	1,444 100.0	326 22.6	248 17.2	215 14.9	94 6.5	452 31.3	109 7.5	70.0	64.8
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	340 100.0	93 27.4	68 20.0	37 10.9	10 2.9	105 30.9	27 7.9	50.0	60.3
知らない・分からない	26 100.0	5 19.2	9 34.6	3 11.5	1 3.8	7 26.9	1 3.8	50.0	61.2
無回答	19 100.0	3 15.8	6 31.6	5 26.3	-	4 21.1	1 5.3	50.0	60.7
過去3年間の経営状況									
業界平均よりかなり良い	32 100.0	6 18.8	5 15.6	3 9.4	4 12.5	11 34.4	3 9.4	95.0	69.9
業界平均より良い	306 100.0	72 23.5	50 16.3	46 15.0	20 6.5	103 33.7	15 4.9	60.0	65.7
業界平均並み	1,111 100.0	263 23.7	210 18.9	160 14.4	61 5.5	337 30.3	80 7.2	70.0	63.0
業界平均より悪い	291 100.0	73 25.1	51 17.5	38 13.1	15 5.2	89 30.6	25 8.6	70.0	62.8
業界平均よりかなり悪い	39 100.0	9 23.1	6 15.4	5 12.8	3 7.7	14 35.9	2 5.1	65.0	66.6
無回答	50 100.0	4 8.0	9 18.0	8 16.0	2 4.0	14 28.0	13 26.0	50.0	72.8

○パートタイム契約労働者について

	パートタイム契約労働者について、何らかの形で無期契約にいく計	30%未満	30%超～50%	50%超～80%	80%超～100%未満	100%	無回答	中央値	平均値		
合計	1,499 100.0	488 32.6	246 16.4	174 11.6	57 3.8	417 27.8	117 7.8	50.0	55.6		
業種	建設業	60 100.0	13 21.7	13 21.7	8 13.3	- 35.0	21 8.3	5 60.0	62.5		
	製造業	409 100.0	135 33.0	58 14.2	40 9.8	14 3.4	141 34.5	21 5.1	58.0		
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	1 16.7	-	1 16.7	-	4 66.7	-	100.0	80.0	
	情報通信業	33 100.0	8 24.2	4 12.1	3 9.1	1 3.0	13 39.4	4 12.1	100.0	66.0	
	運輸業、郵便業	120 100.0	38 31.7	16 13.3	10 8.3	10 8.3	34 28.3	12 10.0	50.0	57.7	
	卸売業、小売業	340 100.0	110 32.4	66 19.4	39 11.5	13 3.8	85 25.0	27 7.9	50.0	53.6	
	金融業、保険業	15 100.0	2 13.3	4 26.7	1 6.7	-	6 40.0	2 13.3	90.0	70.8	
	不動産業、物品賃貸業	26 100.0	11 42.3	6 23.1	3 11.5	-	6 23.1	-	31.0	47.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	27 100.0	9 33.3	3 11.1	3 11.1	2 7.4	8 29.6	2 7.4	80.0	57.2	
	宿泊業、飲食サービス業	112 100.0	43 38.4	21 18.8	16 14.3	6 5.4	17 15.2	9 8.0	50.0	49.1	
	生活関連サービス業、娯楽業	57 100.0	17 29.8	10 17.5	8 14.0	8 1.8	19 33.3	2 3.5	65.0	59.0	
	教育、学習支援業	24 100.0	7 29.2	3 12.5	5 20.8	-	5 20.8	4 16.7	50.0	55.5	
	医療、福祉	81 100.0	25 30.9	11 13.6	19 23.5	4 4.9	17 21.0	5 6.2	50.0	56.6	
	複合サービス業（郵便局、協同組合等）	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	20.0	20.0	
	その他サービス業（他に分類されないもの）	177 100.0	66 37.3	28 15.8	17 9.6	6 3.4	38 21.5	22 12.4	50.0	49.5	
	その他	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	2 40.0	-	90.0	66.0	
	無回答	6 100.0	1 16.7	2 33.3	-	-	1 16.7	2 33.3	50.0	51.3	
	サービス業計	374 100.0	136 36.4	62 16.6	44 11.8	15 4.0	82 21.9	35 9.4	50.0	51.4	
	非製造業計	1,084 100.0	352 32.5	186 17.2	134 12.4	43 4.0	275 25.4	94 8.7	50.0	54.7	
	雇用者規模	49人以下	44 100.0	12 27.3	12 27.3	5 11.4	-	13 29.5	2 4.5	50.0	56.3
		50～99人	418 100.0	130 31.1	65 15.6	44 10.5	13 3.1	144 34.4	22 5.3	65.0	58.6
		100～299人	572 100.0	193 33.7	95 16.6	68 11.9	23 4.0	156 27.3	37 6.5	50.0	55.0
		300～499人	143 100.0	51 35.7	22 15.4	20 14.0	4 2.8	34 23.8	12 8.4	50.0	53.2
500～999人		118 100.0	34 28.8	13 11.0	16 13.6	8 6.8	32 27.1	15 12.7	65.0	59.3	
1,000人以上		195 100.0	67 34.4	36 18.5	21 10.8	9 4.6	36 18.5	26 13.3	50.0	49.8	
無回答		9 100.0	1 11.1	3 33.3	-	-	2 22.2	3 33.3	50.0	59.2	
改正内容まで知っている		1,171 100.0	357 30.5	190 16.2	139 11.9	47 4.0	340 29.0	98 8.4	50.0	57.3	
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	292 100.0	117 40.1	48 16.4	32 11.0	9 3.1	68 23.3	18 6.2	50.0	50.0		
知らない・分からない	24 100.0	10 41.7	6 25.0	1 4.2	1 4.2	5 20.8	1 4.2	40.0	44.2		
無回答	12 100.0	4 33.3	2 16.7	2 16.7	-	4 33.3	-	60.0	56.8		
有期契約労働者比率	10%未満	441 100.0	133 30.2	70 15.9	43 9.8	10 2.3	158 35.8	27 6.1	60.0	59.5	
	10%以上30%未満	429 100.0	133 31.0	79 18.4	59 13.8	14 3.3	116 27.0	28 6.5	50.0	56.0	
	30%以上50%未満	248 100.0	94 37.9	38 15.3	28 11.3	11 4.4	56 22.6	21 8.5	50.0	50.6	
	50%以上70%未満	194 100.0	66 34.0	29 14.9	23 11.9	16 8.2	42 21.6	18 9.3	50.0	54.3	
	70%以上90%未満	126 100.0	50 39.7	17 13.5	13 10.3	3 2.4	31 24.6	12 9.5	50.0	50.2	
	90%以上	44 100.0	7 15.9	11 25.0	5 11.4	3 6.8	14 31.8	4 9.1	80.0	66.5	
	無回答	17 100.0	5 29.4	2 11.8	3 17.6	-	-	7 41.2	10.0	33.0	
	過去3年間	23 100.0	8 34.8	3 13.0	3 13.0	-	8 34.8	1 4.3	50.0	55.5	
経営状況	業界平均よりかなり良い	260 100.0	76 29.2	54 20.8	29 11.2	13 5.0	69 26.5	19 7.3	50.0	56.6	
	業界平均より良い	916 100.0	310 33.8	149 16.3	102 11.1	31 3.4	263 28.7	61 6.7	50.0	55.2	
	業界平均並み	221 100.0	75 33.9	30 13.6	27 12.2	9 4.1	59 26.7	21 9.5	50.0	55.0	
	業界平均より悪い	38 100.0	11 28.9	5 13.2	8 21.1	2 5.3	10 26.3	2 5.3	70.0	59.2	
	無回答	41 100.0	8 19.5	5 12.2	5 12.2	2 4.9	8 19.5	13 31.7	50.0	58.4	

問14(6). 改正労働契約法の施行前から雇用している有期契約労働者について、法定(平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約を通算して5年を超えると無期労働契約への転換権が発生)を上回る形で、無期契約や正社員に転換する意向はありますか(1つだけ○)。

	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者について、何らかの形で無期契約にしてい	既にそうした対応を行っている	本人の希望があれば、そうした対応を検討したい	そうした対応を検討するつもりはない	未定・分からない	有期契約労働者は全員同法施行後の採用者である	無回答
合計	2,220 100.0	367 16.5	876 39.5	301 13.6	615 27.7	17 0.8	44 2.0
業種							
建設業	127 100.0	18 14.2	59 46.5	13 10.2	32 25.2	4 3.1	1 0.8
製造業	604 100.0	90 14.9	243 40.2	92 15.2	168 27.8	1 0.2	10 1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	4 44.4	4 44.4	1 11.1	-	-	-
情報通信業	87 100.0	13 14.9	38 43.7	11 12.6	20 23.0	2 2.3	3 3.4
運輸業、郵便業	188 100.0	29 15.4	76 40.4	29 15.4	48 25.5	3 1.6	3 1.6
卸売業、小売業	446 100.0	71 15.9	170 38.1	64 14.3	135 30.3	2 0.4	4 0.9
金融業、保険業	23 100.0	6 26.1	7 30.4	1 4.3	8 34.8	-	1 4.3
不動産業、物品賃貸業	36 100.0	7 19.4	12 33.3	7 19.4	10 27.8	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	50 100.0	11 22.0	15 30.0	5 10.0	14 28.0	2 4.0	3 6.0
宿泊業、飲食サービス業	149 100.0	21 14.1	64 43.0	21 14.1	38 25.5	-	5 3.4
生活関連サービス業、娯楽業	80 100.0	20 25.0	36 45.0	7 8.8	15 18.8	1 1.3	1 1.3
教育、学習支援業	35 100.0	6 17.1	12 34.3	4 11.4	11 31.4	-	2 5.7
医療、福祉	96 100.0	12 12.5	51 53.1	8 8.3	22 22.9	-	3 3.1
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	4 100.0	-	3 75.0	1 25.0	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	271 100.0	57 21.0	78 28.8	37 13.7	92 33.9	2 0.7	5 1.8
その他	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-	-	-	-
無回答	9 100.0	1 11.1	3 33.3	-	2 22.2	-	3 33.3
サービス業計	554 100.0	109 19.7	196 35.4	71 12.8	159 28.7	5 0.9	14 2.5
非製造業計	1,607 100.0	276 17.2	630 39.2	209 13.0	445 27.7	16 1.0	31 1.9
雇用者規模							
49人以下	76 100.0	13 17.1	38 50.0	9 11.8	13 17.1	1 1.3	2 2.6
50～99人	661 100.0	109 16.5	304 46.0	55 8.3	170 25.7	8 1.2	15 2.3
100～299人	837 100.0	142 17.0	344 41.1	108 12.9	222 26.5	5 0.6	16 1.9
300～499人	198 100.0	36 18.2	68 34.3	35 17.7	56 28.3	-	3 1.5
500～999人	173 100.0	24 13.9	61 35.3	32 18.5	52 30.1	2 1.2	2 1.2
1,000人以上	260 100.0	40 15.4	56 21.5	61 23.5	100 38.5	1 0.4	2 0.8
無回答	15 100.0	3 20.0	5 33.3	1 6.7	2 13.3	-	4 26.7
有期契約労働者比率							
10%未満	761 100.0	154 20.2	340 44.7	59 7.8	178 23.4	15 2.0	15 2.0
10%以上30%未満	663 100.0	115 17.3	256 38.6	91 13.7	185 27.9	-	16 2.4
30%以上50%未満	315 100.0	41 13.0	122 38.7	58 18.4	91 28.9	-	3 1.0
50%以上70%未満	241 100.0	27 11.2	88 36.5	44 18.3	76 31.5	2 0.8	4 1.7
70%以上90%未満	161 100.0	19 11.8	46 28.6	37 23.0	57 35.4	-	2 1.2
90%以上	56 100.0	7 12.5	16 28.6	10 17.9	21 37.5	-	2 3.6
無回答	23 100.0	4 17.4	8 34.8	2 8.7	7 30.4	-	2 8.7
改正法認知度							
改正内容まで知っている	1,727 100.0	284 16.4	641 37.1	265 15.3	490 28.4	14 0.8	33 1.9
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	434 100.0	72 16.6	206 47.5	34 7.8	110 25.3	2 0.5	10 2.3
知らない・分からない	38 100.0	7 18.4	19 50.0	1 2.6	9 23.7	1 2.6	1 2.6
無回答	21 100.0	4 19.0	10 47.6	1 4.8	6 28.6	-	-
過去の3年間の経営状況							
業界平均よりかなり良い	37 100.0	12 32.4	11 29.7	1 2.7	11 29.7	1 2.7	1 2.7
業界平均より良い	375 100.0	75 20.0	149 39.7	50 13.3	93 24.8	3 0.8	5 1.3
業界平均並み	1,341 100.0	212 15.8	524 39.1	188 14.0	384 28.6	10 0.7	23 1.7
業界平均より悪い	350 100.0	48 13.7	154 44.0	49 14.0	88 25.1	2 0.6	9 2.6
業界平均よりかなり悪い	54 100.0	12 22.2	18 33.3	5 9.3	19 35.2	-	-
無回答	63 100.0	8 12.7	20 31.7	8 12.7	20 31.7	1 1.6	6 9.5
労組・組織化							
労働組合あり	584 100.0	96 16.4	200 34.2	98 16.8	180 30.8	2 0.3	8 1.4
労組なし・労使協議機関あり	671 100.0	106 15.8	300 44.7	70 10.4	170 25.3	9 1.3	16 2.4
労組も労使協議機関もなし	942 100.0	162 17.2	370 39.3	131 13.9	258 27.4	5 0.5	16 1.7
有期契約労働者が組合員に含まれている	125 100.0	21 16.8	44 35.2	22 17.6	36 28.8	-	2 1.6

問15(1). 有期契約労働者から正社員に転換する制度や慣行(※)はありますか(1つだけ○)。

※本調査で「有期契約労働者から正社員に転換する制度や慣行」とは、有期契約労働者をいゆる正社員(典型的には無期労働契約、フルタイム、直接雇用で、長期雇用慣行の下、勤続年数に応じた処遇・雇管理がなされ、職務や勤務地等の限定が少ない社員)に転換する制度や慣行を指すものとします。なお、改正労働契約法では、無期転換後の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、特段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一となりますが、そうした無期転換区への転換は、ここでいう「正社員に転換する制度や慣行」には含まれてくれない、と注釈。

○フルタイム契約労働者について ○パートタイム契約労働者について

	フルタイム契約労働者を雇用している計	正社員へ直接転換できる制度がある	他の区分を経由して、正社員へ転換できる制度がある	制度はないが、正社員に転換させる慣行がある	正社員に転換させる慣行はない(他の区分止まりを含む)	無回答	パートタイム契約労働者を雇用している計	正社員へ直接転換できる制度がある	他の区分を経由して、正社員に転換できる制度がある	制度はないが、正社員に転換させる慣行がある	正社員に転換させる慣行はない(他の区分止まりを含む)	無回答
合計	4,328 100.0	1,317 30.4	144 3.3	1,478 34.1	1,191 27.5	198 4.6	4,229 100.0	639 15.1	358 8.5	839 19.8	2,123 50.2	270 6.4
業種												
建設業	248 100.0	56 22.6	5 2.0	86 34.7	93 37.5	8 3.2	200 100.0	22 11.0	8 4.0	35 17.5	122 61.0	13 6.5
製造業	1,216 100.0	357 29.4	49 4.0	410 33.7	350 28.8	50 4.1	1,181 100.0	176 14.9	82 6.9	204 17.3	639 54.1	80 6.8
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	4 16.7	-	8 33.3	9 37.5	3 12.5	25 100.0	1 4.0	2 8.0	5 20.0	12 48.0	5 20.0
情報通信業	173 100.0	58 33.5	2 1.2	62 35.8	46 26.6	5 2.9	118 100.0	12 10.2	6 5.1	21 17.8	62 52.5	17 14.4
運輸業、郵便業	366 100.0	100 27.3	8 2.2	112 30.6	130 35.5	16 4.4	359 100.0	45 12.5	21 5.8	62 17.3	207 57.7	24 6.7
卸売業、小売業	826 100.0	253 30.6	27 3.3	263 31.8	237 28.7	46 5.6	883 100.0	130 14.7	99 11.2	180 20.4	430 48.7	44 5.0
金融業、保険業	55 100.0	23 41.8	5 9.1	12 21.8	15 27.3	-	43 100.0	9 20.9	11 25.6	5 11.6	18 41.9	-
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	24 42.9	2 3.6	17 30.4	12 21.4	1 1.8	61 100.0	6 9.8	5 8.2	13 21.3	34 55.7	3 4.9
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	22 20.4	3 2.8	48 44.4	25 23.1	10 9.3	81 100.0	8 9.9	5 6.2	15 18.5	42 51.9	11 13.6
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	88 39.3	10 4.5	82 36.6	29 12.9	15 6.7	253 100.0	60 23.7	34 13.4	70 27.7	73 28.9	16 6.3
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	55 42.0	1 0.8	44 33.6	26 19.8	5 3.8	144 100.0	35 24.3	17 11.8	36 25.0	50 34.7	6 4.2
教育、学習支援業	101 100.0	32 31.7	3 3.0	32 31.7	30 29.7	4 4.0	109 100.0	15 13.8	7 6.4	17 15.6	66 60.6	4 3.7
医療、福祉	167 100.0	61 36.5	4 2.4	69 41.3	25 15.0	8 4.8	184 100.0	41 22.3	11 6.0	56 30.4	67 36.4	9 4.9
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	11 100.0	3 27.3	-	4 36.4	4 36.4	-	10 100.0	-	1 10.0	1 10.0	8 80.0	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	588 100.0	171 29.1	25 4.3	223 37.9	150 25.5	19 3.2	548 100.0	72 13.1	48 8.8	114 20.8	284 51.8	30 5.5
その他	12 100.0	5 41.7	-	3 25.0	4 33.3	-	10 100.0	2 20.0	1 10.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0
無回答	22 100.0	5 22.7	-	3 13.6	6 27.3	8 36.4	20 100.0	5 25.0	-	3 15.0	5 25.0	7 35.0
サービス業計	1,062 100.0	339 31.9	39 3.7	401 37.8	234 22.0	49 4.6	1,036 100.0	175 16.9	105 10.1	236 22.8	457 44.1	63 6.1
非製造業計	3,090 100.0	955 30.9	95 3.1	1,065 34.5	835 27.0	140 4.5	3,028 100.0	458 15.1	276 9.1	632 20.9	1,479 48.8	183 6.0
雇用者規模												
4人以下	152 100.0	33 21.7	1 0.7	48 31.6	51 33.6	19 12.5	147 100.0	11 7.5	3 2.0	24 16.3	91 61.9	18 12.2
5～99人	1,240 100.0	272 21.9	21 1.7	430 34.7	447 36.0	70 5.6	1,194 100.0	140 11.7	42 3.5	238 19.9	684 57.3	90 7.5
100～299人	1,651 100.0	484 29.3	49 3.0	633 38.3	426 25.8	59 3.6	1,632 100.0	227 13.9	120 7.4	371 22.7	819 50.2	95 5.8
300～499人	382 100.0	142 37.2	22 5.8	120 31.4	78 20.4	20 5.2	361 100.0	79 21.9	42 11.6	61 16.9	155 42.9	24 6.6
500～999人	355 100.0	148 41.7	23 6.5	107 30.1	67 18.9	10 2.8	353 100.0	58 16.4	63 17.8	59 16.7	155 43.9	18 5.1
1,000人以上	511 100.0	228 44.6	28 5.5	132 25.8	114 22.3	9 1.8	512 100.0	118 23.0	87 17.0	78 15.2	210 41.0	19 3.7
無回答	37 100.0	10 27.0	-	8 21.6	8 21.6	11 29.7	30 100.0	6 20.0	3 10.0	8 26.7	9 30.0	6 20.0
有期労働者割合												
10%未満	1,419 100.0	322 22.7	29 2.0	477 33.6	503 35.4	88 6.2	1,307 100.0	163 12.5	45 3.4	267 20.4	728 55.7	104 8.0
10%以上30%未満	1,390 100.0	415 29.9	41 2.9	503 36.2	375 27.0	56 4.0	1,338 100.0	176 13.2	96 7.2	265 19.8	702 52.5	99 7.4
30%以上50%未満	644 100.0	251 39.0	26 4.0	218 33.9	128 19.9	21 3.3	641 100.0	128 20.0	65 10.1	113 17.6	312 48.7	23 3.6
50%以上70%未満	431 100.0	161 37.4	24 5.6	150 34.8	84 19.5	12 2.8	458 100.0	82 17.9	70 15.3	80 17.5	206 45.0	20 4.4
70%以上90%未満	284 100.0	117 41.2	16 5.6	87 30.6	52 18.3	12 4.2	315 100.0	66 21.0	66 21.0	78 24.8	96 30.5	9 2.9
90%以上	103 100.0	28 27.2	7 6.8	29 28.2	35 34.0	4 3.9	106 100.0	15 14.2	11 10.4	26 24.5	49 46.2	5 4.7
無回答	57 100.0	23 40.4	1 1.8	14 24.6	14 24.6	5 8.8	64 100.0	9 14.1	5 7.8	10 15.6	30 46.9	10 15.6
改正内容まで知っている	3,183 100.0	1,045 32.8	112 3.5	1,058 33.2	843 26.5	125 3.9	3,078 100.0	491 16.0	294 9.6	555 18.0	1,553 50.5	185 6.0
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	1,007 100.0	239 23.7	31 3.1	369 36.6	302 30.0	66 6.6	1,006 100.0	127 12.6	62 6.2	253 25.1	491 48.8	73 7.3
知らない・分からない	89 100.0	26 29.2	-	31 34.8	27 30.3	5 5.6	96 100.0	17 17.7	1 1.0	18 18.8	52 54.2	8 8.3
無回答	49 100.0	7 14.3	1 2.0	20 40.8	19 38.8	2 4.1	49 100.0	4 8.2	1 2.0	13 26.5	27 55.1	4 8.2
過去3年間の経営状況												
業界平均よりかなり良い	63 100.0	19 30.2	3 4.8	19 30.2	17 27.0	5 7.9	54 100.0	15 27.8	4 7.4	14 25.9	17 31.5	4 7.4
業界平均より良い	682 100.0	238 34.9	25 3.7	223 32.7	171 25.1	25 3.7	680 100.0	117 17.2	64 9.4	141 20.7	314 46.2	44 6.5
業界平均並み	2,623 100.0	786 30.0	76 2.9	909 34.7	742 28.3	110 4.2	2,566 100.0	385 15.0	206 8.0	495 19.3	1,323 51.6	157 6.1
業界平均より悪い	695 100.0	196 28.2	31 4.5	186 35.4	186 26.8	36 5.2	663 100.0	87 13.1	58 8.7	138 20.8	339 51.1	41 6.2
業界平均よりかなり悪い	111 100.0	31 27.9	5 4.5	42 37.8	26 23.4	7 6.3	112 100.0	12 10.7	15 13.4	21 18.8	58 51.8	6 5.4
無回答	154 100.0	47 30.5	4 2.6	39 25.3	49 31.8	15 9.7	154 100.0	23 14.9	11 7.1	30 19.5	72 46.8	18 11.7
労働組合あり	1,292 100.0	445 34.4	61 4.7	379 29.3	359 27.8	48 3.7	1,219 100.0	176 14.4	148 12.1	157 12.9	662 54.3	76 6.2
労働なし・労使協議機関あり	1,169 100.0	339 29.0	34 2.9	446 38.2	298 25.5	52 4.4	1,146 100.0	170 14.8	78 6.8	257 22.4	549 47.9	92 8.0
労働も労使協議機関もなし	1,818 100.0	521 28.7	49 2.7	639 35.1	520 28.6	89 4.9	1,821 100.0	291 16.0	127 7.0	416 22.8	896 49.2	91 5.0
有期契約労働者が組合員に含まれている	227 100.0	108 47.6	12 5.3	46 20.3	50 22.0	11 4.8	220 100.0	46 20.9	44 20.0	22 10.0	98 44.5	10 4.5

問15(1)付問①. 何らかの形で(※)正社員に転換する制度・慣行がある場合、過去5年間に正社員転換者はいましたか(1つだけ○・いる場合、転換者数も記入)。

調査シリーズNo.122

○フルタイム契約労働者について ○パートタイム契約労働者について

	フルタイム契約労働者について				パートタイム契約労働者について			
	何らかの形で(※)正社員に転換する制度・慣行がある計	正社員転換者がいた	正社員転換者がいなかった	無回答	何らかの形で(※)正社員に転換する制度・慣行がある計	正社員転換者がいた	正社員転換者がいなかった	無回答
合計	2,939 100.0	2,442 83.1	458 15.6	39 1.3	1,836 100.0	903 49.2	887 48.3	46 2.5
業種								
建設業	147 100.0	114 77.6	32 21.8	1 0.7	65 100.0	21 32.3	40 61.5	4 6.2
製造業	816 100.0	650 79.7	157 19.2	9 1.1	462 100.0	189 40.9	262 56.7	11 2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	12 100.0	9 75.0	3 25.0	-	8 100.0	2 25.0	6 75.0	-
情報通信業	122 100.0	105 86.1	12 9.8	5 4.1	39 100.0	20 51.3	16 41.0	3 7.7
運輸業、郵便業	220 100.0	188 85.5	31 14.1	1 0.5	128 100.0	55 43.0	70 54.7	3 2.3
卸売業、小売業	543 100.0	449 82.7	87 16.0	7 1.3	409 100.0	208 50.9	197 48.2	4 1.0
金融業、保険業	40 100.0	32 80.0	8 20.0	-	25 100.0	13 52.0	12 48.0	-
不動産業、物品賃貸業	43 100.0	39 90.7	4 9.3	-	24 100.0	15 62.5	9 37.5	-
学術研究、専門・技術サービス業	73 100.0	65 89.0	7 9.6	1 1.4	28 100.0	12 42.9	16 57.1	-
宿泊業、飲食サービス業	180 100.0	161 89.4	17 9.4	2 1.1	164 100.0	118 72.0	43 26.2	3 1.8
生活関連サービス業、娯楽業	100 100.0	85 85.0	14 14.0	1 1.0	88 100.0	45 51.1	41 46.6	2 2.3
教育、学習支援業	67 100.0	63 94.0	3 4.5	1 1.5	39 100.0	21 53.8	18 46.2	-
医療、福祉	134 100.0	117 87.3	16 11.9	1 0.7	108 100.0	58 53.7	45 41.7	5 4.6
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	2 100.0	-	2 100.0	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	419 100.0	346 82.6	63 15.0	10 2.4	234 100.0	118 50.4	106 45.3	10 4.3
その他	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0
無回答	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-
サービス業計	779 100.0	663 85.1	102 13.1	14 1.8	516 100.0	293 56.8	208 40.3	15 2.9
非製造業計	2,115 100.0	1,786 84.4	299 14.1	30 1.4	1,366 100.0	708 51.8	623 45.6	35 2.6
雇用者規模								
49人以下	82 100.0	58 70.7	23 28.0	1 1.2	38 100.0	17 44.7	20 52.6	1 2.6
50～99人	723 100.0	564 78.0	152 21.0	7 1.0	420 100.0	175 41.7	233 55.5	12 2.9
100～299人	1,166 100.0	944 81.0	204 17.5	18 1.5	718 100.0	337 46.9	365 50.8	16 2.2
300～499人	284 100.0	246 86.6	34 12.0	4 1.4	182 100.0	85 46.7	93 51.1	4 2.2
500～999人	278 100.0	261 93.9	16 5.8	1 0.4	180 100.0	107 59.4	65 36.1	8 4.4
1,000人以上	388 100.0	354 91.2	26 6.7	8 2.1	283 100.0	173 61.1	105 37.1	5 1.8
無回答	18 100.0	15 83.3	3 16.7	-	15 100.0	9 60.0	6 40.0	-
有期労働者割合								
10%未満	828 100.0	622 75.1	189 22.8	17 2.1	475 100.0	211 44.4	250 52.6	14 2.9
10%以上30%未満	959 100.0	814 84.9	135 14.1	10 1.0	537 100.0	238 44.3	287 53.4	12 2.2
30%以上50%未満	495 100.0	443 89.5	47 9.5	5 1.0	306 100.0	145 47.4	155 50.7	6 2.0
50%以上70%未満	335 100.0	290 86.6	41 12.2	4 1.2	232 100.0	133 57.3	91 39.2	8 3.4
70%以上90%未満	220 100.0	191 86.8	28 12.7	1 0.5	210 100.0	131 62.4	75 35.7	4 1.9
90%以上	64 100.0	49 76.6	14 21.9	1 1.6	52 100.0	32 61.5	18 34.6	2 3.8
無回答	38 100.0	33 86.8	4 10.5	1 2.6	24 100.0	13 54.2	11 45.8	-
企業設立年								
1979年以前	1,750 100.0	1,422 81.3	308 17.6	20 1.1	1,149 100.0	561 48.8	568 49.4	20 1.7
1980年代	379 100.0	321 84.7	53 14.0	5 1.3	211 100.0	112 53.1	93 44.1	6 2.8
1990年代	303 100.0	269 88.8	29 9.6	5 1.7	185 100.0	89 48.1	90 48.6	6 3.2
2000年代	366 100.0	315 86.1	46 12.6	5 1.4	201 100.0	99 49.3	94 46.8	8 4.0
2010年以降	40 100.0	36 90.0	3 7.5	1 2.5	21 100.0	9 42.9	10 47.6	2 9.5
無回答	101 100.0	79 78.2	19 18.8	3 3.0	69 100.0	33 47.8	32 46.4	4 5.8
過去3年間の経営状況								
業界平均よりかなり良い	41 100.0	37 90.2	3 7.3	1 2.4	33 100.0	22 66.7	9 27.3	2 6.1
業界平均より良い	486 100.0	409 84.2	69 14.2	8 1.6	322 100.0	181 56.2	136 42.2	5 1.6
業界平均並み	1,771 100.0	1,472 83.1	277 15.6	22 1.2	1,086 100.0	527 48.5	533 49.1	26 2.4
業界平均より悪い	473 100.0	383 81.0	86 18.2	4 0.8	283 100.0	124 43.8	153 54.1	6 2.1
業界平均よりかなり悪い	78 100.0	67 85.9	10 12.8	1 1.3	48 100.0	21 43.8	24 50.0	3 6.3
無回答	90 100.0	74 82.2	13 14.4	3 3.3	64 100.0	28 43.8	32 50.0	4 6.3
労組・組織・組織化								
労組あり	885 100.0	761 86.0	116 13.1	8 0.9	481 100.0	217 45.1	255 53.0	9 1.9
労組なし・労使協議機関あり	819 100.0	682 83.3	126 15.4	11 1.3	505 100.0	248 49.1	245 48.5	12 2.4
労組も労使協議機関もなし	1,209 100.0	980 81.1	212 17.5	17 1.4	834 100.0	429 51.4	381 45.7	24 2.9
有期契約労働者が組合員に 含まれている	166 100.0	148 89.2	16 9.6	2 1.2	112 100.0	57 50.9	54 48.2	1 0.9

※「正社員へ直接転換できる制度がある」あるいは「他の区分を経由して、正社員へ転換できる制度がある」あるいは「制度はないが、正社員に転換させる慣行がある」場合。

○フルタイム契約労働者から正社員への転換者数

	正社員 転換者が いた計	1～5人	6～10 人	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101人 以上	無回答	最小値	最大値	中央値	平均値
合計	2,442 100.0	1,236 50.6	428 17.5	308 12.6	193 7.9	82 3.4	45 1.8	150 6.1	1	7,987	5.0	19.0
業種												
建設業	114 100.0	54 47.4	28 24.6	14 12.3	8 7.0	3 2.6	2 1.8	5 4.4	1	231	6.0	13.5
製造業	650 100.0	355 54.6	113 17.4	67 10.3	41 6.3	21 3.2	11 1.7	42 6.5	1	1,300	5.0	16.7
電気・ガス・熱供給・ 水道業	9 100.0	3 33.3	3 33.3	1 11.1	1 11.1	-	-	1 11.1	1	22	7.5	8.3
情報通信業	105 100.0	49 46.7	16 15.2	19 18.1	11 10.5	3 2.9	3 2.9	4 3.8	1	286	6.0	16.9
運輸業、郵便業	188 100.0	77 41.0	31 16.5	28 14.9	21 11.2	5 2.7	14 7.4	12 6.4	1	7,987	7.0	75.8
卸売業、小売業	449 100.0	244 54.3	81 18.0	46 10.2	36 8.0	12 2.7	5 1.1	25 5.6	1	370	4.0	12.6
金融業、保険業	32 100.0	18 56.3	6 18.8	3 9.4	3 9.4	1 3.1	1 3.1	-	1	113	4.0	13.4
不動産業、物品賃貸業	39 100.0	21 53.8	5 12.8	7 17.9	1 2.6	3 7.7	1 2.6	1 2.6	1	112	4.5	14.8
学術研究、専門・技術 サービス業	65 100.0	38 58.5	15 23.1	5 7.7	4 6.2	2 3.1	1 1.5	-	1	185	5.0	11.2
宿泊業、飲食サービス業	161 100.0	67 41.6	28 17.4	24 14.9	17 10.6	9 5.6	1 0.6	15 9.3	1	271	8.0	15.4
生活関連サービス業、 娯楽業	85 100.0	37 43.5	13 15.3	12 14.1	12 14.1	3 3.5	3 3.5	5 5.9	1	150	6.5	17.9
教育、学習支援業	63 100.0	30 47.6	14 22.2	12 19.0	3 4.8	1 1.6	-	3 4.8	1	100	5.5	9.3
医療、福祉	117 100.0	57 48.7	21 17.9	24 20.5	2 1.7	4 3.4	1 0.9	8 6.8	1	180	5.0	11.0
複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	1	19	5.0	7.0
その他サービス業（他に 分類されないもの）	346 100.0	173 50.0	52 15.0	43 12.4	33 9.5	15 4.3	2 0.6	28 8.1	1	300	5.0	13.2
その他	7 100.0	3 42.9	1 14.3	2 28.6	-	-	-	1 14.3	1	19	6.0	7.5
無回答	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-	-	-	2	5	3.5	3.7
サービス業計	663 100.0	319 48.1	109 16.4	85 12.8	66 10.0	29 4.4	7 1.1	48 7.2	1	300	5.0	14.0
非製造業計	1,786 100.0	875 49.0	315 17.6	241 13.5	152 8.5	61 3.4	34 1.9	108 6.0	1	7,987	5.0	19.9
雇用者規模												
49人以下	58 100.0	44 75.9	8 13.8	4 6.9	4 1.7	-	-	4 1.7	1	26	3.0	4.5
50～99人	564 100.0	381 67.6	90 16.0	48 8.5	19 3.4	2 0.4	-	24 4.3	1	70	3.0	5.7
100～299人	944 100.0	530 56.1	192 20.3	109 11.5	40 4.2	16 1.7	2 0.2	55 5.8	1	200	4.0	8.2
300～499人	246 100.0	110 44.7	43 17.5	46 18.7	26 10.6	9 3.7	2 0.8	10 4.1	1	370	6.0	13.9
500～999人	261 100.0	86 33.0	45 17.2	43 16.5	40 15.3	22 8.4	7 2.7	18 6.9	1	202	10.0	21.5
1,000人以上	354 100.0	76 21.5	49 13.8	54 15.3	67 18.9	33 9.3	33 9.3	42 11.9	1	7,987	15.0	73.6
無回答	15 100.0	9 60.0	1 6.7	4 26.7	-	-	-	-	2	1,300	5.0	94.5

○パートタイム契約労働者から正社員への転換者数

	正社員 転換者が いた計	1～5人	6～10 人	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101人 以上	無回答	最小値	最大値	中央値	平均値
合計	903 100.0	598 66.2	75 8.3	52 5.8	30 3.3	4 0.4	6 0.7	138 15.3	1	827	2.0	8.1
業種												
建設業	21 100.0	17 81.0	1 4.8	-	-	-	-	3 14.3	1	10	2.0	2.4
製造業	189 100.0	130 68.8	13 6.9	7 3.7	5 2.6	-	-	34 18.0	1	38	2.0	3.7
電気・ガス・熱供給・ 水道業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	1	3	2.0	2.0
情報通信業	20 100.0	13 65.0	-	-	-	-	-	6 30.0	1	10	2.0	2.9
運輸業、郵便業	55 100.0	33 60.0	4 7.3	5 9.1	4 7.3	-	1 1.8	8 14.5	1	200	3.0	11.3
卸売業、小売業	208 100.0	145 69.7	14 6.7	8 3.8	7 3.4	1 0.5	1 0.5	32 15.4	1	827	2.0	9.9
金融業、保険業	13 100.0	9 69.2	1 7.7	1 7.7	1 7.7	-	-	1 7.7	1	40	2.0	6.8
不動産業、物品賃貸業	15 100.0	12 80.0	1 6.7	1 6.7	-	-	-	1 6.7	1	12	2.0	3.2
学術研究、専門・技術 サービス業	12 100.0	10 83.3	1 8.3	-	1 8.3	-	-	-	1	45	2.0	6.1
宿泊業、飲食サービス業	118 100.0	69 58.5	10 8.5	13 11.0	5 4.2	1 0.8	3 2.5	17 14.4	1	575	3.0	16.4
生活関連サービス業、 娯楽業	45 100.0	24 53.3	8 17.8	3 6.7	2 4.4	-	1 2.2	7 15.6	1	136	5.0	10.5
教育、学習支援業	21 100.0	9 42.9	4 19.0	3 14.3	-	1 4.8	-	4 19.0	1	60	5.0	9.7
医療、福祉	58 100.0	40 69.0	5 8.6	4 6.9	-	-	-	9 15.5	1	20	2.0	3.7
複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス業（他に 分類されないもの）	118 100.0	80 67.8	12 10.2	7 5.9	5 4.2	1 0.8	1 11.0	13 11.0	1	60	2.0	6.0
その他	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	1	1	1.0	1.0
無回答	6 100.0	4 66.7	-	-	-	-	-	2 33.3	1	3	1.5	1.8
サービス業計	293 100.0	183 62.5	31 10.6	23 7.8	13 4.4	2 0.7	4 1.4	37 12.6	1	575	3.0	10.8
非製造業計	708 100.0	464 65.5	62 8.8	45 6.4	25 3.5	4 0.6	6 0.8	102 14.4	1	827	3.0	9.2
雇用者規模												
49人以下	17 100.0	12 70.6	1 5.9	-	1 5.9	-	-	3 17.6	1	29	2.0	4.1
50～99人	175 100.0	149 85.1	7 4.0	-	-	-	-	19 10.9	1	9	1.0	1.9
100～299人	337 100.0	258 76.6	22 6.5	13 3.9	1 0.3	1 0.3	-	42 12.5	1	100	2.0	3.6
300～499人	85 100.0	47 55.3	8 9.4	8 11.8	2 2.4	1 1.2	-	17 20.0	1	66	3.0	6.8
500～999人	107 100.0	50 46.7	21 19.6	11 10.3	4 3.7	1 0.9	-	20 18.7	1	60	5.0	7.9
1,000人以上	173 100.0	76 43.9	15 8.7	15 10.4	22 12.7	1 0.6	6 3.5	35 20.2	1	827	5.0	26.1
無回答	9 100.0	6 66.7	1 11.1	-	-	-	-	2 22.2	1	6	2.0	2.3

問15(1)付問②. 有期契約労働者で採用してから、正社員転換までの期間はどれくらいですか。転換者の平均でお答えください(1つだけ○)。

○フルタイム契約労働者について

○パートタイム契約労働者について

	フルタイム契約労働者について					パートタイム契約労働者について								
	正社員 転換者が いた計	6ヶ月 以下	6ヶ月 超～1年 以下	1年超～ 3年以下	3年超～ 5年以下	5年超	無回答	正社員 転換者が いた計	6ヶ月 以下	6ヶ月 超～1年 以下	1年超～ 3年以下	3年超～ 5年以下	5年超	無回答
合計	2,442 100.0	154 6.3	352 14.4	1,123 46.0	527 21.6	233 9.5	53 2.2	903 100.0	41 4.5	86 9.5	381 42.2	206 22.8	115 12.7	74 8.2
業種														
建設業	114 100.0	7 6.1	27 23.7	48 42.1	18 15.8	12 10.5	2 1.8	21 100.0	1 4.8	1 4.8	10 47.6	4 19.0	2 9.5	3 14.3
製造業	650 100.0	35 5.4	80 12.3	304 46.8	162 24.9	63 9.7	6 0.9	189 100.0	8 4.2	13 6.9	73 38.6	43 22.8	35 18.5	17 9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	-	-	3 33.3	3 33.3	3 33.3	-	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-
情報通信業	105 100.0	8 7.6	23 21.9	46 43.8	19 18.1	7 6.7	2 1.9	20 100.0	1 5.0	2 10.0	4 20.0	6 30.0	5 25.0	2 10.0
運輸業、郵便業	188 100.0	22 11.7	22 11.7	98 52.1	33 17.6	10 5.3	3 1.6	35 100.0	7 12.7	5 9.1	23 41.8	14 25.5	3 5.5	3 5.5
卸売業、小売業	449 100.0	21 4.7	55 12.2	193 43.0	100 22.3	65 14.5	15 3.3	208 100.0	6 2.9	15 7.2	85 40.9	52 25.0	33 15.9	17 8.2
金融業、保険業	32 100.0	3 9.4	4 12.5	14 43.8	2 6.3	8 25.0	1 3.1	13 100.0	-	2 15.4	4 30.8	2 15.4	4 30.8	1 7.7
不動産業、物品賃貸業	39 100.0	2 5.1	6 15.4	19 48.7	7 17.9	4 10.3	1 2.6	15 100.0	-	3 20.0	3 20.0	5 33.3	3 20.0	1 6.7
学術研究、専門・技術サービス業	65 100.0	2 3.1	14 21.5	32 49.2	12 18.5	4 6.2	1 1.5	12 100.0	2 16.7	1 8.3	4 33.3	5 41.7	-	-
宿泊業、飲食サービス業	161 100.0	12 7.5	21 13.0	83 51.6	34 21.1	8 5.0	3 1.9	118 100.0	4 3.4	16 13.6	58 49.2	22 18.6	7 5.9	11 9.3
生活関連サービス業、娯楽業	85 100.0	6 7.1	13 15.3	43 50.6	15 17.6	7 8.2	1 1.2	48 100.0	3 6.7	4 8.9	28 62.2	7 15.6	2 2.2	2 4.4
教育、学習支援業	63 100.0	-	10 15.9	33 52.4	16 25.4	3 4.8	1 1.6	21 100.0	-	2 9.5	10 47.6	3 14.3	3 19.0	2 9.5
医療、福祉	117 100.0	10 8.5	20 17.1	43 36.8	29 24.8	12 10.3	3 2.6	58 100.0	3 5.2	7 12.1	28 48.3	9 15.5	8 13.8	3 5.2
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	6 100.0	-	1 16.7	1 16.7	2 33.3	2 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	346 100.0	25 7.2	55 15.9	157 45.4	73 21.1	23 6.6	13 3.8	118 100.0	6 5.1	15 12.7	46 39.0	32 27.1	9 7.6	10 8.5
その他	7 100.0	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3	100.0	-	-	-	50.0	-	50.0
無回答	6 100.0	-	-	5 83.3	1 16.7	-	-	6 100.0	-	-	4 66.7	1 16.7	-	1 16.7
サービス業計	663 100.0	45 6.8	104 15.7	316 47.7	136 20.5	44 6.6	18 2.7	292 100.0	15 5.1	36 12.3	136 46.4	66 22.5	17 5.8	23 7.8
非製造業計	1,786 100.0	119 6.7	272 15.2	814 45.6	364 20.4	170 9.5	47 2.6	708 100.0	33 4.7	73 10.3	304 42.9	162 22.9	80 11.3	56 7.9
雇用者規模														
49人以下	58 100.0	9 15.5	8 13.8	23 39.7	11 19.0	5 8.6	2 3.4	17 100.0	2 11.8	1 5.9	9 52.9	2 11.8	-	3 17.6
50～99人	564 100.0	49 8.7	95 16.8	256 45.4	102 18.1	51 9.0	11 2.0	175 100.0	15 8.6	17 9.7	78 44.6	39 22.3	16 9.1	10 5.7
100～299人	944 100.0	57 6.0	144 15.3	440 46.6	211 22.4	79 8.4	13 1.4	337 100.0	11 3.3	42 12.5	147 43.6	68 20.2	43 12.8	26 7.7
300～499人	246 100.0	15 6.1	34 13.8	115 46.7	54 22.0	22 8.9	6 2.4	85 100.0	5 5.9	8 9.4	27 31.8	24 28.2	13 15.3	8 9.4
500～999人	261 100.0	9 3.4	34 13.0	124 47.5	65 24.9	20 7.7	9 3.4	107 100.0	1 0.9	10 9.3	47 43.9	23 21.5	10 9.3	16 15.0
1,000人以上	354 100.0	14 4.0	35 9.9	155 43.8	82 23.2	56 15.8	12 3.4	173 100.0	6 3.5	8 4.6	69 39.9	48 27.7	32 18.5	10 5.8
無回答	15 100.0	0.7	13.3	66.7	13.3	-	-	100.0	11.1	-	44.4	22.2	11.1	11.1
有期労働者割合														
10%未満	622 100.0	58 9.3	130 20.9	281 45.2	103 16.6	39 6.3	11 1.8	211 100.0	12 5.7	27 12.8	83 39.3	45 21.3	27 12.8	17 8.1
10%以上30%未満	814 100.0	53 6.5	128 15.7	385 47.3	170 20.9	66 8.1	12 1.5	238 100.0	14 5.9	23 9.7	109 45.8	50 21.0	27 11.3	15 6.3
30%以上50%未満	443 100.0	22 5.0	47 10.6	211 47.6	102 23.0	51 11.5	10 2.3	145 100.0	4 2.8	13 9.0	54 37.2	38 26.2	20 13.8	16 11.0
50%以上70%未満	290 100.0	11 3.8	20 6.9	133 45.9	83 28.6	35 12.1	8 2.8	133 100.0	5 3.8	8 6.0	62 46.6	32 24.1	16 12.0	10 7.5
70%以上90%未満	191 100.0	7 3.7	15 7.9	78 40.8	51 26.7	33 17.3	7 3.7	131 100.0	2 1.5	9 6.9	52 39.7	34 26.0	22 16.8	12 9.2
90%以上	49 100.0	1 2.0	7 14.3	21 42.9	10 20.4	7 14.3	3 6.1	32 100.0	2 6.3	3 9.4	18 56.3	4 12.5	2 6.3	3 9.4
無回答	33 100.0	2 6.1	5 15.2	14 42.4	8 24.2	2 6.1	2 6.1	13 100.0	2 15.4	3 23.1	3 23.1	3 23.1	1 7.7	1 7.7
企業設立年														
1979年以前	1,422 100.0	68 4.8	199 14.0	633 44.5	335 23.6	159 11.2	28 2.0	561 100.0	19 3.4	39 7.0	219 39.0	154 27.5	88 15.7	42 7.5
1980年代	321 100.0	28 8.7	46 14.3	156 48.6	56 17.4	28 8.7	7 2.2	112 100.0	7 6.3	6 5.4	56 50.0	19 17.0	12 10.7	12 10.7
1990年代	269 100.0	23 8.6	42 15.6	139 51.7	45 16.7	14 5.2	6 2.2	89 100.0	9 10.1	20 22.5	42 47.2	10 11.2	4 4.5	4 4.5
2000年代	315 100.0	28 8.9	48 15.2	148 47.0	63 20.0	21 6.7	7 2.2	99 100.0	6 6.1	14 14.1	44 44.4	16 16.2	10 10.1	9 9.1
2010年以降	36 100.0	2 5.6	6 16.7	11 30.6	9 25.0	6 16.7	2 5.6	9 100.0	-	2 22.2	2 22.2	3 33.3	-	2 22.2
無回答	79 100.0	5 6.3	11 13.9	36 45.6	19 24.1	5 6.3	3 3.8	33 100.0	-	5 15.2	18 54.5	4 12.1	1 3.0	5 15.2
過去3年間の経営状況														
業界平均よりかなり良い	37 100.0	4 10.8	11 29.7	18 48.6	3 8.1	1 2.7	-	22 100.0	1 4.5	1 4.5	14 63.6	3 13.6	3 13.6	-
業界平均より良い	409 100.0	21 5.1	51 12.5	203 49.6	90 22.0	29 7.1	15 3.7	181 100.0	7 3.9	21 11.6	73 40.3	41 22.7	24 13.3	15 8.3
業界平均並み	1,472 100.0	94 6.4	226 15.4	665 45.2	314 21.3	146 9.9	27 1.8	527 100.0	22 4.2	50 9.5	224 42.5	126 23.9	66 12.5	39 7.4
業界平均より悪い	383 100.0	23 6.0	45 11.7	176 46.0	87 22.7	46 12.0	6 1.6	124 100.0	7 5.6	9 7.3	52 41.9	27 21.8	14 11.3	15 12.1
業界平均よりかなり悪い	67 100.0	5 7.5	10 14.9	24 35.8	20 29.9	8 11.9	-	21 100.0	1 4.8	4 19.0	8 38.1	3 14.3	3 14.3	2 9.5
無回答	74 100.0	7 9.5	9 12.2	37 50.0	13 17.6	3 4.1	5 6.8	28 100.0	3 10.7	1 3.6	10 35.7	6 21.4	5 17.9	3 10.7
労組・組織・組織化														
労働組合あり	761 100.0	33 4.3	80 10.5	324 42.6	205 26.9	103 13.5	16 2.1	217 100.0	9 4.1	6 2.8	78 33.6	64 29.5	42 19.4	23 10.6
労組なし・労使協議機関あり	682 100.0	30 4.4	117 17.2	317 46.5	156 22.9	50 7.3	12 1.8	248 100.0	14 5.6	18 7.3	105 42.3	64 25.8	33 13.3	14 5.6
労組も労使協議機関もなし	980 100.0	89 9.1	154 15.7	471 48.1	163 16.6	79 8.1	24 2.4	429 100.0	18 4.2	60 14.0	198 46.2	76 17.7	40 9.3	37 8.6
有期契約労働者が組合員に含まれている	148 100.0	3 2.0	12 8.1	52 35.1	46 31.1	28 18.9	7 4.7	57 100.0	1 1.8	2 3.5	16 28.1	18 31.6	12 21.1	8 14.0

問15(1)付問③. 今後5年間に於ける、正社員転換者の増減見通しはどうか(1つだけ○)。

○フルタイム契約労働者について ○パートタイム契約労働者について

	○フルタイム契約労働者について						○パートタイム契約労働者について					
	何らかの形で正社員に転換する制度の履行がある計	増加する見通し	横ばいの見通し	減少する見通し	分からない	無回答	何らかの形で正社員に転換する制度の履行がある計	増加する見通し	横ばいの見通し	減少する見通し	分からない	無回答
合計	2,939	536	842	188	1,318	55	1,836	178	414	90	1,022	132
業種	100.0	18.2	28.6	6.4	44.8	1.9	100.0	9.7	22.5	4.9	55.7	7.2
建設業	147	21	45	7	70	4	65	4	17	7	34	3
製造業	100.0	14.3	30.6	4.8	47.6	2.7	100.0	6.2	26.2	10.8	52.3	4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	816	114	207	65	413	17	462	41	79	25	284	33
情報通信業	100.0	14.0	25.4	8.0	50.6	2.1	100.0	8.9	17.1	5.4	61.5	7.1
運輸業、郵便業	12	2	3	1	6	-	8	-	1	1	5	1
卸売業、小売業	100.0	16.7	25.0	8.3	50.0	-	100.0	-	12.5	12.5	62.5	12.5
金融業、保険業	122	23	38	7	53	1	39	2	6	1	27	3
不動産業、物品賃貸業	100.0	18.9	31.1	5.7	43.4	0.8	100.0	5.1	15.4	2.6	69.2	7.7
学術研究、専門・技術サービス業	220	42	71	6	94	7	128	7	31	3	76	11
宿泊業、飲食サービス業	100.0	19.1	32.3	2.7	42.7	3.2	100.0	5.5	24.2	2.3	59.4	8.6
生活関連サービス業、娯楽業	543	99	142	33	263	6	409	43	92	13	234	27
教育、学習支援業	100.0	18.2	26.2	6.1	48.4	1.1	100.0	10.5	22.5	3.2	57.2	6.6
医療、福祉	40	11	7	1	20	1	25	3	7	-	11	4
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	100.0	27.5	17.5	2.5	50.0	2.5	100.0	12.0	28.0	-	44.0	16.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	43	16	12	-	15	-	24	3	7	-	12	2
その他	100.0	37.2	27.9	-	34.9	-	100.0	12.5	29.2	-	50.0	8.3
無回答	73	8	27	4	31	3	28	2	4	2	16	4
サービス業計	100.0	11.0	37.0	5.5	42.5	4.1	100.0	7.1	14.3	7.1	57.1	14.3
製造業計	180	46	63	10	58	3	164	29	49	5	71	10
非製造業計	100.0	25.6	35.0	5.6	32.2	1.7	100.0	17.7	29.9	3.0	43.3	6.1
サービス業計	100	24	40	9	26	1	88	9	31	11	29	8
非製造業計	100.0	24.0	40.0	9.0	26.0	1.0	100.0	10.2	35.2	12.5	33.0	9.1
教育、学習支援業	67	13	24	5	24	1	39	1	9	5	20	4
医療、福祉	100.0	19.4	35.8	7.5	35.8	1.5	100.0	2.6	23.1	12.8	51.3	10.3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	134	27	47	9	48	3	108	6	30	4	59	9
その他サービス業(他に分類されないもの)	100.0	20.1	35.1	6.7	35.8	2.2	100.0	5.6	27.0	3.7	54.6	8.3
その他	7	1	1	1	4	-	2	-	-	-	2	-
無回答	100.0	14.3	14.3	14.3	57.1	-	100.0	-	-	-	100.0	-
サービス業計	419	83	114	29	185	8	234	25	49	13	134	13
非製造業計	100.0	19.8	27.2	6.9	44.2	1.9	100.0	10.7	20.9	5.6	57.3	5.6
サービス業計	8	3	1	1	3	-	5	1	-	-	4	-
非製造業計	100.0	37.5	12.5	12.5	37.5	-	100.0	20.0	-	-	80.0	-
サービス業計	8	3	-	-	5	-	8	2	2	-	4	-
非製造業計	100.0	37.5	-	-	62.5	-	100.0	25.0	25.0	-	50.0	-
サービス業計	779	162	245	53	304	15	516	65	133	31	252	35
非製造業計	100.0	20.8	31.5	6.8	39.0	1.9	100.0	12.6	25.8	6.0	48.8	6.8
サービス業計	2,115	419	635	123	900	38	1,366	135	333	65	734	99
非製造業計	100.0	19.8	30.0	5.8	42.6	1.8	100.0	9.9	24.4	4.8	53.7	7.2
サービス業計	82	15	25	3	35	4	38	2	9	2	22	3
非製造業計	100.0	18.3	30.5	3.7	42.7	4.9	100.0	5.3	23.7	5.3	57.9	7.9
サービス業計	723	142	178	35	350	18	420	28	90	15	256	31
非製造業計	100.0	19.6	24.6	4.8	48.4	2.5	100.0	6.7	21.4	3.6	61.0	7.4
サービス業計	1,166	196	328	70	550	22	718	71	136	35	428	45
非製造業計	100.0	16.8	28.1	6.0	47.2	1.9	100.0	9.9	18.9	4.9	58.6	6.7
サービス業計	284	50	89	24	119	2	182	19	45	8	96	14
非製造業計	100.0	17.6	31.3	8.5	41.9	0.7	100.0	10.4	24.7	4.4	52.7	7.7
サービス業計	278	55	88	24	106	5	180	16	47	12	83	22
非製造業計	100.0	19.8	31.7	8.6	38.1	1.8	100.0	8.9	26.1	6.7	46.1	12.2
サービス業計	388	75	127	31	151	4	283	39	84	17	129	14
非製造業計	100.0	19.3	32.7	8.0	38.9	1.0	100.0	13.8	29.7	6.0	45.6	4.9
サービス業計	18	3	7	1	7	-	15	3	3	1	8	-
非製造業計	100.0	16.7	38.9	5.6	38.9	-	100.0	20.0	20.0	6.7	53.3	-
サービス業計	828	131	216	51	409	21	475	43	95	22	293	22
非製造業計	100.0	15.8	26.1	6.2	49.4	2.5	100.0	9.1	20.0	4.6	61.7	4.6
サービス業計	959	179	246	65	452	17	537	42	113	29	313	40
非製造業計	100.0	18.7	25.7	6.8	47.1	1.8	100.0	7.8	21.0	5.4	58.3	7.4
サービス業計	495	88	168	35	193	11	306	27	64	13	171	31
非製造業計	100.0	17.8	33.9	7.1	39.0	2.2	100.0	8.8	20.9	4.2	55.9	10.1
サービス業計	335	58	125	23	127	2	232	25	68	15	106	18
非製造業計	100.0	17.3	37.3	6.9	37.9	0.6	100.0	10.8	29.3	6.5	45.7	7.8
サービス業計	220	52	65	9	91	3	210	30	61	8	95	16
非製造業計	100.0	23.6	29.5	4.1	41.4	1.4	100.0	14.3	29.0	3.8	45.2	7.6
サービス業計	64	20	15	-	28	1	52	10	9	2	28	3
非製造業計	100.0	31.3	23.4	-	43.8	1.6	100.0	19.2	17.3	3.8	53.8	5.8
サービス業計	38	8	7	5	18	-	24	1	4	1	16	2
非製造業計	100.0	21.1	18.4	13.2	47.4	-	100.0	4.2	16.7	4.2	66.7	8.3
サービス業計	2,215	409	650	153	971	32	1,340	127	323	68	722	100
非製造業計	100.0	18.5	29.3	6.9	43.8	1.4	100.0	9.5	24.1	5.1	53.9	7.5
サービス業計	639	112	168	31	309	19	442	46	83	18	269	26
非製造業計	100.0	17.5	26.3	4.9	48.4	3.0	100.0	10.4	18.8	4.1	60.9	5.9
サービス業計	57	12	15	3	26	1	36	5	6	2	20	3
非製造業計	100.0	21.1	26.3	5.3	45.6	1.8	100.0	13.9	16.7	5.6	55.6	8.3
サービス業計	28	3	9	1	12	3	18	-	2	2	11	3
非製造業計	100.0	10.7	32.1	3.6	42.9	10.7	100.0	-	11.1	11.1	61.1	16.7
サービス業計	41	16	12	-	13	-	33	9	9	-	15	-
非製造業計	100.0	39.0	29.3	-	31.7	-	100.0	27.3	27.3	-	45.5	-
サービス業計	486	115	136	28	197	10	322	39	82	18	165	18
非製造業計	100.0	23.7	28.0	5.8	40.5	2.1	100.0	12.1	25.5	5.6	51.2	5.6
サービス業計	1,771	307	535	105	795	29	1,086	98	255	46	610	77
非製造業計	100.0	17.3	30.2	5.9	44.9	1.6	100.0	9.0	23.5	4.2	56.2	7.1
サービス業計	473	70	118	42	234	9	283	19	54	17	169	24
非製造業計	100.0	14.8	24.9	8.9	49.5	1.9	100.0	6.7	19.1	6.0	59.7	8.5
サービス業計	78	13	12	9	41	3	48	5	6	6	26	5
非製造業計	100.0	16.7	15.4	11.5	52.6	3.8	100.0	10.4	12.5	12.5	54.2	10.4
サービス業計	90	15	29	4	38	4	64	8	8	3	37	8
非製造業計	100.0	16.7	32.2	4.4	42.2	4.4	100.0	12.5	12.5	4.7	57.8	12.5
サービス業計	885	140	256	76	399	14	481	50	104	28	264	35
非製造業計	100.0	15.8	28.9	8.6	45.1	1.6	100.0	10.4	21.6	5.8	54.9	7.3
サービス業計	819	152	252	50	352	13	505	47	122	28	269	39
非製造業計	100.0	18.6	30.8	6.1	43.0	1.6	100.0	9.3	24.2	5.5	53.3	7.7
サービス業計	1,209	240	326	60	557	26	834	81	186	32	478	57
非製造業計	100.0	19.9	27.0	5.0	46.1	2.2	100.0	9.7	22.3	3.8	57.3	6.8
サービス業計	166	32	62	12	58	2	112	16	34	7	51	4
非製造業計	100.0	19.3	37.3	7.2	34.9	1.2	100.0	14.3	30.4	6.3	45.5	3.6

問16. 反復更新で通算5年を超えた場合の無期労働契約への転換を定めた、改正労働契約法の施行に伴い、正社員に転換する制度・慣行について、何らかの見直しを行う予定はありますか(1つだけ○)。 調査シリーズNo.122

	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者を雇用している計	既に見直しを行った	今後の見直しを検討中	見直し方針は未定	見直し予定はない	無回答
合計	5,118 100.0	185 3.6	951 18.6	2,666 52.1	1,142 22.3	174 3.4
業種						
建設業	297 100.0	8 2.7	53 17.8	163 54.9	61 20.5	12 4.0
製造業	1,443 100.0	55 3.8	264 18.3	763 52.9	321 22.2	40 2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	30 100.0	1 3.3	2 6.7	17 56.7	9 30.0	1 3.3
情報通信業	189 100.0	8 4.2	37 19.6	94 49.7	47 24.9	3 1.6
運輸業、郵便業	436 100.0	10 2.3	86 19.7	224 51.4	100 22.9	16 3.7
卸売業、小売業	1,010 100.0	44 4.4	188 18.6	523 51.8	223 22.1	32 3.2
金融業、保険業	62 100.0	3 4.8	6 9.7	34 54.8	18 29.0	1 1.6
不動産業、物品賃貸業	73 100.0	3 4.1	18 24.7	33 45.2	19 26.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	119 100.0	1 0.8	17 14.3	61 51.3	34 28.6	6 5.0
宿泊業、飲食サービス業	275 100.0	13 4.7	49 17.8	146 53.1	59 21.5	8 2.9
生活関連サービス業、娯楽業	165 100.0	5 3.0	32 19.4	74 44.8	51 30.9	3 1.8
教育、学習支援業	116 100.0	8 6.9	18 15.5	63 54.3	23 19.8	4 3.4
医療、福祉	193 100.0	7 3.6	43 22.3	103 53.4	33 17.1	7 3.6
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	12 100.0	1 8.3	-	8 66.7	3 25.0	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	661 100.0	18 2.7	134 20.3	351 53.1	139 21.0	19 2.9
その他	12 100.0	-	2 16.7	8 66.7	2 16.7	-
無回答	25 100.0	-	2 8.0	1 4.0	-	22 88.0
サービス業計	1,232 100.0	38 3.1	232 18.8	640 51.9	286 23.2	36 2.9
非製造業計	3,650 100.0	130 3.6	685 18.8	1,902 52.1	821 22.5	112 3.1
雇用者規模						
49人以下	199 100.0	14 7.0	24 12.1	96 48.2	50 25.1	15 7.5
50～99人	1,565 100.0	52 3.3	251 16.0	842 53.8	354 22.6	66 4.2
100～299人	1,941 100.0	71 3.7	372 19.2	1,034 53.3	419 21.6	45 2.3
300～499人	423 100.0	16 3.8	92 21.7	204 48.2	97 22.9	14 3.3
500～999人	390 100.0	16 4.1	82 21.0	209 53.6	78 20.0	5 1.3
1,000人以上	559 100.0	15 2.7	128 22.9	272 48.7	137 24.5	7 1.3
無回答	41 100.0	1 2.4	2 4.9	9 22.0	7 17.1	22 53.7
過去3年間の経営状況						
業界平均よりかなり良い	71 100.0	10 14.1	11 15.5	29 40.8	20 28.2	1 1.4
業界平均より良い	804 100.0	29 3.6	160 19.9	396 49.3	194 24.1	25 3.1
業界平均並み	3,101 100.0	112 3.6	577 18.6	1,637 52.8	687 22.2	89 2.8
業界平均より悪い	820 100.0	25 3.0	152 18.5	430 52.4	175 21.3	38 4.6
業界平均よりかなり悪い	136 100.0	2 1.5	27 19.9	70 51.5	31 22.8	6 4.4
無回答	186 100.0	7 3.8	24 12.9	104 55.9	35 18.8	16 8.6
改正法認知度						
改正内容まで知っている	3,689 100.0	155 4.2	737 20.0	1,852 50.2	844 22.9	101 2.7
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	1,245 100.0	27 2.2	197 15.8	726 58.3	234 18.8	61 4.9
知らない・分からない	123 100.0	2 1.6	9 7.3	59 48.0	47 38.2	6 4.9
無回答	61 100.0	1 1.6	8 13.1	29 47.5	17 27.9	6 9.8
有期契約労働者比率						
10%未満	1,825 100.0	79 4.3	335 18.4	887 48.6	431 23.6	93 5.1
10%以上30%未満	1,584 100.0	59 3.7	282 17.8	843 53.2	359 22.7	41 2.6
30%以上50%未満	704 100.0	23 3.3	128 18.2	379 53.8	154 21.9	20 2.8
50%以上70%未満	483 100.0	13 2.7	101 20.9	273 56.5	87 18.0	9 1.9
70%以上90%未満	331 100.0	6 1.8	67 20.2	185 55.9	72 21.8	1 0.3
90%以上	121 100.0	2 1.7	26 21.5	64 52.9	26 21.5	3 2.5
無回答	70 100.0	3 4.3	12 17.1	35 50.0	13 18.6	7 10.0
労組						
労働組合あり	1,452 100.0	48 3.3	272 18.7	754 51.9	347 23.9	31 2.1
・労働組合なし・労使協議機関あり	1,413 100.0	67 4.7	313 22.2	697 49.3	290 20.5	46 3.3
組織						
労組も労使協議機関もなし	2,195 100.0	67 3.1	356 16.2	1,190 54.2	497 22.6	85 3.9
有期契約労働者が組合員に含まれている	250 100.0	5 2.0	50 20.0	132 52.8	58 23.2	5 2.0

	既に見直しを行ったかあるいは「今後の見直しを検討中」計	正社員への転換制度・慣行の新設	正社員への転換制度・慣行の廃止	正社員への直接転換は行わず、必ず無期契約区分を経由するよう制度・慣行を変更	無期契約への転換に備え、正社員転換(予定)者数を削減	正社員への転換要件を厳格化	その他(自由記述欄あり)	無回答	平均選択数
合計	1,136 100.0	528 46.5	22 1.9	326 28.7	57 5.0	316 27.8	72 6.3	53 4.7	1.2
業種									
建設業	61 100.0	30 49.2	1 1.6	16 26.2	3 4.9	14 23.0	3 4.9	3 4.9	1.2
製造業	319 100.0	144 45.1	4 1.3	99 31.0	17 5.3	78 24.5	23 7.2	14 4.4	1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3	1.0
情報通信業	45 100.0	24 53.3	-	14 31.1	1 2.2	8 17.8	2 4.4	3 6.7	1.2
運輸業、郵便業	96 100.0	39 40.6	2 2.1	27 28.1	1 1.0	33 34.4	6 6.3	7 7.3	1.2
卸売業、小売業	232 100.0	107 46.1	7 3.0	62 26.7	11 4.7	72 31.0	17 7.3	9 3.9	1.2
金融業、保険業	9 100.0	7 77.8	1 11.1	2 22.2	-	1 11.1	-	-	1.2
不動産業、物品賃貸業	21 100.0	9 42.9	1 4.8	7 33.3	1 4.8	8 38.1	-	-	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	18 100.0	9 50.0	-	5 27.8	1 5.6	5 27.8	-	-	1.1
宿泊業、飲食サービス業	62 100.0	26 41.9	1 1.6	16 25.8	3 4.8	18 29.0	4 6.5	4 6.5	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	37 100.0	16 43.2	-	8 21.6	2 5.4	13 35.1	6 16.2	-	1.2
教育、学習支援業	26 100.0	15 57.7	1 3.8	4 15.4	2 7.7	9 34.6	2 7.7	1 3.8	1.3
医療、福祉	50 100.0	30 60.0	-	18 36.0	2 4.0	11 22.0	3 6.0	2 4.0	1.3
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
その他サービス業(他に分類されないもの)	152 100.0	68 44.7	4 2.6	47 30.9	12 7.9	44 28.9	6 3.9	9 5.9	1.3
その他	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	1.0
無回答	2 100.0	-	-	-	1 50.0	2 100.0	-	-	1.5
サービス業計	270 100.0	120 44.4	5 1.9	76 28.1	18 6.7	80 29.6	16 5.9	13 4.8	1.2
非製造業計	815 100.0	384 47.1	18 2.2	227 27.9	39 4.8	236 29.0	49 6.0	39 4.8	1.2
雇用者規模									
49人以下	38 100.0	17 44.7	2 5.3	9 23.7	2 5.3	7 18.4	1 2.6	4 10.5	1.1
50～99人	303 100.0	155 51.2	4 1.3	85 28.1	14 4.6	72 23.8	17 5.6	13 4.3	1.2
100～299人	443 100.0	195 44.0	7 1.6	114 25.7	28 6.3	129 29.1	26 5.9	25 5.6	1.2
300～499人	108 100.0	54 50.0	2 1.9	38 35.2	3 2.8	27 25.0	12 11.1	-	1.3
500～999人	98 100.0	42 42.9	2 2.0	31 31.6	4 4.1	36 36.7	4 4.1	5 5.1	1.3
1,000人以上	143 100.0	62 43.4	5 3.5	49 34.3	6 4.2	45 31.5	12 8.4	6 4.2	1.3
無回答	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
有期契約労働者比率									
10%未満	414 100.0	221 53.4	5 1.2	110 26.6	14 3.4	93 22.5	22 5.3	21 5.1	1.2
10%以上30%未満	341 100.0	148 43.4	5 1.5	94 27.6	21 6.2	105 30.8	26 7.6	14 4.1	1.2
30%以上50%未満	151 100.0	64 42.4	7 4.6	44 29.1	7 4.6	46 30.5	8 5.3	12 7.9	1.3
50%以上70%未満	114 100.0	42 36.8	2 1.8	45 39.5	9 7.9	39 34.2	8 7.0	2 1.8	1.3
70%以上90%未満	73 100.0	35 47.9	1 1.4	21 28.8	3 4.1	26 35.6	3 4.1	2 2.7	1.3
90%以上	28 100.0	14 50.0	2 7.1	8 28.6	2 7.1	4 14.3	2 7.1	1 3.6	1.2
無回答	15 100.0	4 26.7	-	4 26.7	1 6.7	3 20.0	3 20.0	1 6.7	1.1
改正法認知度									
改正内容まで知っている	892 100.0	411 46.1	18 2.0	269 30.2	48 5.4	250 28.0	63 7.1	33 3.7	1.2
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない・分からない	224 100.0	110 49.1	4 1.8	52 23.2	9 4.0	60 26.8	8 3.6	19 8.5	1.2
無回答	11 100.0	4 36.4	-	4 36.4	-	2 18.2	-	1 9.1	1.0
過去3年間の経営状況									
業界平均よりかなり良い	21 100.0	13 61.9	-	2 9.5	1 4.8	2 9.5	1 4.8	4 19.0	1.1
業界平均より良い	189 100.0	87 46.0	3 1.6	54 28.6	13 6.9	44 23.3	16 8.5	8 4.2	1.2
業界平均並み	689 100.0	300 43.5	14 2.0	207 30.0	29 4.2	213 30.9	42 6.1	33 4.8	1.2
業界平均より悪い	177 100.0	96 54.2	4 2.3	49 27.7	10 5.6	43 24.3	9 5.1	3 1.7	1.2
業界平均よりかなり悪い	29 100.0	14 48.3	1 3.4	11 37.9	2 6.9	8 27.6	1 3.4	2 6.9	1.4
無回答	31 100.0	18 58.1	-	3 9.7	2 6.5	6 19.4	3 9.7	3 9.7	1.1
労組・組織強化									
労働組合あり	320 100.0	144 45.0	5 1.6	89 27.8	21 6.6	103 32.2	27 8.4	15 4.7	1.3
労働なし・労使協議機関あり	380 100.0	179 47.1	4 1.1	120 31.6	16 4.2	95 25.0	16 4.2	16 4.2	1.2
労働も労使協議機関もなし	423 100.0	199 47.0	13 3.1	111 26.2	19 4.5	113 26.7	27 6.4	22 5.2	1.2
有期契約労働者が組合員に含まれている	55 100.0	23 41.8	2 3.6	17 30.9	3 5.5	14 25.5	7 12.7	4 7.3	1.3

<主な自由記述>

限定正社員制度の導入を検討中
 社員区分の再構成
 転換要件の明確化
 準社員身分の検討
 第二定年の設定
 転換までの期間要件を緩和
 短時間正社員制度の導入
 内容は未定 等

問17. 改正労働契約法では、有期契約労働者と無期契約労働者の間で、期間の定めがあることによる、不合理な労働条件の相違を禁止するルールが規定されました。このルールに対応するため、貴企業では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか(1つだけ○)。

	フルタイムあるいはパートタイムの契約労働者を雇用している計	既に見直しを行った	今後の見直しを検討している	見直しを行うかどうかを含めて方針未定	見直し予定はない(現状通りで問題ない)	無回答
合計	5,118 100.0	137 2.7	405 7.9	2,519 49.2	1,876 36.7	181 3.5
業種						
建設業	297 100.0	8 2.7	25 8.4	153 51.5	103 34.7	8 2.7
製造業	1,443 100.0	48 3.3	114 7.9	685 47.5	552 38.3	44 3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	30 100.0	1 3.3	2 6.7	13 43.3	13 43.3	1 3.3
情報通信業	189 100.0	6 3.2	11 5.8	99 52.4	70 37.0	3 1.6
運輸業、郵便業	436 100.0	8 1.8	38 8.7	226 51.8	150 34.4	14 3.2
卸売業、小売業	1,010 100.0	20 2.0	71 7.0	522 51.7	361 35.7	36 3.6
金融業、保険業	62 100.0	-	3 4.8	27 43.5	32 51.6	-
不動産業、物品賃貸業	73 100.0	-	11 15.1	31 42.5	31 42.5	-
学術研究・専門・技術サービス業	119 100.0	1 0.8	9 7.6	52 43.7	49 41.2	8 6.7
宿泊業、飲食サービス業	275 100.0	6 2.2	23 8.4	140 50.9	95 34.5	11 4.0
生活関連サービス業、娯楽業	165 100.0	6 3.6	11 6.7	76 46.1	69 41.8	3 1.8
教育、学習支援業	116 100.0	7 6.0	7 6.0	64 55.2	34 29.3	4 3.4
医療、福祉	193 100.0	6 3.1	20 10.4	106 54.9	55 28.5	6 3.1
複合サービス業(郵便局、協同組合等)	12 100.0	2 16.7	-	5 41.7	5 41.7	-
その他サービス業(他に分類されないもの)	661 100.0	18 2.7	58 8.8	309 46.7	255 38.6	21 3.2
その他	12 100.0	-	1 8.3	9 75.0	2 16.7	-
無回答	25 100.0	-	1 4.0	2 8.0	-	22 88.0
サービス業計	1,232 100.0	33 2.7	101 8.2	582 47.2	473 38.4	43 3.5
非製造業計	3,650 100.0	89 2.4	290 7.9	1,832 50.2	1,324 36.3	115 3.2
雇用者規模						
49人以下	199 100.0	9 4.5	15 7.5	96 48.2	64 32.2	15 7.5
50～99人	1,565 100.0	34 2.2	122 7.8	774 49.5	566 36.2	69 4.4
100～299人	1,941 100.0	57 2.9	146 7.5	974 50.2	715 36.8	49 2.5
300～499人	423 100.0	9 2.1	30 7.1	206 48.7	165 39.0	13 3.1
500～999人	390 100.0	13 3.3	40 10.3	206 52.8	124 31.8	7 1.8
1,000人以上	559 100.0	15 2.7	48 8.6	256 45.8	234 41.9	6 1.1
無回答	41 100.0	-	4 9.8	7 17.1	8 19.5	22 53.7
有期契約労働者比率						
10%未満	1,825 100.0	59 3.2	139 7.6	814 44.6	723 39.6	90 4.9
10%以上30%未満	1,584 100.0	40 2.5	120 7.6	807 50.9	573 36.2	44 2.8
30%以上50%未満	704 100.0	22 3.1	54 7.7	355 50.4	248 35.2	25 3.6
50%以上70%未満	483 100.0	7 1.4	40 8.3	273 56.5	154 31.9	9 1.9
70%以上90%未満	331 100.0	6 1.8	32 9.7	172 52.0	117 35.3	4 1.2
90%以上	121 100.0	1 0.8	13 10.7	64 52.9	41 33.9	2 1.7
無回答	70 100.0	2 2.9	7 10.0	34 48.6	20 28.6	7 10.0
改正法認知度						
改正内容まで知っている	3,689 100.0	112 3.0	299 8.1	1,718 46.6	1,454 39.4	106 2.9
改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	1,245 100.0	21 1.7	96 7.7	713 57.3	352 28.3	63 5.1
知らない・分からない	123 100.0	2 1.6	4 3.3	61 49.6	50 40.7	6 4.9
無回答	61 100.0	2 3.3	6 9.8	27 44.3	20 32.8	6 9.8
過去3年間経営状況						
業界平均よりかなり良い	71 100.0	6 8.5	9 12.7	27 38.0	27 38.0	2 2.8
業界平均より良い	804 100.0	22 2.7	78 9.7	359 44.7	317 39.4	28 3.5
業界平均並み	3,101 100.0	76 2.5	237 7.6	1,566 50.5	1,132 36.5	90 2.9
業界平均より悪い	820 100.0	20 2.4	62 7.6	411 50.1	290 35.4	37 4.5
業界平均よりかなり悪い	136 100.0	4 2.9	11 8.1	67 49.3	48 35.3	6 4.4
無回答	186 100.0	9 4.8	8 4.3	89 47.8	62 33.3	18 9.7
労組組織化						
労働組合あり	1,452 100.0	37 2.5	125 8.6	696 47.9	565 38.9	29 2.0
・労組なし・労使協議機関あり	1,413 100.0	52 3.7	141 10.0	675 47.8	485 34.3	60 4.2
労組も労使協議機関もなし	2,195 100.0	46 2.1	133 6.1	1,124 51.2	812 37.0	80 3.6
有期契約労働者が組合員に含まれている	250 100.0	5 2.0	24 9.6	113 45.2	104 41.6	4 1.6

	「既に見直しを行った」があるいは「今後の見直しを検討している」計	有期契約労働者の労働条件の引上げ							有期労働者の比較となる、無期契約労働者(正社員等)の労働条件の引下げ	その他(自由記述欄あり)	無回答	平均選択数
		通勤手当の支給関係	食堂、更衣室など施設の利用関係	安全管理・災害補償関係	有給休暇の付与関係	賃金関係	退職金の支給関係					
合計	542 100.0	115 21.2	40 7.4	71 13.1	107 19.7	295 54.4	110 20.3	39 7.2	25 4.6	47 8.7	1.6	
業種	建設業	33 100.0	8 24.2	3 9.1	4 12.1	6 18.2	18 54.5	10 30.3	2 6.1	1 3.0	2 6.1	1.7
	製造業	162 100.0	39 24.1	16 9.9	29 17.9	30 18.5	86 53.1	38 23.5	15 9.3	8 4.9	9 5.6	1.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	3 100.0	1 33.3	-	-	-	1 33.3	-	-	-	1 33.3	1.0
	情報通信業	17 100.0	4 23.5	-	3 17.6	5 29.4	5 29.4	2 11.8	1 5.9	1 5.9	2 11.8	1.4
	運輸業、郵便業	46 100.0	12 26.1	3 6.5	9 19.6	8 17.4	19 41.3	6 13.0	4 8.7	3 6.5	6 13.0	1.6
	卸売業、小売業	91 100.0	22 24.2	5 5.5	10 11.0	19 20.9	58 63.7	24 26.4	5 5.5	1 1.1	8 8.8	1.7
	金融業、保険業	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0	1 33.3	-	-	-	1.3
	不動産業、物品賃貸業	11 100.0	1 9.1	1 9.1	-	1 9.1	7 63.6	3 27.3	1 9.1	1 9.1	-	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	10 100.0	2 20.0	-	1 10.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0	1 10.0	-	1 10.0	1.2
	宿泊業、飲食サービス業	29 100.0	8 27.6	3 10.3	4 13.8	7 24.1	14 48.3	2 6.9	2 6.9	1 3.4	6 20.7	1.8
	生活関連サービス業、娯楽業	17 100.0	2 11.8	1 5.9	2 11.8	6 35.3	12 70.6	4 23.5	1 5.9	1 5.9	1 5.9	1.8
	教育、学習支援業	14 100.0	3 21.4	1 7.1	1 7.1	3 21.4	7 50.0	2 14.3	1 7.1	2 14.3	-	1.4
	医療、福祉	26 100.0	3 11.5	1 3.8	-	6 23.1	17 65.4	6 23.1	-	1 3.8	2 7.7	1.4
	複合サービス業(郵便局、協同組合等)	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	1.0
	その他サービス業(他に分類されないもの)	76 100.0	8 10.5	5 6.6	8 10.5	15 19.7	43 56.6	10 13.2	6 7.9	5 6.6	9 11.8	1.5
	その他	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	1.0
	サービス業計	134 100.0	21 15.7	10 7.5	15 11.2	29 21.6	73 54.5	18 13.4	10 7.5	7 5.2	17 12.7	1.6
	非製造業計	379 100.0	76 20.1	24 6.3	42 11.1	77 20.3	208 54.9	72 19.0	24 6.3	17 4.5	38 10.0	1.6
	雇用者規模	49人以下	24 100.0	4 16.7	3 12.5	5 20.8	7 29.2	12 50.0	6 25.0	4 16.7	-	-
50~99人		156 100.0	31 19.9	8 5.1	21 13.5	32 20.5	88 56.4	30 19.2	10 6.4	5 3.2	13 8.3	1.6
100~299人		203 100.0	41 20.2	23 11.3	35 17.2	43 21.2	109 53.7	45 22.2	14 6.9	7 3.4	21 10.3	1.7
300~499人		39 100.0	10 25.6	2 5.1	4 10.3	8 20.5	24 61.5	9 23.1	3 7.7	3 7.7	3 7.7	1.8
500~999人		53 100.0	15 28.3	3 5.7	3 5.7	8 15.1	33 62.3	12 22.6	3 5.7	1 1.9	4 7.5	1.6
1,000人以上		63 100.0	12 19.0	1 1.6	3 4.8	8 12.7	28 44.4	8 12.7	5 7.9	9 14.3	5 7.9	1.3
無回答		4 100.0	2 50.0	-	-	1 25.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0	1.3
有期契約労働者比率		198 100.0	38 19.2	14 7.1	27 13.6	47 23.7	110 55.6	38 19.2	15 7.6	9 4.5	18 9.1	1.7
10%未満		160 100.0	37 23.1	16 10.0	23 14.4	34 21.3	77 48.1	43 26.9	11 6.9	7 4.4	16 10.0	1.7
10%以上30%未満		76 100.0	18 23.7	6 7.9	9 11.8	14 18.4	38 50.0	15 19.7	3 3.9	2 2.6	6 7.9	1.5
30%以上50%未満	47 100.0	10 21.3	1 2.1	7 14.9	9 19.1	32 68.1	6 12.8	4 8.5	1 2.1	-	1.5	
50%以上70%未満	38 100.0	8 21.1	3 7.9	5 13.2	1 2.6	25 65.8	4 10.5	2 5.3	3 7.9	4 10.5	1.5	
70%以上90%未満	14 100.0	3 21.4	-	-	-	8 57.1	2 14.3	3 21.4	1 7.1	2 14.3	1.4	
90%以上	9 100.0	1 11.1	-	-	2 22.2	5 55.6	2 22.2	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1.6	
無回答	9 100.0	11.1	-	-	22.2	55.6	22.2	11.1	22.2	11.1	1.6	
改正法が、知らぬ・分からない	改正内容まで知っている	411 100.0	97 23.6	29 7.1	54 13.1	81 19.7	225 54.7	87 21.2	33 8.0	21 5.1	24 5.8	1.6
	改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	117 100.0	13 11.1	10 8.5	14 12.0	23 19.7	63 53.8	20 17.1	5 4.3	2 1.7	21 17.9	1.6
	知らない・分からない	6 100.0	3 50.0	-	2 33.3	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	2 33.3	1 16.7	2.6
	無回答	8 100.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	4 50.0	2 25.0	1 12.5	-	1 12.5	1.7
過去3年間経営状況	業界平均よりかなり良い	15 100.0	4 26.7	2 13.3	-	3 20.0	8 53.3	3 20.0	-	1 6.7	3 20.0	1.8
	業界平均より良い	100 100.0	23 23.0	6 6.0	12 12.0	18 18.0	48 48.0	26 26.0	11 11.0	3 3.0	12 12.0	1.7
	業界平均並み	313 100.0	57 18.2	25 8.0	47 15.0	61 19.5	177 56.5	56 17.9	16 5.1	17 5.4	25 8.0	1.6
	業界平均より悪い	82 100.0	26 31.7	6 7.3	9 11.0	16 19.5	45 54.9	16 19.5	11 13.4	3 3.7	3 3.7	1.7
	業界平均よりかなり悪い	15 100.0	-	-	1 6.7	2 13.3	8 53.3	2 13.3	1 6.7	-	2 13.3	1.1
	無回答	17 100.0	5 29.4	1 5.9	2 11.8	7 41.2	9 52.9	7 41.2	-	1 5.9	2 11.8	2.1
労組組織	労働組合あり	162 100.0	32 19.8	6 3.7	13 8.0	28 17.3	88 54.3	28 17.3	9 5.6	10 6.2	18 11.1	1.5
	労働なし・労使協議機関あり	193 100.0	42 21.8	17 8.8	35 18.1	40 20.7	102 52.8	47 24.4	18 9.3	8 4.1	12 6.2	1.7
	労働も労使協議機関もなし	179 100.0	39 21.8	17 9.5	22 12.3	37 20.7	98 54.7	34 19.0	12 6.7	6 3.4	17 9.5	1.6
	有期契約労働者が組合員に含まれている	29 100.0	7 24.1	1 3.4	2 6.9	3 10.3	14 48.3	2 6.9	4 13.8	2 6.9	4 13.8	1.4

<主な自由記述>

福利厚生
 昇引休暇
 業務内容の違いの明確化・差別化
 有期と無期の配置範囲等の見直し
 内容検討中 等

○新規採用者数について

フルタイム契約労働者

パートタイム契約労働者

	フルタイム契約労働者を雇用している計	増やしていく	減らしていく	現状を維持する	新たな採用はもう行わない	方針未定・分らない	無回答	パートタイム契約労働者を雇用している計	増やしていく	減らしていく	現状を維持する	新たな採用はもう行わない	方針未定・分らない	無回答
合計	4,328 100.0	373 8.6	236 5.5	2,002 46.3	134 3.1	1,405 32.5	178 4.1	4,229 100.0	371 8.8	191 4.5	1,961 46.4	102 2.4	1,329 31.4	275 6.5
業種														
建設業	248 100.0	14 5.6	14 5.6	116 46.8	9 3.6	88 35.5	7 2.8	200 100.0	5 2.5	11 5.5	84 42.0	9 4.5	74 37.0	17 8.5
製造業	1,216 100.0	74 6.1	83 6.8	528 43.4	47 3.9	443 36.4	41 3.4	1,181 100.0	55 4.7	74 6.3	515 43.6	44 3.7	416 35.2	77 6.5
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	1 4.2	-	37.5 8.3	8.3	41.7 8.3	8.3	25 100.0	2 8.0	-	40.0 8.0	8.0	32.0 12.0	12.0
情報通信業	173 100.0	26 15.0	8 4.6	65 37.6	6 3.5	63 36.4	5 2.9	118 100.0	7 5.9	3 2.5	42 35.6	5 4.2	45 38.1	16 13.6
運輸業、郵便業	366 100.0	33 9.0	18 4.9	175 47.8	8 2.2	119 32.5	13 3.6	359 100.0	25 7.0	10 2.8	169 47.1	5 1.4	130 36.2	20 5.6
卸売業、小売業	826 100.0	58 7.0	52 6.3	370 44.8	30 3.6	274 33.2	42 5.1	883 100.0	97 11.0	43 4.9	408 46.2	17 1.9	274 31.0	44 5.0
金融業、保険業	55 100.0	6 10.9	2 3.6	26 47.3	5 9.1	16 29.1	-	43 100.0	4 9.3	2 4.7	23 53.5	3 7.0	10 23.3	1 2.3
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	3 5.4	5 8.9	36 64.3	6 10.7	6 10.7	-	61 100.0	3 11.5	3 4.9	31 50.8	3 4.9	13 21.3	4 6.6
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	9 8.3	3 2.8	42 38.9	2 1.9	45 41.7	7 6.5	81 100.0	5 6.2	1 1.2	27 33.3	4 4.9	37 45.7	7 8.6
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	40 17.9	9 4.0	118 52.7	3 1.3	26 11.5	8 3.6	253 100.0	55 21.7	5 2.0	135 53.4	1 0.4	41 16.2	16 6.3
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	20 15.3	5 3.8	67 51.1	1 0.8	32 24.4	6 4.6	144 100.0	28 19.4	3 2.1	80 55.6	1 0.7	27 18.8	5 3.5
教育、学習支援業	101 100.0	3 3.0	5 5.0	52 51.5	1 1.0	36 35.6	4 4.0	109 100.0	2 1.8	5 4.6	59 54.1	1 0.9	37 33.9	5 4.6
医療、福祉	167 100.0	21 12.6	4 2.4	97 58.1	-	40 24.0	5 3.0	184 100.0	21 11.4	5 2.7	101 54.9	-	49 26.6	8 4.3
複合サービス業（郵便局・協同組合等）	11 100.0	-	1 9.1	5 45.5	-	5 45.5	-	10 100.0	-	-	5 50.0	-	3 30.0	1 10.0
その他サービス業（他に分類されないもの）	588 100.0	64 10.9	26 4.4	290 49.3	14 2.4	173 29.4	21 3.6	548 100.0	57 10.4	24 4.4	267 48.7	7 1.3	160 29.2	33 6.0
その他	12 100.0	1 8.3	1 8.3	4 33.3	-	6 50.0	-	10 100.0	1 10.0	1 10.0	4 40.0	-	3 30.0	1 10.0
無回答	22 100.0	-	-	2 9.1	-	3 13.6	17 77.3	20 100.0	-	-	5 25.0	-	10 50.0	8 40.0
サービス業計	1,062 100.0	133 12.5	44 4.1	522 49.2	20 1.9	301 28.3	42 4.0	1,036 100.0	145 14.0	34 3.3	514 49.6	13 1.3	268 25.9	62 6.0
非製造業計	3,090 100.0	299 9.7	153 5.0	1,472 47.6	87 2.8	959 31.0	120 3.9	3,028 100.0	316 10.4	117 3.9	1,445 47.7	58 1.9	911 30.1	181 6.0
雇用者規模														
49人以下	152 100.0	23 15.1	3 2.0	64 42.1	3 2.0	45 29.6	14 9.2	147 100.0	14 9.5	2 1.4	67 45.6	6 4.1	43 29.3	15 10.2
50～99人	1,240 100.0	87 7.0	48 3.9	551 44.4	61 4.9	427 34.4	66 5.3	1,194 100.0	59 4.9	44 3.7	536 44.9	41 3.4	430 36.0	84 7.0
100～299人	1,651 100.0	130 7.9	97 5.9	787 47.7	45 2.7	543 32.9	49 3.0	1,632 100.0	135 8.3	77 4.7	774 47.4	38 2.3	510 31.3	98 6.0
300～499人	382 100.0	35 9.2	19 5.0	169 44.2	12 3.1	136 35.6	11 2.8	361 100.0	38 10.5	16 4.4	159 44.0	5 1.4	116 32.1	27 7.5
500～999人	355 100.0	45 12.7	26 7.3	176 49.6	6 1.7	94 26.5	8 2.3	353 100.0	45 12.7	20 5.7	179 50.7	5 1.4	89 25.2	15 4.2
1,000人以上	511 100.0	52 10.2	42 8.2	244 47.7	7 1.4	156 30.5	10 2.0	512 100.0	78 15.2	32 6.3	239 46.7	7 1.4	138 27.0	18 3.5
無回答	37 100.0	1 2.7	1 2.7	11 29.7	-	4 10.8	20 54.1	30 100.0	2 6.7	-	7 23.3	-	3 10.0	18 60.0
有期契約労働者比率														
10%未満	1,419 100.0	70 4.9	77 5.4	551 38.8	75 5.3	589 39.4	87 6.1	1,307 100.0	59 4.5	77 5.9	511 39.1	56 4.3	498 38.1	106 8.1
10%以上30%未満	1,390 100.0	96 6.9	85 6.1	664 47.8	32 2.3	471 33.9	42 3.0	1,338 100.0	70 5.2	62 4.6	612 45.7	37 2.8	455 34.0	102 7.6
30%以上50%未満	644 100.0	79 12.3	37 5.7	322 50.0	10 1.6	177 27.5	19 3.0	641 100.0	79 12.3	23 3.6	316 49.3	6 0.9	182 28.4	35 5.5
50%以上70%未満	431 100.0	58 13.5	20 4.6	244 56.6	5 1.2	92 21.3	12 2.8	458 100.0	58 12.7	17 3.7	279 60.9	2 0.4	86 18.8	16 3.5
70%以上90%未満	284 100.0	48 16.9	10 3.5	146 51.4	8 2.8	61 21.5	11 3.9	315 100.0	78 24.8	7 2.2	165 52.4	-	60 19.0	5 1.6
90%以上	103 100.0	17 16.5	2 1.9	48 46.6	2 1.9	30 29.1	4 3.9	106 100.0	21 19.8	2 1.9	51 48.1	-	29 27.4	3 2.8
無回答	57 100.0	5 8.8	5 8.8	27 47.4	2 3.5	15 26.3	3 5.3	64 100.0	6 9.4	3 4.7	27 42.2	1 1.6	19 29.7	8 12.5
改正														
改正内容まで知っている	3,183 100.0	251 7.9	190 6.0	1,516 47.6	97 3.0	1,019 32.0	110 3.5	3,078 100.0	259 8.4	156 5.1	1,468 47.7	73 2.4	926 30.1	196 6.4
法認が、内容はよく分からない	1,007 100.0	108 10.7	40 4.0	433 43.0	28 2.8	338 33.6	60 6.0	1,006 100.0	97 9.6	31 3.1	441 43.8	22 2.2	347 34.5	68 6.8
知らない・分からない	89 100.0	9 10.1	4 4.5	36 40.4	5 5.6	31 34.8	4 4.5	96 100.0	11 11.5	3 3.1	36 37.5	2 2.1	39 40.6	5 5.2
無回答	49 100.0	5 10.2	2 4.1	17 34.7	4 8.2	17 34.7	4 8.2	49 100.0	4 8.2	1 2.0	16 32.7	5 10.2	17 34.7	6 12.2
過去3年間の経営状況														
業界平均よりかなり良い	63 100.0	11 17.5	2 3.2	32 50.8	-	15 23.8	3 4.8	54 100.0	10 18.5	3 5.6	28 51.9	-	9 16.7	4 7.4
業界平均より良い	682 100.0	75 11.0	37 5.4	327 47.9	18 2.6	201 29.5	24 3.5	680 100.0	78 11.5	26 3.8	322 47.4	19 2.8	195 28.7	40 5.9
業界平均並み	2,623 100.0	205 7.8	135 5.1	1,237 47.2	88 3.4	863 32.9	95 3.6	2,566 100.0	207 8.1	115 4.5	1,205 47.0	56 2.2	825 32.2	158 6.2
業界平均より悪い	695 100.0	64 9.2	46 6.6	310 44.6	24 3.5	220 31.7	31 4.5	663 100.0	56 8.4	32 4.8	307 46.3	24 3.6	199 30.0	45 6.8
業界平均よりかなり悪い	111 100.0	7 6.3	9 8.1	43 38.7	-	47 42.3	5 4.5	112 100.0	12 10.7	10 8.9	42 37.5	1 0.9	40 35.7	7 6.3
無回答	154 100.0	11 7.1	7 4.5	53 34.4	4 2.6	59 38.3	20 13.0	154 100.0	8 5.2	5 3.2	57 37.0	2 1.3	61 39.6	21 13.6
労働組合あり	1,292 100.0	90 7.0	82 6.3	594 46.0	31 2.4	460 35.6	35 2.7	1,219 100.0	88 6.8	67 5.2	544 42.1	30 2.3	416 32.2	74 5.7
労働組合あり・労使協議機関あり	1,169 100.0	98 8.4	75 6.4	556 47.6	38 3.3	346 29.6	56 4.8	1,146 100.0	96 8.4	58 5.1	527 46.0	34 3.0	341 29.8	90 7.9
労働組合あり・労使協議機関もなし	1,818 100.0	181 10.0	78 4.3	838 46.1	60 3.3	585 32.2	76 4.2	1,821 100.0	186 10.2	65 3.6	872 47.9	35 1.9	563 30.9	100 5.5
有期契約労働者が組合員に含まれている	227 100.0	24 10.6	19 8.4	105 46.3	4 1.8	66 29.1	9 4.0	220 100.0	35 15.9	12 5.5	103 46.8	2 0.9	60 27.3	8 3.6

○任せる業務や責任について

フルタイム契約労働者

パートタイム契約労働者

	フルタイム契約労働者を雇用している計	拡大していく	縮小していく	現状を維持する	方針未定・分からない	無回答	パートタイム契約労働者を雇用している計	拡大していく	縮小していく	現状を維持する	方針未定・分からない	無回答
合計	4,328 100.0	362 8.4	66 1.5	2,604 60.2	1,096 25.3	200 4.6	4,229 100.0	274 6.5	59 1.4	2,573 60.8	1,035 24.5	288 6.8
業種												
建設業	248 100.0	9 3.6	3 1.2	164 66.1	64 25.8	8 3.2	200 100.0	9 4.5	1 0.5	118 59.0	55 27.5	17 8.5
製造業	1,216 100.0	89 7.3	28 2.3	719 59.1	334 27.5	46 3.8	1,181 100.0	54 4.6	24 2.0	701 59.4	320 27.1	82 6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	1 4.2	-	15 62.5	7 29.2	1 4.2	25 100.0	1 4.0	-	13 52.0	8 32.0	3 12.0
情報通信業	173 100.0	18 10.4	3 1.7	92 53.2	54 31.2	6 3.5	118 100.0	4 3.4	-	60 50.8	38 32.2	16 13.6
運輸業、郵便業	366 100.0	23 6.3	7 1.9	240 65.6	83 22.7	13 3.6	359 100.0	14 3.9	5 1.4	219 61.0	99 27.6	22 6.1
卸売業、小売業	826 100.0	90 10.9	12 1.5	449 54.4	228 27.6	47 5.7	883 100.0	86 9.7	14 1.6	525 59.5	213 24.1	45 5.1
金融業、保険業	55 100.0	4 7.3	-	39 70.9	12 21.8	-	43 100.0	2 4.7	-	31 72.1	8 18.6	2 4.7
不動産業、物品賃貸業	56 100.0	8 14.3	2 3.6	37 66.1	9 16.1	-	61 100.0	6 9.8	1 1.6	38 62.3	12 19.7	4 6.6
学術研究、専門・技術サービス業	108 100.0	6 5.6	-	61 56.5	34 31.5	7 6.5	81 100.0	4 4.9	-	37 45.7	33 40.7	7 8.6
宿泊業、飲食サービス業	224 100.0	35 15.6	1 0.4	143 63.8	34 15.2	11 4.9	253 100.0	32 12.6	-	173 68.4	30 11.9	18 7.1
生活関連サービス業、娯楽業	131 100.0	13 9.9	-	87 66.4	22 16.8	9 6.9	144 100.0	16 11.1	-	101 70.1	20 13.9	7 4.9
教育、学習支援業	101 100.0	4 4.0	2 2.0	59 58.4	31 30.7	5 5.0	109 100.0	1 0.9	3 2.8	67 61.5	32 29.4	6 5.5
医療、福祉	167 100.0	13 7.8	2 1.2	117 70.1	30 18.0	5 3.0	184 100.0	5 2.7	2 1.1	135 73.4	34 18.5	8 4.3
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	11 100.0	-	1 9.1	6 54.5	4 36.4	-	10 100.0	-	-	5 50.0	3 30.0	1 10.0
その他サービス業（他に分類されないもの）	588 100.0	49 8.3	5 0.9	368 62.6	141 24.0	25 4.3	548 100.0	40 7.3	8 1.5	342 62.4	126 23.0	32 5.8
その他	12 100.0	-	-	6 50.0	6 50.0	-	10 100.0	-	-	7 70.0	2 20.0	1 10.0
無回答	22 100.0	-	-	2 9.1	3 13.6	17 77.3	20 100.0	-	-	1 5.0	2 10.0	17 85.0
サービス業計	1,062 100.0	103 9.7	7 0.7	665 62.6	235 22.1	52 4.9	1,036 100.0	92 8.9	9 0.9	658 63.5	212 20.5	65 6.3
非製造業計	3,090 100.0	273 8.8	12 1.2	1,883 60.9	759 24.6	137 4.4	3,028 100.0	220 7.3	35 1.2	1,871 61.8	713 23.5	189 6.2
雇用者規模												
49人以下	152 100.0	17 11.2	1 0.7	83 54.6	34 22.4	17 11.2	147 100.0	12 8.2	1 0.7	83 56.5	33 22.4	18 12.2
50～99人	1,240 100.0	90 7.3	18 1.5	740 59.7	318 25.6	74 6.0	1,194 100.0	58 4.9	17 1.4	710 59.5	322 27.0	87 7.3
100～299人	1,651 100.0	128 7.8	22 1.3	1,014 61.4	432 26.2	55 3.3	1,632 100.0	101 6.2	21 1.3	1,012 62.0	395 24.2	103 6.3
300～499人	382 100.0	31 8.1	6 1.6	226 59.2	105 27.5	14 3.7	361 100.0	15 4.2	5 1.4	227 62.9	88 24.4	26 7.2
500～999人	355 100.0	9 11.5	9 2.5	216 60.8	78 22.0	11 3.1	353 100.0	31 8.8	5 1.4	221 62.6	79 22.4	17 4.8
1,000人以上	511 100.0	54 10.6	9 1.8	313 61.3	126 24.7	9 1.8	512 100.0	56 10.9	10 2.0	311 60.7	116 22.7	19 3.7
無回答	37 100.0	1 2.7	1 2.7	12 32.4	3 8.1	20 54.1	30 100.0	1 3.3	-	9 30.0	2 6.7	18 60.0
有期契約労働者比率												
10%未満	1,419 100.0	85 6.0	24 1.7	775 54.6	442 31.1	93 6.6	1,307 100.0	64 4.9	24 1.8	709 54.2	399 30.5	111 8.5
10%以上30%未満	1,390 100.0	90 6.5	28 2.0	869 62.5	351 25.3	52 3.7	1,338 100.0	57 4.3	23 1.7	813 60.8	338 25.3	107 8.0
30%以上50%未満	644 100.0	64 9.9	7 1.1	412 64.0	141 21.9	20 3.1	641 100.0	48 7.5	6 0.9	418 65.2	133 20.7	36 5.6
50%以上70%未満	431 100.0	51 11.8	3 0.7	288 66.8	75 17.4	14 3.2	458 100.0	39 8.5	3 0.7	324 70.7	75 16.4	17 3.7
70%以上90%未満	284 100.0	50 17.6	3 1.1	164 57.7	54 19.0	13 4.6	315 100.0	52 16.5	2 0.6	202 64.1	53 16.8	6 1.9
90%以上	103 100.0	15 14.6	-	61 59.2	22 21.4	5 4.9	106 100.0	12 11.3	-	71 67.0	21 19.8	2 1.9
無回答	57 100.0	7 12.3	1 1.8	35 61.4	11 19.3	3 5.3	64 100.0	2 3.1	1 1.6	36 56.3	16 25.0	9 14.1
改正内容まで知っている	3,183 100.0	261 8.2	51 1.6	1,958 61.5	795 25.0	118 3.7	3,078 100.0	195 6.3	43 1.4	1,911 62.1	725 23.6	204 6.6
法改正されたことは知っているが、内容はよく分からない	1,007 100.0	88 8.7	14 1.4	567 56.3	265 26.3	73 7.2	1,006 100.0	67 6.7	14 1.4	587 58.3	265 26.3	73 7.3
知らない・分からない	89 100.0	8 9.0	-	54 60.7	22 24.7	5 5.6	96 100.0	8 8.3	-	51 53.1	32 33.3	5 5.2
無回答	49 100.0	5 10.2	1 2.0	25 51.0	14 28.6	4 8.2	49 100.0	4 8.2	2 4.1	24 49.0	13 26.5	6 12.2
過去3年間の経営状況												
業界平均よりかなり良い	63 100.0	9 14.3	2 3.2	37 58.7	11 17.5	4 6.3	54 100.0	7 13.0	1 1.9	32 59.3	9 16.7	5 9.3
業界平均より良い	682 100.0	79 11.6	12 1.8	412 60.4	150 22.0	29 4.3	680 100.0	61 9.0	9 1.3	429 63.1	140 20.6	41 6.0
業界平均並み	2,623 100.0	187 7.1	37 1.4	1,623 61.9	673 25.7	103 3.9	2,566 100.0	137 5.3	37 1.4	1,593 62.1	638 24.9	161 6.3
業界平均より悪い	695 100.0	64 9.2	12 1.7	414 59.6	168 24.2	37 5.3	663 100.0	51 7.7	10 1.5	389 58.7	163 24.6	50 7.5
業界平均よりかなり悪い	111 100.0	11 9.9	2 1.8	55 49.5	37 33.3	6 5.4	112 100.0	13 11.6	1 0.9	56 50.0	34 30.4	8 7.1
無回答	154 100.0	12 7.8	1 0.6	63 40.9	57 37.0	21 13.6	154 100.0	5 3.2	1 0.6	74 48.1	51 33.1	23 14.9
労組・組織												
労組あり	1,292 100.0	94 7.3	24 1.9	773 59.8	362 28.0	39 3.0	1,219 100.0	80 6.6	24 2.0	707 58.0	327 26.8	81 6.6
労組なし・労使協議機関あり	1,169 100.0	107 9.2	17 1.5	725 62.0	261 22.3	59 5.0	1,146 100.0	75 6.5	10 0.9	708 61.8	260 22.7	93 8.1
労組も労使協議機関もなし	1,818 100.0	157 8.6	25 1.4	1,086 59.7	459 25.2	91 5.0	1,821 100.0	118 6.5	25 1.4	1,136 62.4	439 24.1	103 5.7
有期契約労働者が組合員に含まれている	227 100.0	33 12.1	6 2.6	133 58.6	45 19.8	10 4.4	220 100.0	33 15.0	4 1.8	130 59.1	41 18.6	12 5.5

問19. 主たる業種は何ですか(1つだけ○)。

	全有効 回答 企業計	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産 業、物品 賃貸業	学術 研究・ 専門・ 技術 サービス 業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、娯楽 業	教育、 学習 支援業	医療、 福祉	複合サー ビス業 (郵便 局、協同 組合等)	その他 サービス 業(他に 分類され ない もの)	その他	無回答	
合計	7,179 100.0	499 7.0	1,999 27.8	39 0.5	254 3.5	691 9.6	1,396 19.4	71 1.0	91 1.3	161 2.2	403 5.6	242 3.4	129 1.8	238 3.3	17 0.2	877 12.2	15 0.2	57 0.8	
雇用 状況	有期契約労働者を 雇用している	5,588 100.0	347 6.2	1,598 28.6	35 0.6	196 3.5	504 9.0	1,094 19.6	62 1.1	75 1.3	129 2.3	295 5.3	178 3.2	119 2.1	201 3.6	13 0.2	696 12.5	14 0.3	32 0.6
	フルタイム・パートタイム 契約労働者を雇用している	5,118 100.0	297 5.8	1,443 28.2	30 0.6	189 3.7	436 8.5	1,010 19.7	62 1.2	73 1.4	119 2.3	275 5.4	165 3.2	116 2.3	193 3.8	12 0.2	661 12.9	12 0.2	25 0.5
雇用者 規模	フルタイム契約労働者を 雇用している	4,328 100.0	248 5.7	1,216 28.1	24 0.6	173 4.0	366 8.5	826 19.1	55 1.3	56 1.3	108 2.5	224 5.2	131 3.0	101 2.3	167 3.9	11 0.3	588 13.6	12 0.3	22 0.5
	パートタイム契約労働者を 雇用している	4,229 100.0	200 4.7	1,181 27.9	25 0.6	118 2.8	359 8.5	883 20.9	43 1.0	61 1.4	81 1.9	253 6.0	144 3.4	109 2.6	184 4.4	10 0.2	548 13.0	10 0.2	20 0.5
過去 3年 間の 経営 状況	49人以下	463 100.0	42 9.1	90 19.4	3 0.6	20 4.3	68 14.7	69 14.9	8 1.7	7 1.5	20 4.3	20 4.3	26 5.6	12 2.6	10 2.2	2 0.4	66 14.3	-	-
	50～99人	2,648 100.0	246 9.3	779 29.4	18 0.7	86 3.2	257 9.7	524 19.8	21 0.8	28 1.1	68 2.6	88 3.3	73 2.8	44 1.7	98 3.7	6 0.2	298 11.3	8 0.3	6 0.2
	100～299人	2,504 100.0	144 5.8	773 30.9	11 0.4	96 3.8	244 9.7	470 18.8	18 0.7	34 1.4	43 1.7	138 5.5	88 3.5	43 1.7	97 3.9	6 0.2	293 11.7	4 0.2	2 0.1
	300～499人	492 100.0	21 4.3	109 22.2	3 0.6	16 3.3	46 9.3	114 23.2	7 1.4	6 1.2	11 2.2	42 8.5	24 4.9	5 1.0	12 2.4	2 0.4	70 14.2	1 0.2	3 0.6
	500～999人	419 100.0	11 2.6	102 24.3	-	16 3.8	29 6.9	91 21.7	4 1.0	11 2.6	4 1.0	47 11.2	14 3.3	11 2.6	8 1.9	1 0.2	69 16.5	1 0.2	-
	1,000人以上	377 100.0	29 5.0	137 36.7	4 0.7	18 3.1	43 7.5	125 21.7	13 2.3	4 0.7	4 2.4	14 11.8	17 2.9	13 2.3	11 1.9	-	79 13.7	1 0.2	1 0.2
	無回答	76 100.0	6 7.9	9 11.8	-	2 2.6	4 5.3	3 3.9	-	1 1.3	1 1.3	-	-	1 1.3	2 2.6	-	2 2.6	-	45 59.2
	10%未満	1,122 100.0	193 9.1	696 32.8	20 0.9	114 5.4	169 8.0	461 21.7	23 1.1	27 1.3	55 2.6	52 2.5	36 1.7	27 1.3	37 1.7	1 0.0	191 9.0	5 0.2	15 0.7
	10%以上30%未満	1,713 100.0	116 6.8	598 34.9	13 0.8	49 2.9	164 9.6	301 17.6	11 1.6	22 1.3	49 2.9	38 2.2	45 2.6	34 2.0	74 4.3	4 0.2	170 9.9	1 0.1	8 0.5
	30%以上50%未満	720 100.0	24 3.3	164 22.8	2 0.3	18 2.5	94 13.1	109 15.1	6 0.8	9 1.3	19 2.6	58 8.1	36 5.0	29 4.0	47 6.5	5 0.7	93 12.9	4 0.6	3 0.4
50%以上70%未満	493 100.0	5 1.0	82 16.6	-	9 1.8	43 8.7	100 20.3	5 1.0	10 2.0	3 0.6	45 9.1	28 5.7	18 3.7	30 6.1	1 0.2	108 21.9	4 0.8	2 0.4	
70%以上90%未満	333 100.0	4 1.2	30 9.0	-	3 0.9	15 4.5	99 29.7	-	5 1.5	1 0.3	69 20.7	20 6.0	7 2.1	10 3.0	-	70 21.0	-	-	
90%以上	125 100.0	2 1.6	11 8.8	-	1 0.8	7 5.6	15 12.0	1 0.8	-	-	26 20.8	7 5.6	1 0.8	1 0.8	2 1.6	50 40.0	-	1 0.8	
無回答	82 100.0	3 3.7	17 20.7	-	2 2.4	12 14.6	9 11.0	-	2 2.4	2 2.4	7 8.5	6 7.3	3 3.7	2 2.4	-	14 17.1	-	3 3.7	
過去 3年 間の 経営 状況	業界平均よりかなり良い	101 100.0	10 9.9	23 22.8	1 1.0	-	5 5.0	24 23.8	4 4.0	2 2.0	6 5.9	4 4.0	3 3.0	2 2.0	4 4.0	1 1.0	12 11.9	-	-
	業界平均より良い	1,165 100.0	97 8.3	294 25.2	3 0.3	49 4.2	81 7.0	306 26.3	14 1.2	16 1.4	25 2.1	57 4.9	37 3.2	15 1.3	24 2.1	1 0.1	137 11.8	3 0.3	6 0.5
	業界平均並み	4,302 100.0	299 7.0	1,174 27.3	29 0.7	153 3.6	416 9.7	818 19.0	44 1.0	62 1.4	96 2.2	230 5.3	147 3.4	80 1.9	173 4.0	0.2	546 12.7	7 0.2	18 0.4
	業界平均より悪い	1,129 100.0	70 6.2	362 32.1	3 0.3	38 3.4	141 12.5	178 15.8	4 0.4	6 0.5	25 2.2	80 7.1	33 2.9	24 2.1	24 2.1	3 0.3	130 11.5	1 0.1	7 0.6
	業界平均よりかなり悪い	209 100.0	9 4.3	87 41.6	2 1.0	2 1.0	26 12.4	29 13.9	2 1.0	-	2 1.0	7 5.7	4 4.3	4 1.9	3 1.4	1 0.5	19 9.1	-	2 1.0
	無回答	273 100.0	14 5.1	59 21.6	1 0.4	12 4.4	22 8.1	41 15.0	3 1.1	5 1.8	7 2.6	20 7.3	13 4.8	4 1.5	10 3.7	1 0.4	33 12.1	4 1.5	24 8.8

問19付問. 「製造業」を選択した場合、製造業の中のどの業種ですか(1つだけ○)。

	製造業計	一般機械 器具 製造業	輸送用 機械器具 製造業	精密機械 器具 製造業	電気・ 情報通信 機械器 具、電子 部品 製造業	鉄鋼業、 金属・ 非鉄金属 製品 製造業	繊維 製品、 木材・ パルプ 製造業	化学、 石油・ プラス チック、 ゴム製品 製造業	食料品 製造業	その他	無回答	
合計	1,999 100.0	262 13.1	203 10.2	104 5.2	205 10.3	251 12.6	194 9.7	325 16.3	272 13.6	161 8.1	22 1.1	
雇用 状況	有期契約労働者を 雇用している	1,598 100.0	208 13.0	161 10.1	82 5.1	169 10.6	187 11.7	143 8.9	278 17.4	221 13.8	19 1.2	
	フルタイム・パートタイム 契約労働者を雇用している	1,443 100.0	184 12.8	144 10.0	76 5.3	159 11.0	161 11.2	127 8.8	258 17.9	204 14.1	16 1.1	
雇用者 規模	フルタイム契約労働者を 雇用している	1,216 100.0	148 12.2	128 10.5	68 5.6	135 11.1	133 10.9	105 8.6	219 18.0	171 14.1	12 1.0	
	パートタイム契約労働者を 雇用している	1,181 100.0	154 13.0	116 9.8	58 4.9	124 10.5	124 10.5	109 9.2	209 17.7	181 15.3	12 1.0	
過去 3年 間の 経営 状況	49人以下	90 100.0	18 20.0	10 11.1	6 6.7	9 10.0	10 11.1	11 12.2	7 7.8	8 8.9	10 11.1	
	50～99人	779 100.0	108 13.9	69 8.9	38 4.9	70 9.0	116 14.9	93 11.9	122 15.7	81 10.4	6 0.8	
	100～299人	773 100.0	92 11.9	81 10.5	40 5.2	87 11.3	95 12.3	70 9.1	135 17.5	109 14.1	10 1.3	
	300～499人	109 100.0	17 15.6	11 10.1	5 4.6	12 11.0	12 11.0	8 7.3	13 11.9	18 16.5	4 3.7	
	500～999人	102 100.0	7 6.9	10 9.8	5 4.9	9 8.8	11 10.8	2 2.0	23 22.5	32 31.4	3 2.9	
	1,000人以上	137 100.0	17 12.4	20 14.6	10 7.3	18 13.1	6 4.4	9 6.6	25 18.2	23 16.8	9 6.6	
	無回答	9 100.0	3 33.3	2 22.2	-	-	1 11.1	1 11.1	-	1 11.1	1 11.1	
	業界平均よりかなり良い	23 100.0	3 13.0	2 8.7	1 4.3	1 4.3	2 8.7	1 4.3	5 21.7	4 17.4	3 13.0	1 4.3
	業界平均より良い	294 100.0	47 16.0	23 7.8	15 5.1	29 9.9	39 13.3	26 8.8	49 16.7	46 15.6	19 6.5	1 0.3
	業界平均並み	1,174 100.0	157 13.4	113 9.6	64 5.5	101 8.6	157 13.4	113 9.6	191 16.3	161 13.7	103 8.8	14 1.2
業界平均より悪い	362 100.0	42 11.6	44 12.2	18 5.0	52 14.4	40 11.0	38 10.5	53 14.6	42 11.6	28 7.7	5 1.4	
業界平均よりかなり悪い	87 100.0	10 11.5	11 12.6	4 4.6	15 17.2	10 11.5	8 9.2	15 17.2	9 10.3	4 4.6	1 1.1	
無回答	59 100.0	3 5.1	10 16.9	2 3.4	7 11.9	3 5.1	8 13.6	12 20.3	10 16.9	4 6.8	-	

問19付問、「その他サービス業(他に分類されないもの)」を選択した場合、労働者派遣法に基づき、労働者派遣事業を行っている「労働者派遣会社」に該当しますか(1つだけ○)。また、他社から受注した業務を遂行するために、貴企業の労働者が当該他社で就業している「業務請負会社」に該当しますか(1つだけ○)。

○「労働者派遣会社」の該当 ○「業務請負会社」の該当

	○「労働者派遣会社」の該当				○「業務請負会社」の該当			
	その他サービス業(他に分類されないもの)計	該当する	該当しない	無回答	その他サービス業(他に分類されないもの)計	該当する	該当しない	無回答
合計	877 100.0	257 29.3	600 68.4	20 2.3	877 100.0	313 35.7	529 60.3	35 4.0
雇用状況	有期契約労働者を雇用している	696 100.0	224 32.2	454 65.2	18 2.6	696 100.0	272 39.1	393 56.5
	フルタイム・パートタイム契約労働者を雇用している	661 100.0	218 33.0	427 64.6	16 2.4	661 100.0	260 39.3	372 56.3
	フルタイム契約労働者を雇用している	588 100.0	205 34.9	372 63.3	11 1.9	588 100.0	235 40.0	328 55.8
	パートタイム契約労働者を雇用している	548 100.0	179 32.7	354 64.6	15 2.7	548 100.0	217 39.6	304 55.5
雇用者規模	49人以下	66 100.0	18 27.3	45 68.2	3 4.5	66 100.0	15 22.7	46 69.7
	50～99人	298 100.0	64 21.5	226 75.8	8 2.7	298 100.0	85 28.5	203 68.1
	100～299人	293 100.0	73 24.9	211 72.0	9 3.1	293 100.0	99 33.8	179 61.1
	300～499人	70 100.0	29 41.4	41 58.6	-	70 100.0	35 50.0	35 50.0
	500～999人	69 100.0	29 42.0	40 58.0	-	69 100.0	31 44.9	34 49.3
	1,000人以上	79 100.0	44 55.7	35 44.3	-	79 100.0	48 60.8	30 38.0
	無回答	2 100.0	-	2 100.0	-	2 100.0	-	2 100.0

問20. 雇用者規模(正社員及び直接雇用の非正社員の合計)は何人ですか(1つだけ○)。

	全有効回答企業計	雇用者規模							
		49人以下	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	無回答	
合計	7,179 100.0	463 6.4	2,648 36.9	2,504 34.9	492 6.9	419 5.8	577 8.0	76 1.1	
雇用状況	有期契約労働者を雇用している	5,588 100.0	234 4.2	1,791 32.1	2,099 37.6	447 8.0	401 7.2	570 10.2	
	フルタイム・パートタイム契約労働者を雇用している	5,118 100.0	199 3.9	1,565 30.6	1,941 37.9	423 8.3	390 7.6	559 10.9	
	フルタイム契約労働者を雇用している	4,328 100.0	152 3.5	1,240 28.7	1,651 38.1	382 8.8	355 8.2	511 11.8	
	パートタイム契約労働者を雇用している	4,229 100.0	147 3.5	1,194 28.2	1,632 38.6	361 8.5	353 8.3	512 12.1	
業種	建設業	499 100.0	42 8.4	246 49.3	144 28.9	21 4.2	11 2.2	29 5.8	
	製造業	1,999 100.0	90 4.5	779 39.0	773 38.7	109 5.5	102 5.1	137 6.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	39 100.0	3 7.7	18 46.2	11 28.2	3 7.7	-	4 10.3	
	情報通信業	254 100.0	20 7.9	86 33.9	96 37.8	16 6.3	16 6.3	18 7.1	
	運輸業、郵便業	691 100.0	68 9.8	257 37.2	244 35.3	46 6.7	29 4.2	43 6.2	
	卸売業、小売業	1,396 100.0	69 4.9	524 37.5	470 33.7	114 8.2	91 6.5	125 9.0	
	金融業、保険業	71 100.0	8 11.3	21 29.6	18 25.4	7 9.9	4 5.6	13 18.3	
	不動産業、物品賃貸業	91 100.0	7 7.7	28 30.8	34 37.4	6 6.6	11 12.1	4 4.4	
	学術研究、専門・技術サービス業	161 100.0	20 12.4	68 42.2	43 26.7	11 6.8	4 2.5	14 8.7	
	宿泊業、飲食サービス業	403 100.0	20 5.0	88 21.8	138 34.2	42 10.4	47 11.7	68 16.9	
	生活関連サービス業、娯楽業	242 100.0	26 10.7	73 30.2	88 36.4	24 9.9	14 5.8	17 7.0	
	教育、学習支援業	129 100.0	12 9.3	44 34.1	43 33.3	5 3.9	11 8.5	13 10.1	
	医療、福祉	238 100.0	10 4.2	98 41.2	97 40.8	12 5.0	8 3.4	11 4.6	
	複合サービス業(郵便局、協同組合等)	17 100.0	2 11.8	6 35.3	6 35.3	2 11.8	1 5.9	-	
	その他サービス業(他に分類されないもの)	877 100.0	66 7.5	298 34.0	293 33.4	70 8.0	69 7.9	79 9.0	
	その他	15 100.0	-	8 53.3	4 26.7	1 6.7	1 6.7	1 6.7	
	無回答	57 100.0	-	6 10.5	2 3.5	3 5.3	-	1 1.8	
	サービス業計	1,700 100.0	134 7.9	533 31.4	568 33.4	149 8.8	135 7.9	178 10.5	
	非製造業計	5,123 100.0	373 7.3	1,863 36.4	1,729 33.7	380 7.4	317 6.2	439 8.6	
	有期契約労働者比率	10%未満	2,122 100.0	94 4.4	840 39.6	752 35.4	142 6.7	109 5.1	167 7.9
		10%以上30%未満	1,713 100.0	83 4.8	598 34.9	689 40.2	120 7.0	78 4.6	129 7.5
		30%以上50%未満	720 100.0	26 3.6	184 25.6	312 43.3	58 8.1	72 10.0	64 8.9
		50%以上70%未満	493 100.0	17 3.4	73 14.8	212 43.0	72 14.6	62 12.6	55 11.2
		70%以上90%未満	333 100.0	7 2.1	37 11.1	71 21.3	38 11.4	68 20.4	112 33.6
		90%以上	125 100.0	4 3.2	36 28.8	34 27.2	9 7.2	7 5.6	32 25.6
		無回答	82 100.0	3 3.7	23 28.0	29 35.4	8 9.8	5 6.1	11 13.4
	過去の3年間の経営状況	業界平均よりかなり良い	101 100.0	6 5.9	32 31.7	37 36.6	10 9.9	6 5.9	8 7.9
業界平均より良い		1,165 100.0	42 3.6	414 35.5	432 37.1	75 6.4	74 6.4	114 9.8	
業界平均並み		4,302 100.0	271 6.3	1,592 37.0	1,522 35.4	311 7.2	248 5.8	331 7.7	
業界平均より悪い		1,129 100.0	98 8.7	422 37.4	376 33.3	71 6.3	65 5.8	90 8.0	
業界平均よりかなり悪い		209 100.0	31 14.8	85 40.7	65 31.1	9 4.3	8 3.8	10 4.8	
無回答		273 100.0	15 5.5	103 37.7	72 26.4	16 5.9	18 6.6	24 8.8	

調査シリーズNo.122
 問21. 労働組合や労使協議機関はありますか。また、「労働組合がある」場合、組合員の中に「定年再雇用者」あるいは「定年再雇用者以外の有期契約労働者」は含まれていますか(それぞれ1つだけ○)。

	全有効 回答 企業計	過半数 代表の 労働組合 がある	過半数 代表では ないが、 労働組合 がある	労働組合 はないが、 労使協 議機関 がある	労働組合 も労使 協議機 関も ない	無回答	定年再雇用者			定年再雇用者以外の有期契約労働者						
							労働組合 がある計	組合員に 含まれて いる	含まれて いない	無回答	労働組合 がある計	組合員に 含まれて いる	含まれて いない	無回答		
合計	7,179 100.0	1,299 18.1	406 5.7	1,976 27.5	3,393 47.3	105 1.5	1,705 23.9	461 6.4	1,174 16.4	70 1.0	1,705 23.9	273 3.8	1,271 17.7	161 2.2		
雇用 状況	有期契約労働者を 雇用している	5,588 100.0	1,188 21.3	361 6.5	1,557 27.9	2,414 43.2	68 1.2	1,549 27.9	406 7.3	1,084 20.0	59 1.1	1,549 27.9	261 4.7	1,195 21.4	93 1.7	
	フルタイム・パートタイム 契約労働者を雇用している	5,118 100.0	1,108 21.6	344 6.7	1,413 27.6	2,195 42.9	58 1.1	1,452 28.4	372 7.3	1,023 20.0	57 1.1	1,452 28.4	250 4.9	1,145 22.4	57 1.1	
	フルタイム契約労働者を 雇用している	4,328 100.0	989 22.9	303 7.0	1,169 27.0	1,818 42.0	49 1.1	1,292 29.7	335 7.6	912 20.8	45 1.0	1,292 29.7	227 5.1	1,019 23.1	46 1.0	
	パートタイム契約労働者を 雇用している	4,229 100.0	924 21.8	295 7.0	1,146 27.1	1,821 43.1	43 1.0	1,219 28.8	308 7.3	861 20.4	50 1.2	1,219 28.8	220 5.2	959 22.7	40 0.9	
業種	建設業	499 100.0	77 15.4	11 2.2	135 27.1	271 54.3	5 1.0	88 17.6	20 4.0	65 13.0	3 0.6	88 17.6	8 1.6	69 13.8	11 2.2	
	製造業	1,999 100.0	534 26.7	93 4.7	628 31.4	725 36.3	19 1.0	627 31.4	137 6.7	473 23.7	17 0.8	627 31.4	46 2.3	524 26.2	57 2.8	
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	39 100.0	17 43.6	2 5.1	12 30.8	8 20.5	-	19 48.5	3 7.7	16 41.0	-	19 48.5	2 5.1	14 35.9	3 7.7	
	情報通信業	254 100.0	28 11.0	13 5.1	94 37.0	115 45.3	4 1.6	41 16.1	9 3.5	30 11.8	2 0.8	41 16.1	5 1.9	35 13.8	1 0.4	
	運輸業、郵便業	691 100.0	225 32.6	72 10.4	144 20.8	241 34.9	9 1.3	297 43.0	114 16.4	172 24.9	11 1.6	297 43.0	49 7.1	203 29.3	45 6.5	
	卸売業、小売業	1,396 100.0	203 14.5	65 4.7	355 25.4	760 54.4	13 0.9	268 19.2	49 3.5	205 14.7	14 1.0	268 19.2	68 5.0	183 13.2	17 1.2	
	金融業、保険業	71 100.0	23 32.4	3 4.2	16 22.5	29 40.8	-	26 36.6	5 7.0	19 26.4	2 2.8	26 36.6	5 7.0	20 28.2	3 4.2	
	不動産業、物品賃貸業	91 100.0	7 7.7	3 3.3	21 23.1	58 63.7	2 2.2	10 11.0	3 3.3	8 8.8	-	10 11.0	-	9 9.9	1 1.1	
	学術研究、専門・技術 サービス業	161 100.0	25 15.5	14 8.7	55 34.2	65 40.4	5 3.1	39 24.2	12 7.5	25 15.5	2 1.2	39 24.2	8 5.0	30 18.6	1 0.6	
	宿泊業、飲食サービス業	403 100.0	22 5.5	30 7.4	77 19.1	269 66.7	5 1.2	52 12.9	14 3.5	34 8.4	4 1.0	52 12.9	11 2.7	39 9.7	2 0.5	
	生活関連サービス業、 娯楽業	242 100.0	14 5.8	12 5.0	61 25.2	153 63.2	2 0.8	26 10.7	13 5.4	12 5.0	1 0.4	26 10.7	11 4.3	12 5.0	3 1.2	
	教育、学習支援業	129 100.0	21 16.3	37 28.7	30 23.3	39 30.2	2 1.6	58 45.0	23 17.8	30 23.3	5 3.9	58 45.0	18 14.1	35 27.1	5 3.9	
	医療、福祉	238 100.0	15 6.3	9 3.8	70 29.4	139 58.4	5 2.1	24 10.1	7 3.0	15 6.3	2 0.8	24 10.1	8 3.4	14 5.9	2 0.8	
	複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	17 100.0	4 23.5	2 11.8	4 23.5	7 41.2	-	6 35.3	-	5 29.4	-	6 35.3	-	5 29.4	-	
	その他サービス業(他に 分類されないもの)	877 100.0	76 8.7	37 4.2	263 30.0	489 55.8	12 1.4	113 12.8	50 5.7	83 9.5	16 1.8	113 12.8	32 3.6	70 8.0	11 1.2	
	その他	15 100.0	5 33.3	1 6.7	2 13.3	7 46.7	-	6 40.0	1 6.7	5 33.3	-	6 40.0	-	5 33.3	1 6.7	
	無回答	57 100.0	3 5.3	2 3.5	9 15.8	18 31.6	25 43.9	5 8.8	2 3.5	3 5.3	-	5 8.8	1 1.8	4 7.0	-	
	サービス業計	1,700 100.0	141 8.3	95 5.6	460 27.1	983 57.8	21 1.2	236 13.9	89 5.2	133 7.8	14 0.8	236 13.9	63 3.7	156 9.2	17 1.0	
	非製造業計	5,123 100.0	762 14.9	311 6.1	1,339 26.1	2,650 51.7	61 1.2	1,073 20.9	322 6.3	698 13.6	53 1.0	1,073 20.9	226 4.4	743 14.5	104 2.0	
	雇用 者規 模	49人以下	463 100.0	18 3.9	17 3.7	117 25.3	304 65.7	7 1.5	35 7.6	16 3.5	17 3.7	2 0.4	35 7.6	4 0.9	18 3.9	13 2.8
		50～99人	2,648 100.0	296 11.2	107 4.0	803 30.3	1,411 53.3	31 1.2	403 15.2	101 3.8	283 10.7	19 0.7	403 15.2	47 1.8	286 10.9	70 2.6
		100～299人	2,504 100.0	453 18.1	112 4.5	759 30.3	1,153 46.0	27 1.1	565 22.6	146 5.8	710 28.3	18 0.7	565 22.6	82 3.2	435 16.9	48 1.8
		300～499人	492 100.0	113 23.0	42 8.5	138 28.0	194 39.4	5 1.0	155 31.5	35 7.1	115 23.2	5 1.0	155 31.5	22 4.4	123 25.0	10 2.0
500～999人		419 100.0	120 28.6	44 10.5	80 19.1	173 41.3	2 0.5	164 39.1	46 10.5	114 27.2	4 1.0	164 39.1	26 6.2	131 31.1	7 1.7	
1,000人以上		577 100.0	295 51.1	81 14.0	62 10.7	134 23.2	5 0.9	376 65.1	114 20.0	241 41.8	21 3.6	376 65.1	91 24.2	272 72.3	13 3.5	
無回答		76 100.0	4 5.3	3 3.9	17 22.4	24 31.6	28 36.8	7 9.1	3 3.9	3 3.9	1 1.3	7 9.1	1 1.3	6 7.8	-	
10%未満		2,122 100.0	465 21.9	88 4.1	657 31.0	884 41.7	28 1.3	553 26.1	123 5.8	408 19.2	22 1.0	553 26.1	40 7.2	467 84.4	46 8.3	
10%以上30%未満	1,713 100.0	434 25.3	88 5.1	455 26.6	718 41.9	18 1.1	522 30.4	125 7.3	390 22.8	7 0.4	522 30.4	64 12.3	434 83.1	24 4.6		
30%以上50%未満	720 100.0	148 20.6	63 8.8	201 27.9	304 42.2	4 0.6	211 29.3	66 9.2	137 18.9	8 1.1	211 29.3	52 7.4	150 20.8	9 1.2		
50%以上70%未満	493 100.0	70 14.2	58 11.8	129 26.2	231 46.9	5 1.0	128 25.8	52 10.6	65 13.2	11 2.2	128 25.8	51 10.2	70 14.2	7 1.4		
70%以上90%未満	333 100.0	44 13.2	46 13.8	66 19.8	173 52.0	4 1.2	90 27.0	27 8.1	55 16.5	8 2.4	90 27.0	39 11.8	47 14.4	4 1.2		
90%以上	125 100.0	10 8.0	11 8.8	31 24.8	71 56.8	2 1.6	21 16.8	9 7.2	11 8.8	1 0.8	21 16.8	8 6.3	12 9.6	1 0.8		
無回答	82 100.0	17 20.7	7 8.5	18 22.0	33 40.2	7 8.5	24 29.3	4 4.9	18 22.0	2 2.4	24 29.3	7 8.5	15 18.3	2 2.4		
改正 法認 知度	改正内容まで知っている	4,535 100.0	1,036 22.8	305 6.7	1,288 28.4	1,862 41.1	44 1.0	1,341 29.6	358 7.9	931 20.7	52 1.2	1,341 29.6	234 5.3	1,017 22.6	90 2.0	
	改正されたことは知って いるが、内容はよく分 からない	2,179 100.0	224 10.3	80 3.7	592 27.2	1,251 57.4	32 1.5	304 14.0	82 3.8	208 9.5	14 0.6	304 14.0	32 1.5	218 10.0	54 2.5	
	知らない・分からない	321 100.0	28 8.7	13 4.0	60 18.7	212 66.0	8 2.5	41 12.8	14 4.3	24 7.3	3 0.9	41 12.8	4 1.2	25 7.5	12 3.6	
	無回答	144 100.0	11 7.6	8 5.6	36 25.0	68 47.2	21 14.6	19 13.2	7 4.9	11 7.6	1 0.7	19 13.2	3 2.3	11 7.6	5 3.5	
	過去3 年間の 経営 状況	101 100.0	12 11.9	9 8.9	22 21.8	56 55.4	2 2.0	21 20.8	2 1.9	17 16.8	2 1.9	21 20.8	4 3.9	15 14.8	2 1.9	
業界平均よりかなり良い	1,165 100.0	163 14.0	54 4.6	322 27.6	619 53.1	7 0.6	217 18.6	56 4.8	151 12.9	10 0.8	217 18.6	42 3.6	150 12.9	25 2.1		
業界平均より良い	4,302 100.0	805 18.7	224 5.2	1,259 29.3	1,986 46.2	28 0.7	1,029 23.9	274 6.3	715 16.5	40 0.9	1,029 23.9	149 3.4	784 18.1	96 2.2		
業界平均並み	1,129 100.0	238 21.1	90 8.0	277 24.5	516 45.7	8 0.7	328 29.9	98 8.8	217 19.7	13 1.2	328 29.9	62 5.5	239 21.1	27 2.4		
業界平均よりかなり悪い	209 100.0	49 23.4	16 7.7	44 21.1	100 47.8	-	65 27.7	18 7.2	45 18.3	2 0.8	65 27.7	6 2.4	52 20.0	7 2.7		
無回答	273 100.0	32 11.7	13 4.8	52 19.0	116 42.5	60 22.0	45 16.4	13 4.8	29 10.6	3 1.1	45 16.4	10 3.7	31 11.3	4 1.4		

問22. 企業設立年をご記入ください(数値記入)。

	全有効 回答 企業計	1979 年以前	1980 年代	1990 年代	2000 年代	2010 年以降	無回答	中央値	平均値	
合計	7,179 100.0	4,567 63.6	878 12.2	642 8.9	641 8.9	97 1.4	354 4.9	1,966.0	1,969.2	
雇用 状況	有期契約労働者を 雇用している	5,588 100.0	3,597 64.4	652 11.7	484 8.7	533 9.5	75 1.3	247 4.4	1,968.0	1,968.6
	フルタイム・パートタイム 契約労働者を雇用している	5,118 100.0	3,243 63.4	613 12.0	458 8.9	510 10.0	74 1.4	220 4.3	1,969.0	1,969.1
業 種	フルタイム契約労働者を 雇用している	4,328 100.0	2,702 62.4	527 12.2	398 9.2	456 10.5	68 1.6	177 4.1	1,970.0	1,969.4
	パートタイム契約労働者を 雇用している	4,229 100.0	2,707 64.0	489 11.6	367 8.7	424 10.0	61 1.4	181 4.3	1,969.0	1,968.8
業 種	建設業	499 100.0	376 75.4	40 8.0	27 5.4	29 5.8	3 0.6	24 4.8	1,960.5	1,964.7
	製造業	1,999 100.0	1,491 74.6	176 8.8	107 5.4	122 6.1	20 1.0	83 4.2	1,962.0	1,963.4
業 種	電気・ガス・熱供給・ 水道業	39 100.0	33 84.6	5 12.8	- -	- -	- -	1 2.6	1,965.5	1,953.1
	情報通信業	254 100.0	79 31.1	68 26.8	48 18.9	48 18.9	5 2.0	6 2.4	1,984.0	1,983.9
業 種	運輸業、郵便業	691 100.0	488 70.6	63 9.1	44 6.4	49 7.1	7 1.0	40 5.8	1,962.0	1,965.4
	卸売業、小売業	1,396 100.0	976 69.9	131 9.4	111 8.0	101 7.2	20 1.4	57 4.1	1,963.0	1,966.9
業 種	金融業、保険業	71 100.0	38 53.5	13 18.3	4 5.6	14 19.7	- -	2 2.8	1,961.0	1,968.2
	不動産業、物品賃貸業	91 100.0	50 54.9	15 16.5	6 6.6	8 8.8	3 3.3	9 9.9	1,975.0	1,975.3
業 種	学術研究、専門・技術 サービス業	161 100.0	68 42.2	42 26.1	19 11.8	21 13.0	4 2.5	7 4.3	1,970.0	1,977.1
	宿泊業、飲食サービス業	403 100.0	198 49.1	61 15.1	58 14.4	51 12.7	8 2.0	27 6.7	1,977.0	1,975.4
業 種	生活関連サービス業、 娯楽業	242 100.0	140 57.9	46 19.0	25 10.3	16 6.6	4 1.7	11 4.5	1,972.0	1,974.3
	教育、学習支援業	129 100.0	91 70.5	10 7.8	10 7.8	7 5.4	1 0.8	10 7.8	1,964.0	1,956.1
業 種	医療、福祉	238 100.0	96 36.1	38 16.0	36 23.5	49 20.6	3 1.3	6 2.5	1,985.0	1,983.4
	複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	17 100.0	11 64.7	- -	3 17.6	3 17.6	- -	- -	1,967.0	1,973.4
業 種	その他サービス業(他に 分類されないもの)	877 100.0	407 46.4	166 18.9	120 13.7	118 13.5	19 2.2	47 5.4	1,981.0	1,979.9
	その他	15 100.0	12 80.0	1 6.7	- -	2 13.3	- -	- -	1,973.0	1,967.8
業 種	無回答	57 100.0	23 40.4	3 5.3	4 7.0	3 5.3	- 42.1	24 -	1,958.0	1,968.5
	サービス業計	1,700 100.0	824 48.5	315 18.5	225 13.2	209 12.3	35 2.1	92 5.4	1,978.0	1,977.7
業 種	非製造業計	5,123 100.0	3,053 59.6	699 13.6	531 10.4	516 10.1	77 1.5	247 4.8	1,969.0	1,971.5
	49人以下	463 100.0	265 57.2	65 14.0	46 9.9	51 11.0	10 2.2	26 5.6	1,971.0	1,974.6
雇 用 者 規 模	50～99人	2,648 100.0	1,680 63.4	319 12.0	240 9.1	236 8.9	29 1.1	144 5.4	1,966.0	1,970.2
	100～299人	2,504 100.0	1,597 63.8	334 13.3	217 8.7	216 8.6	37 1.5	103 4.1	1,966.0	1,969.2
雇 用 者 規 模	300～499人	492 100.0	313 63.6	59 12.0	53 10.8	44 8.9	6 1.2	17 3.5	1,969.5	1,969.9
	500～999人	419 100.0	265 63.2	47 11.2	43 10.3	35 8.4	7 1.7	22 5.3	1,972.0	1,967.4
雇 用 者 規 模	1,000人以上	577 100.0	417 72.3	49 8.5	35 6.1	52 9.2	8 1.4	15 2.6	1,963.0	1,960.8
	無回答	76 100.0	30 39.5	5 6.6	8 10.5	6 7.9	- -	27 35.5	1,962.0	1,971.4
有 期 契 約 労 働 者 比 率	10%未満	2,122 100.0	1,439 67.8	230 10.8	159 7.5	175 8.2	21 1.0	98 4.6	1,965.0	1,967.0
	10%以上30%未満	1,713 100.0	1,161 67.8	192 11.2	125 7.3	150 8.8	18 1.1	67 3.9	1,964.0	1,966.0
有 期 契 約 労 働 者 比 率	30%以上50%未満	720 100.0	424 58.9	97 13.5	74 10.3	85 11.8	12 1.7	28 3.9	1,972.0	1,971.3
	50%以上70%未満	493 100.0	293 59.4	53 10.8	53 10.8	60 12.2	15 3.0	19 3.9	1,971.0	1,973.5
有 期 契 約 労 働 者 比 率	70%以上90%未満	333 100.0	177 53.2	48 14.4	46 13.8	37 11.1	6 1.8	19 5.7	1,973.5	1,976.4
	90%以上	125 100.0	56 44.8	24 19.2	17 13.6	23 18.4	- -	5 4.0	1,975.5	1,979.3
有 期 契 約 労 働 者 比 率	無回答	82 100.0	47 57.3	8 9.8	10 12.2	3 3.7	3 3.7	11 13.4	1,968.0	1,966.7
	改正内容まで知っている	4,535 100.0	2,949 65.0	542 12.0	398 8.8	405 8.9	53 1.2	188 4.1	1,966.0	1,967.9
法 認 知 度	改正されたことは知っている が、内容はよく分からない	2,179 100.0	1,337 61.4	288 13.2	202 9.3	193 8.9	37 1.7	122 5.6	1,970.0	1,971.6
	知らない・分からない	321 100.0	206 64.2	35 10.9	31 9.7	31 9.7	3 0.9	15 4.7	1,969.0	1,970.7
法 認 知 度	無回答	144 100.0	75 52.1	13 9.0	11 7.6	12 8.3	4 2.8	29 20.1	1,962.5	1,970.4
	過去 3 年 間 の 経 営 状 況	101 100.0	60 59.4	8 7.9	12 11.9	15 14.9	1 1.0	5 5.0	1,964.5	1,974.1
過 去 3 年 間 の 経 営 状 況	業界平均よりかなり良い	1,165 100.0	705 60.5	163 14.0	129 11.1	122 10.5	7 0.6	39 3.3	1,969.0	1,971.8
	業界平均並み	4,302 100.0	2,797 65.0	520 12.1	376 8.7	378 8.8	66 1.5	165 3.8	1,966.0	1,968.7
過 去 3 年 間 の 経 営 状 況	業界平均より悪い	1,129 100.0	756 67.0	128 11.3	97 8.6	96 8.5	10 0.9	42 3.7	1,963.0	1,968.0
	業界平均よりかなり悪い	209 100.0	140 67.0	28 13.4	11 5.3	12 5.7	3 1.4	15 7.2	1,971.0	1,966.0
過 去 3 年 間 の 経 営 状 況	無回答	273 100.0	109 39.9	31 11.4	17 6.2	18 6.6	10 3.7	88 32.2	1,978.0	1,973.1

問23. 過去3年間の経営状況について教えてください(1つだけ○)。

	全有効 回答 企業計	業界平均 より かなり 良い	業界平均 より良い	業界平均 並み	業界平均 より悪い	業界平均 より かなり 悪い	無回答		
合計	7,179 100.0	101 1.4	1,165 16.2	4,302 59.9	1,129 15.7	209 2.9	273 3.8		
雇用 状況	有期契約労働者を 雇用している	5,388 100.0	74 1.3	875 15.7	3,390 60.7	895 16.0	148 2.6	206 3.7	
	フルタイム・パートタイム 契約労働者を雇用している	5,118 100.0	71 1.4	804 15.7	3,101 60.6	820 16.0	136 2.7	186 3.6	
	フルタイム契約労働者を 雇用している	4,328 100.0	63 1.5	682 15.8	2,623 60.6	695 16.1	111 2.6	154 3.6	
	パートタイム契約労働者を 雇用している	4,229 100.0	54 1.3	680 16.1	2,566 60.7	663 15.7	112 2.6	154 3.6	
業 種	建設業	499 100.0	10 2.0	97 19.4	299 59.9	70 14.0	9 1.8	14 2.8	
	製造業	1,999 100.0	23 1.2	294 14.7	1,174 58.7	362 18.1	87 4.4	59 3.0	
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	39 100.0	1 2.6	3 7.7	29 74.4	3 7.7	2 5.1	1 2.6	
	情報通信業	254 100.0	-	49 19.3	153 60.2	38 15.0	2 0.8	12 4.7	
	運輸業、郵便業	691 100.0	5 0.7	81 11.7	416 60.2	141 20.4	26 3.8	22 3.2	
	卸売業、小売業	1,396 100.0	24 1.7	306 21.9	818 58.6	178 12.8	29 2.1	41 2.9	
	金融業、保険業	71 100.0	4 5.6	14 19.7	44 62.0	4 5.6	2 2.8	3 4.2	
	不動産業、物品賃貸業	91 100.0	2 2.2	16 17.6	62 68.1	6 6.6	-	5 5.5	
	学術研究、専門・技術 サービス業	161 100.0	6 3.7	25 15.5	96 59.6	25 15.5	2 1.2	7 4.3	
	宿泊業、飲食サービス業	403 100.0	4 1.0	37 14.1	230 57.1	80 19.9	12 3.0	20 5.0	
	生活関連サービス業、 娯楽業	242 100.0	3 1.2	37 15.3	147 60.7	33 13.6	9 3.7	13 5.4	
	教育、学習支援業	129 100.0	2 1.6	15 11.6	80 62.0	24 18.6	4 3.1	4 3.1	
	医療、福祉	238 100.0	4 1.7	24 10.1	173 72.7	24 10.1	3 1.3	10 4.2	
	複合サービス業 (郵便局、協同組合等)	17 100.0	1 5.9	1 5.9	10 58.8	3 17.6	1 5.9	1 5.9	
	その他サービス業（他に 分類されないもの）	877 100.0	12 1.4	137 15.6	546 62.3	130 14.8	19 2.2	33 3.8	
	その他	15 100.0	-	3 20.0	7 46.7	4 6.7	-	4 26.7	
	無回答	57 100.0	-	6 10.5	18 31.6	7 12.3	2 3.5	24 42.1	
	サービス業計	1,700 100.0	26 1.5	257 15.1	1,029 60.5	271 15.9	43 2.5	74 4.4	
	非製造業計	5,123 100.0	78 1.5	865 16.9	3,110 60.7	760 14.8	120 2.3	190 3.7	
	雇 用 者 規 模	49人以下	463 100.0	6 1.3	42 9.1	271 58.5	98 21.2	31 6.7	15 3.2
		50～99人	2,648 100.0	32 1.2	414 15.6	1,592 60.1	422 15.9	85 3.2	103 3.9
		100～299人	2,504 100.0	37 1.5	432 17.3	1,522 60.8	376 15.0	65 2.6	72 2.9
		300～499人	492 100.0	10 2.0	75 15.2	311 63.2	71 14.4	9 1.8	16 3.3
500～999人		419 100.0	6 1.4	74 17.7	248 59.2	65 15.5	8 1.9	18 4.3	
1,000人以上		877 100.0	8 1.4	114 19.8	331 57.4	90 15.6	10 1.7	24 4.2	
無回答		76 100.0	2 2.6	14 18.4	27 35.5	7 9.2	4 1.3	25 32.9	
有 期 契 約 労 働 者 比 率		1,0%未満	2,122 100.0	31 1.5	346 16.3	1,295 61.0	318 15.0	58 2.7	74 3.5
10%以上30%未満	1,713 100.0	23 1.3	264 15.4	1,042 60.8	278 16.2	46 2.7	60 3.5		
30%以上50%未満	720 100.0	8 1.1	112 15.6	456 63.3	107 14.9	16 2.2	21 2.9		
50%以上70%未満	493 100.0	10 2.0	70 14.2	282 57.2	96 19.5	11 2.2	24 4.9		
70%以上90%未満	333 100.0	1 0.3	60 18.0	188 56.5	62 18.6	10 3.0	12 3.6		
90%以上	125 100.0	1 0.8	12 9.6	76 60.8	26 20.8	5 4.0	5 4.0		
無回答	82 100.0	-	11 13.4	51 62.2	8 9.8	2 2.4	10 12.2		

JILPT 調査シリーズ No.122

改正労働契約法に企業はどう対応しようとしているのか
—「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」結果—

発行年月日 2014年5月30日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 調査・解析部 TEL:03-5903-6286

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2014 JILPT

* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)